

# 水俣市議会会議録

令和2年12月第6回定例会（11月27日開会）  
（12月17日閉会）

水 俣 市 議 会

## 令和2年12月第6回定例会（11月27日招集）会期日程表

（会期 11月27日から12月17日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	11月27日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 先議案件に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 質疑 討論 採決 令和元年度一般・特別・企業会計決算の委員長報告 質疑 討論 採決
2	28日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	29日	日			市の休日（日曜日）
4	30日	月			議案調査
5	12月1日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	2日	水			議案調査
7	3日	木			議案調査
8	4日	金			議案調査
9	5日	土			市の休日（土曜日）
10	6日	日			市の休日（日曜日）
11	7日	月			議案調査
12	8日	火	午前9時30分		本会議
13	9日	水	午前9時30分	本会議	一般質問（高岡朱美君、小路貴紀君、藤本壽子君、桑原一知君）
14	10日	木	午前9時30分	本会議	一般質問（杉迫一樹君、牧下恭之君、木戸理江君） 議案質疑 委員会付託
15	11日	金	————	委員会	委員会
16	12日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	13日	日			市の休日（日曜日）
18	14日	月	————	委員会	委員会（予備日）
19	15日	火		休 会	議事整理日
20	16日	水			議事整理日
21	17日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

# 令和2年12月第6回水俣市議会定例会会議録目次

令和2年11月27日（金） — 1日目 —

出欠席議員	1-1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第1号	2
開 会	3
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 会議録署名議員の指名について	3
日程第2 会期の決定について	4
議案上程	5
日程第3 議第105号 専決処分の報告及び承認について	
専第18号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について	5
日程第4 議第106号 専決処分の報告及び承認について	
専第20号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第12号）	6
日程第5 議第107号 水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	7
日程第6 議第108号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	8
日程第7 議第109号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第13号）	9
日程第8 議第110号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	12
日程第9 議第111号 令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	12
日程第10 議第112号 令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	13
日程第11 議第113号 令和2年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	14
日程第12 議第114号 工事請負契約の変更について	15
日程第13 議第115号 工事請負契約の変更について	15
日程第14 議第116号 財産の取得について	16
日程第15 議第117号 市道の路線認定について	16
市長の提案理由説明	16

先議案件に対する質疑	19
委員会付託	1-20
休憩・開議	20
○総務産業委員長の報告	20
○厚生文教委員長の報告	20
委員会審査報告書	21
委員長報告に対する質疑	22
討    論	22
採    決	22
日程第16 議第93号令和元年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分についてから 日程第22 議第100号令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定につい てまで7件に関する委員会の審査報告	22
○総務産業委員長の報告	23
○厚生文教委員長の報告	24
○一般会計決算特別委員長の報告	26
委員会審査報告書	30
委員長報告に対する質疑	31
討    論	31
採    決	31
散    会	32

令和2年12月8日（火） —— 2日目 ——

出欠席議員	2-1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第2号	2
開    議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	3
○谷口明弘君の質問	3
1 水俣市の財政状況について	3

2	令和3年度当初予算編成方針について	4
3	光インターネット回線の整備について	2- 4
4	企業誘致活動について	5
5	地上デジタル放送の共同アンテナ受信設備改修について	5
市長の答弁		6
○	谷口明弘君の再質問	7
	市長の答弁	7
	市長の答弁	8
○	谷口明弘君の再質問	9
	市長の答弁	11
	総務企画部長の答弁	11
○	谷口明弘君の再質問	12
	総務企画部長の答弁	12
○	谷口明弘君の再々質問	12
	総務企画部長の答弁	12
	副市長の答弁	13
○	谷口明弘君の再質問	14
	副市長の答弁	14
○	谷口明弘君の再々質問	15
	副市長の答弁	15
	総務企画部長の答弁	15
○	谷口明弘君の再質問	16
	総務企画部長の答弁	17
○	谷口明弘君の再々質問	17
	総務企画部長の答弁	17
休憩・開議		18
○	松本和幸君の質問	18
1	風力発電事業計画について	18
2	介護職員の処遇改善について	18
3	水俣川河川改修について	18
4	丸島江添川の計画について	19
市長の答弁		19

○松本和幸君の発言	19
福祉環境部長の答弁	2- 22
○松本和幸君の再質問	22
福祉環境部長の答弁	23
○松本和幸君の発言	23
産業建設部長の答弁	23
○松本和幸君の再質問	24
産業建設部長の答弁	24
産業建設部長の答弁	24
○松本和幸君の再質問	25
産業建設部長の答弁	27
○松本和幸君の発言	28
休憩・開議	28
○田中睦君の質問	28
1 コロナ禍における学校現場の状況について	28
2 学校給食の安全性と地産地消の推進について	29
3 森林伐採の現状について	29
4 水俣病問題について	29
5 映画「MINAMATA」について	29
市長の答弁	29
教育長の答弁	30
○田中睦君の再質問	31
教育長の答弁	32
○田中睦君の再々質問	32
教育長の答弁	33
教育長の答弁	34
○田中睦君の再質問	35
教育長の答弁	35
○田中睦君の発言	36
産業建設部長の答弁	36
○田中睦君の発言	37
市長の答弁	38

○田中睦君の再質問	38
市長の答弁	2- 38
○田中睦君の再々質問	39
市長の答弁	39
副市長の答弁	39
○田中睦君の再質問	40
副市長の答弁	40
○田中睦君の再々質問	40
副市長の答弁	41
休憩・開議	41
○平岡朱君の質問	41
1 多様な「性」を生きる人たちが暮らしやすい社会の実現について	42
2 小学校運動部活動の社会体育移行後の課題について	43
3 再生可能エネルギー100%のまちづくりについて	43
4 水俣病問題について	43
市長の答弁	44
総務企画部長の答弁	44
○平岡朱君の再質問	45
総務企画部長の答弁	46
教育長の答弁	47
○平岡朱君の再々質問	47
総務企画部長の答弁	48
教育長の答弁	48
○平岡朱君の再質問	49
教育長の答弁	49
○平岡朱君の再々質問	50
休憩・開議	51
教育長の答弁	51
市長の答弁	52
○平岡朱君の再質問	53
市長の答弁	53
○平岡朱君の発言	54

福祉環境部長の答弁	55
○平岡朱君の再質問	2- 56
市長の答弁	56
福祉環境部長の答弁	56
○平岡朱君の再々質問	57
市長の答弁	57
散 会	58

令和2年12月9日（水） — 3日目 —

出欠席議員	3-1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第3号	2
開 議	2
諸般の報告	2
日程第1 一般質問	3
○高岡朱美君の質問	3
1 学校給食に提供される食材の安全確保と対策について	3
2 本市の財政状況について	4
3 病院、高齢者施設でのクラスターを未然に防ぐコロナ対策について	4
市長の答弁	4
教育長の答弁	5
○高岡朱美君の再質問	5
教育長の答弁	7
○高岡朱美君の再々質問	8
市長の答弁	9
教育長の答弁	9
市長の答弁	9
○高岡朱美君の再質問	10
市長の答弁	11
○高岡朱美君の再々質問	12



市長の答弁	13
福祉環境部長の答弁	3- 14
病院事業管理者の答弁	15
○高岡朱美君の再質問	15
病院事業管理者の答弁	17
福祉環境部長の答弁	18
○高岡朱美君の再々質問	18
福祉環境部長の答弁	19
休憩・開議	19
○小路貴紀君の質問	19
1 道の駅みなまたの再整備について	20
2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について	20
3 特産品化に向けた取り組みについて	20
市長の答弁	20
○小路貴紀君の再質問	21
市長の答弁	23
○小路貴紀君の再々質問	24
市長の答弁	25
副市長の答弁	26
○小路貴紀君の再質問	28
副市長の答弁	29
○小路貴紀君の発言	30
産業建設部長の答弁	30
○小路貴紀君の再質問	32
産業建設部長の答弁	33
市長の答弁	34
○小路貴紀君の再々質問	34
産業建設部長の答弁	36
休憩・開議	36
○藤本壽子君の質問	36
1 水俣市の財政状況悪化による市民生活への影響について	37
2 道の駅・海の駅整備事業について	37

3 水俣市の山間地に建設予定の風力発電所について	37
市長の答弁	3- 38
総務企画部長の答弁	38
○藤本壽子君の再質問	39
総務企画部長の答弁	40
○藤本壽子君の再々質問	41
総務企画部長の答弁	41
市長の答弁	42
市長の答弁	42
○藤本壽子君の再質問	44
市長の答弁	45
○藤本壽子君の再々質問	46
市長の答弁	47
副市長の答弁	47
○藤本壽子君の再質問	48
副市長の答弁	50
○藤本壽子君の再々質問	52
副市長の答弁	54
休憩・開議	54
○桑原一知君の質問	54
1 防災・減災について	55
2 農業振興について	55
3 G I G Aスクール構想と学校 I C T化について	55
市長の答弁	56
○桑原一知君の再質問	58
市長の答弁	60
○桑原一知君の再々質問	61
市長の答弁	62
産業建設部長の答弁	63
○桑原一知君の再質問	64
産業建設部長の答弁	66
○桑原一知君の発言	66

教育長の答弁	67
○桑原一知君の再質問	3- 68
教育長の答弁	68
○桑原一知君の発言	69
散 会	69

令和2年12月10日（木） — 4日目 —

出欠席議員	4-1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第4号	2
開 議	3
諸般の報告	3
日程第1 一般質問	3
○杉迫一樹君の質問	3
1 新庁舎のユニバーサルデザインについて	5
（1） 基本構想、基本設計について	5
（2） 利便性について	5
（3） 新庁舎に関わる対応について	5
2 教育現場でのICT機器活用について	5
休憩・開議	6
市長の答弁	6
産業建設部長の答弁	7
○杉迫一樹君の再質問	8
総務企画部長の答弁	13
産業建設部長の答弁	13
○杉迫一樹君の再々質問	14
産業建設部長の答弁	17
総務企画部長の答弁	17
市長の答弁	18
教育長の答弁	18

○杉迫一樹君の再質問	20
教育長の答弁	4- 22
○杉迫一樹君の再々質問	22
教育長の答弁	24
休憩・開議	24
○牧下恭之君の質問	24
1 地球温暖化対策について	24
2 不妊治療支援について	25
3 水俣市立図書館について	26
市長の答弁	27
○牧下恭之君の再質問	27
市長の答弁	28
○牧下恭之君の再々質問	29
市長の答弁	29
福祉環境部長の答弁	30
○牧下恭之君の再質問	30
福祉環境部長の答弁	31
○牧下恭之君の発言	31
副市長の答弁	32
休憩・開議	32
○木戸理江君の質問	33
1 医療センターの効果的運用と利用向上対策について	35
2 学校の現状について	35
3 湯の鶴地域の観光振興策について	35
4 水俣市の防災と安全対策について	35
市長の答弁	35
病院事業管理者の答弁	36
○木戸理江君の再質問	37
病院事業管理者の答弁	38
○木戸理江君の再々質問	39
病院事業管理者の答弁	39
教育長の答弁	40

○木戸理江君の再質問	40
教育長の答弁	4- 42
○木戸理江君の再々質問	43
市長の答弁	44
副市長の答弁	45
○木戸理江君の再質問	45
副市長の答弁	46
○木戸理江君の再々質問	46
副市長の答弁	48
市長の答弁	48
○木戸理江君の再質問	49
市長の答弁	50
休憩・開議	51
質 疑	51
日程第2 議第105号 専決処分の報告及び承認について	
専第18号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定につ	
いて	51
日程第3 議第106号 専決処分の報告及び承認について	
専第20号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第12号）	51
日程第4 議第108号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	52
日程第5 議第109号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第13号）	52
日程第6 議第110号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	52
日程第7 議第111号 令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	52
日程第8 議第112号 令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	53
日程第9 議第113号 令和2年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	53
日程第10 議第114号 工事請負契約の変更について	53
日程第11 議第115号 工事請負契約の変更について	53
日程第12 議第117号 市道の路線認定について	53
委員会付託	54
日程第13 陳情の取り下げについて（陳第3号「風力発電計画に対する水俣市長の慎重な審	
査、検討を求める」陳情について）	54
採 決	54

散 会	54
令和2年12月17日（木） — 5日目 —	
出欠席議員	5-1
事務局職員出席者	1
説明のため出席した者	1
議事日程第5号	2
開 議	3
諸般の報告	3
発言取り消し（藤本壽子君）	3
発言取消申出書	4
発言取り消し（木戸理江君）	4
発言取消申出書	4
日程第1 議第105号専決処分の報告及び承認についてから日程第14 陳第4号日本政府に 核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める陳情について まで14件に関する委員会の審査報告	5
○総務産業委員長の報告	5
○厚生文教委員長の報告	8
委員会審査報告書	11
委員長報告に対する質疑	12
討 論	12
○藤本壽子君の反対討論（議第114号）	12
○真野頼隆君の反対討論（陳第2号）	12
○平岡朱君の賛成討論（陳第2号）	13
採 決	14
日程第15 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について	16
採 決	16
閉会中継続審査・調査申出書	17
議案上程	17
日程第16 議第118号 教育委員会委員の任命について	18
日程第17 議第119号 人権擁護委員候補者の推薦について	18
日程第18 議第120号 人権擁護委員候補者の推薦について	18
日程第19 意見第12号 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定に関する	

	る意見書について……………	19
日程第20	意見第13号 医療・介護の一部負担金・利用料の免除等に対する国の財政支援の 延長を求める意見書について……………	5- 20
日程第21	意見第14号 安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める 意見書について……………	21
	市長の提案理由説明（議第118号から議第120号）……………	22
	○総務産業委員長の提案理由説明（意見第12号）……………	23
	○厚生文教委員長の提案理由説明（意見第13号）……………	23
	○藤本壽子君の提案理由説明（意見第14号）……………	24
質 疑	……………	25
討 論	……………	25
採 決	……………	26
日程第22	議員派遣について……………	27
採 決	……………	27
閉 会	……………	27

令和2年11月27日

令和2年12月第6回水俣市議会定例会会議録  
(第1号)

提案理由説明、先議  
決算認定



# 令和2年12月第6回水俣市議会定例会会議録（第1号）

1、令和2年11月27日水俣市長第6回水俣市議会定例会を招集する。

1、令和2年11月27日午前10時0分水俣市議会議長第6回水俣市議会定例会の開会を宣告する。

1、令和2年12月17日午前10時59分水俣市議会議長第6回水俣市議会定例会の閉会を宣告する。

---

令和2年11月27日（金曜日）

午前10時0分 開会

午後2時40分 散会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 睦 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（坂 本 禎 一 君）	主 幹（関 洋 一 君）
議 事 係 長（中 村 亮 彦 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
主 事（岩 本 伊 代 君）	

（説明のため出席した者） 14人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（堀 内 敏 彦 君）	福祉環境部長（一期崎 充 君）
産業建設部長（城 山 浩 和 君）	教 育 長（小 島 泰 治 君）
総合医療センター事務部長（松 木 幸 蔵 君）	産業建設部次長（本 田 聖 治 君）
教 育 次 長（前 田 裕 美 君）	上下水道局長（岩 井 昭 洋 君）
総務企画部市長公室長（永 田 久 美 子 君）	総務企画部総務課長（梅 下 俊 克 君）
総務企画部企画課長（設 楽 聡 君）	総務企画部財政課長（岡 本 夫 美 代 君）

○議事日程 第1号

令和2年11月27日 午前10時開議

第1 会議録署名議員の指名について

第2 会期の決定について

(委員会付託)

第3 議第105号 専決処分の報告及び承認について

専第18号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について

第4 議第106号 専決処分の報告及び承認について

専第20号 令和2年度水俣市一般会計補正予算(第12号)

第5 議第107号 水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

(総務産業)

第6 議第108号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議第109号 令和2年度水俣市一般会計補正予算(第13号)

第8 議第110号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

第9 議第111号 令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

第10 議第112号 令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第3号)

第11 議第113号 令和2年度水俣市病院事業会計補正予算(第1号)

第12 議第114号 工事請負契約の変更について

第13 議第115号 工事請負契約の変更について

第14 議第116号 財産の取得について

(厚生文教)

第15 議第117号 市道の路線認定について

第16 議第93号 令和元年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

第17 議第94号 令和元年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

第18 議第96号 令和元年度水俣市一般会計決算認定について

第19 議第97号 令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

第20 議第98号 令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

第21 議第99号 令和元年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

第22 議第100号 令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

開会

午前10時0分 開会

○議長（岩阪雅文君） おはようございます。

ただいまから令和2年第6回水俣市議会定例会を開会します。

---

○議長（岩阪雅文君） これから本日の会議を開きます。

---

○議長（岩阪雅文君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

市長から、損害賠償額の決定及び和解についての報告1件がありましたので、議席に配布しておきました。

次に、総務産業、厚生文教の各常任委員会及び一般会計決算特別委員会から、閉会中の継続審査となっていた令和元年度の一般会計、特別会計及び企業会計に関する決算7件について、それぞれ委員会審査報告書が提出されましたので議席に配布しておきました。

次に、去る9月定例会で可決された「緊急自然災害防止対策事業の継続を求める意見書」、「軽油引取税の課税免除の特例措置の継続を求める意見書」、「新型コロナウイルス感染症の影響に伴う地方財政の急激な悪化に対し地方税財源の確保を求める意見書」及び「教職員定数の改善並びに義務教育及び新型コロナウイルス感染症対応に係る確実な財源保障等に関する意見書」については、関係大臣等へ提出しておきましたから御了承願います。

次に、監査委員から、令和2年7月分、8月分、9月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告及び令和2年8月分、9月分の公営企業会計例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備えつけてありますから御閲覧願います。

次に、今期定例会に地方自治法第121条の規定により、高岡市長、小林副市長、堀内総務企画部長、一期崎福祉環境部長、城山産業建設部長、本田産業建設部次長、永田市長公室長、梅下総務課長、設楽企画課長、岡本財政課長、小島教育長、前田教育次長、松木総合医療センター事務部長、岩井上下水道局長、以上の出席を要求しました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第1号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（岩阪雅文君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により、議長において高岡朱美議員、牧下恭之議員を指名します。

---

日程第2 会期の決定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第2、会期の決定を議題とします。

令和2年12月第6回定例会（11月27日招集）会期日程表

（会期 11月27日から12月17日まで21日間）

日次	月 日	曜	開議時刻	会 議	議 事 内 容
1	11月27日	金	午前10時	本会議	開会 会議録署名議員の指名 会期の決定 議案上程 提案理由説明 先議案件に対する質疑 委員会付託・審査 委員長報告 質疑 討論 採決 令和元年度一般・特別・企業会計決算の委員長報告 質疑 討論 採決
2	28日	土		休 会	市の休日（土曜日）
3	29日	日			市の休日（日曜日）
4	30日	月			議案調査
5	12月1日	火			議案調査（一般質問通告正午まで）
6	2日	水			議案調査
7	3日	木			議案調査
8	4日	金			議案調査
9	5日	土			市の休日（土曜日）
10	6日	日			市の休日（日曜日）
11	7日	月			議案調査
12	8日	火	午前9時30分		本会議
13	9日	水	午前9時30分	本会議	一般質問
14	10日	木	午前9時30分	本会議	一般質問 議案質疑 委員会付託
15	11日	金	————	委員会	委員会
16	12日	土		休 会	市の休日（土曜日）
17	13日	日			市の休日（日曜日）
18	14日	月	————	委員会	委員会（予備日）
19	15日	火		休 会	議事整理日
20	16日	水			議事整理日
21	17日	木	午前10時	本会議	委員長報告 委員長報告に対する質疑 討論 採決 閉会

○議長（岩阪雅文君） お諮りします。

今期定例会の会期は、本日から12月17日までの21日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって会期は、21日間と決定しました。

---

日程第3 議第105号 専決処分の報告及び承認について

専第18号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議第106号 専決処分の報告及び承認について

専第20号 令和2年度水俣市一般会計補正予算(第12号)

日程第5 議第107号 水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

日程第6 議第108号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第7 議第109号 令和2年度水俣市一般会計補正予算(第13号)

日程第8 議第110号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)

日程第9 議第111号 令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第2号)

日程第10 議第112号 令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算(第3号)

日程第11 議第113号 令和2年度水俣市病院事業会計補正予算(第1号)

日程第12 議第114号 工事請負契約の変更について

日程第13 議第115号 工事請負契約の変更について

日程第14 議第116号 財産の取得について

日程第15 議第117号 市道の路線認定について

○議長(岩阪雅文君) 日程第3、議第105号専決処分の報告及び承認についてから、日程第15、議第117号市道の路線認定についてまで、13件を一括して議題とします。

---

議第105号

専決処分の報告及び承認について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めらる。

令和2年11月27日提出

水俣市長 高岡利治

専第18号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について

専第18号

専 決 処 分 書

水俣市企業立地条例の一部を改正する条例を地方自治法(昭和22年法律第67号)第179条第1項の規定に基づき、

次のとおり専決処分することとする。

令和2年10月1日専決

水俣市長 高岡利治

### 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例

水俣市企業立地条例（平成14年条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号オ中「第25条」を「第26条」に改める。

#### 附 則

この条例は、令和2年10月1日から施行する。

（専決処分を必要とする理由）

本案は、中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律が10月1日から施行されたことに伴い、条例の施行に急施を要することから専決処分するものである。

### 議第106号

#### 専決処分の報告及び承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和2年11月27日提出

水俣市長 高岡利治

### 専第20号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第12号）

#### 専第20号

#### 専 決 処 分 書

令和2年度水俣市の一般会計補正予算（第12号）を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり専決処分する。

令和2年11月12日専決

水俣市長 高岡利治

（専決処分を必要とする理由）

新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要し、専決処分するものである。

令和2年度 水俣市一般会計補正予算（第12号）

令和2年度水俣市の一般会計補正予算（第12号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ47,821千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,455,538千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

#### 第1表 歳入歳出予算補正（第12号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
---	---	-------	-------	---

13 国庫支出金		5,660,566	47,821	5,708,387
	2 国庫補助金	3,555,814	47,821	3,603,635
補正されなかった款に係る額		15,747,151		15,747,151
歳 入 合 計		21,407,717	47,821	21,455,538

歳 出

(単位：千円)

款	項	既 定 額	補 正 額	計
6 商工費		881,324	47,821	929,145
	2 総合経済対策費	563,144	47,821	610,965
補正されなかった款に係る額		20,526,393		20,526,393
歳 出 合 計		21,407,717	47,821	21,455,538

### 議第107号

水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
 水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように制定することとする。  
 令和2年11月27日提出

水俣市長 高岡利治

#### 水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(水俣市長等の給与に関する条例の一部改正)

第1条 水俣市長等の給与に関する条例(昭和26年告示第18号)の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第2条 水俣市長等の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第3条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例(昭和26年告示第19号)の一部を次のように改正する。

第14条の4第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の110」を「100分の105」に改め、同条第3項中「100分の130」を「100分の125」に改める。

第4条 水俣市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第14条の4第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の105」を「100分の107.5」に改め、同条第3項中「100分の125」を「100分の127.5」に改める。

別表第2中「2 参事及び主査の職務」を「2 主任及び主査の職務」に、「4 高度な知識又は経験を必要とする参事及び主査の職務」を「4 高度な知識又は経験を必要とする主任の職務」に改める。

(水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部改正)

第5条 水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例(昭和31年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第6条 水俣市議会の議員の議員報酬、費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項ただし書中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例の一部改正)

第7条 水俣市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例(平成11年条例第5号)の一部を次のように改正する。

第1条第1項中「第19号」の次に「。以下「給与条例」という。」を加える。

第9条の見出し中「減額」の次に「等」を加え、同条に次の1項を加える。

2 給与条例第7条の2に規定する管理職手当を支給される職員には、本条例に規定する特殊勤務手当は支給しない。



(水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部改正)

第8条 水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例(平成22年条例第3号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第9条 水俣市病院事業管理者の給与及び旅費に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

(水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第10条 水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成28年条例第29号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の130」を「100分の125」に、「100分の170」を「100分の165」に改める。

第11条 水俣市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第8条第2項中「100分の125」を「100分の127.5」に、「100分の165」を「100分の167.5」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第7条、第9条及び第11条の規定は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 第4条の規定による改正後の水俣市一般職の職員の給与に関する条例別表第2における職務分類は、同条の規定の施行の日以後の人事異動発令について適用し、同日前に発令されたものについては、なお従前の例による。
- 3 前項の規定にかかわらず、第4条の規定の施行の日以前に、同条の規定による改正前の水俣市一般職の職員の給与に関する条例別表第2における職務分類に基づいて職務の級が4級に決定されていた主査については、同条の規定による施行の日以後も4級に決定されるものとする。

(提案理由)

令和2年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、本案のように制定しようとするものである。

議第108号

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を次のように制定することとする。

令和2年11月27日提出

水俣市長 高岡利治

水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

水俣市国民健康保険税条例(平成12年条例第9号)の一部を次のように改正する。

第21条第1号中「33万円」を「43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者(同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。))をいう。以下この号において同じ。))の数及び公的年金等に係る所得を有する者(前年中に法第703条の5に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者(年齢65歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。))をいい、給与所得を有する者を除く。))の数の合計数(以下この条において「給与所得者等の数」という。))が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額」に改め、同条第2号及び第3号中「33万円」を「43万円(納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額)」



に改める。

附則第3項中「所得税法（昭和40年法律第33号）」を「所得税法」に改め、「同条中「法第703条の5に規定する総所得金額」の次に「及び山林所得金額」を加え、「、「法」を「「法」に改め、「とする。）」の次に「及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」を加える。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、令和3年1月1日から施行する。

（適用区分）

第2条 改正後の水俣市国民健康保険税条例の規定は、令和3年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和2年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（提案理由）

国民健康保険税の減額に係る所得の基準について地方税法施行令が改正されたことに伴い、本案のように制定しようとするものである。

## 議第109号

### 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第13号）

令和2年度水俣市の一般会計補正予算（第13号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ512,169千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21,967,707千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加・廃止は、「第3表債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表地方債補正」による。

令和2年11月27日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第13号）

歳 入

（単位：千円）

款	項	既 定 額	補 正 額	計
1 市税		2,987,181	18,027	3,005,208
	2 固定資産税	1,701,072	18,027	1,719,099
11 分担金及び負担金		135,996	5,222	141,218
	1 分担金	80,669	5,222	85,891
13 国庫支出金		5,708,387	256,142	5,964,529
	1 国庫負担金	2,099,889	151,940	2,251,829
	2 国庫補助金	3,603,635	103,987	3,707,622
	3 委託金	4,863	215	5,078
14 県支出金		1,758,705	△8,920	1,749,785
	1 県負担金	829,275	6,230	835,505
	2 県補助金	827,042	△15,150	811,892

17 繰入金		650,272	8,595	658,867
	1 基金繰入金	539,836	8,595	548,431
18 繰越金		42,775	63,663	106,438
	1 繰越金	42,775	63,663	106,438
19 諸収入		411,094	15,740	426,834
	4 雑入	311,886	15,740	327,626
20 市債		3,480,876	153,700	3,634,576
	1 市債	3,480,876	153,700	3,634,576
補正されなかった款に係る額		6,280,252		6,280,252
歳入合計		21,455,538	512,169	21,967,707

歳出

(単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 議会費		147,667	△104	147,563
	1 議会費	147,667	△104	147,563
2 総務費		6,182,868	23,683	6,206,551
	1 総務管理費	5,815,127	21,287	5,836,414
	2 徴税費	190,552	2,251	192,803
	3 戸籍住民基本台帳費	108,043	145	108,188
3 民生費		5,713,272	80,003	5,793,275
	1 社会福祉費	3,113,689	33,884	3,147,573
	2 児童福祉費	1,988,060	22,204	2,010,264
	3 生活保護費	567,342	23,915	591,257
4 衛生費		2,068,511	104,310	2,172,821
	1 保健衛生費	378,707	1,073	379,780
	2 清掃費	960,575	27	960,602
	4 環境対策費	158,110	21,400	179,510
	5 病院費	537,000	81,810	618,810
5 農林水産業費		723,777	△379	723,398
	1 農業費	337,860	△2,234	335,626
	2 林業費	310,572	1,347	311,919
	3 水産業費	75,345	508	75,853
6 商工費		929,145	2,156	931,301
	1 商工費	318,180	2,156	320,336
7 土木費		1,354,946	1,034	1,355,980
	2 道路橋りょう費	599,461	3,000	602,461
	6 住宅費	120,569	△1,966	118,603
9 教育費		1,343,880	66,759	1,410,639
	1 教育総務費	342,318	15,243	357,561
	2 小学校費	168,357	508	168,865
	3 中学校費	84,469	2,116	86,585
	4 社会教育費	427,274	14,256	441,530
	5 保健体育費	321,462	34,636	356,098
10 災害復旧費		786,788	234,707	1,021,495
	1 農林水産施設災害復旧費	272,082	△35,000	237,082
	2 公共土木施設災害復旧費	514,587	269,707	784,294

補正されなかった款に係る額	556,172		556,172
歳 出 合 計	21,455,538	512,169	21,967,707

第2表 繰越明許費補正

追 加

款	項	事業名	金額
7 土木費	2 道路橋りょう費	千円	
		道路台帳作成委託経費	3,181
		築地・丸島町線補修事業	36,913
		市内一円道路改良事業	12,826
		牧ノ家・大迫線道路改良事業	20,150
		袋インター関連道路改良事業	128,073
	3 河川費	市内一円河川等維持補修費	5,736
9 教育費	4 社会教育費	埋蔵文化財発掘調査事業	13,799
	5 保健体育費	国際スポーツ大会関係経費	469
		体育施設管理運営費	34,622
10 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	現年発生補助災害復旧事業（公共土木施設）	553,664

第3表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
固定資産税現況調査事業業務及び固定資産土地鑑定評価業務委託料 （税務課）	自 令和2年度 至 令和5年度	千円 35,113
みなまた観光物産館まつぼっくり管理委託料 （経済観光課）	自 令和2年度 至 令和3年度	1,000
新型コロナウイルス対策緊急支援資金利子補給 （農林水産課）	自 令和3年度 至 令和7年度	163
新型コロナウイルス対策緊急支援資金保証料 （農林水産課）	自 令和3年度 至 令和12年度	87
東部センター管理委託料 （農林水産課）	自 令和2年度 至 令和3年度	1,900
久木野ふるさとセンター管理委託料 （農林水産課）	自 令和2年度 至 令和3年度	8,430
はげのき館管理委託料 （農林水産課）	自 令和2年度 至 令和3年度	1,753
検便検査手数料 （教育総務課）	自 令和2年度 至 令和5年度	396

2 廃 止

事 項	期 間	限 度 額
固定資産現況調査事業業務委託料 （税務課）	自 令和3年度 至 令和5年度	千円 20,740
固定資産土地鑑定評価業務委託料 （税務課）	自 令和2年度 至 令和5年度	14,373

第4表 地方債補正

変 更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
公共事業（農業農村事業）	千円 17,600				千円 24,200			
災害復旧事業	1,674,400				1,786,900			
過疎対策事業	1,184,500				1,219,100			
補正されなかった事業に係る額	604,376				604,376			
計	3,480,876				3,634,576			

議第110号

令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

令和2年度水俣市の国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2,286千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,689,597千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月27日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正（第3号）

歳入

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
4 県支出金		3,064,937	1,105	3,066,042
	1 県補助金	3,064,937	1,105	3,066,042
6 繰入金		295,815	1,181	296,996
	2 基金繰入金	67,236	1,181	68,417
補正されなかった款に係る額		326,559		326,559
歳入合計		3,687,311	2,286	3,689,597

歳出

（単位：千円）

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		72,625	561	73,186
	2 徴税費	28,562	561	29,123
3 国民健康保険事業費納付金		839,117	1,704	840,821
	1 医療給付費分	662,155	1,704	663,859
8 諸支出金		9,175	21	9,196
	1 償還金及び還付加算金	2,090	21	2,111
補正されなかった款に係る額		2,766,394		2,766,394
歳出合計		3,687,311	2,286	3,689,597

議第111号

令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

令和2年度水俣市の後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ814千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ451,455千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月27日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正 (第2号)

歳入 (単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
3 繰入金		163,356	652	164,008
	1 一般会計繰入金	163,356	652	164,008
6 国庫支出金		0	162	162
	1 国庫補助金	0	162	162
補正されなかった款に係る額		287,285		287,285
歳入合計		450,641	814	451,455

歳出 (単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		446,962	814	447,776
	2 徴収費	9,857	814	10,671
補正されなかった款に係る額		3,679		3,679
歳出合計		450,641	814	451,455

議第112号

令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算 (第3号)

令和2年度水俣市の介護保険特別会計補正予算 (第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,155千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,751,196千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和2年11月27日提出

水俣市長 高岡利治

第1表 歳入歳出予算補正 (第3号)

歳入 (単位:千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 保険料		642,586	△12,554	630,032
	1 介護保険料	642,586	△12,554	630,032
4 国庫支出金		983,123	13,126	996,249
	2 国庫支出金	378,669	13,126	391,795

7 繰入金		581,330	583	581,913
	1 一般会計繰入金	581,330	583	581,913
補正されなかった款に係る額		1,543,002		1,543,002
歳入合計		3,750,041	1,155	3,751,196

歳出 (単位：千円)

款	項	既定額	補正額	計
1 総務費		71,705	1,155	72,860
	1 総務管理費	34,826	1,100	35,926
	2 徴収費	5,861	55	5,916
補正されなかった款に係る額		3,678,336		3,678,336
歳出合計		3,750,041	1,155	3,751,196

### 議第113号

#### 令和2年度水俣市病院事業会計補正予算書（第1号）

（総則）

第1条 令和2年度水俣市病院事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 令和2年度水俣市病院事業会計予算（以下「予算」という。）第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収	入	
第1款 総合医療センター事業収益	7,870,262千円	16,800千円	7,887,062千円
第2項 医業外収益	502,975千円	16,800千円	519,775千円
収益的収入合計	7,882,618千円	16,800千円	7,899,418千円

（資本的収入及び支出）

第3条 予算第4条括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額458,566千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額393,556千円」に、「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額101,079千円」を「当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額36,069千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	支	出	
第1款 総合医療センター資本的収入	1,140,106千円	65,010千円	1,205,116千円
第5項 繰入金	1千円	65,010千円	65,011千円
資本的収入合計	1,140,106千円	65,010千円	1,205,116千円

（債務負担行為）

第4条 予算第9条の次に、債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額を次のとおり追加する。

追 加

事 項	期 間	限 度 額
総合医療センター	自 令和2年度 至 令和3年度	単価契約額に使用量を掛けた額
	自 令和2年度 至 令和3年度	単価契約額に使用量を掛けた額

ガソリン購入業務	自 至	令和2年度 令和3年度	単価契約額に使用量を掛けた額
軽油購入業務	自 至	令和2年度 令和3年度	単価契約額に使用量を掛けた額
L P ガス購入業務	自 至	令和2年度 令和3年度	単価契約額に使用量を掛けた額
入院診療保証	自 至	令和2年度 令和3年度	1,500千円
寝具・病衣借上	自 至	令和2年度 令和3年度	単価契約額に入院患者数を掛けた額
院内清掃業務委託	自 至	令和2年度 令和3年度	27,192千円
消防設備等保守点検業務委託	自 至	令和2年度 令和3年度	1,782千円
防虫管理施工業務委託	自 至	令和2年度 令和3年度	951千円
電気保安管理業務委託	自 至	令和2年度 令和3年度	1,760千円
冷暖房切替保守点検業務委託	自 至	令和2年度 令和3年度	1,513千円
冷温水発生機炉内洗浄業務委託	自 至	令和2年度 令和3年度	1,026千円
医療廃棄物処理業務委託	自 至	令和2年度 令和3年度	単価契約額に排出数量を掛けた額
看護衣等洗濯業務委託	自 至	令和2年度 令和3年度	単価契約額に枚数を掛けた額
未収金回収業務委託	自 至	令和2年度 令和7年度	未収金債権回収額に報酬率を掛けた額
カード決済業務	自 至	令和2年度 令和5年度	クレジットカード決済額に手数料率を掛けた額

令和2年11月27日提出

水俣市長 高岡利治

#### 議第114号

##### 工事請負契約の変更について

令和2年1月臨時市議会において議決された生態系に配慮した渚造成整備（護岸）工事の工事請負契約のうち、契約金額「315,700,000円」を「325,798,857円」に変更することとする。

令和2年11月27日提出

水俣市長 高岡利治

##### （提案理由）

生態系に配慮した渚造成整備（護岸）工事請負契約について、鋼矢板設置工事の数量の変更等が生じたため、本案のように提案するものである。

#### 議第115号

##### 工事請負契約の変更について

令和2年6月定例市議会において議決された水俣市文化会館外壁等改修工事の工事請負契約のうち、契約金額「165,000,000円」を「167,378,968円」に変更することとする。

令和2年11月27日提出

水俣市長 高岡利治

(提案理由)

水俣市文化会館外壁等改修工事請負契約について、防水改修工事、外壁改修工事、内壁改修工事の数量等に変更が生じたため、本案のように提案するものである。

#### 議第116号

##### 財産の取得について

財産を次のように取得することとする。

令和2年11月27日提出

水俣市長 高岡利治

取得する財産の表示		取得の方法	取得の相手方	契約金額
種類	数量			
G I G A スクール 用端末	1,908台	一般競争入札(熊本県による 共同調達)	富士電機ITソリューション株式会社 熊本支店 支店長 佐々木 敬次	82,272,960円

(提案理由)

G I G Aスクール用端末を取得するため、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案のように提案するものである。

#### 議第117号

##### 市道の路線認定について

道路法(昭和27年法律第180号)第8条第2項の規定により、議会の議決を求める。

令和2年11月27日提出

水俣市長 高岡利治

整理番号	路線名	起点	終点	重要な経過地
1	汐見町11号線	汐見町1丁目地内	汐見町1丁目地内	なし

(提案理由)

市道の路線認定については、道路法第8条第2項の規定により、議会の議決を経る必要があるため、本案のように提案するものである。

○議長(岩阪雅文君) 提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

(市長 高岡利治君登壇)

○市長(高岡利治君) 本定例市議会に提案いたしました議案につきまして、順次、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第105号専決処分の報告及び承認について、専第18号水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する



法律等の一部を改正する法律」が10月1日から施行されたことに伴い、条例の施行に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

改正の内容といたしましては、条例中に引用している「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」の第25条が第26条に改正されたため、条ずれを改めるものであります。

次に、議第106号専決処分の報告及び承認について、専第20号令和2年度水俣市一般会計補正予算第12号について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策のため、予算措置に急施を要しましたので、専決処分を行ったものであります。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,782万1,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ214億5,553万8,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第6款商工費に、新型コロナウイルス感染症経営安定化緊急支援事業を計上いたしております。

この財源といたしましては、第13款国庫支出金をもって調整いたしております。

次に、議第107号水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、令和2年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第108号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について、地方税法施行令が改正されたことに伴い、本案のように制定しようとするものであります。

次に、議第109号令和2年度水俣市一般会計補正予算第13号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ5億1,216万9,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ219億6,770万7,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第2款総務費に、ふるさと大好き寄附金事業、第3款民生費に、障害児通所給付費、第4款衛生費に、病院事業会計負担金、水俣病資料館整備事業、第5款農林水産業費に、農業競争力強化基盤整備事業、第9款教育費に、体育施設管理運営費、公立小中学校ICT整備事業、埋蔵文化財発掘調査事業、第10款災害復旧費に、公共土木施設災害復旧費等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款市税、第11款分担金及び負担金、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第17款繰入金、第18款繰越金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整いたし

ております。

このほか、繰越明許費の補正として、道路台帳作成委託経費ほか10件の追加を計上いたしております。

債務負担行為の補正として、固定資産現況調査事業業務及び固定資産土地鑑定評価業務委託料ほか7件の追加、固定資産現況調査事業業務委託料ほか1件の廃止を計上いたしております。

地方債の補正として、公共事業等債ほか2件の限度額の変更を計上いたしております。

次に、議第110号令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ228万6,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ36億8,959万7,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、電算システム改修委託料、第3款国民健康保険事業費納付金に、退職医療給付費負担金、第8款諸支出金に、国県支出金等返還金を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第4款県支出金、第6款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第111号令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ81万4,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億5,145万5,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、第1款総務費に、後期高齢者医療システム改修委託料を計上いたしております。

この財源といたしましては、第3款繰入金、第6款国庫支出金をもって調整いたしております。

次に、議第112号令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ115万5,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ37億5,119万6,000円とするものであります。

補正の主な内容といたしましては、第1款総務費において、介護保険システム改修委託料等を計上いたしております。

これらの財源といたしましては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第7款繰入金をもって調整いたしております。

次に、議第113号令和2年度水俣市病院事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、令和2年度水俣市病院事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を1,680万円増額し、補正後の収益的収入の額を78億9,941万8,000円とするものであります。

また、予算第4条に定める資本的収入の額を6,501万円増額し、補正後の資本的収入の額を12億511万6,000円とするものであります。

補正の内容といたしましては、収益的収入及び資本的収入に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る一般会計繰入金を計上するものであります。

このほか、債務負担行為として米購入業務のほか16件を追加しております。

次に、議第114号工事請負契約の変更について申し上げます。

本案は、生態系に配慮した渚造成整備（護岸）工事請負契約について、鋼矢板設置工事の数量の変更等が生じたため、本案のように提案するものであります。

次に、議第115号工事請負契約の変更について申し上げます。

本案は、水俣市文化会館外壁等改修工事請負契約について、防水改修工事、外壁改修工事、内壁改修工事の数量等に変更が生じたため、本案のように提案するものであります。

次に、議第116号財産の取得について申し上げます。

本案は、GIGAスクール用端末の取得について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案のように提案するものであります。

令和2年9月11日に熊本県の共同調達により一般競争入札を実施し、契約金額8,227万2,960円で富士電機ITソリューション株式会社と物品売買の仮契約を締結いたしております。

次に、議第117号市道の路線認定について申し上げます。

本案は、汐見町1丁目地内において、道路用地の寄附の申出があり、市道汐見町11号線として認定するため、道路法第8条第2項の規定に基づき提案するものであります。

以上、本定例市議会に提案いたしました議第105号から議第117号までについて、順次、提案理由を御説明申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御可決くださいますよう、よろしくお願い申し上げます。

○議長（岩阪雅文君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

提出議案のうち、議第107号水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について及び議第116号財産の取得については、本日審議をお願いします。

これから質疑に入ります。

議第107号水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について、質疑はありますか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

---

○議長（岩阪雅文君） 議第116号財産の取得について、質疑はありますか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

ただいま質疑を終わりました議第107号及び議第116号は、議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

この際、委員会審査のためしばらく休憩します。

午前10時15分 休憩

---

午後2時0分 開議

○議長(岩阪雅文君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど委員会に付託しておりました議案2件について、各常任委員会から委員会審査報告書が提出されましたので、議席に配布しておきました。

これから、委員長の報告を求めます。

総務産業委員長岩村龍男議員。

(総務産業委員長 岩村龍男君登壇)

○総務産業委員長(岩村龍男君) ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

議第107号水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

今回の条例改正は、令和2年人事院勧告に基づく国家公務員の給与改定等に準じて、市長等の給与を改定するほか、所要の制度改正を行うため、本案のように制定するものである。

主な改正内容は、まず、水俣市長等の令和2年12月分の期末手当支給割合を0.05月分引き下げ、令和3年度以降の期末手当については、6月分を0.025月分、12月分を0.025月分引き下げることとし、施行時期が異なるため、条文を分けて調整している。

次に、給与の級別職務分類表を改正するほか、管理職手当と特殊勤務手当の重複支給をしないよう、県内他市の状況を踏まえ、改正を行うとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長(岩阪雅文君) 次に、厚生文教委員長谷口明弘議員。

(厚生文教委員長 谷口明弘君登壇)

○厚生文教委員長(谷口明弘君) ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

議第116号財産の取得について申し上げます。

G I G Aスクール用端末の取得について、水俣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、本案のように提案するものである。

令和2年9月11日に熊本県の共同調達により一般競争入札を実施し、契約金額8,227万2,960円で富士電機ITソリューション株式会社と物品売買の仮契約を締結しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、熊本県の共同調達による取得方法のメリットと参加自治体数をただしたのに対し、メリットは共通仕様書の作成ができること、年度内の確実な調達、スケールメリットによる安価な調達等であり、参加自治体数は12であるとの答弁がありました。

また、タブレット端末の導入時期と授業における運用開始時期をただしたのに対し、端末の導入と設定については今年度内を予定している。授業での本格的な運用については来年度以降の予定であるとの答弁がありました。

また、教職員に対して研修会を予定しているのかとただしたのに対し、情報教育担当教員を対象とした研修等を計画しているほか、ICT機器保守サポート業者が各学校を回り、全職員を対象に研修やサポートを行う予定であるとの答弁がありました。

さらに、タブレット端末の管理方法と児童や生徒個人によるアプリ等のダウンロード制限についてただしたのに対し、各学校に充電のための鍵付きキャビネットを設置し、そこで保管を行う。ダウンロード制限については、端末設定の段階で、セキュリティ制限をかけていくとの答弁がありました。

特に、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

---

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和2年11月27日

総務産業常任委員長 岩村 龍 男

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第107号	水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成

---

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和2年11月27日

厚生文教常任委員長 谷 口 明 弘

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第116号	財産の取得について	原案可決	全員賛成

○議長（岩阪雅文君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

これまでの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認め、これで委員長の審査報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認めます。

これから採決します。

議第107号水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について並びに議第116号財産の取得についてを一括して採決します。

本2件に対する委員長の報告は、いずれも可決であります。

本2件は、委員長の報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、委員長の報告のとおり可決しました。

日程第16 議第93号 令和元年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について

日程第17 議第94号 令和元年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について

日程第18 議第96号 令和元年度水俣市一般会計決算認定について

日程第19 議第97号 令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について

日程第20 議第98号 令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について

日程第21 議第99号 令和元年度水俣市介護保険特別会計決算認定について

日程第22 議第100号 令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第16、議第93号令和元年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分についてから、日程第22、議第100号令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、7件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長岩村龍男議員。

(総務産業委員長 岩村龍男君登壇)

○総務産業委員長(岩村龍男君) ただいま議題となりました議案のうち、総務産業委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

初めに、議第94号令和元年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。

まず、上下水道局長から、水道事業の業務概況等について説明を受けた後、決算報告書、その他財務諸表に基づき、詳細な説明を受けました。

本決算の収益的収入及び支出については、事業収益4億7,426万円、事業費3億3,207万円、差し引き1億4,219万円となり、消費税等調整後の損益計算によると、当年度純利益は1億2,668万円となる。

次に、資本的収入及び支出については、資本的収入2億1,337万円、資本的支出4億1,087万円となり、差し引き不足額1億9,750万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額1,549万円、当年度分損益勘定留保資金9,451万円、建設改良積立金7,000万円、過年度分損益勘定留保資金1,750万円を補てんしている。

次に、未処分利益剰余金の当年度末残高1億9,668万円については、減債積立金に4,000万円、建設改良積立金に5,170万円を積み立て、資本金に1億498万円を組み入れる処分を行ったとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、企業債償還金の繰上償還はできないのかとただしたのに対し、平成19年度から平成24年度にかけ、繰上償還を行ったこともあるが、繰上償還を行うには幾つかの条件を満たす必要があり、現在は行っていない。また、日本水道協会を通して、各自治体から国に対して、保証金免除の繰上償還の実施を要望しているとの答弁がありました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、水道料金の減免や猶予措置の相談等はあったかとただしたのに対し、御指摘の影響による水道料金の相談等はなかったとの答弁がありました。

本決算及び剰余金処分については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定及び原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第100号令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について申し上げます。

まず、上下水道工務課長から、下水道事業の概要説明を受けた後、決算書、歳入歳出決算事項別明細書等に基づき、詳細な説明を受けました。

本会計は、歳入合計10億2,880万円、歳出合計10億2,256万円となり、歳入歳出差し引き624万円は全額翌年度に繰り越している。

また、予算額に対する執行割合は、歳入96.2%、歳出95.6%となっているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、汚水管路の点検について、どのように行っているのかとただしたのに対し、汚水幹線については、平成28年度にカメラを導入し、点検を実施している。また、汚水枝線については、会計年度任用職員が、年間を通してマンホール内の点検を行っているとの答弁がありました。

また、今年度の下水道使用料の収入未済額が昨年度より大きく増えている理由についてただしたのに対し、公営企業会計移行に伴い、今年度は3月で決算を打ち切ったことによるものである。通常は、4月、5月の出納整理期間中に入るものが、今年度は収入に計上されないため、収入未済額が今年度だけ大きく増えているが、4月以降に収入された分を加えると、例年同様の金額になるとの答弁がありました。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、厚生文教委員長谷口明弘議員。

（厚生文教委員長 谷口明弘君登壇）

○厚生文教委員長（谷口明弘君） ただいま議題となりました議案のうち、厚生文教委員会に付託されました議案について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

はじめに、議第93号令和元年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について申し上げます。

事務部長から、事業概要について、総務課長から、決算報告書、財務諸表、決算附属書類に基づき詳細な説明を受けました。

まず、収益的収入及び支出については、収益的収入75億617万円、収益的支出71億5,784万円となり、差し引き3億4,833万円の利益となる。

消費税等調整後の損益計算によると、当年度純利益は3億2,787万円となる。

次に、資本的収入及び支出については、資本的収入2億4,544万円、資本的支出7億2,027万円となり、差し引き不足額4億7,483万円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2,046万円、減債積立金3億3,880万円、過年度分損益勘定留保資金1億1,557万円で補てんしている。

次に、未処分利益剰余金の当年度末残高23億7,634万円については、減債積立金に3億800万円を積み立てる処分を行うとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、熊本メディカルネットワークに登録するメリットについてただしたのに対し、一点目は、災害で病院が被災しても、カルテのデータが親サーバーに残っているので、継続的に滞



ることなく治療ができる。二点目は、患者さんに、かかりつけ病院が複数ある場合、同じ薬が何回も出されるような過剰な治療を防ぐことができるとの答弁がありました。

また、外来患者数が大きく減っている原因についてただしたのに対し、10連休などで外来の診療日数が4日ほど減ったことに伴い、患者数が約3,000人減少したことが主な原因であるとの答弁がありました。

また、10月からの初診料増額による外来患者の影響についてただしたのに対し、受付で受診を辞退される方がおり、今後は患者数の減少が見込まれるとの答弁がありました。

本決算及び剰余金処分については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定及び原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第97号令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について申し上げます。

市民課長から、決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

本会計は、歳入合計50億4,224万円、歳出合計37億9,606万円となり、歳入歳出差し引き12億4,618万円は全額翌年度に繰り越している。

また、予算額に対する執行割合は、歳入129.6%、歳出97.6%となっているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、人間ドックと脳ドックが行える市の医療機関をただしたのに対し、人間ドックは総合医療センター、尾田胃腸科、市川内科クリニックの3カ所で、脳ドックは総合医療センターのみであるとの答弁がありました。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

次に、議第98号令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について申し上げます。

市民課長から、決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

本会計は、歳入合計3億9,973万円、歳出合計3億9,895万円となり、歳入歳出差し引き78万円は全額翌年度に繰り越している。

また、予算額に対する執行割合は、歳入96.9%、歳出96.7%となっているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、昨年12月に9割軽減の特例措置が廃止になったが、本市における9割軽減の該当者数をただしたのに対し、平成30年度に9割軽減で、令和元年度に8割軽減になった人数は1,318人である。ただし、令和元年度に新規に8割軽減になった人や年度途中の軽減割合変更など、年度内の異動者も含んでいるとの答弁がありました。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

最後に、議第99号令和元年度水俣市介護保険特別会計決算認定について申し上げます。

いきいき健康課長から、決算書、事項別明細書に基づき詳細な説明を受けました。

本会計は、歳入合計37億7,404万円、歳出合計35億3,022万円となり、歳入歳出差し引き 2億4,382万円を翌年度に繰り越している。

また、予算額に対する執行割合は、歳入104.4%、歳出97.7%となっているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、独居等高齢者緊急対応支援の概要についてただしたのに対し、緊急通報システムのことである。一人暮らしで、心身の状態に不安がある高齢者が、有事の際に、ペンダント型のボタンを押すと、本部から事前に登録してある2名の支援者に連絡がいくようになっている。なお、業者はアルソックとキューネットに委託しているとの答弁がありました。

また、介護保険料の還付金が発生する事例をただしたのに対し、介護保険は市県民税の課税状況に応じて保険料を算定するため、申告が遅れて課税状況が変わると、保険料の金額も変わり、還付が発生することがある。さらに、被保険者の死亡や転出の際は、保険料を月割りで再計算するため、残額を返すことになるとの答弁がありました。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、一般会計決算特別委員長小路貴紀議員。

（一般会計決算特別委員長 小路貴紀君登壇）

○一般会計決算特別委員長（小路貴紀君） ただいま議題となりました議案のうち、一般会計決算特別委員会に付託されました議第96号令和元年度水俣市一般会計決算認定について、委員会における審査の経過及び結果について御報告いたします。

審査に先立ち、会計管理者のあいさつに次いで、総務企画部長から、本決算の概要について次のように説明を受けました。

令和元年度の一般会計決算額は、歳入が162億2,524万円、歳出が159億5,046万円、差引 2億7,478万円の黒字で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は2億3,114万円となった。

決算の主な内容は、まず、歳入のうち、市税は、固定資産税の増収等により、前年比3.6%、約1億400万円増加した。

地方交付税は、普通交付税が約1,800万円、特別交付税が約2,200万円減少し、地方交付税全体で前年比0.8%、約4,000万円減少した。

国庫支出金は、袋インター関連道路改良事業に係る社会資本整備総合交付金の増加等に伴い、

前年比13.2%、約2億6,700万円増加した。

県支出金は、介護基盤緊急整備特別対策事業補助金の増加等により、前年比17.9%、約2億100万円増加した。

市債は、小中学校の空調設備整備事業等により、前年比35.9%、約5億5,000万円増加した。

歳入全体では、前年比7.4%、約11億1,400万円の増加となった。

次に、歳出のうち、義務的経費については、人件費が、選挙事務に伴う時間外勤務手当の増加等により、前年比1.2%、約2,600万円増加した。

扶助費は、子どものための教育・保育給付費負担金の増加等により、前年比2.5%、約8,900万円増加した。

公債費は、緊急防災・減債事業債の償還額の増加等のため、前年比3.4%、約5,300万円増加した。

義務的経費全体では、前年比2.3%、約1億6,800万円増加した。

投資的経費では、普通建設事業費は、小中学校空調設備整備事業の実施等に伴い、前年比63.1%、約7億9,400万円増加した。

災害復旧事業費は、市庁舎建替事業の実施等により、前年比138.4%、約2億4,400万円増加した。

投資的経費全体では、前年比72.4%、約10億3,800万円増加した。

その他の経費では、物件費が、電算システム管理運用経費の減少等で、前年比2.2%、約3,300万円減少した。

補助費等は、消防費及びごみ処理費に係る水俣芦北広域行政事務組合負担金の減少等で、前年比11.5%、約2,000万円減少した。

繰出金は、後期高齢者医療制度経費の減少等で、前年比2.3%、約4,500万円減少した。

歳出全体では、7.3%、約10億9,000万円の増加となった。

次に、財政調整基金の3月31日の現在高については、12億4,972万3,000円で、前年度から約7億8,900万円減少した。

なお、出納整理期間中に行った財政調整基金から一般会計への繰入7億円及び一時借入金の利子積立て3万7,000円を反映した実質的な財政調整基金の年度末残高は、5億4,976万円となり、約6億4,000万円の減少となった。

市債の現在高は155億3,567万8,000円で、前年度に比べて5億8,000万円増加した。

これは、市庁舎建設事業等により市債の発行が増加したことによるものである。

次に、決算額に基づいて算出する財政指標について、経常収支比率は101.7%と前年より0.6%悪化となった。

これは、歳入において地方消費税交付金、普通交付税及び臨時財政対策債の減少等により、経

常一般財源等が約7,300万円減少したこと、歳出において補助費等のうち経常的な経費に係るもの及び公債費の増加等により、経常経費充当一般財源等が約2,400万円増加したことによるものである。

また、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に定める指標については、実質赤字比率、連結実質赤字比率ともに赤字がなく、引き続き、早期健全化基準等に該当するものはなかった。

このほか、将来負担比率は52.6%と前年より9.8%悪化した。実質公債費比率は、10.7%と前年より0.6%改善した。

以上のように説明を受けた後、予算の効率的な執行及び投資的効果という見地から、事項別明細書等の関係資料をもとに、各担当課長から、款別に逐次説明を受け、質疑を行いました。

質疑の主なものを申し上げますと、老朽危険空き家除去促進事業補助金の実績をただしたのに対し、10件申請はあったものの、交付決定前に除却してしまったため対象外になったものがあり、9件、418万5,000円の実績であったとの答弁がありました。また、現在、倒壊の恐れを含め、解体しなければならない空き家の件数をただしたのに対し、60件程度であるとの答弁がありました。

また、市民相談及び法律相談の実績件数が減少している理由についてただしたのに対し、市民相談の減少の原因はわかっていない。法律相談は、下半期に急に申し込みが減った。しかしながら、社協窓口の法律相談等があり、市民が選択しやすくなったのではないかと考えているとの答弁がありました。

また、婦人相談員について、1名で年間に多くの相談を対応されているようだが、今後の人員の増員等の考えをただしたのに対し、現在、配偶者からのDV、母子家庭の自立支援等、主に女性の権利、命に係わる非常に重大で多種多様な相談があり、1名では、対応困難な状況にある。今後、人事面で、人員の増員や専門職員の配置等も含め、要望していきたいとの答弁がありました。

また、ローズフェスタ等、広告による宣伝が多くなされているが、費用対効果についてただしたのに対し、紙媒体は費用もかかるため、見直しは必要と考えている。今後、その他の宣伝方法についても、検討していきたいとの答弁がありました。

また、将来的な市営住宅の住宅数についてただしたのに対し、現在、市営住宅は17団地あり、部屋数は842戸である。将来的には用途廃止を行い、10団地で部屋数を656戸とする予定であるとの答弁がありました。また、取り壊した住宅跡地の利用についてただしたのに対し、普通財産化することにより売却を考えたいとの答弁がありました。

また、ICTを活用したスマート農業の取り組みの考え方についてただしたのに対し、国はICTを活用したスマート農業を推進しているが、本市の農業者間においては、ICTに対する関心が未だ低く、浸透していない。今後も情報収集を行い、関係機関と連携しながら、スマート農

業の推進に努めたいとの答弁がありました。

また、学校給食の地元食材の活用状況についてただしたのに対し、現在、地元生産者から31品目の地元食材を購入、使用しており、食育の推進や地産地消の推進に取り組んでいるとの答弁がありました。また、閉校した学校跡地の現在の活用状況についてただしたのに対し、湯出中跡地については地元で使用していただいております、必要最小限の維持管理を行っている。また、久木野中跡地、三中跡地については、耐震等の問題上、危険があるため、外囲いを行い、立ち入れないように措置をしているとの答弁がありました。

最後に、委員会としての意見・要望について申し上げます。

- 1 庁内全般における各種相談及び市民手続き等に対する接遇については、より一層、職員の意識向上に努められたい。特に、高齢者や障がい者、子育て世代等へは寄り添った親切な対応をすることで、市民に喜ばれ、頼りにされる庁舎となるべく普遍的な取り組みの継続、併せて令和3年に供用開始となる新庁舎においては、市民の負担軽減及び利便性向上が期待できるワンストップ窓口での接遇へ活かすよう努められたい。
- 2 丸島水路公害防止事業費事業者負担金や、その他の税の収入未済分については、引き続き徴収に努められ、できるだけ不納欠損処理に至ることがないように努められたい。また、払えるのに払わない悪質な事例に対しては、税の公平性の観点からも厳しく対処されたい。
- 3 人口減が進む一方で、市民のニーズは多様化しつつある。本市の財政状況が厳しい中において、事業の見直しや組み替え等によって、事業の成果を高めつつ、市民の幸福度につなげられるよう努められたい。類似箇所の工事等については、安易な改修等を繰り返すことがないように、職員の意識改革と瑕疵担保責任等含めた庁内でのチェック機能の強化を図り、無駄な支出に繋がらないよう努められたい。また、廃校後に用途廃止されていない教育施設、今後の市営住宅の統廃合に係る将来的な土地活用に関しては、ランドデザインの検討に着手されたい。
- 4 地元の若者が残りやすく、市外からの定住・移住者が住みたくなる環境整備及び情報発信の取り組みを継続し、空き家については定住・移住者をはじめ空き家に住める利活用、あるいは空き家を新たな宅地として市場流通される等の具体策を講じられたい。これからは、国が進めるICT化への対応が様々な分野に深く関係していくことは必須であり、また、多種多様で複合的な相談に応じる婦人相談員の増員への対応等については、専門的スキルを持ち合わせた人材の確保が求められる。さらに、地域おこし協力隊の募集についても、本市で起業するという本来の目的を持った採用等を通して、定住・移住の具体的成果に結びつけていかなければならない。そのためには、広い視野で多様な人材を本市に呼び込む必要があることから、庁内組織の横断的な連携によって定住・移住の促進に取り組むよう努められたい。
- 5 観光入込客をはじめとする交流人口を増やす取り組みは、自治体間の競争が増す中、知恵と工

夫によって各自治体における優劣が明確になってきている。その大きな要因の一つにSNS等の活用があり、行政が発信するPR策はもとより、集客力増加の背景に観光入込客自らがSNS等へ情報をアップしてくれる効果が際立ってきている。今後はより一層、観光地及び宿泊施設等でのWi-Fiが利用できる環境は必要不可欠であり、今やWi-Fiが利用できない場所は観光客や宿泊者が敬遠する懸念があることを強く指摘しておきたい。よって、交流人口を増やす具体的な施策として、市内主要箇所へのWi-Fiスポットの設置等を含めた通信インフラの整備に努められたい。

- 6 本市の基幹産業である農林水産業については、時代に即応した積極的な支援策を講じられたい。また、農林業生産者をおびやかしている有害鳥獣の駆除対策については、引き続き関係機関との連携を強化しつつ、生産者の不安解消に努められたい。本市におけるICTを活用したスマート農業等の取り組みは進んでいないため、生産者への情報の提供を図り、先進地事例を学びながら取り組みを推し進められたい。

以上であります。これらの要望事項について、執行部におかれては十分御検討の上、数値化するなど具体的に対処されるよう要請いたします。

本決算については、特に違法、不当という事項もなく、採決の結果、全員異議なく認定すべきものと決定しました。

以上で一般会計決算特別委員会の審査報告を終わります。

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和2年10月6日

総務産業常任委員長 岩村 龍 男

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第94号	令和元年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	認定及び 原案可決	全員賛成
議第100号	令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	認 定	全員賛成

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和2年10月6日

厚生文教常任委員長 谷 口 明 弘

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第93号	令和元年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	認定及び 原案可決	全員賛成

議第97号	令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	認 定	全員賛成
議第98号	令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	認 定	全員賛成
議第99号	令和元年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	認 定	全員賛成

### 委 員 会 審 査 報 告 書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和2年10月29日

一般会計決算特別委員長 小路 貴 紀

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

#### 記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第96号	令和元年度水俣市一般会計決算認定について	認 定	全員賛成

○議長（岩阪雅文君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について、質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

ただいままで討論の通告はありません。

したがって討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第93号令和元年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について、並びに、議第94号令和元年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について、以上2件を一括して採決します。

本2件に対する委員長の報告はいずれも認定及び可決であります。

本2件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、いずれも委員長報告のとおり認定及び可決することに決定しました。

○議長（岩阪雅文君） 次に、議第96号令和元年度水俣市一般会計決算認定についてから、議第100号令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定についてまで、以上5件を一括して採決します。

本5件に対する委員長の報告はいずれも認定であります。

本5件は、委員長報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本5件は、いずれも委員長報告のとおり認定することに決定しました。

---

以上で本日の日程は全部終了しました。

明28日から12月7日までは議案調査のため休会であります。

次の本会議は、12月8日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により12月8日の会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

一般質問の通告は12月1日正午まで、議案質疑の通告は12月8日正午まで、それぞれ御通告願います。

本日はこれで散会します。

午後2時40分 散会



令和2年12月8日

令和2年12月第6回水俣市議会定例会会議録  
(第2号)

一般質問

# 令和2年12月第6回水俣市議会定例会会議録（第2号）

令和2年12月8日（火曜日）

午前9時30分 開議

午後3時41分 散会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 睦 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	瀨 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長 （坂 本 禎 一 君）	主 幹 （関 洋 一 君）
議 事 係 長 （中 村 亮 彦 君）	参 事 （前 垣 由 紀 君）
主 事 （岩 本 伊 代 君）	

（説明のため出席した者） 16人

市 長 （高 岡 利 治 君）	副 市 長 （小 林 信 也 君）
総務企画部長 （堀 内 敏 彦 君）	福祉環境部長 （一期崎 充 君）
産業建設部長 （城 山 浩 和 君）	教 育 長 （小 島 泰 治 君）
総合医療センター事務部長 （松 木 幸 蔵 君）	産業建設部次長 （本 田 聖 治 君）
教 育 次 長 （前 田 裕 美 君）	上下水道局長 （岩 井 昭 洋 君）
総務企画部市長公室長 （永 田 久 美 子 君）	総務企画部総務課長 （梅 下 俊 克 君）
総務企画部企画課長 （設 楽 聡 君）	総務企画部財政課長 （岡 本 夫 美 代 君）
教育委員会教育総務課長 （赤 司 和 弘 君）	教育委員会スポーツ振興課長 （緒 方 卓 也 君）

---

○議事日程 第2号

令和2年12月8日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- |         |                                 |
|---------|---------------------------------|
| 1 谷口明弘君 | 1 水俣市の財政状況について                  |
|         | 2 令和3年度当初予算編成方針について             |
|         | 3 光インターネット回線の整備について             |
|         | 4 企業誘致活動について                    |
|         | 5 地上デジタル放送の共同アンテナ受信設備改修について     |
| 2 松本和幸君 | 1 風力発電事業計画について                  |
|         | 2 介護職員の処遇改善について                 |
|         | 3 水俣川河川改修について                   |
|         | 4 丸島江添川の計画について                  |
| 3 田中睦君  | 1 コロナ禍における学校現場の状況について           |
|         | 2 学校給食の安全性と地産地消の推進について          |
|         | 3 森林伐採の現状について                   |
|         | 4 水俣病問題について                     |
|         | 5 映画「MINAMATA」について              |
| 4 平岡朱君  | 1 多様な「性」を生きる人たちが暮らしやすい社会の実現について |
|         | 2 小学校運動部活動の社会体育移行後の課題について       |
|         | 3 再生可能エネルギー100%のまちづくりについて       |
|         | 4 水俣病問題について                     |

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時30分 開議

○議長（岩阪雅文君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（岩阪雅文君） 日程に先立ち、諸般の報告をします。

監査委員から、令和2年10月分の一般会計、特別会計等の例月現金出納検査の結果報告があり、事務局に備え付けてありますので、御閲覧願います。

次に、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、赤司教育総務課長、緒方スポーツ振興課

長の出席を要求しました。

本日の議事は、議席に配付の議事日程第2号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

## 日程第1 一般質問

○議長（岩阪雅文君） 日程第1、一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、谷口明弘議員に許します。

（谷口明弘君登壇）

○谷口明弘君 皆さん、おはようございます。真志会の谷口明弘です。

今回からこのように目の前にコロナ対策がされて、初めて見ますけど、なかなか視界がよろしくないようで、テレビ映りはどうなのかなというふうなことも気になるところでございます。マスクを外していきます。

コロナ禍の中ですが、多くの市民の皆さんや企業、事業者の皆さんが大変な思いをされていらっしゃることに深く心を痛めております。

最近では、お亡くなりになっても、近親者のみで葬儀を行われる場合が多く、お世話になった方との最期の別れができなかったり、後で知ったりと、個人としても、また議員としても礼を欠いたことをしていないかと反省するばかりです。

先日、お世話になった方がお亡くなりになっていたことに広報みなまたを見て知りました。遅ればせながら、お線香をあげに伺ったときに、奥様から、明弘さん、お父さんも最期のときは自宅でみてあげなっせ。今は入院させると看病もできんし、最期に立ち会えんこともある。本人にとっては辛かし、家族にとっても後悔残るけんと涙ながらにおっしゃいました。91歳になり、パーキンソン病を患う私の父、つい昨日も家の中で転倒して、病院に担ぎ込むという場面もありました。幸い、大したけがではなかったんですけども、一日でも長く生きてもらいたいと思うのですが、最期をどのように迎えさせてあげられるかと、家族としっかり考えなければならぬと思う出来事でした。

新型ワクチンの話題が徐々に始まってまいりましたが、コロナウイルスが完全になくなるわけではなく、特效薬が開発されるまでの間はいつまでこうした状況が続くのか、不安が残りますが、人類は必ず、この困難を乗り越えられるものと信じております。

それでは、質問に入ります。

大項目1、水俣市の財政状況について。

本年度、水俣市は新型コロナウイルス感染症の全国的な感染拡大、7月豪雨災害などの天災に見舞われる中、市民の命と生活を守るべく、これまで数回の補正予算を組んで対応してきました。今後も次から次にやってくる災害に必要な施策を打つために財政出動は行っていかなければなりません。

しかしながら、水俣市の財政調整基金残高は、近年、大きくその額を減らしており、現状下で適時適切に必要な施策が打てるのか疑問を感じているところです。経常収支比率が100%を超過している旨の新聞報道も目にし、大変心配しております。

先日、広報みなまた12月号が各家庭に配布されました。まず、目についたのが高岡市長からのメッセージでした。

そこには、水俣市の現在の財政状況について大変厳しい状況であり、将来の水俣市存続のために、令和3年度から財政健全化へと方向転換する1年目とありました。我々議員も、水俣市の財政事情は大変厳しいものと認識していますが、本日の一般質問で、広報みなまたでは書き切れなかった高岡市長の現状認識と今後の方針について明らかにしていただけたらと思い、以下2点質問します。

- ①、現在の財政状況をどのように認識しているのか。
- ②、現在に至った経緯とその原因についてどう考えているのか。

大項目2、令和3年度当初予算編成方針について。

大項目1で把握した財政状況を踏まえて、①、令和3年度当初予算はどのような方針に基づいて編成するのか。市長の決意や市民、各団体、企業に対してお願いすべきこと、市役所職員に求めることなどあれば率直にお答えください。

大項目3、光インターネット回線の整備について。

私も光インターネット回線の市内全域への整備については、これまでも一般質問の場で取り上げてきた経緯もありまして、ついに実現するのかと感慨深いものがあります。水俣市における光ブロードバンド、光インターネット回線は、平成14年からサービスが開始されたと聞いています。しかし、その整備範囲は、現在も市内全域には及んでおらず、葛渡地区や久木野地区、湯出地区などでは、ADSL回線しか利用できない状況にあります。これまで、光インターネット回線の市内全域整備については、住民から議会への陳情もありましたが、厳しい財政状況もあって見送られてきたものと考えます。

そこで、以下2点質問します。

- ①、整備着手に至った経緯は何か。
- ②、整備範囲（未整備地区）と今後のスケジュール（事業完了時期など）はどのようになっているのか。

大項目4、企業誘致活動について。

昨年9月議会直前にサン・エレクトロニクス株式会社の事業撤退が発表され、私も昨年の9月議会で従業員の再就職についてのサポートや水俣市の支援体制などをお聞きしたわけですが、その後の従業員の再就職状況など気になっております。

また先日、サン・エレクトロニクス建屋跡に、新たな企業の進出が決まったという話題もありまして、改めて、水俣市の企業誘致活動について、以下3点お尋ねします。

①、サン・エレクトロニクス従業員の再就職状況はどのように把握しているのか。

②、サン・エレクトロニクス建屋及び跡地の利用と今後の見込みはどのようになっているのか。

③、水俣市の企業誘致活動状況について、その他の事例はあるのか。

大項目5、地上デジタル放送の共同アンテナ受信設備改修について。

平成23年ごろ、国の方針で、テレビ放送はアナログ放送からデジタル放送に変わりました。ほとんどの家庭では、地デジ対応のテレビに買い替えましたが、テレビを買い替えるだけでは地デジを見ることができない難視聴地域という存在を御存じでしょうか。テレビを見るには電波を受信しなければなりません。しかし、山間部の地域では、家庭用のアンテナでは、電波を受信できず、中尾山中継局から発せられる電波を受信できるように家から遠く離れた丘の上にアンテナ設備を立て、そこから家庭のテレビまで何本も電柱を経由して、ケーブルを引かなければならない地域が存在します。地デジに移行した平成23年頃には共同アンテナ受信設備を設置するときに国や市から補助金をもらいましたが、それから10年が経過し、電柱や電線の補修、交換など、数十万円単位でお金がかかります。1世帯ではとてもそういうお金が工面できないので、難視聴地域では数件で組合をつくり、毎月お金を積み立てて、台風などで破損したり、経年劣化で老朽化した共同アンテナ設備、電柱などを維持管理しています。近年は特に大雨や台風が頻発し、そのたびに電柱が折れたり、電線が切れたり、維持補修費の増大は共聴組合の悩みの種となっております。

共聴組合の方々から、地デジ開始時に補助金をいただいて共同アンテナを建てたが、維持補修に関しても財政面で、何とか助けてもらえないかとの相談があり、今回の質問となりました。

そこで、以下2点質問します。

①、現在、地上デジタル放送用に共同アンテナ受信設備を設置・運営している共聴組合と共聴組合ごとの構成戸数は把握しているか。

②、国の方針で地上デジタル放送に完全移行となった平成23年前後に、難視聴地域の解消を図るために各共聴組合に公布された補助金は幾らか。

以上で、質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 谷口議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣市の財政状況について、令和3年度当初予算編成方針については私から、光インターネット回線の整備については総務企画部長から、企業誘致活動については副市長から、地上デジタル放送の共同アンテナ受信設備改修については総務企画部長から、それぞれお答えします。

初めに、水俣市の財政状況について、順次お答えします。

まず、現在の財政状況をどのように認識しているかとの御質問にお答えします。

本市の財政は、今、非常に厳しい状況にあると認識しております。本市の経常収支比率は100%を超過しております。これは、本市の財政構造が経常的収入で経常的費用を賄っていないということを意味しており、通常の業務を行うレベルで既に財政調整基金を取り崩さないとやっていけない状況にあります。

また、財政調整基金残高は、令和元年度末時点で約5億5,000万円まで減少しております。このままでは、遠くない将来、財政調整基金はおろか、減債基金、公共施設整備基金も枯渇し、通常業務を普通に行っていけない状況に追い込まれることになる可能性もあります。本年度は、新型コロナウイルス感染症対策、7月豪雨災害対策のため、数次にわたる補正予算を調整し、本年度の予算は、過去最大の約220億円規模となっておりますが、新型コロナウイルス感染症対策については、国が地方創生臨時交付金を交付し、7月豪雨災害は激甚災害に指定されたこと等により、本年度末の財政調整基金残高は約5億円となる見込みで、何とか踏みとどまっているところです。

次に、現状に至った経緯とその原因についてどう考えているのかとの御質問にお答えします。

本市は、最盛期は5万人超の人口を擁しておりましたが、過疎化、少子高齢化の進展により、現在は、当時の半分以下にまで減じており、今では、県下でも最も小さな市となっております。

本市の財政がここまで深刻な状況に陥った原因は、人口減に伴う地方税、地方交付税等の収入減、少子高齢化の進行に伴う義務的経費の増大等に対応した行政のダウンサイジングを適切に行ってこなかったためであると考えております。

本市の財政悪化は、10年も前から始まっていました。本市は、平成22年度までは、財政健全化の取り組みを厳しく進め、健全財政を保っておりましたが、リーマンショックの影響で社会経済が混乱する中、見通しの甘い財政運営が行われ続けた結果、平成22年度は127億円であった本市の予算規模は、2年後の平成24年度には141億円に、そして平成28年度には154億円へと大きく膨ら

んでいきました。本来であれば、新たな事業を実施する場合には、目的が達成された他の事業を廃止・縮減するなどして財源を捻出する必要がありますが、必要かつ有効な改革が行われることなく、前例踏襲により漫然とした財政運営が行われ、事業を拡大し続けていった結果が、今であると認識しております。

しかしながら、私が市政を預かって以降、本市の財政が非常に深刻な状況にあることを知り、全事業を対象とした事業見直しを行うよう指示して、財政健全化を目指して、懸命な努力を続けているところであります。

○議長（岩阪雅文君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 水俣市の現在の深刻な財政状況、そしてここに至った過去からの経緯は理解することができました。話を伺うにつけ、水俣市の財政健全化は急務であると強く感じます。

しかしながら、それほど財政状況が厳しいと認識されているのにこれまでの市長が見送ってきました小中学校エアコン設置事業や環境クリーンセンターの煙突解体工事など、高岡市長御自身が大型事業を実施するようになったのはなぜなのでしょう。事業実施の判断に至った理由をお尋ねします。

また、市長は、10年来の悪化した水俣市の財政をこれからどのように立て直していくつもりか、その見通しをお尋ねします。

以上、2点。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 谷口議員の2回目の御質問にお答えいたします。

このような厳しい財政状況の中に小中学校のエアコンの設置であるとか、クリーンセンターの煙突解体工事、こういった大型事業をどうして行うのかという御質問と、もう一点は、この10年来の悪化した市の財政をこれからどのように立て直していくのかという御質問であったかと思えます。

私が市政を引き継ぎましたときに、既に本市の財政状況は先ほど申し上げましたように大変深刻な状況になっておりました。そして何年も先延ばしにされてきた多くの事業が山積して残されており、その中には市民の、とりわけ子どもたちの命や健康に関わるものもございました。

令和元年度に実施しました小中学校のエアコン設置事業や本年度に実施予定の環境クリーンセンターの煙突解体工事がまさにそれであります。

地球温暖化が叫ばれ、年々夏場の教育環境が悪化し続ける中、私は子どもたちの命と健康を守るための小中学校へのエアコン設置事業を財政悪化を理由にこれ以上先延ばしにすることはできないと判断をいたしました。

また、17年も前に廃止をされて、そのまま放置され続けてきた環境クリーンセンターの煙突に



は、ダイオキシンやアスベストが大量に含まれております。地震や台風により、もし煙突が倒壊したら、環境中にそれらがまき散らされることとなります。行政が先延ばしにしてきたことによりまして、市民の健康が脅かされることになるのは絶対にあってはなりません。

残念ながらこれまで先延ばしにされ、無責任に放置され続けてきた数々の事業の中には、市民の命と健康を守るために何年も前に率先して実施されなければならなかったはずの事業がまだ残されております。

私はたとえさらなる財政の悪化を招いたとのそしりを受けることがあっても、これまで、そしてこれからも市民の命と健康を守る事業の実施をちゅうちょすることなく実施していきます。これを実施しながら、財政健全化を実施しなければならない、そしてそれは決して容易なことではないと考えております。

公債費、扶助費等の義務的経費の増大を行政のダウンサイジングで吸収する必要がありますが、それは困難を極める作業となります。ハード面でダウンサイジングを図るには、施設の整理・統合が不可欠であります。また、ソフト面においてもダウンサイジングを図るためには、補助金等の削減を図らなければならないこととなります。

しかし、私は、将来の子どもたちに健全な水俣の未来を引き継ぐために、令和3年度当初予算を財政健全化に向けて方向転換する予算と位置づけ、全力を尽くす所存でございます。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、令和3年度当初予算編成方針について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、令和3年度当初予算編成方針についてお答えします。

令和3年度当初予算をどのような方針に基づいて編成するののかとの御質問にお答えします。

令和3年度当初予算は、以下の3つの柱を基本方針として編成します。

第1の柱は、「人命を守ることを第一とする予算編成」を行うというものです。

近年頻発している大雨や台風などの大規模災害から人命を守ることを第一とする予算を編成します。厳しい財政状況から、普通建設事業の実施は、大幅に制限せざるを得ません。実質的に事業が始まっていない新規の大規模事業の実施は、原則として、先送りを検討します。しかしながら、その中であっても、遅延することにより人命が損なわれることにつながるものが懸念されるものについては、優先的に予算を配分し、速やかに実施できるように努めます。

第2の柱は、「重要プロジェクトの推進」です。

本市は、平成28年熊本地震により被害を受けた庁舎の建替え事業、南九州西回り自動車道建設に伴う袋インターチェンジ建設事業、水俣川河口臨海部振興構想、物産館構想など、複数年にわ

たって遂行する必要がある大規模な重要プロジェクトを抱えています。

厳しい財政状況の中ではありますが、これら大規模な重要プロジェクトは、中止、または延期することにより、これまで投下された資金が無駄になり、また、後年においてさらに大きな支出を要することにつながります。市民の代表機関である議会の議決を経て、既に着手しているこれら重要プロジェクトについては滞りなく推進してまいります。

そして第3の柱は「財政健全化への方向転換」です。

令和3年度当初予算においては、本市の財政が持続可能な水準まで回復することを目指して、予算要求基準を設定の上、歳入歳出を徹底して見直した予算を編成します。

令和3年度は、財政健全化へと本市の財政を方向転換する予算と位置づけ、一般財源充当額ベースで、令和2年度当初予算に対して5%の削減を目指します。

そのために、義務的経費や法定経費等の削減できない経費を除いた対象経費に、対令和2年度当初予算一般財源充当額基準で、80%のシーリングを設定し、事務事業の選択と集中に取り組んでまいります。

なお、本市がシーリングを設定して予算編成を行うのは、平成17年度以来となりますが、その折の設定は95%でした。このたび設定した80%というシーリングは、本市始まって以来の厳しい水準であり、並大抵のことで達成できる水準ではありません。

私は、本年度の予算編成に際しては、全ての事業において、聖域を設けず、その費用対効果を図り、ゼロベースで見直すよう職員に指示しております。今なすべきことをやらずに、財政破綻という暗い未来を、将来の子どもたちに引き継ぐようなことがあってはならないと考えます。この一心で、財政健全化に不退転の決意で全力で取り組んでまいります。

○議長（岩阪雅文君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 市長の決意と今後の財政健全化への困難な道のりについて、十分に理解することができました。

私としては、なぜこれまでの歴代の市長が、事ここに至るまで、財政状況を放置し、事業の先延ばしを行ってきたのか、やるせない思いが残ります。適時適切に施策を講じていれば、本市の財政はここまで深刻な状況に陥ることはなかったはずですが。

新型コロナウイルス感染症の流行が第3波となり拡大し続けて、収束する気配が見えない中、本来であれば、平時に蓄えた財政調整基金を用いて、市民の命と健康、そして暮らしを守る施策を果敢に打たなければならないときであるのに、じくじたる思いであります。

しかし、高岡市長が、困難を極める財政健全化を成し遂げ、歴代の市長から引き継いだ負の遺産を強い意志で明るい未来を受け継ぐべき子どもたちへと健全な状態にして引き継ぐという強い決意を伺い、エールを送りたいと思います。

市の職員の皆さんも、高岡市長の掲げる財政健全化の旗の下、一致協力して取り組んでいただきますようお願いいたします。

市民の皆さん、各種団体の皆さんには、来年度以降、何らかの御不便が生じるかもしれませんがどうか現状を御理解いただき、御協力をお願いいたします。

ここにお集まりの議員の皆さん、財政を健全化するには、歳出を減らすか、歳入を増やすしかありません。歳出を減らすのには痛みを伴いますし、歳入を増やすために容易に増税するなど論外です。しかしながら、企業誘致などによって固定資産税を増やすことは可能です。

例えば、現在風車建設反対といった看板を目にするようになりました。藤本議員ら熱心に建設反対の運動をされているようですが、現実を目を向けると、風力発電の風車1基当たり20年間で約5,000万円から1億円の固定資産税が見込めるとの試算もあります。10基あれば10億円です。これほどの税収をほかにどうやって賄う方法があるのでしょうか。不安をあおるばかりでなく、建設に賛成する住民や企業側の言い分もしっかり聞いて、不安を感じる住民との合意点を見出す努力も必要ではありませんか。

人間のすることですから、リスクがゼロであるとは思いません。不安を感じている人は確かにいるでしょう。それらの意見に寄り添う議員もいて当然だと思います。しかしながら、ほとんど風力発電に知識もない市民に対して、企業側の説明会もこれからという段階で一方向的に不安をあおる行動をとることには疑問を感じます。

風力発電所が危険だというなら、なぜ長島町や西原村を初め、日本各地で風力発電所が建設されているのか。日本風力発電協会発表の資料によれば、2019年末時点で大小合わせて474発電所、2,518基の風車が稼働しているそうですが、これらで健康被害が出ているというのなら、なぜ大きなニュースにならないのか。いずれにしても、市民には、メリット・デメリットを含め、正確な情報を提供して判断してもらうことが大事であると思います。

議員おのおのが何を一番重視して判断するかは、自由ですが、私はこの件に関して財政状況が厳しい折、財政を健全化して、将来この水俣市を背負う若者や子どもたちに残すには、どうやって市民に負担をかけずに歳入を増やすかという観点も重視していこうと思っております。

少し脱線しましたが質問に入ります。2点あります。

1点目、我々議員も市民から負託を受け、この場に立っております。財政状況が厳しいことは理解しておりますも、市民から受けた相談はそのままにはできません。場合によっては、厳しい注文も言わなければならないのです。それは、市長も議員時代に経験されてよくお分かりのことだと思います。それを踏まえまして、議会に対して、または議員に対して言っておきたいことがあればお願いします。

2点目、ちょうど今は来年度予算の査定を行う時期だと思います。市長の思いを正確に反映さ

せるためにも職員に対して伝えたいことがあればお願いいたします。

以上2点。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 谷口議員の2回目の御質問にお答えいたします。

先ほど来、申し上げておりますように大変本市の財政状況は厳しいということでございますけれども、これは私どもだけが努力をしてもなかなか解決できる問題ではございません。今おっしゃいました議会に対してということでございますけれども、議会の皆様におかれましても、この難局を乗り越えて、財政健全化を成し遂げ、本市の明るい未来を子どもたちに引き継ぐことができるようにどうかこれからも御協力をいただきますようお願い申し上げたいというふうに思っております。

また、職員に対しましても、この大変厳しい財政状況の中、市民の皆様のために少ない予算で最大の効果を発揮できるような創意工夫をして、令和3年度当初予算編成に取り組んでいってもらいたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、光インターネット回線の整備について、答弁を求めます。

堀内総務企画部長。

（総務企画部長 堀内敏彦君登壇）

○総務企画部長（堀内敏彦君） 次に、光インターネット回線の整備について、順次お答えします。

まず、整備着手に至った経緯は何かとの御質問にお答えします。

光インターネット回線については、これまでも事業化を検討してきましたが、総務省の「高度無線環境整備推進事業」による補助金を活用してもなお約3億円の一般財源による事業費を要することから、厳しい財政状況の中で見送られてきたという経緯があります。

今年度は、国の第2次補正予算において、光インターネット回線の整備についても新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象とすることとされたことから、財源が確保できることとなり、事業着手に至りました。

次に、整備範囲と今後のスケジュールはどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

整備範囲については、光インターネット回線が未整備であった湯出、久木野、葛渡の3地域を対象に整備を行います。これにより、事業者が提供する光高速インターネットサービスを市内全域で利用することができるようになります。今後のスケジュールにつきましては、令和3年度中に回線整備が完了いたします。

○議長（岩阪雅文君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 それでは、2つ質問します。

①、今回、事業化をするに当たって、総事業費はどのくらいかかる予定なのか。

②、その財源の内訳をどのように見込んでいるのかお尋ねします。

○議長（岩阪雅文君） 堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 谷口議員の2回目の御質問にお答えいたします。

1点目の今回、事業化するに当たっての総事業費はどれくらいにつきましては、この事業は総務省の高度無線環境整備推進事業補助金を活用して実施いたします。回線整備にかかる費用総額はおよそ5億5,500万円であり、このうち約1億1,500万円は総務省事業による補助金として受託事業者へ直接交付されます。事業者がサービス提供による見込む収入を基に負担する約1億4,400万円を除き、残る約2億9,600万円を市から事業者への補助金として負担いたします。

次の2点目のその財源の内訳の見込みにつきましては、財源としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金により、約1億5,800万円、過疎対策事業債により約1億3,800万円を充てることとしております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 今回、市内全域で光インターネットサービスが利用できるようになることで、インターネットを通じた様々なサービスを受け、情報を発信できる環境が整うこととなります。

今議会初日に、一般会計決算委員長の小路議員が述べられた意見要望の中に、観光入込客を増やす手段としてSNSの情報発信が有効である。そのためには、市内の観光スポットや主要箇所にてFreeWi-Fiスポットのインフラ整備が必要とありました。いわゆるインスタ映えやYouTubeが水俣を訪れたいくなるような仕掛けが大事だということです。

また、コロナ禍で注目されたリモートによる遠隔授業などで、学校が閉鎖されたときの対応などでは自治体間で大きな格差が見られました。もちろん水俣市ではまだ、スタートラインにも立てておりませんが、ようやく市内全域に光インターネット回線が整備されることで、まさに光が見えてきました。

水俣市としてもこれを機にICTをフル活用していただきたいものですが、現時点でこれらをどのように活用していくお考えか、お尋ねします。

○議長（岩阪雅文君） 堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 谷口議員の3回目の御質問にお答えいたします。

今回、市内全域で光インターネットサービスが利用できることになること、これらを踏まえて今後、水俣市としてどのようにこれらを活用していくかとの御質問だったかと思えます。

光インターネット回線が市内全域に整備されることは、高速なインターネットサービスが生活

インフラとも言えるほどに普及した現代において地域が今後も持続的に発展していく上での大きな懸念の一つが払拭されることであると考えております。

生活家電を用いた家族の見守りサービス等の活用や観光客のみならず、地域住民による SNS 等を通じた情報発信によって地域の魅力・活力を高める可能性を秘めております。

教育分野においては、国が推進するいわゆる G I G A スクール構想に基づく学校 I C T 教育のための環境整備を本市の全小中学校で進めています。市内の全小中学校のうち 4 校は、光インターネット回線未整備地域に立地していますが、今回の事業により市内全ての小中学校で同等の I C T 教育環境が整うこととなります。また、産業分野においては、高速通信が可能な光インターネット回線は、様々な I C T 技術活用の基盤となるものであり、サテライトオフィスやワーケーションといった新しい働き方にも対応できる基盤が整うことを踏まえ、従来の企業誘致に加え、I T 企業や情報サービス業等の誘致にも力を注ぎます。

このほか、農業 I C T、防災情報の高度化・円滑化、医療分野における遠隔診療等、あらゆる分野で活用の可能性があります。市としましては、今後積極的な活用に努めてまいります。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、企業誘致活動について、答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、企業誘致活動について順次お答えします。

まず、サン・エレクトロニクス従業員の再就職状況等はどうのように把握しているのかとの御質問にお答えします。

担当課である経済観光課では、サン・エレクトロニクス株式会社と随時、情報共有を行っておりますが、11月30日現在の再就職状況をお聞きしましたところ、パート従業員も含めた114名の従業員のうち、再就職が決まっている方の数は80名と伺っております。その他の方々については、年内までの残務整理に従事されている方も含め、引き続き再就職活動が行われているとのことです。

なお、現在再就職が決まっている80名のうち、水俣市や八代市以南、出水市など通勤圏内に再就職されている方の数は62名であると伺っております。

次に、サン・エレクトロニクスの建屋及び跡地の利用と今後の見込みはどうになっているのかとの御質問にお答えします。

同社の跡地の利用については、10月27日に本市と立地協定の調印を行いました株式会社アスカインデックスが施設の一部を賃貸借し、来年4月から半導体製品向けのバンプ及びメッキの試作開発や成膜の受託事業を実施される予定となっており、現在、来年4月の操業開始に向けて、施

設の改修等を行っておられます。

また、今後の見込みについてですが、施設内には、まだ余剰スペースが残っており、現在、そこへの入居について前向きに検討されている企業がありますので、本市では、施設を管理しているJNC株式会社にも御協力をいただきながら、本市に立地していただけるよう協議を重ねているところです。

次に、水俣市の企業誘致活動状況について、その他の事例はあるのかとの御質問にお答えします。

本市における企業誘致については、サン・エレクトロニクス株式会社の跡地への立地以外においても、現在、担当課である経済観光課では複数の企業とコンタクトを取りながら市内の適地を紹介し、立地に向けた協議を行っております。加えて、市長も自ら企業を訪問し、代表の方と直接お話をさせていただきトップセールスも行っており、本市への立地を実現していただくよう、積極的に誘致活動を行っているところです。

○議長（岩阪雅文君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 商工観光課に調べていただいたところ、就職が決まった80名の中の10名程度は単身赴任で熊本県の合志市や大牟田市、遠いところでは茨城県などに行かれると聞きました。コロナ禍でただでさえ人との接触が制限される中、家族と離れて暮らすことで、とても寂しい思いをされていることと思います。

また、家族で他県に転居を決められた方もいらっしゃるようですが、企業の撤退は、市にとっても家族単位で人口流出を招き、大きな痛手となります。働く場所の確保、ひいては企業誘致の重要性を再認識させられます。

いずれにしても残り34名全員の就職が決まるまで、水俣市としても全力でサポートをお願いいたします。

企業誘致に関しては市長がトップセールスをすることで先頭に立って取り組んでおられるのは、頼もしい限りであります。しかし水俣市の保有する企業誘致に適した工業団地などがほとんどないのではないかというふうな認識しております。そのような中でどのような企業誘致を進められるのか、お尋ねいたします。

○議長（岩阪雅文君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 谷口議員の2回目の御質問にお答えします。

市が保有する企業誘致に適した用地はほとんどないと思うが、どのように企業誘致を進めるのかというお尋ねだったと思います。

議員御指摘のとおり、市内には新規工場等を建設できるような十分な広さを持つ用地が不足しているため、先ほど答弁いたしました株式会社アスカインデックスがサン・エレクトロニクス株

式会社の跡地に立地されたように、進出コストを極力抑えられ、立地後に早い段階で操業可能な民間の空き施設や市の保有する施設を活用できるような企業を視野に入れ、誘致活動を進めているところでございます。

○議長（岩阪雅文君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 工業団地も埋まってしまっておりますし、いずれにしても水俣市で大規模な工場を誘致するのはなかなか難しいわけですが、先ほどの話、インターネット光を使った企業などの誘致が今後有望視されると思っております。

今、2次答弁の中で、市の保有する施設を活用できるような企業を視野にという答弁がございましたが、どのような企業、市の保有する施設にどのような企業誘致を考えているのか。また、実績等がありましたら、お尋ねします。

○議長（岩阪雅文君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 谷口議員の3回目の御質問にお答えします。

まず、市の保有する施設について、どのような企業誘致を考えているのか。また、既に実績はあるのかという御質問でございますが、市の保有する施設については、大規模な工場の立地には向いておりませんので、スペースが比較的少なくても事業実施が可能な企業、例えば、先ほど議員の御質問にもありましたとおり、インターネット回線の市内整備に伴い、IT系の企業や情報サービス業、コールセンター等のいわゆる産業支援サービス業等の立地について、平成31年度に創設した水俣市産業支援サービス業等立地促進補助金を強くアピールしながら進めていきたいというふうに考えております。

なお、実績につきましては、先日、市医療センターと包括連携協定を締結したAMI株式会社のように、市が実施しているベンチャー企業支援の下で進出をいただいた複数の企業が水俣環境テクノセンターに入居し、水俣市を本拠地として事業を展開されているほか、他の市有施設でも一部を利用し、事業拡大の準備を進めておられる企業もございます。

○議長（岩阪雅文君） 次に、地上デジタル放送の共同アンテナ受信設備改修について、答弁を求めます。

堀内総務企画部長。

（総務企画部長 堀内敏彦君登壇）

○総務企画部長（堀内敏彦君） 次に、地上デジタル放送の共同アンテナ受信設備改修について、順次お答えします。

まず、現在、地上デジタル放送用に共同アンテナ受信設備を設置運営している共聴組合と共聴組合ごとの構成戸数は把握しているかとの御質問にお答えします。

平成23年度の地上デジタル放送完全移行に伴い、辺地共聴施設整備事業を活用して、新たに施



設を整備された共聴組合は、越小場、古里、宝川内、石坂川、葛渡、深川、長崎など、中継局から遠い山間部地域のほか、袋、湯の児、南福寺、牧ノ内などの山陰となる地形的な要因により難視聴となっている地域で、19組合、341世帯が加入しておられます。

それぞれの構成戸数について申し上げますと、比較的規模の大きい共聴組合としては、湯の児地区テレビ共同受信施設が72世帯、深川地区テレビ共同受信施設組合が48世帯、木臼野テレビ共同受信施設組合と日当野共聴組合が29世帯、また、規模の小さい共聴組合としては、岩井共聴組合、地獄谷共聴組合、神の川上組共同受信施設組合が、それぞれ3世帯、鬼嶽地区テレビ共同受信施設組合が4世帯、南福寺地区テレビ共同受信施設組合が5世帯となっております。

次に、国の方針で地上デジタル放送に完全移行となった平成23年前後に、難視聴地域の解消を図るために各共聴組合に交付された補助金は幾らかとの御質問にお答えします。

市から各共聴組合へ交付された補助金は、総額1億713万3,000円です。その内訳は、国の辺地共聴施設整備事業による総事業費の3分の2の補助金が1億531万4,000円、さらに1戸当たりの負担額が3万5,000円を超える組合に対する市の単独の補助金が181万9,000円となっております。

○議長（岩阪雅文君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 この話は、市内のアパートなどに住んでいる方には絶対に分からない話であります。

テレビを見るのに、毎月この共聴組合にお金を積み立てて、いざ台風で電線が切れたり電柱が折れたら、組合で修理をしているという状況です。1本電柱を交換するだけでも資材からバケツト車、高所作業車などの特殊車両のレンタル料、技術料などで1本折れた電柱を交換するのに20万円近くの経費がかかるというのが現実です。それをわずか3軒とか5軒の世帯で負担しなければならないとなるとその大変さが分かっただけででしょうか。

テレビは現在、最も普及している身近な情報源であり、ふだんの生活の中で必要不可欠なものとなっております。特に災害時にはパソコンやスマホを扱えない方々や高齢者、耳の不自由な方にとってとても重要な情報伝達手段であります。

今年6月には、久木野の共聴組合の代表をされている方から相談を受け、私は、まず国会議員の金子代議士に、もともと国が主導して地デジに変えたのだから、平成23年当時に国が補助金を出して共同アンテナを整備したように維持・補修に関しても使えるメニューがないかとお尋ねしました。すると、早速総務省に尋ねてくださり、新たな補助金の創設はないし、今現在メニューもないと。だが地方交付税を使って自治体のほうで判断してほしいとの回答でした。

そこで、今度は県庁に出向きまして、何か策はないのかと。市町村課のほうに尋ねたところ、過疎債や辺地債が使える可能性があるが、水俣市が提出する過疎対策事業の計画などに記載して、県に提出してもらおう必要があるといった回答を得ました。

ちなみにNHKにも尋ねました。何か支援策はないんですかと。ところが、そのようなメニューはありませんと一蹴されてしまいました。

そこで、各組合の代表の方々と相談しまして、6月に市長宛てに要望書を出したんですけれども、質問としましては、その複数の共聴組合から6月に市長に対して提出されました要望書、その内容がどのようなものであったかお尋ねします。

○議長（岩阪雅文君） 堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 谷口議員の2回目の御質問にお答えいたします。

複数の共聴組合から6月に市長に対して要望書が提出されたが、どのような内容であったかにつきましては、この要望書は、越小場共聴組合、岩井共聴組合、岩井口共聴組合、市来共聴組合、日当野共聴組合、無田共聴組合、これら6つの共聴組合の連名によるものでございました。

その内容は、平成23年の地デジ完全移行に際して、補助金を使って共聴施設を整備したが、約10年が経過し、電柱などの施設の老朽化が始まり、改修しなければテレビの視聴ができなくなるおそれがある。加入世帯からの積立金で改修費をプールしてきたが、改修が必要な電柱の数は多く、一方で加入世帯は減少するばかりで予算のめどが立たない。ついては、共聴施設の改修にかかる経費に対する補助金の創設を要望するとの内容でございました。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 谷口明弘議員。

○谷口明弘君 要望書を提出されました共聴組合は、いずれも市内東部の山間部に位置する小規模な集落であり、テレビ放送の受信については、いずれも劣悪な環境にあります。

過疎化、高齢化も進行する中、テレビ放送は、地域の日常生活に欠かせない重要な生活インフラであり、台風や豪雨に際しては、防災情報を収集する重要な手段となるものです。

財政状況が厳しい中、新たな補助金の創設は難しい問題ではありますが、情報難民を生まないように大相撲や水戸黄門を見ることが田舎の年寄りの唯一の娯楽といっても過言ではありません。

お年寄りの楽しみというだけでなく、情報インフラ整備をすることは、災害時に命を守る大切なこととお考えいただきまして、共聴設備の維持補修について、例えば、電柱代の半分を負担するなど、市として何らかの支援ができないものか、改めてお伺いします。

○議長（岩阪雅文君） 堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 谷口議員の3回目の御質問にお答えします。

共聴設備の維持補修について、市として何らかの支援ができないものかにつきましては、地域の大切な生活インフラとして地デジ共聴設備の重要性は十分理解しているところでございます。

維持補修費に関しては、国の支援もなく、厳しい財政状況の中ではありますが、今後どのよう

な支援ができるのか、その手法等も含め、検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で谷口明弘議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時26分 休憩

---

午前10時38分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、松本和幸議員に許します。

（松本和幸君登壇）

○松本和幸君 おはようございます。自由民主党の松本です。

自民党を代表いたしまして、執行部の明快なる答弁をよろしくお願いします。

1、風力発電事業計画について。

国は、2050年度までに温室効果ガス排出を全体としてゼロにする「2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会」の実現を目指すことを宣言されています。積極的に温暖化対策を行うことが産業構造や経済社会の変革をもたらし、大きな成長につながるという発想の転換が必要です。脱炭素社会の実現に向けて、国と地方で検討を行う新たな場を創設するなど総力を挙げて取り組み、再生可能エネルギーを最大限導入すると発表されています。

風力発電計画が水俣市、出水市、伊佐市、津奈木町、芦北町エリアで計64基が計画されています。そこで、風力発電について市長の基本的な考え方を伺います。

2、介護職員の処遇改善について。

介護職員の処遇が十分と言える状況ではありません。ハローワークに求人を出しても応募がない現状です。きつい、賃金が安いのが主な原因ではないかと考えます。

第1号被保険者が65歳以上、第2号被保険者が40歳から64歳の人が介護保険料を納めています。そこで、介護保険料を納めている皆様に幾らか御負担をしていただき、介護従事者に支給することができないか伺います。

3、水俣川河川改修について。

令和2年7月豪雨の爪跡が残る中、復旧・復興が急がれています。12月県議会の中で、球磨川流域の治水の方向性について表明されています。その中で、「年度内の早い時期に「緊急治水対策プロジェクト」を策定し、国や市町村との連帯の下、支川を含む河床の掘削、堤防や遊水池の整備、宅地のかさ上げ、高台への移転、砂防、治山事業など、今すぐに行うべき対策を徹底して実行します」と表明されています。

そこで、お尋ねします。

県知事の対策に7月豪雨で埋まった水俣川河川改修も含まれているのか、お伺いします。

4、丸島江添川の計画について。

平成29年9月議会で丸島雨水ポンプ場の件について質問をしています。そのときの答弁が、「下水道施設全体の基本設計でありますストックマネジメント計画を来年度までに策定をいたしまして、その結果を踏まえまして、丸島雨水ポンプ場のポンプ増設ができるよう、できる限り早く実現できるよう努めてまいりたいと思います」という答弁をされています。

そこで、丸島雨水ポンプの設置はいつできるのかお伺いします。

江添川沿いの道路拡張について、いつできるのかお伺いします。

以上で、壇上からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 松本議員の御質問に順次お答えします。

まず、風力発電事業計画については私から、介護職員の処遇改善については福祉環境部長から、水俣川河川改修について、丸島江添川の計画については産業建設部長から、それぞれお答えします。

初めに、風力発電事業計画についてお答えします。

風力発電についての市長の基本的な考えを伺いますとの御質問にお答えします。

現在、本市において民間事業者による風力発電事業が計画されております。それぞれの事業者において、環境影響評価法に基づき調査や手続を進められている段階であり、私としては、当該事業については、市民の皆さまの十分な理解が必要だと思っておりますので、事業者に対して丁寧な説明を求めていますと考えています。

○議長（岩阪雅文君） 松本和幸議員。

○松本和幸君 ただいま市長のほうから答弁をいただきましたが、今の時点で環境アセスが実施されている状況でございますので、そこで今の市長の答弁のように賛成だ、反対だと言える状況ではないということは十分私も理解をしております。市長答弁については、了としたいと思います。

11月に我々自民党議員と同志の議員で、この風力発電について勉強会をいたしまして、先ほども言いましたように、3市2町のエリアに64基の計画がなされているという状況を見ますときに、我々議員がこれに対して何もしない、あるいは何も興味を持たないという状況ではいけないというふうに私は思っておりますし、先ほど谷口議員からの質問の中でもありましたように、これができるのとできないのでは大きく地元財政にも響いてくるわけですので、こういった状況で今計

画が進んでいるのかということも興味を持つことは当然だというふうに思っております。

11月に先進地を視察をしまして、阿蘇の西原村というところに視察に行きまして、ここは2004年に10基着工されておりまして、2005年に事業開始をされています。総工費が27億円、地元の従業員が5名常駐しているということをごさしまして、そして、地元の皆さんにも議長、副議長、そして職員の皆さんと一緒に現地で話をさせていただきました。そのときにお伺いした中で、水俣が今置かれている状況で、先ほどの谷口議員の中でも話がありましたように、反対されている方々がおられる、心配されている方々がおられるという状況の中で、いろんな反対されている方々の状況を議長なり、職員の方にお話ししましたところ、うちはそういうことは一切ありません。今まで反対という言葉も西原村ではあったことがありません。非常に職員の方、この風力発電ができたことによって村の大きなPR材料になっていますというような報告をされておられました。

実際、名刺を交わしてみたところ、阿蘇ですから、当然、阿蘇山が名刺の裏に写真としてバックに名前が書いてあるのかなというふうに思っておりましたけれども、風力発電をバックに名刺を作っておられます。それだけ地元では、この風力に対する愛着があると。そして、ちょっと設備の具合が悪かったときに、この風力が止まるみたいですが、その止まるのを見て、住民の方から何で止まるとのかと、役場のほうに連絡があると。それくらい地域住民の方も含めて風力に対して関心が高いということで、改めて感じたところでもあります。水俣がそうやって反対があるのは、よく理解ができないですねということを言われまして、それに対して私も何も返答のしようがないというような状況でございました。

そして明るる日に、鹿児島県の南大隅町に行きまして、南大隅町で2000年4月事業会社が設立されまして、2003年、20基の風力発電がそこに建設をされていまして、総事業費として43億円、うち従業員5名が南大隅町に住んでおられるということです。

鹿児島県の大隅町というのは、いわゆる養豚が盛んなところで、養豚では鹿児島県でもトップクラスだというふうに言っておられました。そのエリアの中で養豚、養鶏もやっておられる方がいらっしまして、建設のときには非常に心配をされたそうです。養豚、養鶏に影響はないかということで、しかしもう15年以上たって、何ら問題はないということで、クレームも一切ありませんということをごさしました。ただ1つ、そのエリア近くに民家もありまして、テレビ映りが悪くなったということをおられました、1軒だけ。それで、NHKとメーカーと話をしまして、NHKのほうもすぐ対処をして、すぐテレビの映りもよくなったと。その風力ができる前の段階でもその地域の外にある住宅でもいわゆるテレビ映りが悪かったという地域があったそうですけれども、それを直したことによって、その地域も映りがよくなったということで、逆に喜んでおられるということの報告もありました。

その状況の中で、我々が今一番心配をしている、いわゆる建設時に要するに反対運動とか、反対とかという、そういうものはなかったですかというお話をしたところ、一切ありませんでした。ただ、先ほども言いましたように、養豚、養鶏農家が心配されているということだけでございました。

要するに、そういうことで実際、もう15年以上たっているんですけども、一切クレームもついていないということですので、いわゆるクレームがあれば、恐らく風力もできなかったんだろうと思いますけれども、この西原村もそして大隅町も建替えを準備されているということです。最新式の風力発電を建て替えるということで、まさしく今、西原村は環境アセスをやっている最中だと。11月3日にもその光景がテレビでも映ってございましたけれども、環境アセス評価委員の皆さんが現地に行って風力を見ておられる状況がテレビでも映ってございましたけれども、いまそれを建て替える状況ということで、両方とも実施をされていると。だから、西原村も大隅町も何もなかったんで逆に建替えにも地元を挙げて協力をしているという状況でございますので、そういったことを我々も視察をいたしまして、改めて感じたところでございます。

今、九州にこの風力発電を計画されているのが福岡、長崎、佐賀に、これは洋上ですけども1万キロワットを計画をされておられます。そして、天草の苓北も13基だったかな、13基か14基一応計画をされています。そして、宮崎県の串間にも九州一という大きな風力が、この8月に稼働しております。恐らく、先ほど谷口議員も言いましたけれども、反対があれば、こんな状況がどンドンどンドン進むわけがないというふうに私も思っておりますので、そういう面で国も打ち出しておりますので、もっと今後増えてくるだろうというふうに思っております。

水俣市に今計画が予定されている中で、64基のうち、水俣エリアに何基できるのか、まだ分かりませんが、私がいろいろ聞いた中では最低10基は水俣市エリアにできるのじゃないかなというふうに思っております。

経産省が、今大体決めていることが1基建てることによって、地元には約500万ぐらいの金が落ちると、毎年ですね。先ほどの谷口議員も言われたように、それが10基できた場合には5,000万、それが20年間ずっと続くわけですから、それと今、水俣にゴルフ場跡の長崎に50メガのソーラーが今急ピッチで進んでおります。そのほかにもまだほかにソーラーが出てきている。そういった固定資産税が水俣に全部でそろって入ってくる際には、恐らく年間8,000万から9,000万近くの固定資産税が入ってくることになるわけですので、これは企業誘致と一緒に私は思っております。そういう面でこの事業については、強い関心を持って、見守っていきたいということをお約束して、私の質問を終わりたいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 次に、介護職員の処遇改善について、答弁を求めます。

一期崎福祉環境部長。

(福祉環境部長 一期崎充君登壇)

○福祉環境部長(一期崎充君) 次に、介護職員の処遇改善についての御質問にお答えします。

介護保険料の負担についての御質問にお答えします。

介護保険料につきましては、40歳から64歳の第2号被保険者、及び65歳以上の第1号被保険者が負担することとされております。介護職員の処遇改善のため、第2号被保険者及び第1号被保険者の介護保険料に、独自に費用負担を上乗せすることにつきましては、まず、第2号被保険者の介護保険料は、健康保険法等の規定により、それぞれが加入している健康保険や国民健康保険などの医療保険の保険料と一体で徴収される仕組みとなっておりますので独自の上乗せはできないものと考えられます。

第1号被保険者の介護保険料につきましては、保険者である市町村において金額を設定することとされており、上乗せを行うことは可能ですが、独自に介護報酬基準として設定できるのが、制度上、地域密着型サービスのうちの一部のサービスに限られております。介護職員の処遇につきましては全国的な問題であり、国における介護保険制度の見直しを図られなければ、状況の好転は難しいものと考えます。

○議長(岩阪雅文君) 松本和幸議員。

○松本和幸君 今、部長の答弁では非常に難しいということですが、御存じのように、65歳以上の第1号被保険者が水俣に9,400名いらっしゃるということですが、第2号被保険者が700名いらっしゃるということですので、両方合わせると1万6,400名の方が水俣にいらっしゃるということですので、こういった方々が何らかの形で、もし負担ができるのであれば、それを介護従事者の方々に支給できないかということを私は一応考えたんですけども、それが非常に難しいということですが、今、介護従事者が水俣には800人ぐらいいらっしゃいますので、非常にその方々というのは子育て世代の方々が非常に多いわけですので、非常に厳しい状況の中で生活も厳しいということですので、何らかの形で我々いずれそういった方々にお世話にならなきゃいけないわけですから、もう皆さん御存じのように団塊の世代があと2年したら後期高齢者になります。

そういった状況の中で、恐らく国は15年先ぐらいにはある程度鎮静化していきだろうというふうに言っておったんですけども、最近人生100年、要するに100歳まで生きるんだという状況の中で、国はまた別に打ち出してきております。恐らく健康で100歳まで生きられるということは、そうたくさんいらっしゃるのじゃないかなというふうに思っております。そうすると、当然施設の中で100歳を迎えられるということになるかというふうに思います。個人的なことですが申し訳ないんですけども、私のおふくろも94歳で今施設にいますけれども、頭もぴんぴん、目もちゃんと見えますし、口もちゃんとしゃべれます。ただ、足がちよっと骨折しまして車椅子の状況では

ございますけれども、私の見るところでは、恐らく長生きはするだろうなというふうに思っているんですけど、そういった方々が今後増えてくる、我々の団塊世代でもそういうことが増えてくると。私もあと2年すると後期高齢者ですので、そういう人間としてやっぱり介護従事者に対しては何らかの形で報いてやらなきゃいけないんじゃないかなというふうに思っております。

その中で、国が3年ごとに見直しをするんですけども、その見直しがいつなのか、1つお伺いしたいと思います。

それから、私が質問したことに対しては、なかなか難しいと、厳しいということでございますが、何らか市のほうでも知恵を出していただいて、それに代わるものがないのかお伺いをしたいと思います。この2点お願いします。

○議長（岩阪雅文君） 一期崎福祉環境部長。

○福祉環境部長（一期崎充君） 松本議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、国の改定の時期、それと併せまして介護職員のための水俣独自の仕組みがあるんじゃないかということで、その質問にお答えします。

介護職員の処遇につきましては、全国的な問題であり、本市も例外でなく、処遇は厳しい状況にあることは理解しております。介護職員の処遇改善に向けては、サービス提供により得られる介護報酬が増額改定され、介護事業者は収益が改善されることが最も有効であると考えます。

介護報酬の改定は、3年ごとに国において実施されており、来年度がその改定の年に当たり、本市としましては、この報酬改定に期待しているところです。

本市におきましても独自で何かできないか、今後他市町村の施策も含め、調査・研究してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 松本和幸議員。

○松本和幸君 国のほうが来年度が改定の時期だというふうに今答弁がありましたので、私としても自民党を通じて県、国に働きかけをしてまいりたいというふうに思っております。市のほうとしては、調査・研究をするということでございますので、十分検討していただいて、いい方向になるように、ぜひ検討していただくことを願って、これで質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、水俣川河川改修について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 次に、水俣川河川改修についてお答えします。

7月豪雨で埋まった土砂の撤去について伺いますとの御質問にお答えいたします。

県の調査によりますと、芦北地域振興局管内の堆積土砂量は、10万立方メートルを超えると想



定されており、県に確認しましたところ、水俣川も土砂撤去対象河川になっているとのことでした。

水俣川につきましては、県の維持管理の中で、今年度、田子ノ須付近の河川の堆積土砂撤去を行うこととしておりましたが、7月の豪雨を受けて、中鶴地区の堆積土砂撤去も緊急的に追加し、その土量は、合わせて約7,000立方メートルとのことでした。今後も堆積土砂の撤去を進め、来年の梅雨時期までに、水俣川におきましては、幸橋付近から長野町までの区間、湯出川におきましては、水俣川との合流地点から上流の平上堰付近までの区間の土砂撤去を行う予定であり、その土量は、約1万2,000立方メートルを想定しているとのことでした。

○議長（岩阪雅文君） 松本和幸議員。

○松本和幸君 今回の河川の改修について、水俣川も含まれるということでございまして、非常に感謝申し上げたいと思います。

この土砂が1万2,000あるということですので、かなりの量だというふうに思いますので、本来、公共事業ですから、公共の場に土砂を埋めるということが最優先だろうというふうに思いますけれども、水俣市にそういう場所があれば、それはそれでいいと思います。なければ、民間も通じてやはり先手をしておこなきゃいけない。知事の意向では、来年の梅雨までには完了したいということでございますので、できるだけ早く、としての場所も設定して、市として対応していかなければいけないというふうに思いますけれども、2番目の質問として、市が土砂を撤去したときに埋める場所があるのかどうかについてお伺いをいたします。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 松本議員の2回目の御質問にお答えいたします。

この水俣川の土砂を搬出するその先を市は確保しているのかという御質問でございました。

議員が仰いましたとおり、公共事業により発生しました建設発生土は公共工事期間で流用することが望ましいのですが、実際は搬出する側と盛り土等を必要とする側の時期がなかなか一致せず、発注者か受注者が搬出先を探して工事を行っている状況でございます。

今回の土砂撤去につきましては、県の工事ではございますが、市民の安全を守る工事であることから、本市で搬出先を選定することも必要かと考えております。

今後、県とも協議しながら搬出先を選定していきたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 次に、丸島江添川の計画について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 次に、丸島江添川の計画について、順次お答えします。

まず、丸島雨水ポンプ場の件についてお答えします。

当ポンプ場は、3基のポンプを設置するように計画されており、現在2基のポンプが設置されております。豪雨時などで不足する排水能力につきましては、当ポンプ場へ流入する江添川の断面が広く、一時的な貯水機能を担っております。

そして、既設ポンプ設備につきましては、令和元年6月に策定いたしました水俣市下水道ストックマネジメント計画において、令和6年度から令和8年度に、ポンプ用駆動エンジン及び電気設備等の更新を計画しております。

新規で設置を行う残り1基のポンプ設備につきましては、その後の計画として具体的な時期はまだ決まっていないのが現状でございます。しかしながら、令和2年7月豪雨により、当ポンプ場周辺も浸水被害が発生したことにより、ポンプ増設の必要性を感じております。

ただし、本市では平成25年度に下水道事業計画の見直しにより、当時の降雨実績を基に、本市の降雨強度を時間当たり64ミリから72ミリに引き上げております。当ポンプ場は、旧降雨強度の排水能力に対して建設されており、当初計画どおりのポンプ設備では現降雨強度に対応できていないため、段階的な施設整備となり、時間を要します。

また、耐用年数が超えている既設施設の更新も必要でございますので、そのような状況を踏まえ、既存の整備計画を財政状況と併せて見直しを行い、整備を進めていきたいと考えております。

今後も7月豪雨と同等、またはそれ以上の豪雨が発生する可能性があることを考えますと、当ポンプ場整備完了後も機械排水能力を補う江添川の現断面は有効と考えておりますので、将来的な断面縮小は、より慎重に行う必要があると考えております。

次に、江添川沿いの道路拡張について伺いますとの御質問にお答えいたします。

平成29年9月議会において、この件に関する御質問を議員からいただいております。議員からは、近隣の住宅化が進む中で、付近の道路が狭く、時間帯によっては混雑し、実際、事故も起こっており、近隣住民の生活に支障を来していることなどから、丸島雨水ポンプ場の改修に合わせて道路を拡幅してほしいとの御質問ございました。

道路の拡幅につきましては、ポンプの増設に伴う流下能力の確保によるところが大きいので、先ほど答弁しましたことから、江添川側へ拡幅するのは難しいと考えております。しかし、道路を拡幅することは必要であると認識しておりますので、今後、財政状況等を勘案しながら検討してまいりたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 松本和幸議員。

○松本和幸君 今、部長の答弁を聞きまして非常に厳しい状況の答弁だなというふうに思っております。

29年9月議会で当時の関部長、あそこに座っておられますが、非常に前向きな答弁をいただいております。私はそういった面で非常に期待をしておりました。その答弁から4年たっております。

すが、状況はどうなってんのかなということもありまして、今回また改めて質問をしましたけれども、このストックマネジメント計画をした上で検討するということがございますが、部長は変わられても部下、課長は同じ下水道課でございますので、4年たってこんなに答弁が変わるのかなというふうに非常に私はどう言ったらいいんでしょうかね、与党ですから余り無理は言いませんけれども、非常に答弁が議会のたびにこういった状況になるということは好ましくないんじゃないかというふうに思っております。しかし、今部長が言われていることも十分理解もできます。だから、そういったことで、今度の7月豪雨の中でこのポンプ場近くの丸島地域も床下床上もあっておりますので、そういった状況も含めて、今後対策を講じていただきたい。

それと、先ほどの知事の対策の中で遊水池の対策も含まれているということでございますが、この丸島ポンプ場横に遊水池があります。これは非常に大きな遊水池でございますが、これをもっと活用する必要があるんじゃないかなというふうに思っています。

私も議員生活が34年になりますけれども、その状況の中でこの遊水池を掘削したり整備したりという状況というのは記憶にありません。それまでずっといじっていないという状況でございましたので、今後、遊水池も含めて十分活用していただいて、江添川の水がいっぱいになったときにその遊水池に行くという状況じゃありません。だから、そういった面でその遊水池を片一方は丸島の防波堤の堤防ですから、幾らでも高いわけですけども、片一方のほうは、いわゆる農作業用のほうですので、非常に低いです。だから、それをかさ上げしていただいて、その遊水池に江添川の水もある程度そこでストックできるような形をとって、丸島地域に逆流しないような形の中で考える必要があるのではないかなというふうに思っておりますので、その付近も含めて検討をしていただきたいというふうに、これは1つ、もし考えがあれば、答弁をしていただきたいというふうに思いますが、今現在2基のポンプが稼働しているわけですけども、基礎はあと1基つけるようになっていきますけれども、先ほど財政の話も出ましたけれども、非常に財政の厳しい状況の中で、いわゆる高額なポンプを設置する、大体5億近くかかると思います、1基のポンプを設置するのに。だから非常に財政が厳しい状況の中で多額の予算を費やして設置しなきゃいけない状況というのはありますけれども、しかし地域住民の財産を守るためにも設置しなきゃいけないことはやっぱりしていかなきゃいけないわけですので、今、国が国土強靱化計画というものをを出しております、水俣市議会でも来年3月、この国土強靱化計画が一応任期が切れますので延長してほしいということで、9月議会で全会一致で意見書を採択して、国に出しております。

その結果、12月1日に5年間延長するということが国が打ち出しておりますし、その予算額も15兆円という多額の予算をこの5年間の国土強靱化計画に費やせるということでございますので、そういった予算を利用して、ポンプの設置をつくる、あるいは遊水池の整備を図るということをぜひ検討していただいて、できるだけ早くこのことが実現をしてほしい。これはもう今までの歴

代の、長年、恐らく二十数年間、この問題はほったらかしなわけですよ。前回もお話しましたように、仮設の状況のまま、これがまだ先に続くということであれば、その状態がまだずっと続いていくということですので、できるだけ早く実現をしてほしいというふうに思いますので、これは財政との兼ね合いもありますから、私も無理は言いませんけれども、関部長がせっかく前向きな答弁をされておりますので、ぜひそういうことで実現できるようにお願いをしたいと思います。これについて、もう一回、お尋ねをしたいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 松本議員の2回目の御質問にお答えしたいと思います。

部長が変わってしまえば、答弁なんてごろっと変わってしまうという御指摘でしたけれども、当時、松本議員の御質問を受けまして、担当課では前向きな検討を行ってきたところでございました。

今回の7月豪雨は、ポンプ場の建設計画で想定いたしました降雨強度をはるかに超える雨量で、いわゆる想定外の雨でございました。水俣市では、平成15年の集地区土石流災害を経験し、平成18年にも大きな雨を経験しておりますが、その際も市街地では、ポンプ場の設計に用いた降雨強度を超えてはおりませんでした。その後、昨年まで大きな雨はありませんでしたので、江添川の断面縮小を計画どおりに進める考えを持っておりました。しかし、今回の雨を実際に経験したことで、想定外が想定外ではなくなりました。7月の豪雨時は、ポンプ2台がフル稼働しても流水は増え続け、あわや越水かと思われる水位まで上昇しております。幸いにも線状降水帯が北上しましたので、江添川の水位上昇は止まりましたが、仮にポンプ場の計画どおりにポンプを3台配備していても、今回の水位は現断面の半分以下に落ちることはなかったと思われます。

以前からの計画は、江添川の断面を縮小する計画で、既に護岸の根石を設置しておりますけれども、今回の護岸を受け、もう一度再検討する必要性が生じてまいった次第です。

このように地球環境の変化による異常気象に備えるためにも、まずは現ポンプ場のポンプを増設し、排水機能を高める対策を優先したいと考えております。

また、遊水池の利用はできないかという御質問ですが、現在遊水池には主に浜松町及び塩浜町の雨水が流れ込み、遊水池から江添川へ排出されております。

この排水溝にはフラップゲートが設置されており、江添川の水位がある程度下がらない限り閉まったままで排水されず、遊水池にて貯水されますので、江添川が増水しても遊水池では貯水できない構造となっております。そのため、江添川が増水及び遊水池の貯水量を抑えるにはポンプの設備が最適と考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 松本和幸議員。

○松本和幸君 今の質問である程度理解はしたいというふうに思いますが、いずれにしてもこの計画というのは、最終的にはやはり計画どおりに実行していただきたいというふうに思いますので、財政状況を見ながら、いつごろからどういうふうに始めるのかということとは分かりませんが、市としてぜひ積極的に取り組んでいただきたいというふうに思っておりますし、そしてストックマネジメント計画をぜひ提出をしていただきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○議長（岩阪雅文君） 以上で松本和幸議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前11時20分 休憩

---

午後1時30分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、田中睦議員に許します。

（田中睦君登壇）

○田中 睦君 こんにちは。無限21の田中睦です。

79年前の今日、12月8日、日本軍による真珠湾攻撃が行われ、太平洋戦争に突入しました。今朝の朝日新聞に戦争体験者の証言という記事が載っていました。真珠湾攻撃に出撃された方の話です。102歳の方でした。熊日新聞にも当時役場の職員で召集令状を配った方の話が載っておりました。この方は103歳ということです。

このように戦争体験者の話を聞くことがだんだん難しくなっております。今年は戦後75年という言葉をよく聞きます。どうか今のこの時代が後の時代に戦前と言われないようにしなければならぬということを改めて思ったことです。

では、通告に従って、質問いたします。

1番、コロナ禍における学校現場の状況について。

①、小中学校の最終学年、小学校6年生と中学校3年生は現在40人の学級編制となっておりますが、それを少人数編成するために必要な教員の加配が全国で3,100人分予算措置がなされました。本市には何人配置されているのでしょうか。

②、少人数指導や補習学習、提出物の採点などを行う学習指導員の配置は、全国で6万1,200人分の予算措置がなされました。本市には何人配置されているのか。

③、教室の換気、消毒、家庭への配布物の印刷、健康観察のまとめなど、感染症対策で増加し

た学級担任の業務をサポートするスクールサポートスタッフの追加配置については、熊本県での採用予定が277人となっていますが、本市での採用状況はどうなっているのでしょうか。

④、今年の7月20日付で、教員の時間外勤務の上限を1カ月45時間、1年間で360時間とする方針が市の教育委員会から出されましたが、学校における働き方改革の推進にどう取り組んでおられるのかお尋ねします。

大きな2番、学校給食の安全性と地産地消の推進について、お尋ねします。

①、安全性を懸念する声のある遺伝子組み換え食品や特定の遺伝子を壊す技術を使ったゲノム編集食品への対応をどうしているか。

②、学校給食における地産地消の推進にどう取り組んでいるか。

3番、森林伐採の現状について、お尋ねします。

①、伐採面積の推移はどうなっているか。

②、伐採後の災害防止の対策はどうなっているか。

4番、水俣病問題について。

①、9月12日の熊日新聞に、小泉環境大臣が「健康調査に用いる客観的診断手法について、1、2年後をめどに研究成果の有効性を判断する考えを明らかにした」という記事が出ました。それによると「脳磁計とMRIを組み合わせた方法が客観的診断法の開発につながる可能性がある」との発言があったようです。これらの小泉大臣の発言を市としてどう捉えているかお尋ねします。

5番、映画「MINAMATA」について、質問します。

①、水俣病を世界に伝えた写真家ユージン・スミスをジョニー・デップが演じる「MINAMATA」が来年、国内上映されると報じられました。市としてどのような情報を持っているかお尋ねします。

②、昨年の3月議会で藤本議員への答弁で、市長はこの映画のエグゼクティブプロデューサーからのメールを紹介されましたが、その後、映画関係者との接触や連絡はあったのでしょうか。

③、最後にこの映画上映に期待することをお尋ねします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 田中議員の御質問に順次お答えします。

まず、コロナ禍における学校現場の状況について、学校給食の安全性と地産地消の推進については教育長から、森林伐採の現状については産業建設部長から、水俣病問題については私から、

映画「MINAMATA」については副市長から、それぞれお答えします。

○議長（岩阪雅文君） コロナ禍における学校現場の状況について、答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 初めに、コロナ禍における学校現場の状況について、順次お答えします。

まず、小中学校の最終学年を少人数編成するために必要な教員の加配が全国で3,100人の予算措置がなされたが、本市には何人配置されているかとの御質問にお答えします。

本市には、最終学年を少人数編成にするための県教育委員会からの配置はなされておられません。

次に、少人数指導や補習学習、提出物の採点などを行う学習指導員の配置は、全国で6万1,200人の予算措置がなされたが、本市には何人配置されているのかとの御質問にお答えします。

本事業は、熊本県においては、補習等のための支援員配置事業として、学習支援員という名称になっております。

本市におきましては、授業日が延長された7月、8月に、特別支援教育支援員31人、外国語活動支援員3人、子ども自立支援室指導員2人の計36人を配置いたしました。

次に、教室の換気、消毒、配付物の印刷、健康観察のまとめなど、感染症対策で増加した学級担任の業務をサポートするスクール・サポート・スタッフの追加配置については、熊本県での採用予定が277人となっているが、本市での採用状況はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

本市では、現在、県教育委員会から3人が配置されております。

次に、今年の7月20日付で教員の時間外勤務の上限を1か月45時間、1年で360時間とする方針が出されたが、学校における働き方改革の推進にどう取り組んでいるかとの御質問にお答えします。

本市では、熊本県義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置条例の一部を改正する条例等が令和2年6月29日に施行されたことを踏まえ、令和2年7月20日に水俣市立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則及び水俣市立学校の教育職員の在校等時間の上限等に関する方針を定めました。

教育委員会としましては、これまでも校務支援ソフトの導入、留守番電話の設置等を行い、保護者や地域の御理解をいただきながら教育職員の負担軽減を図ってきました。これまでの取り組みを継続しつつ、改めて、各校から報告される毎月の勤務時間を校長会議や教頭等研修会で伝え、方針に沿うよう指導してまいりました。

また、今年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、様々な研修会や発表会が中止になった

り、学校行事の規模が縮小されたりしております。一方で、児童・生徒の丁寧な健康管理や施設・設備の消毒、さらに3密を避けるための教室移動や小グループに分けての各種教育活動など、多くの対応や工夫が求められています。

今後、今回の感染症対策で見えてきた各種教育活動の取り組みについて、スクラップ・アンド・ビルドの視点も踏まえつつ、保護者や地域の方の御理解と御協力をさらにいただきながら、働き方改革を推進してまいります。

○議長（岩阪雅文君） 田中睦議員。

○田中 睦君 学習指導員については、市が配置していた特別支援教育支援員などを、県の事業で学習支援員の名称で配置するということですね。新しく人員が加わったわけではないというふうに考えていいですか。これが1つ目の質問です。

次は、教職員組合のアンケート調査を基にお尋ねをします。先生方に負担軽減や勤務時間の縮減が進んでいますかと尋ねたところ、進んでいると感じている人が昨年の26%から48%に増えています。特に、中学校では7割の先生方がそう感じているということが分かりました。教育委員会の指導や各学校の工夫があつてのことだろうというふうに思います。

また、今答弁でもあつたように新型コロナの影響で会議や研修、出張が減ったり、学校行事の内容を縮小し、また練習を少なくしたりといったことも要因になっていると思います。しかし、負担感は減っているものの、実際の勤務時間は昨年とほぼ同じような数字が出ています。一月の超過勤務の時間が45時間以内という人の割合が増えているわけではありません。また、過労死ラインといわれる月に80時間を超える超過勤務の割合は18%ということで昨年から減っていません。感覚的には負担感が減っているけれども、実際の超過勤務時間は減っていない実態があるようです。このことをどう捉えられますか。これが2つ目です。

3つ目の質問は、市の教育委員会が出された方針の留意事項に示されていることが守られているかということです。

方針の留意事項には3項目示されています。

1つが、上限時間について。在校等時間の長時間化を防ぐための取り組みを講ずることなく、上限時間を遵守することを求めるのみであつてはならないとあります。つまり、勤務時間が長くなるのを防ぐ取り組みをすることなく、上限時間を守れというだけではだめだと言っています。

2つ目に、虚偽の記録について書かれています。実際より短い虚偽の時間を記録したり、させたりしてはならないとあります。

3番目に、持ち帰り業務について書かれています。本来、持ち帰りは行わないということが原則で、上限時間を守ることを目的として自宅等に持ち帰って仕事をする時間が増えることは避けなければならないとされています。この3項目の留意事項はきちんと守られていると思われ



か。

以上、3点お尋ねします。

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 田中議員の2回目の御質問にお答えします。3点ございました。

まず1点目ですけれども、学校指導員については新たに人員が増員されたということではないのかという御質問でした。

先ほども述べましたとおり、本市では授業日が延長された7月、8月の配置予定がなかった期間に既存の特別支援教育支援員等を配置したもので、人員の数自体を増員したものではありません。

2点目ですけれども、アンケートの結果では教員の負担感が減っているが、実際の超過勤務時間は減っていないと。このことをどう捉えるかという御質問でした。

教育委員会の調査では、昨年度と比較をいたしますと月45時間以上の超過勤務者数は減少傾向にあります。今後も校長会議、教頭等研修会や議員も御存じのとおり、学校訪問の機会もありますので、在校等時間の長時間化を防ぐための取り組みについて、引き続き指導を徹底してまいりたいと考えております。

3点目ですけれども、方針の留意事項3項目が守られているのかという御質問でした。

7月に定めた方針の中に議員が御説明されたとおり留意事項3点定めたわけですけれども、今後は守られるように引き続き指導をしてまいります。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 田中睦議員。

○田中 睦君 教育委員会は勤務時間の管理や正確な記録については、校長会議や教頭等研修会で指導しているとこれまでも言ってこられました。

私は、勤務時間の正確な記録があげられていない例をこれまでも幾つか申し上げてきました。残念なことに今回も同じようなことを言わなくてはなりません。在校等時間、つまり学校での勤務時間の記録が実際よりも少なくなされている事例があるようです。

アンケートに答えて次のような記述がありました。

コロナ対策で消毒作業をするために、毎日勤務時間が長くなっているが、30分から1時間程度短く報告している。土曜、日曜の仕事や部活動の時間は入っていない。休日の在校時間は記録しないよう指導があった。ほかにも似たような記述が幾つも見られました。

今年の夏以降、群馬県の県立学校での時間外労働記録を改変という記事が群馬県の地元紙に載りました。それによると、校内で上司が書換えを促していた疑いが浮上し、県教委が調査をしているという記事です。こういうことにならないよう指導の強化が必要と思いますが、どうでしょ

うか。

次に、休憩が取れていないことと持ち帰りの仕事について尋ねます。

学校現場では、時間外の上限が月に45時間以内というのが言われ、「早く帰りましょう」と、そういう声掛けをされるのはいいのですが、コロナ対策も加わって、業務量が減らないので、昼休みに仕事をしたり、家に持ち帰って仕事をするということが増えているようです。法に定めている休憩が取れないという人は85%に上っています。

持ち帰りの仕事は熊本県全体では減っていますが、水俣市においては増えています。2011年12月に天草の小学校の先生が脳の病気を発症され、倒られました。地方公務員災害補償基金に公務災害認定請求をされましたが、認められませんでした。そこで、裁判に訴え、熊本地裁では請求が棄却されましたが、福岡高裁では長期間にわたり、恒常的に家庭での作業時間も含めた長時間の時間外勤務をしていたと認定しました。基金側が上告しなかったので、この先生の公務災害認定が確定しました。

この事案で問題となるのは、自宅での持ち帰り業務時間の把握です。本来、所属長である校長が把握すべき勤務時間を、仕事をしていた本人が証明しなければ勤務時間と認められないことにあるということです。7月に出された規則と指針は在校等時間、つまり校内における勤務時間を中心に書かれていて、持ち帰り業務は指針の留意事項に出ているだけです。そこには「仮に業務の持ち帰りが行われている実態がある場合には、その実態把握に努めるとともに、業務の持ち帰りの縮減に向けた取り組みを進めるものとする」とあります。仮にではなく持ち帰りの仕事をしていることは現場の管理職も教育委員会も知らないはずはないというふうに思います。

持ち帰り業務の縮減についての論議をし、対策を立てる必要があると思いますが、どうでしょうか。

質問は、以上の2つです。

身を削って仕事をして、そのために病気で倒れ、志半ばで教職を去らなければならない。後で公務災害が認められても失った健康は帰ってきません。御本人が不自由な体でつづっておられます。「自分のような事故に遭うのは自分で最後にしてほしい。今度の件で学校の労働環境がよくなることを祈っています。」御本人の気持ちを紹介して、この件を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 田中議員の3回目の御質問にお答えします。2点ございました。

1点目は、勤務時間の正確な記録がなされていないのではないかと、指導の強化が必要ではないかという御質問でした。

勤務時間の申告については、誤った申告がなされたという報告はあっておらず、私たちとしては、正確になされているものと認識をしております。

先ほども申しましたとおり、今後も校長会議、教頭等研修会や学校訪問等の機会を通じて、勤務時間の正しい申告について引き続き指導を徹底してまいりたいと考えております。

2点目なんですけれども、持ち帰り業務の縮減について論議をして対策を立ててはどうかということなんですけれども、業務の持ち帰りは行わないことが原則であり、行事の中止や規模の縮小、研修の見直し、授業のスリム化を図るなど、様々な業務内容を見直し、業務の縮減及び負担軽減につなげ、業務の持ち帰りの縮減を推進したいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、学校給食の安全性と地産地消の推進について、答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、学校給食の安全性と地産地消の推進について、順次お答えします。

まず、安全性を懸念する声のある遺伝子組み換え食品や特定の遺伝子を壊す技術を使ったゲノム編集食品への対応をどうしているかとの御質問にお答えします。

遺伝子組み換え食品は、外から新たな遺伝子を食品に組み込むことであり、例えば、トウモロコシから取り出した遺伝子を稲に組み込むことで栄養価の高い米を作ることができます。また、ゲノム編集食品は、食品がもともと持っている遺伝子を働かないようにさせて食品の性質を変えることであり、例えばジャガイモの毒素を作る遺伝子を働かないようにさせることで、芽に毒素を作らないジャガイモを作ることができるようになります。

遺伝子組み換え食品やゲノム編集食品は市場に出る前に、厚生労働省の専門家で構成される食品安全委員会で科学的な評価や安全性審査を経て、安全性に問題がない食品のみが流通できるような仕組みとなっております。そのため、給食で使用する食材を選定するに当たっては、遺伝子組み換えやゲノム編集食品に基づく判断基準は設けておりませんが、このような手続を経て、安全性が確認された食品を給食で使用するため、食材の安全性は確保できていると認識しております。

さらに、遺伝子組み換えでない食品やゲノム編集を行っていない食品のみを使用するという基準を設けた場合、使用できる食材が制限され必要な量が確保できなくなることや、食材を購入するに当たり、給食費が高額になるおそれがあるなどの課題が生じると考えられます。

次に、学校給食における地産地消の推進にどう取り組んでいるかとの御質問にお答えします。

これまで、県内産の地場産物の活用割合については、本市は37.04%で、国が定める第3次食育基本計画の目標値である30%を達成しております。なお、市内生産者からの昨年度実績としましては、延べ15名の地元生産者から31品目の食材を購入し、使用しました。給食で地産地消に取り組むメリットとしては、地場産食材を使用した芦北・水俣メニューを提供するなどして、学校給

食を生きた教材として活用する食育を推進することができています。

デメリットとしては、無農薬の場合は、害虫被害があることや天候不良などの影響により安定的な納入ができない場合があります。この点については、不足分を地元の業者へ発注するなどして、給食が滞りなく提供できるよう努めております。

今後も地元生産者と連携し、給食での地場産食材の活用割合がさらに増えるよう継続して取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 田中睦議員。

○田中 睦君 遺伝子組み換えとは、今説明いただいたように、他の生物の遺伝子を取り入れて新たな性質を持たせる技術で、自然界では起こり得ないとされています。

説明であげられた以外に、除草剤をかけても枯れない大豆や菜種というのがあるようです。ゲノム編集の例としては、ほかに、筋肉増強を抑える遺伝子を取り除いて筋肉量を増やした動物、豚や牛などに当てはめているようです。

遺伝子組み換え食品やゲノム編集食品については、センター独自の基準は設けていないけれども、国の委員会のチェックを経て給食に使っているので安全性は確保できているとの答えでした。

学校給食は安全でおいしいということが大前提です。今後も安全性の確保については、最大の注意を払っていただきたいと思います。

地産地消の取り組みにより、生産者の顔が見える関係が生まれ、食の安全性にもつながることが期待されます。子どもたちや家庭への生産者の紹介はどうしているのか。また、生産者と子どもたちの交流の機会が設けられているとすればどのように行われているのかをお尋ねいたします。

地産地消に子どもたちが関わる取り組みとして、地元の食材を使ったメニューの開発に子どもたちのアイデアを取り入れるなど、地産地消の推進に子どもたちの発想を生かす、そういう取り組みができないものかと思います。

この2点についてお尋ねいたします。

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 田中議員の2回目の御質問にお答えします。2点ございました。

1点目ですけれども、子どもたちや家庭への生産者の紹介はどのようにしているのか。また、生産者と子どもたちの交流の場はどのように行われているのかという御質問でした。

具体的な取り組みといたしましては、給食だよりで生産者を紹介しているとともにセンター内に生産者の紹介パネルを掲示しております。子どもたちと生産者の交流の場につきましては、これまでも個別の生産者と子どもたちとの交流はあっておりますけれども、給食センターとしての

取組は行っておりませんので、今後各学校と交流の場づくりについて協議してまいりたいと考えております。

2点目ですけれども、地元の食材を使ったメニューの開発に子どものアイデアを取り入れるなど、地産地消の推進に子どもたちの発想を生かす取り組みをしてはどうかという御質問でした。

子どもたちのアイデアを生かした給食メニューにつきましては、各小中学校の児童・生徒側の希望等を考慮し、メニューの提案を受け、提供しているリクエストメニューを実施しております。

既に水俣の食材を生かした提案もなされており、地産地消の推進の視点も踏まえ、今後も取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 田中睦議員。

○田中 睦君 現在のコロナ禍にあつて、私は食物自給率向上の必要性を感じています。

できるだけ地元産の食材を使うことが、地元の農業、また水産業の活性化にもつながるものと思います。また、地元産の食材を口にするを通して、地元の食文化や歴史を学ぶこともできるでしょう。今後も食材の安定的な納入方法については生産者と関係機関と連携して、地産地消の推進に取り組んでほしいと要望して終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、森林伐採の現状について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 次に、森林伐採の現状について、順次お答えします。

まず、伐採面積の推移はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

森林法第10条の8第1項の規定による届け出のあった過去5年間の森林伐採面積の推移は、主伐につきましては、平成27年度は124.7ヘクタール、平成28年度は151.4ヘクタール、平成29年度は211.5ヘクタール、平成30年度は246.3ヘクタール、令和元年度は195.1ヘクタールで、5年前と比較して増加傾向にあります。間伐につきましては、平成27年度は88.9ヘクタール、平成28年度は50.2ヘクタール、平成29年度は75.7ヘクタール、平成30年度は43.3ヘクタール、令和元年度は14.7ヘクタールと減少しております。

次に、伐採後の災害防止の対策はどうなっているのかとの御質問にお答えします。

伐採後の災害防止対策につきましては、森林法の規定により森林の伐採時には伐採計画や伐採後の造林の方法等が記載された伐採及び伐採後の造林届出書を市に提出することとなっておりますので、その内容を確認し、不備がない場合は届出書を受理し、留意事項等を記載し、伐採及び伐採後の造林計画に対する適合通知書を送付しております。

この留意事項の中で、主伐の場合は、森林資源の積極的な造成と林地荒廃の防止を図るため、

人工造林をする場合は、原則として2年以内に植栽を完了することと記載されております。伐採後の土砂流出対策など留意事項に適していない場合や申請者からの問合せ、相談などがあった場合は、個別に対応し、速やかに災害防止対策など必要な措置を講じるよう森林所有者及び林業事業体に指導を行っております。

なお、造林完了後は、森林法第10条の8第2項の規定により伐採及び伐採後の造林に係る森林の状況報告書を市に提出することとなっております、市として、写真及び現地確認を行っております。

また、人工造林をしない場合につきましては、伐採後の5年後に県と一緒に現地調査を行っており、森林の再生がない場合には、森林所有者及び林業事業体に改善するよう指導を行っております。

○議長（岩阪雅文君） 田中睦議員。

○田中 睦君 災害対策については、事業者等に対して必要な措置を講じるよう指導を行っているということでした。特に、伐採後の造林に係る部分については、現地での確認作業等も行っているということだったと思います。

長野町に住んでいるわけですが、家からちょっと出ると、高速道路の建設や太陽光発電設備の建設が近くで進んでおります。そして、山が切り開かれています。また、市内各所を回っていると、切り開かれた山の近くに住んでおられる方が口々に森林伐採が災害につながらないかと心配しておられます。木材を切り出した後、大雨が降ったときに土砂とともに小枝や葉っぱが流れ、小さな川をふさいでしまって水が道路や田畑にあふれてきたという声も7月の豪雨災害の後、そういう声も聞きました。そういうことがあって、今回このような質問をしております。

この間、農林水産課で何度か話を聞きました。豪雨災害との関連では、決して、森林伐採だけでなく、ほかの要因もある。特に森林に関しては、人の手が余り入っていない人工林、それは根の張りが弱く崩れやすいという話もお聞きしました。先ほどの伐採面積の推移を聞いて、間伐が減っているということが分かりました。これは、山の世話をする人、後継者が少ないということなのでしょう。近年の想定外と言われる豪雨に備えて、森林伐採だけでなく、道路建設等で水の流れが変わり、思わぬところで水の被害が出たというそういう場所もあったようです。

そこで、これから先はまた別の機会にお尋ねをしようと思います。

豪雨災害防止のために、森林伐採後の対策だけでなく、いろいろな工事による水の流れの変化が考えられますが、その水の流れを洪水が起こらないようコントロールできないものか。

また、午前中に松本議員から質問がございました川底のしゅんせつ、これも早く行う必要があるというふうに思います。これらのことについては、また別の機会に申し上げますが、国・県への要望も含めて、関係各課が連携して取り組んでいただきたいというふうに思っているところです。これについてはこれで終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、水俣病問題について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、水俣病問題について、お答えします。

9月12日の熊日新聞に、小泉環境大臣が「健康調査に用いる客観的診断手法について、1、2年後をめどに研究成果の有効性を判断する考えを明らかにした」という記事が出た。それによると、脳磁計とMRIを組み合わせた方法が客観的診断法の開発につながる可能性があるとの発言があったようだ。これらの小泉大臣の発言を市としてどう捉えているかとの御質問にお答えします。

今回の小泉大臣の発言は、令和2年9月11日に行われた記者会見において述べられたものと理解しております。水俣病特別措置法第37条の規定によりまして、政府は調査・研究の実施のためにメチル水銀が人の健康に与える影響を把握するための調査、効果的な疫学調査、水俣病問題に関する社会学的調査等の手法の開発を図るとされております。

今回の記者会見では、健康調査、これに関することについては、現時点で予断を持ってお答えすることはできないという状況でありますとの発言もありますので、直ちに水俣病特別措置法に規定される健康調査の実施につながるものではないと理解しておりますが、健康調査の実施に向けての発言ではないかと考えており、水俣市としては、今後も国の動きを注視してまいりたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 田中睦議員。

○田中 睦君 今の答弁で1カ所理解できなかったことがありますので、再度確認の意味で御説明をお願いしたいと思います。

直ちに特措法に規定される健康調査の実施につながるものではないが、健康調査の実施に向けての発言ではないかと考えていると、その点がちょっと分かりにくかったので確認させていただきたい。小泉大臣が記者から、健康調査の実施時期を尋ねられた際に現時点では答えられないと述べておられたので、健康調査をすぐに実施するというのではないかと考えているという趣旨の発言と理解していいのでしょうか。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 2回目の御質問にお答えいたします。

先ほどの私の答弁の趣旨といたしましては、私の理解としては、現時点においてはまだ客観的な診断の手法の研究途中でありまして、1、2年後に健康調査の実施が可能となるわけではないのではないかとこのことを理解しているというふうに申し上げたところです。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 田中睦議員。

○田中 睦君 私は、患者や被害者団体が求めているのは特措法37条の1項の前半部分に当たるのではないかというふうに考えています。

その部分は、「指定地域及びその周辺の地域に居住していた者の健康に係る調査研究」、そのことを求めておられるのではないかというふうに思っています。つまり、不知火海沿岸住民の健康調査であります。

ところが、今回、小泉大臣は、客観的診断法という言葉が使われたので、脳磁計とMRIを組み合わせた手法が水俣病の診断基準に使われるのではないかと心配しています。脳磁計では認定患者は32名しか検査を受けていない。その中で、水俣病特有の所見が取れたのは19名、約6割だと聞いています。このような検査が水俣病の認定審査に使われるようなことになれば、ほとんどが認定されなくなり、患者切捨てにつながるという心配があるわけです。このことについてはどう考えられますか。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 田中議員の3回目の御質問にお答えいたします。

小泉大臣が記者会見で話された脳磁計とMRIを組み合わせた客観的な診断手法ということについて、これを使うべきではないという議員のお考えなのかなというふうに思っております。それをどう考えるかということでございますけれども、これは田中議員がなぜ使うべきではない、今御説明あったとは思いますが、私としましては、専門家ではございませんので、この手法についての見解を申し上げることは適当ではないというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、映画「MINAMATA」について、答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、映画「MINAMATA」について、順次お答えします。

まず、水俣病を世界に伝えた写真家ユージン・スミスをジョニー・デップが演じる映画「MINAMATA」が、来年国内上映されると報じられた。市としてどのような情報を持っているか、との御質問にお答えします。

市としては、先月25日の新聞報道で国内上映が来年に決まったということは知りましたが、それ以外については何も情報はありません。

次に、昨年3月議会で藤本議員への答弁で、市長はエグゼクティブプロデューサーからのメールを紹介されたが、その後、映画関係者との接触や連絡はあったのかとの御質問にお答えします。



昨年3月議会以降、映画関係者との接触や連絡はあっておりません。

次に、この映画上映に期待することは何かとの御質問にお答えします。

昨年3月議会で申し上げましたように、ユージン・スミス氏が滞在されていた当時の様子や歴史等に加え、これまで長年にわたり本市が取り組んできた環境再生と環境モデル都市づくり、地域の再生や振興、互いを思いやる共生社会の構築、併せて環境復元がなされた豊かな海や自然に囲まれた現代の水俣の姿がこの映画を通じて何らかの形で広く発信されることを期待しております。また、市民、とりわけ次代の水俣を担う若い世代が、自らのふるさとに自信を持てる内容となっていることを願っているところです。

○議長（岩阪雅文君） 田中睦議員。

○田中 睦君 昨年3月議会では、エグゼクティブプロデューサーからのメールには、水俣を訪問したいし、時間があれば挨拶にも伺いたいと記されていたというふうに紹介をされました。残念ながら、現在まで水俣訪問は実現していないということですね。

また、向こうからのメールに返信する形で市長の気持ちを届けたいと言っておられましたが、これについてはどうなったのでしょうか。

○議長（岩阪雅文君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 田中議員の2回目の御質問にお答えします。

昨年3月議会でエグゼクティブプロデューサーからのメールに返信をするということであったが、どうだったのかというお尋ねでした。

以前、送信されていたメールには近い将来水俣を訪れたいと思っているので時間があるならば挨拶に伺いたいというようなことが書いてありましたので、直接お会いしてお話をしたほうがよいと考え、訪問の連絡をお待ちすることになりました。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 田中睦議員。

○田中 睦君 ということは、結局、メールは送っていないということですね。

蒲島知事はメッセージを送られたということでしたが、映画の舞台となる水俣市からは向こうからのメールに返信もしていないと。これは礼を失しているのではないのでしょうか。制作の総指揮に当たる方からメールが来たぐらいですから、市長の思いを今からでも伝えることをためらう必要はないと思うのですが、どうでしょうか。

映画に関する情報については、新聞以外にはないということでしたが、上映が近づいていますので、市のほうから積極的に情報収集をする姿勢が必要だと思いますが、どうでしょうか。

ユージン・スミスとともに写真集を制作されたアイリーンさんは時々水俣においでになっているようです。このアイリーンさんと連絡をとれば、何らかの情報が得られるのではないかと思います。

ています。

この映画はジョニー・デップが自らプロデュースし、主役を演じ、国際映画祭で俳優賞を受賞していることもあって、世界からも注目されているようです。映画を見た後の反応は様々出てくるとは思いますが、水俣をテーマにしたこの映画を通して水俣のことを知りたいという人が増え、水俣を訪れる人が増えることを願っています。

市長が前回言っておられた水俣の歴史、豊かな自然あふれる現在の水俣の姿を知ってほしいという思いに私は共感します。今後、効果的なタイミングを考えて、今のような市長の思いを発信し、水俣のPR・活性化につなげてほしいと考えますが、どうでしょうか。

明日水曜日の深夜、木曜日に日付が変わる時間帯に「MINAMATA ユージン・スミスの遺志」という番組がテレビであるようです。映画と関連したものなので私は見るつもりでおります。

今回の答弁は、前回の市長答弁よりもトーンダウンしたような印象を受けました。どうぞ積極的な情報収集と水俣からの思いの発信について、前向きな答弁を期待して、質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 田中議員の3回目の御質問に順次お答えします。

まず相手からの連絡を待つのではなく、今からでも映画制作会社等に思いを伝えてはどうかという御質問でした。

映画の内容を把握しておりませんので、現段階で制作会社等にお伝えすることは特にございせん。

次に、世界的に有名な方が主演をされているので、市がもっと積極的に情報収集を行い、地域活性化等につなげてほしいと考えるが、どうかというお尋ねでした。

映画の内容が地域の活性化に結びつくものであれば、考えていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（岩阪雅文君） 以上で田中睦議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午後 2 時 28 分 休憩

---

午後 2 時 40 分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、平岡朱議員に許します。

（平岡朱君登壇）

○平岡 朱君 皆さん、こんにちは、日本共産党の平岡朱です。

ある市民の方が、以前こんなことをおっしゃいました。国会の答弁がごまかしと逃げばかりで、教育上よくない。子どもたちは声には出さないがじっと見ているんだと。衆議院調査局の調べで、桜を見る会前夜祭をめぐる国会答弁で、前首相が合計33回もの虚偽答弁を行っていたことが明らかになりました。最新の世論調査でも77.4%もの人が桜を見る会前夜祭での参加費補填の疑惑をめぐる前首相の説明に納得できないとしています。また、森友学園への国有地売却をめぐる公文書改ざんの問題でも大臣や官僚による虚偽答弁が139回にも上ります。

我が家でも、ニュースを見ていると、政治のことに限らず、これどういうこと、何の話、何で謝ってんのなどと、子どもたちから何で何での嵐です。子どもたちに説明できる、そんな当たり前の政治を取り戻していきたくて強く感じております。

それでは、以下質問に入ります。

大項目1、多様な「性」を生きる人たちが暮らしやすい社会の実現について。

私は女性として生を受けました。そして自分自身のことを女性だと認識しています。つまり、私は生まれながらにして持つ生物学的な性と自分で感じている性別が一致しています。しかしそれはたまたまなんだということに気づいたのは高校生のときです。あるドラマがきっかけでした。ドラマの中で、ある女子生徒は、体の性と心の性が一致せず、日々葛藤しながら、体にさらしを巻いて登校します。大変苦しそうでした。そしてそのときに、ああ、私はたまたま体と心が一致しているのだと気づかされました。

人間の性は男と女の2種類ではありません。人は多様な性に生まれます。私たちの性は大きく分けて4つの要素が絡み合い、成り立っています。

1つ目は、生物学的な性、つまり生まれたときにオスなのかメスなのかということです。中には判別がすぐには難しい赤ちゃんもいます。2つ目は、性自認、つまり自分の性別をどう感じているかということです。3つ目は、性的指向、つまり、どのような性別の相手を好きになるかということです。そして4つ目は、性表現です。立ち振る舞いや服装・話し言葉などが男性的か女性的かということです。

そして、LGBTという言葉ですが、この言葉は以前に比べると世間的に大きく認知されてきました。少しずつですが、理解も進みつつあります。LGBTとは、性的指向における少数者と性自認にまつわる少数者の4つの言葉の英語の頭文字を並べた略称です。Lはレズビアン、女性の同性愛者、Gはゲイ、男性の同性愛者、Bはバイセクシャル、男性も女性も好きになる人、Tはトランスジェンダー、生まれたときの性別と自認する性別が異なる人です。

性的マイノリティーは、LGBTという言葉だけではくくることはできず、この定義の中に当てはまらない方々も存在します。

日本におけるLGBTの割合は、昨年の調査で10.0%という結果でした。つまり、10人に1人

当事者がいるということです。これは、左利きの人やAB型の人と大体同じ割合です。水俣市の人口は、12月1日現在で2万3,812名ですので、10%で計算した場合、約2,380人の当事者がいるということになります。周りにいないということではなく、気づいていない、見えないということです。私の友人にも当事者がいます。

どんな性を生きている人でも、安心して、自分らしく生きられるよう、以下質問いたします。

①、水俣市においてLGBTなど性の多様性について、市民が理解することができる具体的な施策や取り組みはあるか。

②、市の職員、教育現場において、多様な性についての研修等の実施は行われているか。

③、現在、市立図書館、学校の図書室に、LGBTなど性的マイノリティ（性的少数者）についての書籍は設置されているか。

④、市内公共施設や学校における多目的トイレの設置状況はどのようになっているか。設置されているところについてはどのような表示になっているか。

⑤、新庁舎の多目的トイレについては、LGBTに配慮するなど、どのような設置を予定しているか。

⑥、現在、市民課で取り扱う各申請書などの書類について性別欄が不要なものは何種類ほどあるか。

大項目2、小学校運動部活動の社会体育移行後の課題について。

①、小学校の運動部活動はどのような経緯で社会体育へ移行となったのか。

②、社会体育移行後のクラブチームへのサポート体制はどのようになっているか。

大項目3、再生可能エネルギー100%のまちづくりについて。

①、再生可能エネルギー100%のまちづくりの実現について、現在の市の考え方はいかがか。

②、本市で再生可能エネルギーの導入をさらに進めていくため、市民参加型の新電力会社を立ち上げてはどうかと思うが、市長の見解はいかがか。

大項目4、水俣病問題について。

①、現在、熊本地裁、東京地裁、大阪地裁で係争中の水俣病不知火患者会を原告とする裁判は、提訴後、それぞれ何人になるか。

②、現在、熊本地裁、東京地裁、大阪地裁で係争中の水俣病不知火患者会を原告とする裁判の原告数は、それぞれ何名か。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 平岡議員の御質問に順次お答えします。

まず、多様な「性」を生きる人たちが暮らしやすい社会の実現については総務企画部長から、小学校運動部活動の社会体育移行後の課題については教育長から、再生可能エネルギー100%のまちづくりについては私から、水俣病問題については福祉環境部長から、それぞれお答えします。

○議長（岩阪雅文君） 多様な「性」を生きる人たちが暮らしやすい社会の実現について、答弁を求めます。

堀内総務企画部長。

（総務企画部長 堀内敏彦君登壇）

○総務企画部長（堀内敏彦君） 初めに、多様な「性」を生きる人たちが暮らしやすい社会の実現について、順次お答えします。

まず、水俣市においてLGBTなど性の多様性について市民が理解することができる具体的な施策や取り組みはあるかとの御質問にお答えします。

性の多様性をテーマとした市民の理解を深めること、これを趣旨とした施策や取り組みについては、これまで実施しておりません。なお、令和2年3月に策定した第4次水俣市男女共同参画計画においては、基本方針Ⅲ「男女（みんな）で共に生きる社会づくり」の中で、「性と性の多様性を尊重する意識づくり」という項目を新たに設け、職員や市民への意識啓発を図っていくこととしております。

次に、市の職員、教育現場において、多様な性についての研修等の実施は行われているかとの御質問にお答えします。

市の職員において、御指摘の性の多様性に関する研修等は実施しておりません。なお、総務課、生涯学習課など、人権啓発関係の事務を担当する職員につきましては、熊本県・人権同和教育課などが主催される担当課長研修会、担当者研修会が定期的に開催されており、この中で研修の機会がございます。

教育現場におきましては、文部科学省から、「性同一性障害に係る児童・生徒に対するきめ細やかな対応の実施等について」として、平成27年4月30日付で通知がなされ、学校現場での支援内容などについても示されており、これを受けて、研修の機会を設けるよう努めております。ちなみに、令和2年度においては、これまでにテキストやリーフレット等の資料を用いて校内研修を実施した学校が7校、外部講師等による研修を行った学校が3校となっております。

次に、市立図書館、学校の図書室にLGBTなど性的マイノリティーについての書籍は設置されているかとの御質問にお答えします。

市立図書館においては、現在、「よくわかるLGBT」、「被差別マイノリティーのいま」など23冊の書籍があり、貸出しを行っております。

また、学校図書室においても、市内小中学校全体で26冊の書籍があります。

次に、市内公共施設や学校における多目的トイレの設置状況はどのようになっているか。設置されているところについてはどのような表示になっているかとの御質問にお答えします。

本市の公共施設や学校における多目的トイレの設置状況について申し上げますと、市内43の公共施設に95カ所、10の学校に22カ所設置されております。各施設の表示につきましては、主に車椅子マークの掲示、「多目的トイレ」という文字による表示となっており、もやい館においては車椅子、男性、女性及び子どもをイメージしたマークの掲示に、「どなた様も御利用できます」という文字を加えた表示となっております。

次に、新庁舎の多目的トイレについては、どのような設置を予定しているかとの御質問にお答えします。

新庁舎では、1階フロアに2カ所、2階フロアから4階フロアまでの各フロアに1カ所の合計5カ所に多目的トイレの設置を予定しております。いずれの多目的トイレも、LGBTなど多様な性を生きる人たちにも利用しやすいトイレとなるように検討したいと考えています。

次に、現在、市民課で取り扱う各申請書などの書類について性別欄が不要なものは何種類ほどあるかとの御質問にお答えします。

現在、市民課で取り扱っている各申請書などの種類は243種類で、そのうち性別の記載欄がないものは159種類です。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 答弁をいただきましたので、早速2回目の質問をさせていただきます。

1点目に、性の多様性について理解することができる取り組みはこれまで実施されていないとのことでしたが、今後、理解促進につながる具体的な計画の策定は予定されているのか。これが1点目です。

また、市の職員における研修等は実施されていないとのことでした。

2点目に、市の職員向けに、窓口での対応などのための対応指針の作成や研修会の実施などを行うおつもりはないか、お尋ねいたします。

続いて、子どもたちとの関わりについてです。多くの当事者が物心ついたころには既に違和感を感じています。トランスジェンダーは病気ではありません。よって、性同一性障害という言葉も名称変更の動きがあります。関連の書籍についてですが、学校には、LGBTに関する本が1冊もないというところが少なくありません。しかし水俣市の学校には、26冊もの本が並んでいるとのことで大変うれしく思いました。市立図書館にも、手に取りやすい場所に、関連の本が並んでいます。悩んでいる児童・生徒たちにとって、情報があること、相談しやすい環境があるということは、大きな救いになります。実際に当事者も、もし授業で教えてくれたら、あんなに

考え込まなくて済んだかもしれないと言っています。いないのではなく、言えない環境があるということなのです。

そこで、3点目の質問です。

今後、授業とまではいかずとも、性の多様性を理解するための時間を設ける、独自の教材を活用するなど、情報発信を広げる取り組み、また、書籍の近くに例えば、ありのままでもいいんだよとか、悩んだらここに相談に来てねなどのメッセージ発信を行ってはどうかと思いますが、いかがでしょうか。これが3点目です。

そして、次にトイレの問題です。多くの当事者は、トイレが男女の2種類だったら我慢するといっています。

そこで4点目に、市内の公共施設の多目的トイレの表示について、幾つかの表示の種類があるようですが、今後幅広い方が利用しやすいよう、例えば「だれでもトイレ」など表示の工夫について検討していただけないでしょうか。

そして最後に、性別欄のある書類についてです。市民課で取り扱う書類を詳しく調べていただきました。ほかの自治体では、印鑑登録証明書、住民票記載事項証明書などについても性別欄の削除、または記載の選択をすることができる等の対応をされているところもあります。

そこで5点目に、性別欄が必要ない書類については今後さらに見直しをしていただけないでしょうか。

そして6点目に、そのために市民課以外の課におきましても、まずは申請用紙などの性別欄についての調査を行ってもらえないでしょうか。

質問は、以上6点です。

○議長（岩阪雅文君） 堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 平岡議員の2回目の質問にお答えします。

全部で6点あったかと思いますが、3点目の学校現場の関係以外につきまして、私のほうからお答えさせていただきます。

まず1点目の今後、理解促進につながる具体的な計画の査定を予定しているかということですが、現在のところ性の多様性に係る理解促進につながる個別の計画を策定する予定はございません。なお、第6次水俣市総合計画第1期基本計画では、第2章、豊かな心で未来に挑戦する人づくり、施策区分1、互いを認め合う社会づくりにおいて市民の人権意識の醸成に努めることをうたっているところでございます。

次に、2点目の市職員向けに窓口対応などのための対応指針の作成、研修会の実施などを行うつもりはないか。

これにつきましては、まず対応指針につきましては熊本県において昨年3月に職員向けの指針

として、性的マイノリティーへの理解を深めるために「熊本県職員ハンドブック」、これを作成され、職員の啓発に利用されていると伺っております。これを参考に他の市町村の状況等も踏まえながら、今後検討させていただきたいと考えております。

職員研修につきましては、メンタルヘルス研修、コンプライアンス研修などのテーマ別研修の設定において考慮させていただきたいと考えております。

次に、3点目を飛ばしまして、4点目、市内の公共施設の多目的トイレの表示についてですが、今後幅広い方が利用しやすいよう、例えば「だれでもトイレ」など、表示の工夫について検討をということでございました。

今後、多目的トイレを整備する場合は、利用しやすいトイレの表示について検討していきたいと考えています。

5点目、性別欄が必要ない書類については、今後見直しをしていただきたい。また、併せて6点目として、そのために市民課以外の課においても調査をということでしたが、見直しについては、これ5点目、6点目ちょっと併せてお答えさせていただきたいと思いますが、まずは市役所の各部署が所管する申請書類等について、まずは現状を把握するために全庁的な調査に着手したいと考えております。

以上でございます。

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 私からは、平岡議員の2回目の3点目の御質問にお答えします。

小中学校において、性の多様性を理解するための時間を設けたり、独自の教材活用するなど情報発信を広げる取り組みを行ってはどうか。また、書籍の近くにメッセージ発信を行ってはどうかという御質問でありました。

学校現場でも児童・生徒には性の多様性を理解するため、朝の会や学級活動でテーマとして取り扱った学校もあるほか、保健体育の授業の中でも学習を行っております。独自の教材の活用については考えておりませんが、現在行っている取り組みは継続してまいります。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 多様な性の当事者とは、私たちを含めてこの社会で暮らす全ての人です。社会の仕組みや理解が進めば、どんな性を生きる人も、今よりもっと暮らしやすい社会になるはず。今後もこのテーマについて引き続き取り組んでいきたいと思っております。

最後に1点お尋ねいたします。

現在、日本の法律では性別が同性同士のカップルは結婚することができません。しかし、自治体が、同性パートナーシップ制度を導入することで、2人の関係を「婚姻に相当する関係」と



認めることができます。自治体が同性カップルの存在を正面から認めるということは、大きな意義を持ちます。現在全国66もの自治体で導入されており、導入予定の自治体も60以上に上ります。

そこで、水俣市におきましても、パートナーシップ宣誓制度を導入されてはどうかと思いますがいかがでしょうか。

以上1点お聞きいたしまして、質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 平岡議員の3回目の御質問にお答えします。

本市においても、パートナーシップ制度の導入はいかがかとの御質問でしたが、まずはこの制度についての調査・研究を行い、他の自治体の導入事例を参考にしながら、制度の必要性について考えていきたいと思えます。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、小学校運動部活動の社会体育移行後の課題について、答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、小学校運動部活動の社会体育移行後の課題について、順次お答えします。

まず、小学校の運動部活動はどのような経緯で社会体育へ移行となったのかとの御質問にお答えします。

本市の小学校運動部活動が社会体育へと移行することになった経緯は、熊本県教育委員会が平成27年3月に策定した「児童生徒のための運動部活動及びスポーツ活動の基本方針」において、小学校の運動部活動を社会体育へ移行することを明確に定めましたので、この基本方針に従い、平成30年度末までに社会体育移行を完了いたしました。

次に、社会体育移行後のクラブチームへのサポート体制はどのようなになっているのかとの御質問にお答えします。

小学校運動部活動の社会体育移行に併せて、水俣市キッズスポーツクラブの登録制度を開始し、移行した全クラブチームへ活動奨励金を一律に交付し、九州大会以上に出場するクラブチームや個人へは大会出場奨励金を交付しています。また、各小学校に備品管理に必要な倉庫等を設置し、体育施設の使用料減免も行っています。そのほかにも、子どもたちや保護者に市内のクラブチームを紹介するため、広報みなまた及び市ホームページに活動内容を掲載しています。指導者に対しても、児童への適切な指導を行っていただくよう資質向上のための研修会を毎年開催しています。社会体育に移行して間もなく2年を迎えますが、現在もクラブチームの様々な相談に対応し、

各競技団体と連携を図りながら、新しい競技のクラブチーム発足にも力を入れていますので、社会体育移行後の課題は特にございません。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 2回目の質問をいたします。

先ほどの答弁の際、社会体育移行後の課題は特にございませんとの発言がありましたが、社会体育移行後2年目というときに、課題がないということはなかなかあり得ないことではないかと感じております。

平成29年の6月議会で次のような声が紹介されています。

2016年に社会体育移行前に実施されたアンケート調査で、今後の課題として考えられることとして、活動場所への送迎や経済的な負担が出てくることに対して反対である。保護者への負担がかかることから運動の機会を奪われてしまう児童が出てくるのではないかなどの声です。このような心配されていた事態について、現状はどうか、子どもたちが困っていることはないだろうかなど、そういう考えや視点が必要なのではないかと思います。

そこで確認を含め、2点質問いたします。

1点目に、社会体育移行前から、様々な懸念事項が出されておりました。例えば送迎について、経済的な負担について、活動までの子どもたちの過ごし方について、指導者の確保についてなどです。これらの事項について、それぞれどのような対応をされ、現在どのように運用されているのかお尋ねいたします。

そして2点目に、現在、活動後のスクールバスの利用については、各学校どのような運行状況でしょうか。

2回目の質問は、以上2点です。

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 平岡議員の2回目の御質問にお答えします。

2点ございました。

1点目は、社会体育移行前から送迎についてなど、様々な懸念事項が出されていたけれども、これらの事項について、どのように対応しているのか、また現在、どのように運用されているかという御質問でした。

まず、御質問をいただいた4項目の対応について、お答えをいたします。

まず、送迎についてですけれども、送迎が必要な児童については、主に保護者で行われています。

次に、経済的な負担についてですけれども、1回目の答弁で申し上げましたとおり、活動奨励金等を交付し、体育施設の使用料減免も行っております。

次に、活動までの子どもたちの過ごし方についてですけれども、各小学校に御協力をいただいて、帰りの会から社会体育活動開始までの間、児童の居場所を提供していただいております。

次に、指導者の確保についてですが、競技団体等に御協力をいただき、新しい指導者による8つのクラブチームが立ち上がっております。なお、現在の運用については、活動主体であるクラブチームが各々の状況によって行われております。

以上です。

失礼しました。もう1点ありました。

2点目なんですけれども、活動後のスクールバスの利用についてですけれども、各学校はどのような運行状況かということなんですけれども、スクールバスにつきましては、児童の通学及び学校教育活動のために運行をしておりますので、社会体育活動には使用しておりません。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 ありがとうございます。

部活動のときは、基本的に下校後そのまま活動に入ることができました。社会体育移行後、クラブチームにより開始時間が異なり、放課後、子どもたちが過ごす時間もそれぞれ違います。指導者は働いている方も多くそれぞれお仕事の都合がありますので、指導者が変われば開始時間が変わるということも出てきます。

仕事の都合でいえば保護者もそうです。放課後、活動までの間、学校で空き教室などを提供していただき、保護者が見守りを行うとなると、学年にもよりますが、午後3時過ぎからの見守りが必要となり、仕事の調整をせざるを得ません。職種によってはできる方とできない方も出てこられるかと思えます。

また、児童が放課後一旦帰宅する際、例えば、学校での活動の場合、うちの息子もそうですが、比較的學校から近い児童であれば、自宅から徒歩や自転車で向かうことができます。しかし、學校から離れた地域では、保護者の送迎が必要となります。送迎については、答弁にもありましたように部活動のときには、部活動終了後、スクールバスで帰宅することができていましたが、現在は學校が終わった時点でしか運行がないため、帰宅の際は保護者の送迎が必要不可欠となります。保護者の送迎が困難で、中にはやめざるを得なかったという児童もいるとお聞きしています。

実際に、今大なり小なり、現状課題があることは確かです。しかも、社会体育への移行以前から懸念されていた事項も含まれています。

答弁にもありましたように、現在、それぞれのクラブチームが活動主体となっておりますので、全ての課題を一緒に解決していくことは難しいとは思いますが、互いのクラブの課題を共有したり、整理したりすることで、見えてくる解決策も出てくるかもしれません。仮に抱えている

課題が解決できないとなった場合、最終的に影響を受けるのは子どもたちです。子どもたちに平等にスポーツの機会が与えられるよう、議論とその都度の検証が必要かと感じています。

また、今年はコロナによる臨時休校や自粛生活で、子どもたちの体力低下が心配されています。様々なイベントの中止も余儀なくされている中で、子どもたちだけに限らず、市民が体を動かす機会が少しでも増えるよう、スポーツ振興のためのバックアップをお願いしたいと思います。

最後に2点、質問いたします。

1点目に、社会体育移行後2年目を迎えた今、まずは、現状を把握するための手だてを講じることができないだろうかと考えますが、いかがでしょうか。

そして2点目に、水俣の子どもたちが住んでいる地域や経済的な理由などで、格差なくスポーツができる機会が得られるようにと思っておりますが、そのことについてのお考えをお聞かせください。

以上で質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 暫時休憩します。

午後3時15分 休憩

---

午後3時18分 開議

○議長（岩阪雅文君） 再開します。

小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 平岡議員の3回目の御質問にお答えします。

2点ございましたけれども、先ほどの御質問の中で、学校が終わってから社会体育に移行するまでの間に、保護者がつかなければいけないという御質問がありましたけれども、そのようなことはありませんので、強制をしているわけじゃありませんので、お答えをしておきます。

まず1点目なんですけれども、社会体育移行後の2年目となって、現状を把握するための手だてを講じることができないかというような御質問でしたけれども、現状を把握するための手だてにつきましては、既に全てのクラブチームの活動内容を定期的に把握しております。また、個別の細かい相談や要望にも適宜対応しております。

2点目ですけれども、水俣の子どもたちが住んでる地域や経済的な理由などで格差なくスポーツができる機会が得られるようにという議員の思いに対する考えについてですけれども、基本的に社会体育活動というのは地域社会や家庭において自主的に行われるもので、学校教育活動ではございませんが、移行時には子どもたちのスポーツ活動の場が広がるよう全力で取り組みました。

具体的に申し上げれば、バドミントン、卓球、バレーボール、フラダンス、ソフトボール、陸

上競技、ソフトテニス、伝統芸能、レクリエーションの8つの新しいクラブチームが地域のあちこちに立ち上がり、クラブチームの総数は41チームとなりました。

また、経済的な負担軽減についても再度答弁しておりますけれども、活動奨励金等を交付し、体育施設の使用料を2分の1に減免しています。加えて申し上げるならば、運動部活動から移行したクラブチームの学校体育館の平日夕方の使用料は現在も無料にしております。

このように、現在できる支援につきましては、最大限取り組んでいるところでございます。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、再生可能エネルギー100%のまちづくりについて、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、再生可能エネルギー100%のまちづくりについて、順次お答えします。

まず、再生可能エネルギー100%のまちづくりの実現についての現在の市の考えはいかがかとの御質問にお答えします。

再生可能エネルギーの導入に関しまして、第6次水俣市総合計画では、低炭素社会の実現を目標に掲げ、持続可能な低炭素社会の構築と再生可能エネルギー導入促進による温室効果ガスの排出量削減を目指すこととしています。

また、本市は、地球規模の問題である温暖化対策に取り組む自治体として、市全体の温室効果ガス排出量を基準年度の2005年度から2050年度までの間に50%削減するという目標を掲げ、水俣市環境モデル都市アクションプランを策定し、持続可能な低炭素社会の実現に向け、取り組んでいるところです。

さらに、去る7月に国から選定を受けましたSDGs未来都市の環境側面の取り組みとしても、市全体の温室効果ガスの排出量削減に向け、再生可能エネルギーを用いた電力の使用を図ることとしており、前回9月議会でも御紹介させていただきましたが、令和2年8月から順次、学校施設など市が保有する施設へ新電力を導入しているところです。

経済産業省が今年4月に公表した2018年の国内の再エネ比率が16.9%であることから、再エネ導入100%という目標を達成するのはかなり厳しいとは考えますが、今後も引き続き、再生可能エネルギーの導入、引いては持続可能な低炭素社会の実現に向け、本市計画において掲げる施策を、着実に講じてまいります。

次に、本市で再生可能エネルギーの導入をさらに進めていくため、市民参加型の新電力会社を立ち上げてはどうかと思うが、市長の見解はいかがかとの御質問にお答えします。

新電力会社の新規設立につきましては、9月議会で答弁いたしましたとおり、電力会社の切替

えによる市が保有する施設への再生可能エネルギー由来の電力導入を優先して進めていくこととしているため、現時点においては、考えておりません。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 では、2回目の質問をします。

9月議会で再生可能エネルギーの導入について質問させていただいた際、まずは市の施設への再生可能エネルギーの導入を目指し、その後の取り組みについては検討していないとのことでしたが、目標達成のために、ぜひその後の取り組みについても検討していただければと思っております。

再生可能エネルギーの多くは、地域固有のエネルギー資源です。2016年2月に完成した久木野寒川地区の小水力発電は、その事業効果として、地域資源を活用したエネルギーの地産地消、小水力発電の管理・運営による地域活性化や集落維持が挙げられています。この事業は大変注目され、視察に訪れる方も多かったとお聞きしております。

再生可能エネルギーは、化石燃料の使用量や二酸化炭素排出量を減らすだけでなく、地域に新たな経済循環を生み出し、地域の活性化にもつながるものです。この寒川地区の取り組みは、先駆的な例です。

そこで1つ目の質問です。

このように、地域の資源を生かした自然エネルギーの普及促進のため、水俣市の小水力発電について、導入の可能性を検討していただけないでしょうか。これが1点目です。

また、水俣市第6次総合計画では、地域における温室効果ガス排出量の削減について、産業・運輸・業務・家庭の各部門において、再生可能エネルギーの導入促進を進め、温室効果ガス排出量の削減を目指しますとあります。また先ほどの答弁にも、計画において掲げる施策を着実に講じるとのことでした。

本市での再生可能エネルギーの導入をさらに進めていくためには、市の施設だけにとどまらず、企業や一般家庭においても再生可能エネルギーの導入を進めるべき、せめて導入について検討すべきかと思えます。

そこで2つ目の質問です。

現在、再生可能エネルギーとして導入しておられるチッソの水力発電について、市の施設以外においても幅広く導入を進めていただくことを検討していただけないでしょうか。

質問は、以上2点です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 2回目の御質問にお答えいたします。

まず1点目が、市の小水力発電についての導入の可能性を検討してもらえないかという御質問

でございました。

小水力発電設備の導入につきましては、規模な設備の割に導入費用が比較的高い点や季節ごとの水量の増減によりまして発電量が安定せずに採算性が予想しにくい点、そして小まめな設備の維持管理が必要であるなどの課題が多いことから、市としては現状小水力発電の設備を設置する計画はございません。

2点目の再エネとして導入しているチッソの水力発電を市の施設以外にも幅広く導入を検討したらどうかという御質問でございます。

本市としましては、電力料金の低減、CO<sub>2</sub>排出量の低減、供給安定性と地産地消の条件を勘案し、新電力の導入を現在進めているところであります。

今後も条件に合う市が保有する施設への導入については検討を続けてまいります。議員御質問の一般家庭や市内企業など、市の施設以外の導入につきましては、その全ての電力需要を賄うには現在のスキームでのJNC株式会社が有する水力発電からの供給電力量では不足することが予測されるため、現時点では考えておりません。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 先月、小水力発電が中山間地域の存続方法として注目されているという新聞記事がありました。

小水力発電の活用は、地域の活性化だけでなく、地場企業の技術力を生かすことにもつながります。課題が多く見られるとのことでしたが、市民からも小水力発電の活用に期待する声も聞かれますし、活用できる地域資源がある以上、しかも水俣市はその資源が1カ所にとどまりませんので、その資源を生かせないかどうか、今後、市としてぜひ再度御検討いただけないかと思えます。

なお、本日午前中の質問でも触れられていた風力発電についてですが、風力発電自体は、自然エネルギーの一つではありますが、今回の3つの事業者による大規模な風力発電計画は、自然破壊・健康被害の観点からも様々な多くの問題があり、大変危惧しております。市長におかれましては、その是非については、後世に悔いを残さないよう、市民の声をしっかり聞いて御判断いただきますよう切にお願いいたしておきます。

先ほど2回目の答弁で、市の施設以外の再生可能エネルギーの導入については、供給量が不足することが想定されるため考えていないとのことでした。現在、JNCからの電力供給については、水俣製造所で消費した後、その余剰電力の一部を水俣市内の公共施設に供給しているとのこと。電力量そのものとしては、現在の供給量以上にあるということかと思えます。

またJNCのホームページには、水力発電によるエネルギーの地産地消の実現でSDGsを推

進というタイトルの下、今年8月から始まった水力発電を中心とした電源による水俣市施設への電力供給について掲載されています。

また、こうも記してあります。社会課題の解決に貢献することでサステナブルな未来の実現を目指しており、そうした取り組みの一環として本事業に参画すると。SDGsの推進を図る積極的なすばらしい取り組みです。

また、JNCの地域貢献は水俣市民にとっても大変歓迎されるものです。JNCにとっても、水俣市民にとっても、また、気候変動対策としても、今以上の取り組みについて前向きに検討することがぜひ必要かと思えます。

また、再生可能エネルギーの活用については、以前、円卓会議も開かれており、その際、市民参加型の新電力会社の立ち上げについて、市民側からもJNC側からも提案があったと聞いております。この提案についてもぜひ議論のテーブルに乗せていただければと思います。

今回、電力供給に関する協定を締結した、水俣市、JNC株式会社、JFEエンジニアリング株式会社の名が連なる文書では「水力発電などのエネルギーの地産地消を推進し、持続可能な社会の実現に向けて、取り組んでまいります」と、このように締めくくられています。まさしくSDGsの実践そのものです。SDGs未来都市としての水俣市の今後の取り組みに大きく期待いたします。質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、水俣病問題について、答弁を求めます。

一期崎福祉環境部長。

（福祉環境部長 一期崎充君登壇）

○福祉環境部長（一期崎充君） 次に、水俣病問題について、順次お答えします。

まず、現在、熊本地裁、東京地裁、大阪地裁で係争中の水俣病不知火患者会を原告とする裁判は、提訴後それぞれ何年になるかとの御質問にお答えします。

現在、熊本地裁、東京地裁、大阪地裁で係争中の水俣病不知火患者会を原告とする裁判、いわゆるノーモア・ミナマタ第二次国家賠償等請求訴訟につきまして、国及び熊本県に確認したところ、熊本地裁における提訴日は平成25年6月20日、東京地裁は平成26年8月12日、大阪地裁は平成26年9月29日であり、熊本地裁では提訴後7年、東京地裁及び大阪地裁では提訴後6年が経過しております。

次に、現在、熊本地裁、東京地裁、大阪地裁で係争中の水俣病不知火患者会を原告とする裁判の原告数はそれぞれ何名かとの御質問にお答えします。

当該裁判につきまして、国及び熊本県に確認したところ、熊本地裁における原告数は1,472名、東京地裁は83名、大阪地裁は132名となっております。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。



○平岡 朱君 お答えいただきましたように、熊本地裁においては、裁判は既に提訴から7年が過ぎています。この間、126人の原告の方々が判決を待たずして亡くなられています。生きているうちに救済をとこの言葉は、時がたつにつれて、より重く、より現実味を帯びた言葉となっています。

裁判は、1陣、2陣の原告を先行して審理するというのを、原告・被告・裁判所の三者間で合意の上、進められています。しかし、被告側の国、熊本県、チッソは、もともと裁判終結の時期は遅らせないと約束していたにもかかわらず、書面作製の準備を理由に引き延ばしを行っています。

そして、答弁いただきましたように、熊本地裁における原告数は1,472人です。資料によると、そのうち23人が水俣市の原告数となっています。

水俣のある原告の方は、しびれやこむらがえり、ふらつきがひどく、診察した医師から水俣病の症状を認められたとき、これまでの不調の原因がやっと分かったと言われます。早く救済してほしいと訴えられます。また、同じく水俣の別の原告の方は、当時の私たちは貧しかったし、魚を食べるしかなかった。汚染されていると知っていれば食べなかったかもしれないが、そんなことは知らなかったし、ほかに食べるものもなく、たくさん食べた。中学生のころからこむらがえりなどの症状に悩まされている。なぜ被害を受けた私たちがこんなにも長い時間頑張らなければならないのか。裁判を始めてから7年もたち、もう心身ともに疲れてきた。周りの原告も亡くなったり、裁判に行くことができなくなってきた人もいる。生きているうちに救済をと声を大にして言いたい。もうこれ以上裁判を長引かせないでほしいと語られました。

いまだ救済されず裁判を続ける、このような市民の声を御紹介した上で、2点質問いたします。

まず1点目は、市長にお尋ねいたします。

今なお裁判を続ける水俣の原告のこの声を市長、どう思われるでしょうか。

そして2点目に、水俣病特別措置法第4条には、救済を受けるべき人々があとう限り全て救済され、水俣病問題の解決が図られるように努めなければならないとあります。そうなるように、水俣市としても最大限の力を尽くすべきではないかと思いますが、いかがでしょうか。

質問は、以上2点です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 御質問にお答えいたします。

今なお救済を求めている方がいらっしゃるののでどう考えるかということですが、やはり一日も早くあとう限りの方が救済されることが必要かと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 一期崎福祉環境部長。

○福祉環境部長（一期崎充君） 水俣市としても水俣病問題の解決が図られるよう最大限の力を尽

くすべきではないかという御質問だったと思います。

水俣病特別措置法第4条には、国、関係地方公共団体、関係事業者及び地域住民は、それぞれの立場で救済を受けるべき人々があたらしく全て救済され、水俣病問題の解決を図られるよう努めなければならないと規定されております。

水俣病問題への対応については、本市の重要な課題であり、解決を図られるよう取り組んでいかなければならないと認識しております。

本市におきましては、被害を受けられた方はもちろん、多くの市民の声を国や県、関係企業にしっかりと伝えていかなければならないと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 平岡朱議員。

○平岡 朱君 市長も一日も早く救済されることが必要ということでしたし、市としても多くの市民の声を伝えていかなければならないとのことでした。先ほどの市民の声もぜひとも国、県、チッソにお伝えいただければと思います。

昨年の新聞報道では、水俣病特別措置法で、地域外とされていた山間部にも一時金給付の救済対象者の存在が明らかになりました。記事によると、行商人により、水俣湾周辺で捕れた魚介類が流通したとされる水俣・芦北地域などの山間部の救済状況について明らかになり、水俣市では、越小場地区84人、久木野地区67人、古里地区48人となっています。このデータのように汚染は山間部まで広範囲に広がっており、まだ名乗り出ることのできない市民がおられる可能性もあります。いまだに申請もできずにいる潜在患者が、ここ水俣市にも大いに存在し得るということです。市民の健康被害がどこまで広がっているのか、その把握を県任せにするだけではいけない状況かと思えます。

そこで、最後に1点、市長にお尋ねいたします。

本日午前中の質問の際、市長から住民の命と健康を守るための事業をちゅうちょなく実施していくとの答弁がありました。水俣病の被害を受けた全ての民が救済されるよう広範囲の汚染の実態を調査するために、住民の命と健康を守るために、やはりちゅうちょなく健康調査を実施すべきと思いますがいかがでしょうか。

以上で質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員の3回目の御質問にお答えします。

私が午前中申し上げました財政難だけれども、市民の命と健康を守る事業はちゅうちょなく実行していくという言葉は、これは市の事業のことをごさいます、今回のその不知火海沿岸の健康調査という部分に関しては先ほどの答弁で申し上げましたけれども、環境省、国のほうでその手法を今開発中ということですので、その動向をしっかりと見守っていきたいというふうに考えてお

ります。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で、平岡朱議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明9日に開き、一般質問を行います。

なお、議事の都合により、あすの本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時41分 散会

令和2年12月9日

令和2年12月第6回水俣市議会定例会会議録  
(第3号)

一般質問

# 令和2年12月第6回水俣市議会定例会会議録（第3号）

令和2年12月9日（水曜日）

午前9時30分 開議

午後3時51分 散会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 睦 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	淵 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長（坂 本 禎 一 君）	主 幹（関 洋 一 君）
議 事 係 長（中 村 亮 彦 君）	参 事（前 垣 由 紀 君）
主 事（岩 本 伊 代 君）	

（説明のため出席した者） 16人

市 長（高 岡 利 治 君）	副 市 長（小 林 信 也 君）
総務企画部長（堀 内 敏 彦 君）	福祉環境部長（一期崎 充 君）
産業建設部長（城 山 浩 和 君）	教 育 長（小 島 泰 治 君）
病院事業管理者（坂 本 不 出 夫 君）	総合医療センター事務部長（松 木 幸 蔵 君）
産業建設部次長（本 田 聖 治 君）	教 育 次 長（前 田 裕 美 君）
上下水道局長（岩 井 昭 洋 君）	総務企画部市長公室長（永 田 久 美 子 君）
総務企画部総務課長（梅 下 俊 克 君）	総務企画部企画課長（設 楽 聡 君）
総務企画部財政課長（岡 本 夫 美 代 君）	教育委員会教育総務課長（赤 司 和 弘 君）

---

○議事日程 第3号

令和2年12月9日 午前9時30分開議

第1 一般質問

- |         |                                  |
|---------|----------------------------------|
| 1 高岡朱美君 | 1 学校給食に提供される食材の安全確保と対策について       |
|         | 2 本市の財政状況について                    |
|         | 3 病院、高齢者施設でのクラスターを未然に防ぐコロナ対策について |
| 2 小路貴紀君 | 1 道の駅みなまたの再整備について                |
|         | 2 新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について    |
|         | 3 特産品化に向けた取り組みについて               |
| 3 藤本壽子君 | 1 水俣市の財政状況悪化による市民生活への影響について      |
|         | 2 道の駅・海の駅整備事業について                |
|         | 3 水俣市の山間地に建設予定の風力発電所について         |
| 4 桑原一知君 | 1 防災・減災について                      |
|         | 2 農業振興について                       |
|         | 3 GIGAスクール構想と学校ICT化について          |

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前9時30分 開議

○議長（岩阪雅文君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（岩阪雅文君） 日程に先立ち、諸般の報告をします。

本日まで受理した陳情1件は、議席に配付の陳情文書表記載のとおり、総務産業委員会に付託します。

次に、令和2年9月1日付で受理し、現在、厚生文教委員会で審査中であります第3号、風力発電計画に対する水俣市長の慎重な調査検討を求める陳情については、陳情者から令和2年12月1日付で陳情取り下げ願が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の会議に地方自治法第121条の規定により、坂本病院事業管理者、赤司教育総務課長の出席を要求しました。

本日の議事は、議席に配付の議事日程第3号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

## 日程第1 一般質問

○議長（岩阪雅文君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、高岡朱美議員に許します。

（高岡朱美君登壇）

○高岡朱美君 おはようございます。日本共産党の高岡朱美でございます。

豪雨災害から5カ月がたちました。寒さが本格化していますが、被災地では家の修繕が進んでおらず、不自由な仮設、避難先での生活をされている方がたくさんいらっしゃいます。先日ある企業の社長さんに様子をお聞きしましたら、熊本地震で被災をし、グループ補助金を使ってようやく再建したばかりだったところに、再び豪雨災害、しんどい、今なりわい補助金をコンサルを入れて申請をしているが、あまりに複雑な上、なかなか認めようとしない。国は本当に助けようとする気があるのでしょうか。

似たような声はほかにもたくさん聞いています。ある方は、溺れかけている人がたくさんいるのに、船の上で浮き輪を持った首相が、浮き輪を投げようともせず、助かりたいなら自分で這い上がってこいと言っているようだと言われました。

コロナの感染拡大が深刻さを増し、北海道と大阪では医療崩壊が始まり、自衛隊が派遣される事態になっています。GoToキャンペーンの一時中断は当然のことであり、営業短縮に対しての補償、医療機関に対する緊急支援が必要です。東京商工リサーチによると、今年1月から10月までの休廃業、解散した企業は4万3,802社で、2000年の調査開始以来最多のペースで推移しています。早く浮き輪を投げなければどんどん沈んでしまう人が出てきます。

昨日、市長の決意にあったように、国に対しては、国民の命を守る事業にはちゅうちょなく大急ぎで取り組んでほしいと、強く願いつつ、以下、質問に入ります。

大項目1、学校給食に提供される食材の安全確保と対策について。

①、学校給食に提供される食材は、どのような観点から、具体的にどのように安全を確保しているか。

②、本市の学校給食では、どのような頻度でパンが提供され、それはどこから納入されているか。また、米飯についてはどのようにしているか。

③、パンに使用される原料の小麦の生産地はどこか。

④、農民連食品分析センターは、2019年3月9日の新聞「農民」に学校給食で提供されている

パンから除草剤の成分であるグリホサートが検出されたと発表した。グリホサートについてどのような認識を持っているか。

大項目 2、本市の財政状況について。

①、令和元年度決算によると、平成30年9月に作成された中期財政計画の予想をはるかに超える財政調整基金の取り崩しが行われている。計画どおりの運営になっていない原因は何か。

②、令和元年度水俣市財政事情は、今後計画中の事業をすべて実施していくと、令和6年には財政調整基金等各種基金が枯渇すると予想している。事業の見直しが必要と思うが、どのような観点で進めるお考えか。

大項目 3、病院、高齢者施設でのクラスターを未然に防ぐコロナ対策について。

①、熊本県内でクラスターが発生した高齢者施設、病院数及び感染者数はどれくらいか。それは感染総数の何%で、そのうち公表時点で無症状者が占める割合はどれくらいか。

②、厚労省は、10月16日付事務連絡で、医療従事者、介護従事者で発熱等の症状を呈している者に対し、積極的にPCR検査をするよう通達している。現在、本市ではこのような職員に対してはどのような対応がとられているか。また、その費用はどこが負担しているか。

③、11月17日の記者会見で、厚労大臣は感染多発地域における医療機関・高齢者施設に対し、施設職員、入院、入所者全員に定期的に一斉検査をするよう呼びかけた。この検査の対象となる要件、費用負担などについてどのように聞いているか。

④、PCR検査は保険診療が可能となっている。保険で検査をする場合の医師の診断要件はあるか。

⑤、コロナ感染症が拡大し始めた今年2月から市総合医療センターの毎月ごとの収益は前年度と比べどのように推移しているか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 高岡朱美議員の御質問に順次お答えします。

まず、学校教育に提供される食材の安全確保と対策については教育長から、本市の財政状況については私から、病院、高齢者施設でのクラスターを未然に防ぐコロナ対策については福祉環境部長及び病院事業管理者から、それぞれお答えします。

○議長（岩阪雅文君） 学校教育に提供される食材の安全確保と対策について答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）



○教育長（小島泰治君） 初めに、学校給食に提供される食材の安全確保と対策について、順次お答えします。

まず、学校給食に提供される食材はどのような観点から、具体的にどのように安全を確保しているかとの御質問にお答えします。

水俣市学校給食センターは、笑顔の花咲く給食づくりを理念に、1、安全で安心な給食の実施、2、楽しくおいしい給食の実施、3、元気に育つ子どもたちの支援の3つの方針で給食を提供しております。

特に、食材につきましては、安全な食材の確保のため、産地、鮮度、成分内容等を考慮し、品質に配慮した食材を選定しているほか、肉類の産地確認検査、食品細菌検査の定期的な実施等を行っております。

次に、本市の学校給食では、どのような頻度でパンが提供され、それはどこから納入されているのか。また、米飯については、どのようになっているのかとの御質問にお答えします。

パン食につきましては、月に6回程度を公益団法人熊本県学校給食会が製造を委託している熊本県パン共同工場から納入しています。米飯につきましては、残りの給食日に当学校給食センターで炊飯し、提供しています。

次に、パンに使用されている原料小麦粉の生産地はどこかとの御質問にお答えします。

公益財団法人熊本県学校給食会に確認したところ、現在学校給食用パンに使用されている小麦粉の生産地は、カナダ産、アメリカ合衆国産、県産が使用されているとのことであります。

次に、農民連食品分析センターは、2019年3月9日の新聞「農民」に学校給食で提供されているパンから除草剤の成分であるグリホサートが検出されたと発表した。グリホサートについて、どのような認識を持っているかとの御質問にお答えします。

グリホサートは除草に使用される製剤の成分で、議員引用の新聞「農民」では、学校給食パンのグリホサート残留数値が、0.03から0.08ppmの検出数値となっておりますが、国の定める残留基準値は30ppmで、基準値以下であり、問題ないと認識しております。

○議長（岩阪雅文君） 高岡議員。

○高岡朱美君 学校給食には、うちも3人の子どもたちがお世話になりました。いまだに、幾つかのメニューは給食のほうがおいしかったと評価をされます。市報で紹介される給食のレシピを懐かしそうに眺めていることもあります。また、水俣の給食センターのすごさは、アレルギー対応の細やかさです。先日久しぶりにセンターにお邪魔しましたら、現在は42人分のアレルギー食に対応されているということです。これは並大抵な仕事ではなく、決してどこの自治体でもできていないわけではありません。本当に頭が下がります。

そのような中ではありますが、また新たな問題が出てまいりました。実はこのアレルギーとの

因果関係も指摘をされています問題ですので、ぜひ真剣に聞いていただければと思います。

まず、農民連の分析で給食のパンから検出されたグリホサートは、日本のホームセンターで特に目立つように陳列されている商品「ラウンドアップ」の主成分です。メーカー側は環境中で分解されやすく、数週間で半減すると宣伝し、日本では問題にされるどころか、むしろ、先ほど30ppmと言われましたが、安全基準が緩められています。

しかし、世界では次のような動きになっています。2012年、フランスのカーン大学のセラリーニ教授らがラウンドアップやラウンドアップ耐性の遺伝子組み換え作物を投与されたマウスに腫瘍ができ、死亡したとの論文を発表しました。この論文は遺伝子組み換え推進団体の反論があり、一度雑誌への掲載が取り消されましたが、後日、他誌で再掲載され、以後グリホサートの研究報告が増えていきます。そして2015年3月には国際がん研究機構 IARC、IARCというのはWHOの外部組織で、日本も参加しています。このIARCがグリホサートを「ヒトに対する発がん性が恐らくある」グループ2Aに分類しました。このグループ2Aというのは、発がん性を評価する5段階のうち、2番目に危険性の高いグループです。

発がん性だけでなく、生殖や子どもの発達への影響も指摘されています。2019年にカリフォルニア大学の研究グループが出生前にグリホサートなどの農薬にさらされることが、子どもの自閉症スペクトラム障害と関連しているという研究結果を発表しました。日本でも、今年千葉大学のグループが、グリホサートのパーキンソン病や自閉症発症への影響を指摘しています。文部科学省が毎年通級指導を受けている児童・生徒数の推移を発表していますが、2005年あたりから、肢体不自由児の数はほとんど変わっていないのに、情緒障害、自閉症、学習障害、注意欠陥多動障害の子どもが年を追うごとに増えています。このグラフと農薬の出荷量、使用料が重なると指摘している研究者もいます。

このような報告が出される中、ヨーロッパを中心にグリホサートの禁止・規制へと動き出す国が増えてきました。国として禁止をしたのは、ルクセンブルク、ドイツ、オーストリア、チェコ、フランス、マルタ、メキシコ、フィジー、トーゴなど。禁止へと向かっているのが、イタリア、タイ、ベトナム、コロンビアなどです。国全体の動きとはなっていないものの、地方自治体、州レベルでは、アメリカ・カリフォルニア州、カナダの8つの州、イギリスのエジンバラ市、オーストラリア・ビクトリア州、インド・ケララ州などが使用を禁止・規制しています。

このような動きと並行し、アメリカでは次々と訴訟も起きています。ラウンドアップの販売元であるモンサント社に対する一連の訴訟では、2018年に最初の判決が出ており、学校の校庭管理でグリホサートを含む除草剤を使用してがんになったとの訴えに対し、カリフォルニア州の裁判所は2億ドル、210億円の賠償を支払うよう命じました。翌19年にはサンフランシスコ連邦裁判所も「ラウンドアップががんの原因である」との訴えを認め8,000万ドルの賠償を命じる判決を出し

ました。同様の裁判は原告が5万人以上に拡大し、今年6月、モンサントを買収したバイエル社はこれらの訴訟に最大109億ドル、約1兆1,600億円の支払いをすることで和解が成立しました。訴訟はアメリカだけにとどまらず、隣国のカナダでも500人を超える原告が訴えており、メーカーだけではなく販売したホームセンターも訴えられているそうです。そして、今ヨーロッパやアメリカでどんなことが起きているかといいますと、子どもの健康障害に苦しむ母親たち、これ大変驚きましたが、今アメリカでは2人に1人の割合で子どもたちがアレルギーや腸の障害、自閉症、糖尿病、白血病など何らかの病気を抱えているそうです。これに怒った母親たちが食べ物の安心・安全を求めて大きな運動を起こしていて、何と有機栽培の市場が4年間で4倍に増え、今、遺伝子組み換えの作物はスーパーの隅っこに追いやられているそうです。それでアメリカ国内で売れなくなってきた遺伝子組み換え作物やそれとセットで売られるラウンドアップを今日本に売り込もうとしているのではないかと想像されるようです。

長くなりましたが、グリホサートというのはこういう性質のものだということを知っていただいた上で、質問に入ります。

お答えいただいたように、学校給食の方針は、1番目が安心・安全です。その判断基準として「産地」を最初に上げられました。産地の考え方はまず水産産、次に芦北産、県内産というふうになるべく近くで採れたものを優先的に使うというふう聞いています。これに従えば、どうしても代替品がない場合を除いて、海外産は除外するのが自然です。現在提供されているカナダ産、アメリカ産小麦のパンは、産地の基準からも、また、先ほど説明しましたように明確に発がん性が指摘されている農薬が基準以下とはいえ、検出されています。しかも、パンは主食ですから、月に6回とはいえ、それなりの量を摂取することになります。これは安全とは言えません。そして何より代替品がないどころか、日本は主食だけは100%自給できているわけです。そのような中で、あえて子どもたちに外国産小麦のパンを提供し続ける必要があるんでしょうか。この際、主食としてのパンを提供するのはやめて、全て米飯にしてはいかがかと思いますが、この提案についてお考えをお聞かせください。これが1点目です。

2点目に、このメニュー変更によって、農業振興にもつながると期待されます。参考までにお伺いします。もし、給食のメニューを全て米飯にした場合、消費するお米の量は年間あとどれくらい増えるでしょうか。質問は以上2点です。

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 高岡議員の2回目の御質問にお答えします。

2点ございました。1点目は、外国産の小麦が使われているパンは農薬が検出をされていると、パンの提供はやめて米飯にしてはどうかという御質問でした。

パン食または米飯に対する児童・生徒の嗜好、メニュー構成など、検討すべき課題があります

ので、これらの課題を踏まえ、今後検討してまいります。

なお、県内58の学校給食調理場で米飯のみの調理場は1カ所であり、パン食と米飯の両方を提供している学校給食調理場が大多数となっております。

2点目なんですけれども、全て米飯にした場合の米の消費量は年間でどれくらい増えるかということなんですけれども、月6回を全て米飯にした場合は年間約10トンの増加となります。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡議員。

○高岡朱美君 今、子どもたちの嗜好のことを言われたんですが、私もPTAをやっていたときに、この完全米飯給食を提案させていただいたことがありましたけど、やはり子どもたちが、あるいは先生からも、時々パンを食べたいという反応が返ってまいりました。こうした嗜好については、もちろん分からなくはありません。ただ、食事というのは習慣が嗜好をつくっている面もあります。学校給食でお米をしっかり食べさせることが、後々お米が好きな大人をつくるのではないかと考えます。学校給食は食の教育の場でもありますし、ぜひ考え直していただけたらと思います。

そして、10トンのお米は価格に直すと260万円余りになるかと思えます。農水課に確認をしましたら、水俣でJAに納めているお米農家69名の生産量は合わせて72トンだそうです。1人当たり1トンちょっとですので、生産者約10人分のお米が水俣で消費されることとなります。そして、もしどうしてもパンを食べたいという声が根強いのであれば、国内産の小麦や米粉のパン、または玄米パンというのがありますので検討していただけないかと思えます。

既に熊本県産の米粉パンは月に1回ぐらいでしょうか、メニューに取り入れられています、私がお薦めしたいのは玄米パンです。病人には玄米のおかゆを食べさせれば元気になると言われます。玄米には白米にはない栄養素が実にたくさん残っています。ビタミン類はもちろん、カルシウム、鉄、カリウム、リン、繊維もたくさん入っているので便秘も解消されます。玄米は炊くとなると少し手間がかかり、食べる時もよくよくかむ必要があります。これが脳にいいからと、玄米を給食に取り入れている幼稚園もあるようですが、かまないと、かえって消化によくないので注意が必要です。しかし、この玄米をそのままクリーム状に粉碎する機械を農機具メーカーの中九州クボタと水俣市の摂津工業が共同で開発し、玄米100%のパンが作れる工場が菊陽町にできております。近くには店舗もあり、私も買って食べましたが、もちもちした食感、食味もよく、とても腹持ちのよいパンです。アレルギーがないことから、5つの幼稚園が依頼して納入されているそうです。

この玄米パンの開発のきっかけは、日本の美しい棚田のある風景を守りたいというクボタの社長の思いだったそうです。お米にとって最大の敵は何といっても輸入小麦であり、その最大の消

費先がパンです。よし、お米でパンを作って対抗しよう、それも玄米のよさを生かしたパンを作ろうということになり、それを可能にしたのが摂津工業の技術力だったということです。

原料のお米はパンに適した種類を全て県内で契約栽培をされており、生産者にとって安定した販路になっています。学校給食についても、これまで幾つか相談を受けたそうですが、価格の問題と学校給食会の存在がネックで実現に至っていないとのことでした。

ところで、学校給食会については、西日本の記事によりますと、福岡市が今年からパン・牛乳・米飯の3点を学校給食会を通さずに、直接に購入したということで、そのことで年間5,500万円の経費削減ができたと報じています。決してクリアできないことではないということを示しているのではないのでしょうか。パンの価格は、多少高くはなりますが、農業振興や地元企業の応援、子どもたちの健康づくりを考えれば補助する価値は十分にあると思います。

先ほど全て米飯にしている学校は県内では1校だけだということを言われましたが、水俣が切り替えることで、後に続く学校も出てくるかもしれません。県内全ての学校が米飯給食になれば、お米の消費は大きく伸びます。ぜひ前向きに検討していただきたいと思います。最後に市長と教育長それぞれお考えを伺って質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員3回目の御質問にお答えいたします。

米飯給食に切り替えることを検討したらどうかという御質問でございました。

先ほど教育長の答弁でもお答えしましたように、これはこれから検討しなければならない課題もあるかと認識をしております。まずは、課題の整理に取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 私の考えですけれども、ただいま市長が答弁いたしましたような方向で進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、本市の財政状況について答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、本市の財政状況について、順次、お答えします。

まず、令和元年度決算によると、平成30年9月に作成された中期財政計画の予想をはるかに超える財政調整基金の取り崩しが行われている。計画どおりの運営になっていない原因は何かとの御質問にお答えします。

平成30年9月に策定した中期財政計画における令和元年度の財政調整基金残高と実際の残高と約5億円の乖離が生じている原因は、近年増加を続けている扶助費の決算額が計画額と比較して、平成30年度で約1億1,000万円、令和元年度で約1億3,000万円増額となったこと等に加え、財政調整基金残高の算定に際し、2億円の計上誤りがあったためです。

次に、令和元年度水俣市財政事情は、今後計画中の事業を全て実施していくと、令和6年に財政調整基金等各種基金が枯渇すると予想している。事業見直しが必要と思うが、どのような観点で進める考えかとの御質問にお答えします。

昨日の谷口議員の御質問にもお答えしましたとおり、私が水俣市の財政運営をお預かりすることとなって以降、全事業を対象とした見直し作業を進めているところであります。厳しい財政状況の中にあっても、市民の命を守る事業の実施にはちゅうちょせず取り組みながら、事業目的が達成されたと認められる事業を洗い出して、行政のダウンサイジングを図ってまいります。

○議長（岩阪雅文君） 高岡議員。

○高岡朱美君 2回目の質問をいたします。

平成30年9月に作成された中長期財政計画によりますと、令和元年の財政調整基金残高は10億4,400万円と予測されていました。しかし、実際の決算残高は約5億5,000万円で、取り崩し額が計画を大幅に超えていました。何か予定外の支出があったのではないかと考え、お聞きしましたが、扶助費の増額があったことが1つの原因だが、意外にも計画上の数字の算定ミスだったという御説明でした。

そうなりますと、この計画を基にまとめられた令和6年に財政調整基金が枯渇するという、この予測は、令和6年よりさらに早まる可能性があるということなんでしょうか。これは確認のための質問ですが、これが1点目です。

今後、人口減やコロナによる景気落ち込みで、歳入は減ることはあっても増えることは見込めません。にもかかわらず、この先5年間は公債費に20億円前後を支出した上で、引き続き臨海部事業、小・中学校の耐震化など、中断できない工事がありますし、学校のIT化に伴い、早急な光回線整備事業も必要となりました。来年度は聖域を置かず、80%のシーリングをかけると、昨日大変な覚悟が語られました。谷口議員が10年来の先送りのツケを指摘されましたが、私もクリーンセンターの煙突解体工事1億5,000万円について、このような財政状況なので、本当に今しなければいけないのかと、担当に尋ねに行った覚えがあります。もう一度、熊本地震並みの地震が起これば崩壊の危険があると診断されており、待てないとの説明を受け、納得しました。

このような中でも、非常に幸いだったのは、前市長が何度も陳情のために上京し、交渉した結果、庁舎建て替え費用に、一般単独災害復旧事業債が適用されたことです。財政力に応じ、最高で85.5%、庁舎に関してはそれ以上の交付税措置がある大変有利な起債です。これが決まった時

期には既に臨海部構想事業にも着手をしており、今後8年以上にわたって市民に大きな負担がかかる見通しとなっていました。この負担には道理がないと繰り返し議会で訴えていた野中重男前市議は、チッソから土地の寄贈の申出があった際、自分も含め議会が同意したことが悔やまれてならないと言っていました。

ところで、新庁舎建設に関わっては、西田前市長は後世に負担をかけないことを最優先に、現地で建て替えを決断しました。ところが、当時議員だった高岡市長ほか6人の議員は六つ角の商業施設を含む民地を購入して建て替える案を強く主張し、提案された新庁舎基本設計・実施設計予算を削除する修正動議を出しておられます。よもやお忘れではないと思いますが、10年間、いろいろやるべきこともあったかもしれませんが、少なくともあのときの前市長の決断、そして議会判断は間違っていなかったと確信をしております。

話はそれでしたが、自治体の最も大事な仕事は市民の福祉向上です。教育においては人間発達の最も大事な時期に関わるのが自治体です。この仕事がしっかりできるよう、国は地方への税配分をしっかり行うべきだと思います。ところが、学校の空調設備、高速道路建設に伴う自治体負担など基礎インフラの方に財源を割かれ、その後の肝心なソフト事業の予算が圧迫されてしまっています。これでは国の事業に付き合わされただけで終わってしまい、地方が豊かに発展することはできないと私は感じております。市長御自身は、御苦労されている中、国と地方との予算配分や関係性についてどうお感じになっておいででしょうか。所感を伺えればと思います。これが2点目です。

一方で、自治体も当然努力はしなくてはなりません。市長からは目的が達成された事業を洗い出してスリム化を図るとの御答弁がありました。なかなか大変な作業だとは思いますが、それと並行して、自主財源を増やす努力も必要だと思います。このことについて何か具体的な取り組みを考えでしたらお聞かせください。質問は3点です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員2回目の御質問にお答えいたします。

まず1点目が、中期財政計画に誤りがあったため、財政調整基金等の取り崩しが令和6年よりも早まる可能性があるかという御質問ですが、中期財政計画の財政調整基金残高を誤って計上いたしておりましたので、計画上の予測といたしましては、財政調整基金の枯渇が令和6年度より早まる可能性はありますが、令和元年度決算や令和2年度の予算に基づく財政調整基金の残高見込みを基に、財政調整基金が枯渇することのないように、令和3年度当初予算編成に取り組んでいきたいと考えております。

2点目の自治体、そして国のその事業に付き合わされている、そういったことによって予算配分等があるんだけど、その点について私がどのように感じているかというような御質問です。

ども、当然、もう議員も御承知のように、市単独でそういった予算を捻出するというのは、どこの地方自治体も大変厳しい状況であり、やはり国・県等に頼らざるを得ないという部分は私はあるのかなというふうに思っております。また、こういった財政基盤が非常に脆弱なために、先ほど申し上げましたとおり、国や県の支援をいただきながら、現在も各種事業を行っております。さらなる税財源の拡充強化や地方交付税の充実につきましても、特段の措置を講じていただけるように、これからも市長会、そして私独自の要望活動等も通じて、国に要望をしていきますし、現在もしておるところでございます。

3点目の、自主財源を増やす努力が必要と思うが、具体的な取り組みはという御質問です。

自主財源を増やす取り組みにつきましては、税収の確保や遊休資産の売却など、以前から行っておりますけれども、地元企業の活力による地域経済の活性化や、今ある観光施設や農林水産物の活用、スポーツによる交流人口の増加など、地域活性化の取り組みも市の収入の増加につながりますので、こういったものも推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡議員。

○高岡朱美君 国との関係について、非常に脆弱な自治体ですので、支援とか、特段の配慮をお願いしていると、大変苦勞なさっていることが伝わってまいりましたけれども、本来、国と地方の関係は、地方分権一括法の施行で対等・平等になったはずなんです。ところが、コロナ対策では自治体の判断でと、口先では地方の権限を尊重しながら、財源は渡さない、地方の基幹産業である第一次産業に関わっては、TPPはじめ、さきの国会では種苗法を改正しました。国は地方の産業を守るどころか、壊すことばかり進めています。昨日谷口議員が、テレビの難視聴地域への支援を求められましたが、山間部のこうした悪条件がますます人口流出につながることで、これに国にはイメージできていないのではないかと思います。

国は地方創生を言うなら、率先してこういうところに財政措置をすべきだと私は思います。市長会でもいろいろお話が出るでしょうが、地方の果たす役割がいかに大事か、大いに主張して、国に財源を渡すよう断固闘っていただきたいなと思います。

また、財源確保のために市としてやれることとして、地元企業の活力による地域経済の活性化、観光施設や農林水産物の活用、スポーツによる交流人口の増加などを上げられました。ハード事業が増やせない以上、私も既存の施設の活用は大いに図るべきだと思います。特に観光物産館は厳しい財政状況の中でもリニューアルを図ります。投資以上の効果を得られるかは運用次第です。昨日田中議員が触れた映画「MINAMATA」の効果で間違いなく水俣病資料館の入館者は増えるはずですが。私資料館にコロナの影響が出始める2月からの毎月の入館者数を尋ねましたら、2月は714人、その後休館や移動制限があり、減りますが、9月になると団体客を9人までと制限



しているにもかかわらず、親子連れや個人旅行などで429人、10月は535人と盛り返しております。こういう方たちが、水俣湾の埋立地という特別な場所に建つ道の駅や物産館に立ち寄られることになります。このチャンスをみすみす逃すことがないように、ぜひ運用に取り組んでいただきたいと思います。

最後にもう一つ申し上げたいのは、以前エネルギーの問題を取り上げたときに御紹介しましたが、地域でお金を循環させるために、まず底に栓をしませんかということです。昨日平岡議員が取り上げたエネルギー、最初に私が提案した給食の食材などは、つくろうと思えば地元でつくれるものです。足りないものはすぐに外から買うのではなく、つくってくれる人を探す、この姿勢が地域活性化になり、財源づくりになり、ひいては危機管理にも役立つと私は確信しております。市長からこれらについて受け止めをお聞きして質問を終わりたいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員3回目の御質問にお答えします。

まず、財源確保ということで、先ほど国と自治体の関係性ということでおっしゃられました。要するに、国の権限等を地方に移譲するということも含めてという議員のお考えだというふうに思っておりますけども、現状はなかなかそう理想の、おっしゃられるような理想はなかなか難しいという現状もございます。そういった中で、私1人が幾ら1人で頑張っても、なかなか厳しいというところもございます。昨日の財政の問題でも申し上げました、再生可能エネルギー等も地球温暖化、そうした温室効果ガスの削減であるとか、CO2削減であるならば、再生可能エネルギーをもっともっと普及しなきゃいけないというふうに皆さんおっしゃいますけども、あれはいかん、これはいかんというような御意見もあったり、いろいろしますけど、そういった中で議会のほうでも、しっかりそういったものも国に訴えていただければというふうに思います。

そういうものの中で、昨日の田中議員の中で、「MINAMATA」の上映に当たって、資料館の入場者が今間違いなく増えるというお考えもおっしゃっていただきました。その映画の内容を私も把握してませんので、それが入場者が増えるかどうかというところの根拠は私もよく分からないんですけども、1つの御提案として、じゃあ、来館者が増えることが財源確保につながるということでおっしゃるのであれば、議員の御提案として、例えば、入場者、入館者に入館料を取れというような1つの御提案なのかなというふうにも思うんですけども、その辺はまた検討の余地もあるのかなというふうにも考えております。

それから、食材についても、教育長も申し上げておりますように、地産地消、これを原則としております。ただ、我々としても足りないものをすぐ外から買うというような考えでやってるわけでもございませんし、やはりこの農作物というのは、その季節、季節、天候、気象条件等によっても、出来・不出来というものもございますので、やはりそこで足りないものは、どこからか補

わなければいけないということもございますので、そういったことも考えながら、やはり今後検討していかなければいけないというふうには思っております。

そういったことも含めまして、今おっしゃられたこと、御提案していただいたこと以外にも、私としては様々な方法を検討して、市の収入の増加に努めていきたいというふうを考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、病院、高齢者施設でのクラスターを未然に防ぐコロナ対策について答弁を求めます。

一期崎福祉環境部長。

（福祉環境部長 一期崎充君登壇）

○福祉環境部長（一期崎充君） 次に、病院、高齢者施設でのクラスターを未然に防ぐコロナ対策についての御質問に順次お答えします。

まず、熊本県内でクラスターが発生した高齢者施設、病院数及び感染者数はどれくらいか。それは感染総数の何%で、そのうち公表時点で無症状者が占める割合はどれくらいかとの御質問にお答えします。

熊本県の公表で確認しましたところ、令和2年12月1日現在で、クラスターが発生した県内の高齢者施設は2カ所で、感染者は65人、感染者総数の約6.3%、病院については1カ所で31人、約3%ということです。無症状者につきましては、県は公表しておりませんので、割合については把握できておりません。

次に、厚労省は、10月16日付事務連絡で、医療従事者、介護従事者で発熱等の症状を呈している者に対し、積極的にPCR検査をするように通達している。現在、本市ではこのような職員に対しては、どのような対応が取られているのか。また、その費用はどこで負担しているかとの御質問にお答えします。

本市をはじめ、県内の自治体では、県の医療体制に従い、医療従事者や介護従事者に限らず、発熱等の症状がある場合は、かかりつけ医等の身近な医療機関や発熱患者専用ダイヤルに電話連絡し、指示を受け、検査・治療をするようになっております。また、検査の費用につきましては、医師が必要と認めた場合、公費負担になり、本人負担はありません。

次に、11月17日の記者会見で厚生労働大臣は感染多発地域における医療機関・高齢者施設に対し、施設職員、入院、入所者全員に定期的に一斉検査をするように呼び掛けた。この検査の対象となる要件、費用負担などについてどのように聞いているのかとの御質問にお答えします。

熊本県に確認しましたところ、感染多発地域と判断されれば、県の指示のもと医療機関・高齢者施設に対し、施設職員、入院、入所者全員に一斉検査が行われることとなります。費用負担に

については、現時点では未定とのことです。なお、九州各県は、感染多発地域に該当しないため、これまで定期的な一斉検査は行っていないとのことでした。

次に、PCR検査は保険診療が可能となっている。保険で検査をする場合の医師の診断要件はあるかとの御質問にお答えします。

医師の診断要件はあり、医師が患者の診療のために必要と判断してPCR検査を行った場合は、症状の有無にかかわらず保険適用となります。

○議長（岩阪雅文君） 坂本病院事業管理者。

（病院事業管理者 坂本不出夫君登壇）

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 次に、コロナ感染症が拡大し始めた今年2月からの市立総合医療センターの毎月ごとの収益は前年度と比べ、どのように推移しているかとの御質問にお答えします。

令和2年2月以降の収益につきましては、前年同月との比較において、2月は入院が3,853万円の増、外来が438万円の減、3月は入院が205万円の減、外来が511万円の増、4月は入院が3,427万円の減、外来が1,312万円の減、5月は入院が2,608万円の減、外来が2,170万円の減、6月は入院が2,169万円の減、外来が623万円の増、7月は入院が6,858万円の増、外来が639万円の減、この7月の入院の増収は、豪雨災害で被災した芦北町の医療機関等から多数の患者を受け入れたことによる一時的なものであります。8月は入院が89万円の増、外来が1,306万円の減、9月は入院が2,577万円の減、外来が693万円の減、10月は入院が1,663万円の減、外来が1,489万円の減となっております。

当センターにおきましては、新型コロナウイルス感染症の流行拡大の影響による減収は、4月以降で顕著であり、豪雨災害のあった7月を除き、減収が続いている状況です。なお、4月から10月までの累計では、入院収益が約5,500万円の減、外来収益が約7,000万円の減となり、入院・外来を合わせ約1億2,500万円の減収と厳しい状況となっております。

○議長（岩阪雅文君） 高岡議員。

○高岡朱美君 11月以降のコロナの感染者は7月、8月の第2波を大きく超えて、今拡大しております。中でも、医療機関と福祉施設での施設内感染が激増しており、厚労省は11月16日、事務連絡で、感染多発地域の医療機関、高齢者施設職員及び入所者全員を対象に定期的な検査の実施をお願いする通知を出しました。

熊本県内で発生したクラスターのうち、医療機関は1カ所、高齢者施設が2カ所、それぞれ全体の3%と6.3%と、県内は今のところ少ないですが、大阪府ではクラスター76件のうち7割の52件が医療機関と高齢者施設で起きています。必然的に死亡者に占める割合も55%と高くなっています。

世田谷区、千代田区などのように、既に独自に福祉施設を対象に定期検査を始めている自治体もあります。この中で、世田谷区では第3波が来てから、ある特養施設で職員61人を調べたら13人が陽性、いずれも無症状だった。この方たちが感染源となって拡大することを未然に防げたと発表しています。感染が広がっている地域では、今このような事態になっています。

熊本県はまだそういう状況ではありませんが、医療機関や高齢者施設で働く職員がこういう感染多発地域にどうしても出かけなければならない場合もありますし、向こうから来られる場合もあります。私がお話を伺った施設では、職員が出かける際には届けを出してもらっているそうです。また、県外に出かけた際には、以前は1週間だったが、今は5日間休んでもらっているとのこと。逆のケースで、急に東京からお客さんがあり、会わざるを得ず、翌日から10日間自宅待機を強いられたこともあったそうです。職員が長期休むことについては、今のところ、お互いさまということで何とか回しているとのことでしたが、そういう人的な余裕のない施設では職員に極力出かせないようにお願いしており、長期になるにつれ、不満が出ていると話されていました。しかし、高齢者施設では感染すれば重症化のリスクがある方々に体を密着させてお世話をします。誰かが感染していれば一気に広がる環境にあり、もしそうなってしまうと地獄を見ることになります。

7月26日に施設内でクラスターが発生し、家族を含め52人の感染者と3人の死者を出した山鹿市の施設から、次のようなお話を聞くことができました。施設内で陽性者が出ると、本人は入院になるが、すぐに入院先が決まるわけではない。まず、その人を隔離部屋に移し、専属スタッフを配置し、防護服をつけてお世話をするようになる。用意していた100セットの防護具は、あっという間になくなった。すぐに行われる濃厚接触者の割り出し、汚染地域と非汚染地域の区分け、入院の手配などは、保健所やDMAT、そして県の要請で派遣されてきた医療NPOジャパンハートのスタッフがやってくれた。その際、入所者及び職員の家族情報、勤務シフト、施設の配置図などの書類提出を求められた。PCR検査は施設内の全員に対して行われた。結果が分かるまで職員は家には帰れない。陰性であったとしても、経過観察期間が必要なので、車で寝泊まりするスタッフのためにホテルを探した。施設名を告げると断られた。それで市に確保をお願いした。施設の消毒は、保健所の指導の下、自分たちで行う。施設からのごみは、感染ごみの取り扱いになり、通常の回収はしてもらえない。一番困ったことは、利用者のケアを行う職員の応援がないことだ。同じ法人内では限界があり、これがとにかく大変だというお話を聞きました。

当介護施設がコロナ収束宣言を出したのは、9月の10日です。実に1か月半、苛酷な状態が続いていたことになります。11月26日付の朝日新聞では、この施設の認知症を患っている感染者の受入先が決まらず、3日間施設でお世話をされたことが紹介されていました。

このようなお話を聞きますと、とにかく感染者を出さずに、このコロナ禍をやり過ごすことが

何より大事で、どこの施設も祈るような気持ちで過ごしておられます。医療センターにおいても7月を除いて一貫して減収が続いている中、施設内でのクラスターが発生して外来を閉じたり、あるいは入院の受け入れができなくなるとなれば、経営状態はさらに大変な状況になります。とにかく感染者を出さないことが大事です。

そこで、2回目の質問をいたします。

1点目に、新聞報道にあるような、認知症を患った施設入所者がコロナに感染した場合、水俣市医療センターに受け入れ体制はあるのでしょうか。また、今はなくても受け入れる体制を取ることは可能でしょうか。

2点目です。9月議会で平岡議員が、高齢者施設でクラスターが発生し、職員が不足した場合、応援体制があるのかという質問の中で、現在県が人材バンクを構築しているという答弁がありました。あれから3か月たちましたが、この人材バンクは機能しているのでしょうか。

3点目です。今の国の基準でいくと、行政が行うPCR検査は、熱があることや感染多発地域であることが要件であり、今、市内の福祉施設の職員が安心のために検査を受けることはできない状況です。しかし、国は交付金などを活用して自治体の裁量で検査をすることは認めています。

先ほど世田谷区や千代田区などの例を挙げました。ただ、これはお金のある自治体だからできることです。それで、そうではない水俣市にできる策として、例えば、やむを得ず感染拡大地域に行かなければならなかった職員が職場に戻る際に、公衆衛生上必要と判断する独自のルールをつくり、保険診療の中で検査をすることができないでしょうか。

国も医療従事者や介護職員に対しては特に積極的な検査を推奨しています。決して医療費の無駄遣いとは言えないと思いますがいかがでしょうか。

最後に、各高齢者施設に対して、新型コロナウイルス感染症緊急包括支援金が交付されています。その交付金を施設利用者や職員の安心のためのPCR検査に利用してもよいということになっています。ただ、これはあくまで交付金の範囲内であり、施設によって上限が決まっています。もし交付金を利用して、あるいは全額自己負担をしてでも検査をしたいという場合に、水俣市内ではどのような医療機関で受けられるのでしょうか。さらに、検査料や検査結果が出るまでの時間はどれぐらいでしょうか。質問は4点です。

○議長（岩阪雅文君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 高岡議員の2回目の御質問にお答えします。

認知症を患っている高齢者で、コロナに感染した方を受け入れるがあるか、ない場合は、今後受入れの準備をしていくお考えがあるかとの御質問でございますが、当センターにおいては、認知症の高齢者の患者を受け入れる体制は整えております。ただ、認知症の程度にもよりますが、徘徊や転倒のリスクが高い患者さんについては、感染を拡大させるおそれがありますので、新型

コロナウイルス感染症対策熊本県調整本部に連絡し、対応が可能な医療機関等への転院の調整を行っていただくこととなります。

○議長（岩阪雅文君） 一期崎福祉環境部長。

○福祉環境部長（一期崎充君） 高岡議員の2回目の御質問にお答えします。

まず、県が人材バンクを構築しているが機能しているかとの御質問にお答えします。

熊本県に確認しましたところ、9月末日をもって人材バンクに登録済みですが、現時点では人材バンクからの派遣実績はないとのことでした。

次に、市が独自のルールをつくり、保険診療の中で検査をすることはできないかとの御質問です。検査を含む医療体制については、県が有症状者や感染が疑われる人に対する診療や検査を積極的かつ迅速に実施できる体制を整備するとの方針のもと、2次医療県域ごとに保健所を中心として地域の医療体制整備を行うため、市独自でルールを定めることは困難な状況です。

次に、全額自己負担でもPCR検査をしたい場合に、水俣市内ではどのような医療機関で受けられるか、その検査料は幾らか、検査結果が出るまでの期間はどれぐらいかの御質問ですが、水俣保健所及び水俣市芦北郡医師会に確認しましたところ、市内で全額自己負担で検査が可能な医療機関については公表していないとのこと。自己負担で検査を希望する場合は、直接かかりつけ医に相談して、指示や検査機関を紹介してもらうことになるそうです。

また、PCR検査にかかる検査料は自由診療分であれば、実施機関で設定されるため、一律ではなく、PCR検査が出るまでの時間は一般的に翌日以降と聞いております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡議員。

○高岡朱美君 最初に、病院管理者から説明がありました。認知症の程度が重い場合には、医療センターでは受け入れが難しいというお答えだったかと思えます。先ほど紹介した山鹿の施設でも、こういう方が3日間、行き場がなく、施設でお世話をしたということでした。こういう方を完全に隔離して、防護服でお世話をするというのは、本当に考えただけでも大変です。

人材バンクについては、登録そのものはあっているが、派遣実績がないというのは十分機能するかどうか、まだ分からないということなのかなと思います。

こうした不安材料ばかりの中で、施設で働く職員が安心して高齢者のお世話ができるように、疑いがあるときはすぐに検査ができる保証をしてほしいんですが、国はなかなか検査をしてくれません。保険診療でも難しいとのことでした。残る選択肢は、各施設の交付金の範囲内のできるだけのことをするしかないというのが現状です。

最後に、これお願いになりますが、施設に聞き取りをしていた中で、この安心のためのPCR検査が職員も対象になるということについて十分理解されていないところもありました。私が県

に確認をしたときに、県の担当課も確信が持てず、厚労省に確認を取ってくれた状況でしたので、このことについて、再度、水俣市からも通知をしていただくとともに、先ほど御答弁いただいた、どこで検査ができるか、少なくとも各施設には御案内をしていただきたいというふうに思います。このことについてお答えいただいて質問は終わります。

○議長（岩阪雅文君） 一期崎福祉環境部長。

○福祉環境部長（一期崎充君） 高岡議員の3回目の御質問にお答えします。

施設の負担をなくすためにも、水俣市内の検査可能機関を周知していただきたいとのことですが、先ほども述べましたとおり、市内で検査が可能な医療機関につきましては、非公表であるため、市内で把握できていませんが、高齢者施設等に対しては、県高齢者支援課から11月20日付の文書にて検査機関の周知が図られております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で高岡朱美議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時34分 休憩

---

午前10時45分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、小路貴紀議員に許します。

（小路貴紀君登壇）

○小路貴紀君 おはようございます。真志会の小路貴紀です。

市議会においては3月、6月、9月と、コロナ禍や台風襲来といった取り巻く状況を議員各位が共有し、イレギュラーな対応を決断しました。今定例会は通常に戻り、執行部及び職員におかれては、一般質問者への対応に少々多忙さを感じられたと思います。今定例会では、財政状況に関する質問も多く、先ほど新庁舎の建設場所に関する過去の議会对応について話がありました。あのときは、建設場所の選定について、十分に市民の意見が反映されていないこと、市長が決定した際の議事録が存在しないこと、そして昨今の豪雨災害を見るにつれ、河川の近くは避けたほうがいいかもしれないなど、拙速な予算執行にならないよう、慎重な対応が望ましいと警鐘を鳴らす行動だったと考えます。

今後、豪雨のたびに新庁舎は大丈夫だろうかなど、西田前市長の考えを支持した議員から不毛な質問がないことを願います。

今回は私自身、与えられた時間を大切に、勝手な持論の中にも、取り組みにつなげられるアイデアを提起しつつ、建設的なやり取りができるよう努めてまいりたいと考えます。

もしも、アイデアをスルーされたとしても、めげずに強い意志を持ち続けます。

では、質問に入ります。

1、道の駅みなまたの再整備について。

道の駅みなまたについては、西田前市長時代に水俣インターチェンジの供用開始に合わせて再整備することを大義名分として進められておりましたが、高岡市長の就任によって財源の確保、予算の積算、施設運営の方法など、再整備の根幹を成すべき計画のずさんさが明るみとなり、一度立ち止まって考え直す判断に至りました。

特に予算計画については、当初のもくろみからすると、イースト菌を入れたかのようにばんばんに膨れ上がっていましたが、新年を迎えるに当たり、来年度以降の対応がどうなるかを踏まえ、以下質問します。

①、再整備の基本方針及び整備内容はどういうものかお尋ねします。

②、再整備の進捗状況はどうなっているかお尋ねします。

2、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について。

新型コロナウイルス感染症についてですが、国内では第3波の襲来を迎えたと言われ、専門家からは重症者の増加による医療パンデミックの危険にさらされる状況が目の前に来ているとのコメントも出され、感染症の脅威からはいまだ逃れることができません。感染症対策と経済対策を両立させる答えは見つかっておりませんが、本市における地方創生臨時交付金及び事業等について、以下質問します。

①、これまでの臨時交付金の総額と、現時点での使途及び効果はどうかお尋ねします。

②、今後の追加経済対策等は考えているかお尋ねします。

3、特産品化に向けた取り組みについて。

本市の特産品化について、お茶やかんきつ類、サラダタマネギに続く取り組みが必要との観点から、本市の現状を確認させていただくとともに、ハゼについては、特に裾野を広げられる可能性を秘めているとの思いから、以下質問します。

①、和紅茶、恋路カキ、タケノコ、ハゼの現状はどうかお尋ねします。

②、特産品化に向けた課題と対応策をどのように考えているかお尋ねします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 小路議員の御質問に順次お答えします。

道の駅みなまたの再整備については私から、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付



金については副市長から、特産品化に向けた取り組みについては産業建設部長から、それぞれお答えします。

初めに、道の駅みなまたの再整備について、順次お答えします。

再整備の基本方針及び整備内容はどういうものかとの御質問にお答えします。

議員御承知のとおり、道の駅みなまたは、平成8年に建築されましたみなまた観光物産館まつぼっくりを中心に、インフォメーションセンター、味処たけんこ、バラ園及び隣接する駐車場で構成されており、平成21年に道の駅に登録されました。

平成31年3月に南九州西回り自動車道水俣インターチェンジが供用開始となり、都市部からの交流人口が増加する中、この機を逃すことなく本市への誘客を図るため、道の駅みなまたの再整備を計画しているところです。御質問いただきました道の駅みなまたの再整備に係る基本方針につきましては、より豊かに過ごせる居心地のよい世代交流拠点をテーマとし、市街地のスーパーや近隣の物産館とは異なる、イートインを楽しみながらショッピングができる新しいパークショップの新設と併せて、現施設のリニューアルを行う方針です。

整備内容につきましては、新設するパークショップにつきましては、現在の観光物産情報の発信機能を拡充した、水俣の旬に出会える価値ある店として、地域の旬の特産品販売スペースと併せて、休憩や喫茶・軽食が可能なイートインスペースを設置したいと考えております。

また、現在物産館として利用しているまつぼっくりについては、特徴ある建物形状を有効利用しながら、親子や孫など、幅広い世代が天候に左右されることなく楽しく過ごせる、木のおもちゃ館へと改修し、バラの時期以外の集客を目指します。

インフォメーションセンターについては、観光案内所としての本来の役割と、快適で使いやすく、美しいトイレの双方を徹底的に追求し、時代に見合うデザインに更新することで、誰にでも使いやすく、水俣エリアの観光、交通情報等を分かりやすく発信できる施設へと改修いたします。

既存建物を有効に生かしつつ、魅力ある空間を創出し、利用者に分かりやすく居心地のよい道の駅になるように再整備を進めてまいります。

次に、再整備の進捗状況はどうなっているかとの御質問にお答えします。

本年5月に基本構想、基本計画等の策定を行い、現在、実施設計に取り組んでおります。今後のスケジュールにつきましては、来年度、令和3年度当初から建設工事に着手し、年度内の工事完了、令和4年度当初での供用開始を目指して事業を進めているところです。

○議長（岩阪雅文君） 小路議員。

○小路貴紀君 高岡市長が一度立ち止まったことにより、木のおもちゃ館などのアイデアも盛り込まれることになりましたので、よりよい施設に再整備されることを大いに期待する次第です。

週末のエコパークでは、道の駅に出入りする車や市外からのスポーツ施設利用者、竹林園横の

遊具施設には小さな子ども連れの親子がたくさん見受けられますし、親水護岸では魚釣りや犬の散歩、日中には弁当を広げて家族・親友で団らんされています。

私も最近、エコパークを利用する機会が多く、地元のグランドゴルフ愛好者を含めれば、思った以上にといいですか、結構な方々が訪れているのが改めて分かります。

現在、水俣市以北から見ますと、南へ下るこの長い西回り自動車道をアクセルふかしながら走っていくときに、高速道路のようなサービスエリア及びパーキングエリアはありません。再整備のスケジュールからすると、道の駅のリニューアル後に、仮称袋インターチェンジが供用されることになるので、それまでに水俣にはすばらしい道の駅があるという認知度を高めておけば、西回り自動車道が全線開通したとしても、水俣及び仮称袋インターチェンジを出入りしさえすれば、利便性はそう悪くないことを分かってもらえるのではないのでしょうか。

単なる休憩程度ではなく、滞在型施設としての期待もあります。私は以前の一般質問で、九州内のバス会社や旅行代理店へのPRの必要性を提起しておりました。バス旅行を企画する際、立ち寄り場所の1つとして位置づけられるよう、本市からの営業力を発揮していただきますよう、重ねてお願いします。

そういった中で、魅力ある道の駅にするためには、物産品の品ぞろえは必須ですので、そういった対応も考えておられると思います。地元産はもちろんのこと、不知火海を囲む、環不知火産などの取り組みも1つだと思います。

そこで、まず質問します。

再整備後における物産品の品ぞろえによる魅力アップの方法及び木のおもちゃ館などの新設により見込める効果をどのように捉えているかお尋ねします。

次に、全国各地の道の駅においては、併設する駐車場で車中泊ができる施設と、そうでない施設に分かれます。全国的にオートキャンプの人気は高く、また、現在のコロナ禍においては1人でするソロキャンプもはやっており、2020年の新語・流行語のトップテンにランクインしました。インフォメーションセンターは24時間使用可能な施設です。また、道の駅につながる橋の上には可動式のイベントパーゴラを設置し、恋路カキ等を味わえるカキ小屋が営業できるようになります。しかしながら、カキ小屋の営業は春の土・日がメインのため、期間限定でしか活用されない懸念があります。

そこで、道の駅駐車場で車中泊がしやすい環境を整えることで、オートキャンパーの誘客につなげてはどうかと思います。インフォメーションセンター内にあるトイレは心配なく利用できますし、イベントパーゴラを活用してバーベキューをしてもらう。材料の野菜は物産館で調達しやすいでしょうし、肉や魚介類もバーベキューに転用しやすい品として、物産館に陳列してもいいのではないのでしょうか。一番よいのは、肉や魚介類といったバーベキューの材料を地元小売店や

漁協と連携して提供するシステムができれば地元事業者の支援につながりますし、オートキャンパーは手ぶらで訪れて、車中で寝泊まりすることができ、快適な時間を過ごすことができます。

また、バーベキューであれば、多くの日帰り客も取り込むことができます。そういった対応を取るとなれば、スタッフの勤務体制などを考慮しなければならない課題があることは重々承知しておりますが、1年を通して利活用されるような仕掛けが必要だと考えます。

そこで、2点目の質問をいたします。

現在も道の駅駐車場において、キャンピングカーなど車中泊での利用が見受けられますが、道の駅として、このような車中泊の利用者を対象とした飲食などのサービス提供を検討することで、新たな誘客につなげる考えはないかお尋ねいたします。

以上、2点です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 小路議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず1点目が、再整備後の物産館の品ぞろえについてどう考えているか。そして、木のおもちゃ館の新設によって見込める効果はどのような効果があるかという御質問であったかと思えます。

再整備後におけます物産品の品ぞろえによる魅力アップの方法につきましては、地域特産品の掘り起こしや商品開発などを進めるために、令和元年度から物産振興強化事業を実施いたしまして、地域特産品の魅力向上につなげるとともに、東京おもちゃ美術館をはじめ、数々の施設プロデュースを行っていただいている砂田氏に施設の基本構想等を併せまして、施設内のレイアウトや商品の磨き上げなど、商品のさらなる魅力アップに取り組んでいただいております。デザイン性に富んだ施設と併せて、ソフト面の強化を図ることで再整備後の誘客につなげていきたいというふうに考えております。

併せまして、木のおもちゃ館につきましては、現在、スポーツ施設や遊具等の屋外設備が充実しているエコパーク水俣におきまして、雨天時や、夏や冬といった、気候的に外遊びが厳しい時期でも、安心して未就学児童など小さな子どもたちが遊べる施設として、施設の改修を行いまし、子育て世代や、その親世代をターゲットとした、新たな誘客につなげていきたいと考えております。

2点目の道の駅の駐車場等でキャンピングカーを利用されている方がおられるが、そういった方々も対象にしたサービス提供ができないかと、またそれを誘客につなげられないかというような御質問でございました。

キャンピングカーなどの利用者を対象としたサービスにつきましては、既に道の駅の機能として24時間対応のトイレと駐車スペースがございますので、これらの機能の拡充と併せまして、お

お客様の食事につきましては、現在のレストラン施設だけではなく、新設のパークショップでのイー  
トインや橋上のイベントデッキでの地元産品のバーベキューなど、道の駅の運営の中で手ぶらで  
来て、飲食や休憩などが楽しめる施設として整備していくことで、新たな誘客につなげられるよ  
うに検討していきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 小路議員。

○小路貴紀君 オートキャンプにつきましては、バーベキュー道具等を持参するキャンパーもいま  
すが、そういうキャンパーは想定していません。寝泊まりを車中でされる方に道の駅駐車場を有  
効に利用してもらいつつ、地元消費に貢献してもらおう仕組みづくりが大事であることを申し添え  
たいと思います。

物産館では、江口寿史さんのポスターも販売しており、つい先日、6作目の発表がありました。  
江口寿史さんのイラストグッズは、ほかにもクリアファイルやマグカップ、缶バッジなどがあり  
ますが、ポスターは折れ目がつきやすく、梱包にも苦勞しますし、お土産品として持ち歩くにも、  
ちょっと大き過ぎるかと思えます。また、ポスターを昔みたいに、セロテープや画びょうで壁に  
貼ることも少ないと思えます。室内の壁に貼ったり、飾ったりしやすいタペストリーならお土産  
品にもしやすいのではないかと。また、最近ではデザイン性に富んだ手拭いを室内のインテリアに  
する方もいらっしゃいますので、イラストを手拭いにすれば、手頃な値段で、コンパクトで軽く、  
実用性とインテリア性を両立できるお土産になるのではないかと。江口寿史さんをたたえる漫画館  
のような施設もないので、お土産品と並列した紹介コーナーとか設けられないものか。また、こ  
れまでの漫画作品などを全て取りそろえて、テラスでコーヒーでも飲みながら、自由に漫画を読  
めるようにしたらどうかなど、思いを巡らします。ぜひ、そういった観点からも再整備に生かし  
ていただければ幸いです。

木のおもちゃ館に関しては、先月、会派視察で山口県長門市及び福岡県太宰府市にある類似施  
設を視察してまいりました。60歳の還暦を過ぎると、赤ちゃんに戻ると言われますが、真野議員  
は5歳児かのように目を輝かせながら、しっかりと視察されておりました。

今のコロナ禍においても感染症対策を徹底されながら営業を続けておられ、平日にもかかわら  
ず数家族が訪れていました。特に、長門市の施設では多くのスタッフがボランティアで、子ども  
が好きな方、子育てが終わった方、また手作り工作が得意な方など多様な方々の協力で運営され  
ているとのことでした。本市でもよいところは取り入れながら、新しい取り組みも考えていけれ  
ばと思う次第です。

本市は森林に囲まれておりますので、木材は豊富にあります。今後、木のおもちゃ館において、  
地元木材の活用で対応できる部分があれば、地権者の協力を得て、活用していけるのではないで

しょうか。木材を提供してくれる方の多くは、高齢者と思われるので、子どもや孫の世代が喜ぶことへの協力には理解を示していただけないでしょうか。その際は、木のおもちゃ館に小さくてもいいので、名前のプレートを掲示してあげれば、仮に御自身の子どもさんやお孫さんが訪れたとき、おじいちゃんの名前だよとか、話題づくりとなり、施設を通じて親子三世代がつながることができます。類似した他の施設にはない、水俣ならではの地域と密着した施設になればと望みます。

また、施設のネーミングやロゴマークの作成は、親しみを持ってもらうには大事な仕掛けだと思います。水俣の湯の児は、タツノオトシゴのヒメタツが生息し、自然産卵が見られる日本でも貴重なスポットです。タツノオトシゴは、幸運・子宝・安産・航海安全のシンボルと言われることから、海に近い木のおもちゃ館のネーミングと結び付けるにはピッタリだと思います。ぜひ、前向きに御検討をお願いいたします。

そこで、質問いたします。

木の館を支える取組として、地元木材を提供してくれる市民サポーターをつくることにより、親子三世代に喜ばれる施設にしてほしいと考えますが、いかがか、お尋ねします。

最後に、道の駅の施設で働く方が、働きやすい施設になることはもとより、リピーターを増やしていくためにも、これまで以上に来客者に喜んでもらえることが大事になってきます。道の駅において、水俣の顔となるのは市長や職員、ましてや私などの議員ではなく、そこで働く方々になります。

そこで、質問いたします。

道の駅みなまたで働く方のやりがい向上のためにも、他施設の見学や接遇マナー研修の機会を設けてやるべきと考えますが、いかがか、お尋ねします。

以上、2点です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 小路議員の3回目の御質問にお答えいたします。

まず、1点目の木のおもちゃ館を支える取組として市民サポーターをつくって、親・子・孫、三世代に喜ばれる施設にしたかどうかという御提案でございました。

木のおもちゃ館に市民が関わっていただくことは、施設の利用促進の面においても、大変ありがたいことであると考えております。施設の整備方針や管理面などを踏まえまして、市民にどのような形で関わっていただけるかにつきまして、検討してまいりたいと考えております。

2点目の道の駅のスタッフのやりがいの向上、そして接遇のマナーなどの研修の機会を設けてはどうかという御質問でございます。

議員から御指摘いただきましたとおり、素晴らしい施設を整備しても、中で販売する商品や対

応するスタッフが伴わなければ、皆様に満足をしていただける施設にはなり得ないと考えており、ハード面だけでなく、ソフト面での充実した施設にもしたいというふうに考えております。

現在、道の駅みなまの運営を担っております株式会社みなまにおいては、今年度から施設整備総合プロデュース業務の中でサービス向上研究会と称し、接遇向上や、利用者にとってまた来たいと思っていただける売場づくりといった利用者の満足度向上を目的とした勉強会を実施しております。

議員から御提案をいただきました他施設の見学や接遇マナー研修などにつきましても、本業務の中で引き続き取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金について、順次お答えします。

まず、これまでの臨時交付金の総額と、現時点での使途及び効果はどうかとの御質問にお答えします。

これまで、本市に交付されました臨時交付金の総額は約5億8,560万円となっております。内訳としましては、本年6月の第1次交付分が約1億3,670万円、本年9月の第2次交付分が約4億4,890万円となっており、いずれも新型コロナウイルスの影響を受けた市民の皆様を一刻も早く支援したいという思いから、先行受付分として事業計画を国に提出し、他の自治体に先駆けて臨時交付金の交付を受けております。臨時交付金の現時点での使途につきまして、大まかな事業を申し上げますと、経済分野では、雇用確保補助金、中小企業支援金、飲食店応援チケット事業、新しい生活様式導入推進補助金などがあります。

観光分野では、みなま観光応援券発行事業、泊まって応援キャンペーン事業、湯の児・湯の鶴応援タクシー事業、観光PRラッピングトラック運行事業などがあります。

農林水産分野では、農林漁業事業者支援金、農産物次期作支援補助金、農産物等販売促進活動支援補助金などがあります。

教育分野では、GIGAスクール構想、家計急変学生等支援事業などがあります。

臨時交付金の効果としましては、経済分野では、多くの事業者から、どこよりも早い市の対応に大変助かったという声を伺っております。

観光分野では、新型コロナウイルスの影響で宿泊などのキャンセルが相次いだこともあり、各

種事業の実施により、市民を含め、近隣自治体からの宿泊者の増加につながり、大変好評を得ております。

農林水産分野では、特に、タマネギやお茶の生産者から、売り上げが著しく減少した中であって、事業の継続や維持を図ることができたと大変喜ばれております。

教育分野では、コロナ禍における教育環境の維持・向上を図るため、児童・生徒1人1台コンピュータの導入を、当初の予定を前倒して、今年度中に実現することにしております。

今回の臨時交付金は、交付決定前に実施された事業であっても、本年の4月1日以降に実施された事業であれば遡って対象となるので、他に先駆けて実施した本市独自の緊急経済対策事業等に交付金を充てることができ、厳しい財政運営を迫られている中、貴重な財源となっております。地域経済の活性化と新型コロナウイルス感染症拡大防止という、相反する難しい対応を迫られている中であって、市民の皆様の雇用を守り、新しい生活様式に対応した地域経済の振興に、臨時交付金を活用した各種事業が大きく寄与しているものと考えます。

極めて厳しい財政状況にありますが、今後もコロナ禍における市民の皆様の生活を守るため、市独自の施策を含め、必要な施策を着実に実施してまいります。

次に、今後の追加経済対策等は考えているかとの御質問にお答えします。

本市では、新型コロナウイルス感染症の拡大による市経済への影響を緩和するため、国の地方創生臨時交付金を活用し、雇用確保補助金や事業者支援金、また新しい生活様式導入推進補助金のような事業者への直接的支援に加え、宿泊費助成、プレミアム付き飲食券事業補助のような消費喚起策など、様々な経済対策を実施してまいりました。

さらに今回、新たな経済対策として、水俣商工会議所が来年1月から実施する、プレミアム付商品券事業の補助に係る予算を、11月12日付で専決処分させていただきました。本事業は、1年の中で最も消費が落ち込む傾向がある1月から3月の時期にかけて消費を喚起し、市内事業者の経営を下支えすることを主な目的としております。事業概要につきましては12月号の市報でもお知らせしておりますが、額面1万2,000円分の商品券を1万円で販売するもので、プレミアム率20%、発行総数2万冊、利用期間は来年の1月18日から3月14日までの約2カ月間となっております。

なお、今年8月に商工会議所が実施した、飲食事業者支援のためのプレミアム付き飲食券事業では、額面5,000円分の飲食券を3,000円で先着順に販売したところ、用意された3,000冊が発売後1日半で完売してしまったため、購入できなかった方々の多くから、増刷を望む声が商工会議所に寄せられたとのことでした。そのため、今回は商工会議所の要望も踏まえ、発行数を大幅に増やすとともに、販売についても、購入申込はがき付のチラシを市内全戸に配布して希望を募り、申込み多数の場合は抽選で販売するものとなっております。本事業において、全ての商品券が利

用された場合は、市内に2億4,000万円の資金が循環することとなり、本市経済の活性化に大きく寄与するものと考えております。

なお、新型コロナウイルス感染症の収束はいまだ不透明であり、今後もその影響が長引く可能性があることから、引き続き状況に応じた経済対策が必要であると考えております。しかしながら、本市の財政状況は非常に逼迫しており、市単独の財源による経済対策は限界があることから、今後も国や県の施策を十分に活用し、必要な財源を確保できるよう努めてまいります。

○議長（岩阪雅文君） 小路議員。

○小路貴紀君 経済、観光、農林水産、教育と、あらゆる分野で取り組まれており、福祉分野においても管理・管轄する施設への備品対応などで尽力されたことと思います。

市民や事業者等の関係者からも好評を得られたとのことで、十分に事業の成果につながったと思います。

観光面では通常、市外からの宿泊者等呼び込むことで景気を刺激することに目が行きがちですが、地元の施設になかなか泊まる機会がない実情を逆手に、地元の人に地元の宿泊施設を利用してもらうことで、宿泊事業者の支援につなげた事業は、市民と事業者がともにウィン・ウィンとなり、非常によかったと思います。私も結構な方々から、予約したよとか、もう泊まってきたなどの話を聞きました。

また、観光PRラッピングトラックについても、どこどこで見たよと教えてもらうときは、なぜか、みんな笑顔で語ってくれるのは印象的です。私も高速道路を走行中に見ましたが、なぜか自分だけ得したような、何とも言えない高揚感といいますか、恐らくラッピングトラックに遭遇した方々もみんな同じ気持ちになるのではないかと、だから笑顔で語ってくれることにつながっていると思う次第です。

経済面ですけれども、幅広い事業者への中小企業支援金は市独自で取り組まれた事業でした。熊本県が設けた休業要請協力金は業種が限定され、いわゆる居酒屋などの飲食店は対象外となったことから、市独自の中小企業支援金は市内事業者に大変喜ばれたことを、6月の一般質問の場で申し上げました。その後、新しい生活様式導入推進補助金として引き続き、事業者支援に取り組まれたわけですが、事業者からは、もういいよといった声があるのも事実です。手続の面倒さが主たる要因ですが、全国的に持続化給付金などの不正受給が横行する中、行政サイドとしては性善説で考えるとはいえ、手続においては一定のフィルターをかけざるを得ない事情があることも重々承知をしています。手続などにおける申請書類の作成は、全庁的な課題となりますが、簡素化への改善イコール市民サービスに直結することですので、引き続きの努力をお願いします。

実は、もういいよには別の意味もありまして、行政から各種の支援があった中で、これ以上、飲食業だけが支援を受けることへの申し訳なさから、おっしゃる方もいました。私からは、上手



に活用していただければいいですよと申し添えましたが、もらえるものはもらっておく、行政が何とかしてくれると受け身の考えに陥りやすい心配をよそに、自ら頑張っていくという気持ちを強く持つておられる事業者の声を聞き、飲食店などを利用して食べたり、飲んだりすることは、コミュニケーションの場やストレス解消の場になるだけではなく、間違いなく地域経済の支援になることを改めて感じました。

今後予定されている、プレミアム付商品券については、8月に実施されたときと額面の違いはあるものの、3,000冊から2万冊へ大きく増えることから、より一層の経済効果が期待されます。野球に例えると、現状はコロナの3回の表の攻撃が始まったとか、Go Toトラベルではなく、Go Toトラブルとやゆする論調もあったりと、感染症対策と経済浮揚策はいまだ手探り状態が続いています。

そういった中で、地域のプレミアム付商品券は地域の経済を刺激するには手っ取り早く、効果が見えやすいことも事実です。購入希望の応募が2万冊に達しなければ、余る心配もありますし、超えると抽選になってしまうという一長一短はありますが、かといって全市民に行きわたるようになれば、ばらまきだと、批判する人も出てきます。できるだけ多くの市民に購入の機会が与えられ、購入したい人に購入してもらい、全て使い切ってもらうことで、しっかりと市内事業者への支援につなげてほしいと思います。市民からの声で得られる課題や、事業としてやってみて、見えてくる課題があった場合は、次に生かしていただくようお願いいたします。

さて、第1次及び第2次の臨時交付金に際しては、先行受付分として事業計画を国に提出し、他の自治体に先駆けて交付を受けたこと、また、他に先駆けて本市独自の緊急経済対策事業等に交付金を充てることで、一刻も早い市民生活への支援につなげることができたとの答弁がありました。新型コロナウイルス感染症の収束が見えない現状、国においては苦悩しながらも、感染症対策と経済対策の両立を図るための施策を継続していくことは十分に考えられ、昨日、新型コロナウイルス感染拡大を受けた追加経済対策を閣議決定したとの報道がありました。その中には、地方創生臨時交付金1兆5,000億円の追加も盛り込まれているようです。

そこで、質問します。

第1次及び第2次で成果を上げられたように、次の一手につながる事業を常に準備しておくことの重要性がはっきりしたと思いますので、臨時交付金の方向性が示された際は、すぐに動ける体制を整えておくべきと考えますが、いかがか、お尋ねします。

1点のみです。

○議長（岩阪雅文君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 小路議員の2回目の御質問にお答えします。

今後、臨時交付金の方向性が示された場合は、すぐに動ける体制を整えておくべきではないか

というお尋ねでございました。

今回の臨時交付金事業におきましては、事前に事業を組み立てておき、すぐに動けるよう、職員に強く指示をしておりましたので、他の自治体に先駆けて国からいち早く交付金を受け取ることができ、市民の皆様が必要とする事業をスピード感を持って効果的に実行することができました。

今後も、こういった攻めの姿勢が必要であると考えておりますので、引き続き職員には市民の皆様を第一に考え、積極性を持って業務に当たり、すぐに動ける体制を整えておくよう、改めて指示をしたいと思います。

以上でございます。

○議長（岩阪雅文君） 小路議員。

○小路貴紀君 実際のところ、市民や事業者にとっては、給付金や支援のための補助金が決まると、真っ先にその額や時期に関心がいきがちですが、第1次及び第2次の臨時交付金に際して、職員が事前に事業計画を考えたことが、他の自治体に先駆けて交付を受け、市民や事業者の支援につながられたことを議員として市民の皆様には伝え切れていなかったことを申し訳なく感じた次第です。

今後は、職員の頑張りや執行部の決断によって、市民生活のフォローにつながっている背景の部分も、しっかりと伝えて、市民の皆様と共有できるようにしたいと思います。

以上で、この質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、特産品化に向けた取り組みについて答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 次に、特産品化に向けた取り組みについて、順次お答えします。

まず、和紅茶、恋路カキ、タケノコ、ハゼの現状はどうかとの御質問にお答えします。

和紅茶につきましては、平成29年度の全国地紅茶サミット in みなまの誘致活動及び開催を契機に、和紅茶の生産者や市などで組織する実行委員会を設立し、水俣・芦北地域で生産された紅茶をみなま和紅茶と称して、PR活動を行い、今ではテレビや新聞などのメディアでも多く取り上げられ、徐々に市内外でも認知度を上げてまいりました。

また、平成30年度からは、九州和紅茶サミット in みなまの開催、茶摘み・茶もみ体験ツアーの実施、和紅茶ソムリエ制度等により、和紅茶のPR活動などの支援を行ってまいりました。

その効果といたしまして、和紅茶生産者の中には、以前に比べて取引先が10店舗以上増えたところもあるとお聞きしております。市といたしましては、来年度以降も引き続き、和紅茶の特産品化に向けた取り組みを支援してまいりたいと考えております。

次に、恋路カキは、水俣市、芦北町、津奈木町の3つの漁協が県南水産ブランドの確立を図るため、平成26年度に水俣芦北地域雇用創造協議会の支援を受けながら、養殖事業に着手されております。本市といたしましては、水俣市漁業協同組合が取り組む恋路カキのブランド化を支援するため、平成27年度から水産業ブランド推進事業、恋路ブランド推進事業により、マガキ養殖資材の導入支援や、漁業生産者の養殖技術の向上につながる先進地研修への支援などを行ってまいりました。しかしながら、マガキの養殖で問題となりますのは、一般的に成長時期の海水温とプランクトンの量と言われております。生産者からの話をお聞きしましたところ、本市の海域は豊かな海に再生されたと言われておりますが、魚貝類が生息するためのプランクトンが少なく、また、海水温が年々上昇しており、生育が安定しない状況が続いていましたが、養殖技術の試行錯誤の結果、昨年度と比較してサイズは大きくなり、生産量は167%の4.5トンと増加していることから、良好でありますとお聞きしております。

次に、タケノコにつきましては、平成30年度に、JAあしきたの主催でタケノコ産地化に向けた取り組みが開始されることを受けて、生産者13人、林業事業体1法人で水俣市だけの産地化協議会を設立されております。これまでの取り組み状況につきましては、本協議会が保有している荒廃した竹林6ヘクタールについて、森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用し、倒竹や古竹の伐採・除去を昨年度から3年計画で行っており、初年度は早堀タケノコの生産量が178%の4.4トンに増加し、効果が表れたとお聞きしております。

次に、ハゼにつきましては、ハゼ林所有者の高齢化が進むとともに、労働力不足により、ハゼの木がカズラなどに巻きつかれた状態で放置され、古いハゼの木が枯れたまま多数林立し、手がかつられない状況となっております。このハゼ林を整備することにより、価格が安定しているハゼの実の収穫が可能となり、ハゼ林所有者の所得向上、さらには地域の活性化に貢献できる特用林産物の生産につなげていくため、令和2年度にハゼの出荷者等で組織する水俣ハゼ再生プロジェクト推進協議会を設立したところです。

本協議会では、1.23ヘクタールのハゼ林について、森林・山村多面的機能発揮対策交付金を活用して雑草木の刈払いを行うほか、ハゼの接ぎ木方法や管理・収穫方法の講習を今年度から3年計画で行う予定としております。しかし、ハゼの荒廃が著しいことから、整備が思うように進まない状況であるとお聞きしております。また、本市でもドローンを活用したハゼ分布調査を実施しており、年度内にはハゼ林の整備が可能かどうかの結果が出る見込みとなっており、今後は、本協議会等と情報交換を行い、整備可能なハゼ林の区域を見極めてまいりたいと考えております。

次に、特産品化に向けた課題と対応策をどのように考えているかとの御質問にお答えします。

和紅茶の特産品化に向け、これまでのPR活動などで積み重ねてきました、みなまた和紅茶の

知名度をさらに向上させ、今後、どう商品開発や販路拡大を図り、所得の向上につなげていくかが大きな課題となります。

今後の対応策といたしましては、現在の高い知名度を最大限に生かし、九州和紅茶サミット等イベントの定着化を図るなど、引き続き市内外に広くPR活動を行うとともに、みなまたスイーツとのコラボレーション商品や、オリジナルブレンドティーの販売などによる新商品開発及び販路拡大を図り、より高い付加価値をつけて販売できるよう支援してまいります。

恋路カキにつきましては、養殖事業を開始してから約7年が経過し、マガキの品質も向上しておりますが、カキ小屋や個人販売だけでは十分な収入が見込めないのが現状でございます。

今後は、県、市、漁協と連携を図りながら、新たな流通先を開拓し、生産者の所得向上に向けて支援してまいりたいと考えております。

次に、タケノコにつきましては、令和元年10月にJAあしきたがタケノコ部会を設置し、早堀タケノコの産地化の取り組みをスタートさせているところです。タケノコの特産品化を図るためには、竹林を整備して品質の高いタケノコの生産を拡大する必要があります。現在、石坂川地区からも森林・山村多面的機能発揮対策交付金事業を活用した竹林整備に関する問い合わせもありますので、今後は、JAあしきたタケノコ部会と連携しながら、タケノコの特産品化を目指すための生産者の掘り起こしと組織化を進めてまいりたいと考えております。

次に、ハゼにつきましては、生産者の高齢化によりハゼ林の維持管理が追いついておらず、荒廃したハゼ林が増加傾向にありますことから、ハゼの実の出荷が伸び悩んでいる状況にあります。ハゼの実の特産品化を図るためには、効果的なハゼ林の整備や苗木の生産など、人材の育成と確保等が課題となっております。

しかし、ハゼ林を短期間で整備することは非常に困難でありますことから、まずはモデル団地を設置して、計画的にハゼ林を整備していくことで、ハゼの実の生産拡大につなげてまいりたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 小路議員。

○小路貴紀君 和紅茶につきましては、つい先日、KAB熊本朝日放送の夕方の番組「くまパワ」で特集されておりました。熊本市内で世界の紅茶を飲める店舗にて、水俣産和紅茶の評判が高いとのことでした。

恋路カキについては、プランクトンが少なく生育が安定しないとのこと、本市の環境の取り組みによって、きれいな海になったことは喜ばしいものの、プランクトンが豊富で豊かな海とは決して言い切れない課題があることも分かりました。

タケノコについては、生産者による協議会の発足と、JAあしきたでの部会設置による連携で、効果が出ているとのことでした。私も竹山を所有されている方に話をお伺いしたところ、協議会

のことは御存じなく、隣の出水市に持っていったりしているとのことでした。特産品化に向けては、量の確保も重要な要素になろうかと思っておりますので、タケノコだけに、多くの生産者を掘り起こしてもらおうよう、行政側からの積極的なアナウンスを引き続きよろしくお願いいたします。

ハゼについては、ろうそくや相撲力士のびんつけ油のイメージが強い中、現在は化粧品や医薬品、食料品、工業用品などに幅広く用途があり、将来性が見込める可能性が高いこと、特に化粧品については、国内大手メーカーによる海外生産拠点の国内回帰が活発化していることで、ろうの需要増への期待がある旨、昨年12月の一般質問で取り上げました。その際に、ぜひとも第七次の水俣・芦北地域振興計画にハゼの振興を盛り込んでほしい旨を要望していましたが、地域産業のさらなる振興の主な取り組みの1つとして盛り込まれることになりました。

同振興計画に盛り込むためには、いろんな準備で大変だったかと思っておりますが、市長をはじめ職員の皆様に感謝申し上げます。何よりも、生産者のやる気の起爆剤になることは間違いなく、早速、タケノコ同様に、水俣ハゼ再生プロジェクト推進協議会という協議会が発足しましたので、再び、日本一のハゼ復活を目指す機運が高まる後押しになれば、大変喜ばしいと思っております。

そこで、質問いたします。

第七次水俣・芦北地域振興計画に具体的な事業の1つとして、ハゼの実生産の振興が盛り込まれているが、県の受け止め方はどうだったかお尋ねします。

今年の1月15日に開催された同振興計画説明会の場において、出席されていた蒲島知事・田嶋副知事に対して、高岡市長から直接要望していただいた経緯もありますので、高岡市長からもお話を伺えればと思います。

2つ目に、先ほどの答弁にありました、ハゼ林のモデル団地とはどのようなことか。また、モデル団地を設置することで、ハゼの振興にどうつなげていくのかお尋ねします。

以上、2点です。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 小路議員の2回目の御質問にお答えいたします。

1つ目が、第七次水俣・芦北地域振興計画にハゼの実の生産の振興が盛り込まれているが、県の受け止め方はどうだったかという御質問でございました。

ハゼの実につきましては、九州管内におきまして、本市が有数の産地となっており、ハゼの実を加工している会社から出荷量を増やしてほしいという声をいただいております。このようなことから、本市といたしましては、ハゼの実生産の振興と、本市の地域産業のさらなる振興を図るため、熊本県に対し、第七次水俣・芦北地域振興計画の農林水産業の振興、販路拡大の一つに位置づけていただくよう要望してまいりました。

熊本県からは、産業振興及び地域振興につながる水俣独自の振興策として有意義な事業である

との言葉をいただくなど、評価をいただいております、県の補助事業である森林を活用した山村活性化チャレンジ支援事業、森林山村多面的機能発揮対策交付金などの支援を受けたところでございます。

2つ目の御質問ですけれども、ハゼのモデル団地とはどういうものかと、またモデル団地を設置することでハゼの振興にどうつながっていくのかという御質問でございました。

ハゼ林のモデル団地につきましてですが、まずは先ほど答弁いたしましたドローンでのハゼ分布調査の結果を基に、ハゼ林の整備が可能な地域を見極めまして、生産者等と情報交換しながら、ハゼの整備を行う箇所をモデル団地として選定することを想定しております。

なお、選定いたしましたモデル団地におきましては、事業実施主体となります生産者等と一緒に、効果的なハゼの整備方法や苗木の生産体制などについても協議し、計画的に県補助金等を活用しながら、ハゼ林を整備していくとともに、ハゼの実の生産者の掘り起こしや組織化も進めてまいりたいと考えております。

このように、モデル団地を設置いたしまして、効果的な事業を実施していくことで、ハゼの実の出荷量の増加など、ハゼの振興につながっていくものと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 小路議員の2回目の御質問の中で、今回の第七次水俣・芦北地域振興計画に今回ハゼの振興が盛り込まれているけれども、県の受け止め方はどうかという御質問の中で、私も7月に行われました説明会で知事、そして田嶋副知事御出席の中、この水俣特産のハゼの振興策ということで、この第七次地域振興計画の中に盛り込んでいただきますよう、意見を言ったところでございます。

その中で、特に田嶋副知事のほうから、このハゼの振興につきまして、非常に関心を持っていただきまして、いい取り組みだという御評価もいただいたところです。そういったことによりまして、この水俣特産のハゼの振興というのがさらに進んでいければというふうに思っておりますし、県のほうでも、このハゼの振興についての認知度が高まったのではないかとというふうに認識しております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 小路議員。

○小路貴紀君 市長からも直接田嶋副知事の受け止めのお話もお伺いできて、大変ありがとうございました。

私は先月、ハゼの紅葉に合わせて、福岡県久留米市と玉名市を訪れました。久留米市には、200本以上のハゼが約800メートルにわたって続く柳坂曾根の櫛並木があり、久留米藩時代にハゼ栽培

を奨励し、藩の財政が潤ったとありました。

また、改良品種の代表である伊吉櫨が生まれた場所で、現在の櫨並木は景観を目的に整備され、福岡県の天然記念物に指定されています。玉名市には、菊池川堤防のハゼ並木があり、菊池川右岸の3.2キロにわたって整備されており、平成19年2月に植物としては国内で初めて、国の登録記念物に指定されています。

一方、本市のハゼについては、景観上の整備や記念物などでの指定といった目に見える付加価値化というのがないようです。でも、現存するハゼの本数は圧倒的に多いと思われ、毎年、ハゼの実を収穫して出荷するという、1つの産業として成り立っています。そして、ハゼから抽出されるろうは、環境に優しい天然物として、SDGsへの取り組みからもいろんな分野で見直されつつあります。ハゼの特産品化という意味では、ハゼの実だけの活用ではなく、それ以外にも裾野が広げられるというメリットもあるかと思えます。

最近、ミツバチの養蜂業に大変詳しい方に話を聞きに行っていました。専門家の視点で言えば、蜂蜜の中でハゼの蜜は圧倒的においしいとのことで、他の花よりハゼの花から採れる蜜の量も多いとのことでした。

しかし、市場においてはハゼ蜜の商品の流通量は少ないわけで、これは巣箱から蜂蜜を採取する際に、ハゼ単体の含有が70%以上なければ、ハゼ蜜として売ることができないそうです。そもそも私は、ハゼの実の収穫には裏表の年があると聞き、であれば花粉交配のためにミツバチを活用できないだろうか。そうすれば、蜂蜜の採取も可能となり、希少品の商品化が期待できます。

また、ハゼは草木染めにも使われており、皆さんも一度は御覧になられた即位礼正殿の儀で天皇だけがお召しになる装束が黄櫨染御抱で、まさにハゼの染め物です。ハゼ染めも地域の人材を活用して商品化につなげていってほしいと思います。

本市のハゼがなくなっていて、またゼロから再生しようという話ではなく、宝になるハゼが目の前にあります。細川藩時代に、藩の財源確保に寄与した歴史、また専売制であったことから、熊本城には櫨方門が残っており、本市にはお侍が常駐してハゼを管理した由来からか、侍という地名が残っているなど、特産品化に向けたストーリー性もしっかりとありますし、ポテンシャルも高いのが本市のハゼだと思います。

平成元年頃から、本市がハゼ1万本運動の一環として苗木補助を行った経緯もあるようですが、残念ながら、地権者がお亡くなりになったり、高齢になられたりして、ハゼ林の荒廃化が進んだことも事実です。桃栗三年柿八年と言われますが、仮にハゼを新たに植林すれば5年ほどで実が収穫できます。ハゼの振興を進めることによって、もう一度、ハゼ日本一を内外に知れ渡らせたい。そのお手伝いが少しでもできればと思っております。

最後に質問いたします。

第七次水俣・芦北地域振興計画が5カ年計画であることから、ハゼ日本一の復活に向けては、もう二度と荒廃させないようにし、裾野が広いハゼの可能性を追求するなど、足場固めをしっかりとして将来につなげていくべきと考えますが、いかがかお尋ねします。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 小路議員の3回目の御質問にお答えいたします。

ハゼ日本一の復活に向けて、もう二度と荒廃させないようにして、裾野が広いハゼの可能性を足場固めをしっかりとして将来につなげていくべきと考えるがということですが、議員御指摘のとおり、本市は日本有数のハゼの産地となっておりますが、現在では高齢化により荒廃化が進んでいるのも現状でございます。

今後は、森林・山村多面的機能発揮対策交付金などの助成事業を活用することで、ハゼ林の再生や、新たなハゼ林の整備が拡大し、後継者への栽培技術の伝授や、新たな企業の参入も促進されますことから、本市の特用林産物の特産品化を目指すことが結果的に荒廃化を抑制することにつながるものと考えております。

また、ハゼにつきましては、議員御紹介のとおり、あらゆる製品の原料として使われていることは承知いたしております。さらに木ろうを作るときに出てくる搾りかすの再利用や、伐採したハゼの木の利活用などにより、環境負荷の軽減が期待できると伺っております。今後は、日本有数のハゼ産地の再生を目指している生産者等を積極的に支援してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で、小路貴紀議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前11時50分 休憩

---

午後1時30分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、藤本壽子議員に許します。

（藤本壽子君登壇）

○藤本壽子君 こんにちは、無限21の藤本壽子です。

マスクを外しての発言をさせていただきます。コロナウイルスでの感染者数が全国で16万人に及び、熊本も1,000人を超えました。感染予防対策の余波で、非正規雇用者の中でも、特に子どもを抱える女性の困窮状態は、目に余るものがある。そして、昨年と比較し、女性の自殺者が増加しているという報道もありました。水俣においても、独り親家庭などについては、引き続き注視していく必要があります。子どもたちが毎日ちゃんと食事ができ、暮らしているのか、また高齢



者の方たちには、介護が行き届いているのか。介護従事者を含め、具体的な施策で援助が必要なところには、早急な手当が必要であると感じています。

そのような中、国においては、経済対策としてG o T oキャンペーンが行われている。経済対策をするというなら、感染予防と医療対策を万全とする必要があったにもかかわらず、徹底した対策はありませんでした。医療崩壊を防ぎ、命を守る、このことが今こそ正念場だと捉えています。

さらに、2050年までには二酸化炭素排出量をゼロにするということ、国の政策では、この再生可能エネルギーを増やすということでもあります。しかし、二酸化炭素削減を原子力発電所の再稼働で行うというのは、納得がいきません。事故のあまりに膨大な被害と、核のごみの処理を後世に残すことはできないと考えるからです。

次に、太陽光発電、風力発電所も、ただ増加させればよいというものではないと私は考えています。地域の合意がまず不可欠であります。災害や水源の涵養に影響を及ぼさないか、地域の暮らしが壊れないか、特に山間地での再生可能エネルギーの設置、今や水源に影響を与えています。国として規制の方向性を出すべきではないかと私は考えています。

環境にできるだけ負荷を与えず、しかも、必要なだけのエネルギーを地域のビジョンの中からつくっていく必要がある。そのことが環境のまち水俣が取るべきことではないでしょうか。

以下、質問に入ります。

1、水俣市の財政状況悪化による市民生活への影響についてお尋ねしたいと思います。

- ①、水俣市の経常収支比率が100%を超えているが、財政硬直化が進んでいるのか。
- ②、財政硬直化が進んでいるとしたら、その理由はなぜか。
- ③、財政調整基金の近年の状況は、どのようになっているか。
- ④、減債基金など各種基金の状況はどうか。

大項目2、道の駅・海の駅整備事業についてお尋ねします。

- ①、施設のリニューアルについてのコンセプトは何か。
- ②、新しい施設について、どのようにするのか、関係機関と話し合いをしてきたのか。
- ③、設計者と現在の施設運営をする関係者、物品納入者との話し合いをしたのか。
- ④、集客するための新しい試みは何か。

大項目3です。水俣市の山間地に建設予定の風力発電所についてお尋ねします。

昨日から一般質問の中で議論がありました。固定資産税が入ってくる、様々な御意見がありました。しかし、まずこの建設が市民の環境や暮らしを守れるのかということ、そのことが第一義であると私は考えています。その視点で質問をします。

- ①、仮に64基の風力発電所が建設された場合、どれくらいの森林が伐採されることになるのか。

- ②、建設により、水源への影響が考えられるが、水俣市に簡易水道等はどれぐらいあるのか。
- ③、水俣市に水源涵養保安林はどれぐらいの面積あるのか。
- ④、環境省が調査した風力発電所建設による地域住民とのトラブル事例はどれぐらいあるのか。
- ⑤、環境影響評価のうち、配慮書の公告縦覧が終わった。その後の方法書の提出などで市が把握していることはあるか。

この5つです。本壇からの質問は以上です。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 藤本議員の御質問に順次お答えします。

まず、水俣市の財政状況悪化による市民生活への影響については総務企画部長から、道の駅・海の駅整備事業については私から、水俣市の山間地に建設予定の風力発電所については副市長から、それぞれお答えします。

○議長（岩阪雅文君） 水俣市の財政状況悪化による市民生活への影響について答弁を求めます。

堀内総務企画部長。

（総務企画部長 堀内敏彦君登壇）

○総務企画部長（堀内敏彦君） 初めに、水俣市の財政状況悪化による市民生活への影響について、順次、お答えします。

まず、水俣市の経常収支比率は100%を超えているが、財政硬直化が進んでいるのかとの御質問にお答えします。

一般に経常収支比率は80%以内が適正水準とされ、90%を超えると財政が硬直化していると言われていきますので、本市は財政の硬直化が進んでいる状況にあります。

次に、財政硬直化が進んでいるとしたら、その理由はなぜかとの御質問にお答えします。

一般に、財政の硬直化は経常的な収入の減少や義務的経費の増加により起こります。本市の場合、経常的な収入につきましては、おおむね約80億円程度で推移しており、ほとんど変化はありませんが、義務的経費である扶助費及び公債費が増加しているため、経常収支比率が高くなっており、財政の硬直化が進んでいる状況にあります。

次に、財政調整基金の近年の状況はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

財政調整基金は平成27年度の約24億3,000万円の残高をピークに減少を続けており、現在約5億5,000万円の残高となっております。

今後の見通しにつきましては、令和元年度決算に伴う歳計剰余金の積立額1億2,000万円と令和

2年度9月補正予算までに計上しております財政調整基金繰入金約1億7,000万円を差し引き、令和2年度末には約5億円の残高となるものと見込んでおります。

次に、減債基金など各種基金の状況はどうかとの御質問にお答えします。

まず、減債基金につきましては、現在約4億5,000万円の残高となっております。今後の見通しにつきましては、令和2年度9月補正予算までに計上しております減債基金繰入金1億円を差し引き、令和2年度末には約3億5,000万円の残高となるものと見込んでおります。

次に、財政調整基金及び減債基金を除いた各種基金、いわゆる特定目的基金につきましては、現在約16億5,000万円の残高となっており、今後の見通しにつきましては、令和2年度9月補正予算までに計上しております基金積立金約8,000万円と基金繰入金約2億7,000万円を差し引き、令和2年度末には約14億6,000万円の残高となるものと見込んでおります。

○議長（岩阪雅文君） 藤本議員。

○藤本壽子君 答弁いただきましたので、2回目の質問をします。

この議会で、たしか3人目になると思います。執行部の財政課の皆さんには、土曜日、日曜日も出勤されているということで、その中で答弁書を書いていただいたことに、まず感謝をしたいと思います。

その中でですけれども、私ども市会議員は、市長もそうだと思うんですけれども、昼、夜間問わず、正月も休みもなく、市民から様々な相談を受けます。今日の朝も、本当に今日の朝、たまたまでしたけれども、高齢の方から生活保護を申請したいと思うんだがという相談がございました。大変今、市民はコロナ禍の中、様々なことで困窮の度合いを増しているのではないかというふうに感じております。

その中でも、やはりもう一つ、生活困窮、それから道路保全ですね、道路の修理のことで、私ども議員にはたくさん問題を投げかけられているんですけれども、そのたびに、土木課に足を運び、土木課の方と話をしてみましたが、その土木課の方によると道路予算が来年度は減少するという事をお聞きしました。

私どもの地域には、15年前から懸案だった道路の側溝の工事がございまして、やっと形を整えて要望させていただいたということがございましたけれども、この側溝、夜、地域の方がそこに落ちて、救急車で運ばれたという事例もありまして、これからまた先、この工事が延びていくことになると、本当に地域の安全が守れるのかということが大変今心配をしているところでございます。

そこで、改めてお伺いします。

財政の硬直化ということですが、極端かもしれませんが、財政が破綻した北海道夕張などでは、市民生活に大きな影響があったと思いますが、市民生活に影響を及ぼした事例ですね、

そのことをまず第1質問でお尋ねしたいと思います。

そして、経常収支比率とは、経常一般財源収入額を分母とすると、経常経費充当一般財源額に100を掛けたものであるとお聞きしています。80%を超える場合、改善が必要であり、原因を究明し、経常経費を抑制しなければならないとあります。

そこで質問をします。

具体的に、どこをどれくらい抑制するのか。質問が重なるかもしれませんが、お答えいただきたいと思います。

財政調整基金は取り崩しの原因となっている主なことに、現在計画されている事業を実施していった場合、財政調整基金などの各種基金残高も枯渇するとあります。それぞれの事業を担う執行部で、まず、きちんとした話し合いが調整ができているのか、そのことを3つ目の質問とします。

4つ目ですが、その場合の判断基準は、住民の暮らしに直結しない事業、見通しがいいものなど、どのような判断基準でこれを決められているのかを質問したいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 藤本議員の2回目の御質問にお答えします。

4点ございましたが、第1点目の財政硬直化ということで、夕張等を例に挙げられまして、市民生活に影響を及ぼした事例があるか、知っていればということだったかと思います。

一般に、財政再建の取り組みを行った自治体で、市民生活に影響した事例といたしましては、例えば、税率の引き上げ、小・中学校の統廃合、公共施設の使用料の引き上げ、公共施設の統廃合、ごみ収集の有料化、建設事業の抑制に伴う道路、学校、公共施設などの更新や修繕の先送りなどがあつたと承知しております。

2点目の経常経費の抑制、具体的にどこをどれくらい抑制するのかという御質問につきましては、現在、令和3年度当初予算の編成作業を進めているところであり、現時点で経費を抑制する対象を具体的に申し上げるということは困難であります。

ただ、義務的経費や法定経費等の削減できない経費、これらを除いたものを対象としまして、令和2年度当初予算の一般財源充当額に対し、80%のシーリングを設定しているところであります。

第3点目の財政調整基金などの各種基金残高、枯渇するとあるが、それぞれの事業を担う執行部できちんとした事業の調整をしているのかとの質問につきましては、予算要求の段階で、事業担当課が自ら調整を行い、その後の予算編成作業においても、引き続き調整をしております。

4点目の調整に当たっての判断基準につきましては、昨日谷口議員の御質問にお答えしましたとおり、令和3年度当初予算編成においては、義務的経費を除く全ての事業について聖域を設け

ず、その費用対効果を測り、ゼロベースで見直すこととしております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 藤本議員。

○藤本壽子君 3回目の質問をいたします。

昨日、この財政問題について、前市長の責任、それから現市長の責任ということもお話がありましたけれども、私ども議員も、やはりチェック機能をきちんと果たしたのかどうかということが大きな問題ではないかというふうに、まず前置きをしておきたいと思います。

お答えいただきました義務的経費や法定経費などの削減できない経費を除いたものを対象とし、令和2年度当初予算の一般財源に対し80%のシーリングを設定するとあります。シーリングというのは、基準というようなものであると捉えますが、個別の事業をそれぞれ20%減少させるつもりなのか、これが1番目の質問です。

次に、全ての事業に聖域を設けず、その費用対効果を測り、ゼロベースで見直すという中身は、凍結する事業もあり得るということなのですか、これが2番目です。

途中でお話をしますが、御年配の方で、生活が思うように立ち行かなくなり、生活保護だとか、いろんな問題を抱えておられるという、そしてまたコロナ禍の中での困窮、工場閉鎖による市民の不安、また災害被災の余波を受けている市民も多くあります。この災害被災なんですけれども、近隣の町に対して、やはり経済的に水俣のほうから行って販売をしたりとか、いろんなことをした方たちが、やはり大きな余波を受けているということもございます。

そこでお尋ねしたいと思います。

市長、いかがでしょうか。この際、費用対効果が10年以上先という事業については、思い切って凍結するという英断が必要と思いますが、いかがですか。

昨日の市長の答弁で私は疑問に思いました。6月議会での私の質問に対して、大型事業のうち、水俣川河口臨海部事業も含め、全部ですね、全体に見直すということをおっしゃっていましたが、この事業については継続すると、見直しのところから外すということをお聞きしました。昨日の答弁のことです。でございますので、大変申し訳ありませんが、ここでそれも含めて答弁をいただければと思います。

○議長（岩阪雅文君） 堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 藤本議員の3回目の質問、1つ目と2つ目について、私のほうからお答えさせていただきます。

まず1点目の、80%のシーリングについてですが、個別の事業それぞれを20%減少させるのかという質問でございました。

シーリングにつきましては、義務的経費や法定経費等の削減できない経費を除いたものが対象

でございます。この対象経費に充当する一般財源の合計を80%に抑制するというものでありますので、それぞれの事業から一般財源を一律に20%減少させるものというわけではございません。

2つ目の質問の、ゼロベースで見直すという中身は、凍結する事業もあり得るということかということにつきましては、昨季実、谷口明弘議員の御質問にお答えしましたとおり、厳しい財政状況から、普通建設事業の実施は大幅に制限せざるを得ないという状況にあります。よって、新規の大規模事業については先送り、または凍結せざるを得ない事業もあろうかと思えます。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員3回目の御質問の3番目の御質問でございますが、費用対効果が長期にわたるものの事業なんかも思い切って凍結する方針を立てるべきかという御質問であったと思えます。

費用対効果が10年先という事業につきましては、投資的経費のうち、大規模事業等が当てはまるものなのかというふうに思いますけれども、先ほどお答えしましたとおり、新規の大規模事業に関しましては、財政事情を踏まえまして、実施時期を見直す方針としております。

一方、既に着手をしております大規模事業につきましては、先日の谷口議員の御質問にもお答えしましたとおり、市民の代表機関であります議会の皆様方の議決を経て着手をしておりますので、中止または延期することにより、これまで投下した資金が無駄になり、また後年において、さらに大きな支出を要することにもつながるおそれもあることから、滞りなく推進する方針としております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、道の駅・海の駅整備事業について答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、道の駅・海の駅整備事業について、順次御質問にお答えします。

まず、施設のリニューアルについてのコンセプトは何かとの御質問にお答えします。

先ほど、小路議員の一般質問でもお答えしましたが、より豊かに過ごせる居心地のよい世代交流拠点へを基本方針といたしまして、道の駅再整備を計画しております。

具体的には、まつぼっくりとインフォメーションセンターの間に、現在の観光物産館の機能を拡充した水俣の旬に出会える価値ある店として、新たにパークショップを新築し、地域の旬の物産品販売スペースと併せ、休憩や喫茶・軽食が可能なイートインスペースを設置したいと考えております。

また、現在物産館として利用しているまつぼっくりにつきましては、特徴ある建物形状を有効

利用しながら、親子や孫など、幅広い世代が天候に左右されることなく楽しく過ごせる木のおもちゃ館に改修し、バラの時期以外の集客を目指します。

最後に、インフォメーションセンターにつきましては、観光案内所としての本来の役割と、快適で使いやすく美しいトイレの双方を徹底的に追求し、時代に見合うデザインに更新することで、誰にでも使いやすく水俣エリアの観光、交通情報等を分かりやすく発信できる施設に改修いたします。

次に、新しい施設について、どのようにするのか、関係機関と話し合いをしてきたのか、との御質問にお答えします。

今回の道の駅再整備に関しましては、国・県はもとより、あしきた農業協同組合、水俣市漁業協同組合、エコパーク水俣の指定管理者であるハートリンク水俣など、各方面の関係機関から多くの御意見をいただきながら、運営方法や取り扱う商品など、様々な検討を行っているところです。

また、せんだって、水俣市身体障害者福祉協会連合会の方々とバリアフリーに関する意見交換会を実施しまして、誰もが使いやすい道の駅を目指し、貴重な御意見を伺いました。

年明けには、道の駅のサービス向上や実施設計のブラッシュアップ等を目的としたパブリックコメントも予定しておりますので、よりよい道の駅となるよう御意見やお知恵をいただきながら取り組んでまいります。

次に、設計者と現在の施設運営をする関係者、物品納入者との話し合いをしたのかとの御質問にお答えします。

まず、今年の8月から、施設整備総合プロデュース業務の一環として、総合プロデューサーの砂田光紀氏や、実施設計業務を請け負っておられる太田則宏氏、現在道の駅みなまたを管理運営している株式会社みなまたのスタッフなどに御参加をいただきまして、毎月1回サービス向上研究会を実施しております。この研究会では、砂田氏が全国各地で経験してこられた心がこもったサービスの先進事例等を踏まえ、運営側と利用者側のそれぞれの視点に立った施設のレイアウト、商品の見せ方、求められるサービスなどを追求し、道の駅再整備の基本方針である、より豊かに過ごせる居心地のよい施設の実現を目指しております。

また、パークショップの新築に伴い、株式会社みなまたのスタッフと市の担当職員とが連携し、現在まつぼっくりに商品を出荷されている方々には新商品の検討や出荷量の増量をお願いしており、また、同時並行で意欲ある生産者の方々を直接訪問するなど、新たな販路の開拓を行っているところです。

最後に、集客するための新しい試みは何かとの御質問にお答えします。

今回の道の駅再整備では、パークショップや木のおもちゃ館、美しく使いやすいトイレなどの

魅力ある施設だけでなく、百間水路にかかる橋の上にイベントデッキの設置を予定しており、利用者にはバーベキューなどを楽しんでいただきながら、国道3号からの視認性を高めるため、電飾やサインなどで道の駅の存在をアピールする取り組みを考えております。

また、パークショップの新築を機に、新商品の開発や近海で捕れた新鮮でおいしい魚介類の販売など、利用者の満足度向上のために商品の種類、量とも強化・拡充いたします。

なお、隣接するエコパーク水俣とは今後も相互連携を図り、観光やスポーツ、各種イベントなど、道の駅みなまと一体的な誘客を図ってまいります。

○議長（岩阪雅文君） 藤本議員。

○藤本壽子君 2回目の質問をいたします。

この道の駅のコンセプトについては、理解はできました。ただ、そこで1番目の質問ですけれども、道の駅・海の駅ということでの整備事業となっていますので、この海の駅としてのコンセプトのようなものはどう考えているのか。今日も御質問の中で、小路議員がタツノオトシゴのことだとか、いろんなことを言われてました。私も、不知火海の入り口の海の駅として、特徴ある取り組みができないかという質問を一度したことがございました。質問の1番は、改めて、こうした取り組みをするためということで、この海の駅のコンセプトですね、そのことをどのように考えていらっしゃるか質問します。

次、質問の2ですが、木のおもちゃ館ですけれども、総合プロデュースをされている砂田さんの思いが深いというふうにお聞きしたと思ったんですが、このおもちゃ館を実際に関係者の方が見学をされているのかということも2番目の質問にします。

そして、3番目ですけれども、料金を取るということで、ちょっと心配の声がしておりました。聞いておりました。リピーターなどの減少にならないかということも、そういう意見を言う人がいましたけれども、これについてはどう思うか、お尋ねします。

そして最後に、先日ですけれども、この道の駅のトイレの設計のことで、杉迫議員なども要望されたみたいで、様々な立場の方が意見交換の場を持っていただきましたけれども、多様な人が使える誰でもトイレなどとか、そういうたくさんのアイデアとか、それからトイレに込める思いなども、大変有効な、すばらしい意見が出たと思ってるんですけれども、大げさなんですけれども、水俣は、トイレの1つの在り方、トイレの1つで発信できるものがあるんじゃないかというふうにとそのとき思いました。このトイレでおもてなしをすることができるということは、高齢者だとか、障害をお持ちの方々が安心して来られる水俣の道の駅ということを私は発信できるというふうに思っています。

もっともっと、このトイレのことだけではなくて、全体のことを含めて、議論をすること、市民も交えて議論をしていって、みんなが道の駅に思いを込めていけるように、そういう集いなり、



集まりを持っていただけないかということで、それを質問の4番目にしたいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 2回目の質問にお答えいたします。

4点ございまして、まず1点目の今回の道の駅の事業で、海の駅としてのコンセプトはあるのかという御質問です。

今回の道の駅の整備事業は、先ほど申し上げました、より豊かに過ごせる居心地のいい世代交流拠点ということで、これを基本方針としております。これは、道の駅だけでなく、今後、海の駅として登録をされた際にも共通するコンセプトというふうに考えております。パークショップや木のおもちゃ館、美しく使いやすいトイレなど、陸路、海路を問わず、訪れた方に魅力ある空間と高い満足度を提供できるものと考えております。

次に、2点目の施設を見に行くことができたのかということですが、これまで砂田氏が関わってこられた施設は全国各地にございます。今回の道の駅整備に関連するものとしては、同氏の代表作でもある東京おもちゃ美術館を私自身視察してまいりました。また、担当課の職員も、五木村の歴史文化交流館、ヒストリアテラスなどを訪れ、同氏が手がけるデザインや集客のための仕掛けなどを見学しております。

3点目の木のおもちゃ館の料金を取るとなるとリピーターが減るのではないかという御心配ですが、これまで砂田氏が手がけてこられた木のおもちゃ館では、全て入館料を取っておられると聞いております。その理由は、あえて料金を取ることで、その場で遊ぶことに特別感が生まれ、設備や遊具を大切に扱ってもらえるというものです。

また、今回整備する木のおもちゃ館は、あくまで道の駅みなまの魅力ある施設の1つでありますので、例えば、パークショップで買物をされた方には、木のおもちゃ館の無料券であるとか、割引券などを配布するなど、利用率の向上やリピーターの獲得を目指して、他の施設と連動した効果的な集客を行っていきたいと考えております。

最後、4点目のできるだけ多くの人と話し合う必要があるのではないかという御意見です。

1つ、砂田氏のことを例に挙げて申し上げますと、砂田氏の場合は令和元年7月に道の駅整備に係る施設整備総合プロデュースの業務を契約いたしましたが、これまでに株式会社みなまのスタッフやエコパークみなまの指定管理者であるハートリンク水俣をはじめ、あしきた農業協同組合、水俣市漁業協同組合、水俣商工会議所、水俣市子どもセンター、その他市内の旅館や小売業、製造業など、様々な方のヒアリングを行っていただき、また市内各所を視察されまして、道の駅みなまを他の自治体になく魅力あるものに変貌させるため、大変御尽力をいただいているところでございます。

最近では、実施設計をより実効性のあるものにするために、利用者の満足度の向上を目的とし

たサービス向上研究会や、バリアフリーのための意見交換会なども行い、本当にたくさんの意見の集約を自ら進んで行っていただいております。

今後は、施設設計の仕上げに入る重要な時期であります。道の駅みなまを魅力ある施設とするために、引き続き可能な限り御意見を伺ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 藤本議員。

○藤本壽子君 3回目の質問をいたします。

道の駅、いろいろ回りました。水の駅というところもあったり、様々、童話の里だとか、様々な道の駅がございましたけれども、その中で一番思いましたのは、やはり生産者の元気な思いが伝わるようなところ、これは糸島の道の駅だったと思うんですけども、生産者の名前が壁にずらっと貼ってあって、もう本当に中の物産も買いたくなるような雰囲気なんですね。私が作りましたので買って下さいという感じですね。そのような取り組みを道の駅でもできないだろうかというふうに思いましたので、これを1番の質問にします。

そして、言葉が、ちょっと品がないかもしれないんですけども、もうかる道の駅というのを、今日も小路議員が言っておられましたけれども、それと関連すると思いますが、そのような道の駅を目指してほしいということで、少し事例を申し上げますが、人口が1万人を切るところなんですけれども、宮崎県に都農町というところがございます。農村地帯でブドウだとか、豚、鶏、トマト、キュウリなどが採れるそうです。道の駅を中心に活性化を図り、株式会社まちおこし屋というのを設立されたそうです。地域振興懇話会から生まれて、今現在、1年間に40万人の集客目標に対し、70万人が訪れているそうです。黒字の利益の中から1億円を町に寄附し、さらに県内ワースト3だった町民所得が直近のデータで26市町村中15位まで浮上、つまり、道の駅が商社機能を持っているということですね。当然、よそに販売するための特徴ある生産物を開発しているんだということになります。平成25年に105万円だったふるさと納税額が29年には79億1,306万円に激増しているという報告を見ました。

私はあまりに額が多かったんで、うそではないだろうかと思ひまして、都農町にお聞きをしましたところ、この額は本当だと。直接的に何か一品といいますか、目玉商品みたいなものがあるんですかと言いましたら、特に、おっしゃらなかったんですけども、トマトを粉末状にして、それを使ったレシピですね、いろんなお菓子だとか、そういうものなどを販売していて、大変好評だとかいうようなことをおっしゃっていました。

私は、この事例を見て、ぜひ行ってみたいと思ひましたけれども、水俣も、水俣にしかない商品というのを磨き上げをしていただいて、全国に、その道の駅を通して販売していけるような、元気のある道の駅にしていただきたいというふうに思ひまして、これを質問の2番にして

終わりたいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 議員3回目の御質問にお答えいたします。

2点ございまして、1点目が商品に生産者の元気な姿が伝わるような取り組みができないかという御質問でございます。

地域の産品を販売する際には、その商品の魅力をお客様にきちんと伝えることで、お客様の購買意欲を高めることができると考えております。

また、そういったもので売れることによって生産者の意欲もまた高まるのかなというふうな思いもございます。

現在、まつぼっくりを管理運営している株式会社みなまたでは、魅力ある売場づくりの一環として、生産者の思いが伝わるポップやラベルの表示等も検討していくというふうに伺っております。

2点目のもうかる道の駅を目指す。このためには、目玉商品の開発が必要であるのではないかという御質問でございます。

道の駅を運営していくためには、収益の向上は必要不可欠であるというふうに私も考えております。そのためには、利用者に選ばれる魅力ある商品を取りそろえる必要があると考えております。本市の特産品として、サラダタマネギやしらぬい、しらす、和紅茶などがございますけれども、現在、株式会社みなまたでは、本市が委託した物産振興強化事業の中で、地域産品の磨き上げ等を行っており、市と連携した販路開拓にも取り組んでいるところです。

道の駅のリニューアルに合わせまして、こういったものを引き続き目玉商品となる地域産品の魅力向上等にも努めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、水俣市の山間地に建設予定の風力発電所について答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、水俣市の山間地に建設予定の風力発電所について、順次お答えします。

まず、仮に64基の風力発電所が建設された場合、どれくらいの森林が伐採されることになるのかとの御質問にお答えします。

事業者からの聞き取りによれば、1基当たりの伐採面積は約3,000平方メートルであり、64基で19万2,000平方メートル、約19ヘクタール程度と思われまます。これに加えて、資材搬入道、作業道の建設、既存道路の拡幅等による森林伐採が考えられるため、いまだ詳細な計画が提示されてい

ない時点において、森林伐採の総面積を算出することは極めて困難な状況でございます。

次に、建設により水源への影響が考えられるが、水俣市に簡易水道等はどれくらいあるのかとの御質問についてお答えします。

水俣市全体の民営による水道組合数は、簡易水道組合が2団体、専用水道組合が1団体、飲料水供給施設組合が52団体、計55団体であります。

次に、水俣市に水源涵養保安林はどれくらいの面積があるのかとの御質問についてお答えします。

平成30年度版熊本県林業統計要覧によれば、水俣市全体で国有林が1,112ヘクタール、民有林が470ヘクタール、合計1,582ヘクタールとなっております。

次に、環境省が調査した風力発電所建設による地域住民とのトラブル事例はどれくらいあるのかとの御質問についてお答えします。

環境省が平成30年3月に公表した「風力発電に係る地方公共団体によるゾーニングマニュアル」の「参考、風力発電に関する環境紛争」によれば、全国の7,500キロワット以上の風力発電事業155事業のうち、紛争なしで運転開始した事業が96事業、紛争ありで運転開始した事業が13事業、紛争ありでいまだ計画中が16事業、紛争ありで中止、凍結された事業が30事業であり、155事業のうち計画段階において59事業で環境紛争が発生したとなります。

次に、環境影響評価のうち、配慮書の公告縦覧が終わった。その後の方法書の提出等で市が把握していることはあるのかとの御質問にお答えします。

水俣市内で計画されている3つの風力発電事業のうち、大関山風力発電事業については今月11日から環境影響評価方法書の縦覧を市内8カ所で開始する予定であり、他の2つの事業についての公告縦覧は、いまだ公表されておませんが、年明け以降になると思われま。

○議長（岩阪雅文君） 藤本議員。

○藤本壽子君 2回目の質問をいたします。

まず、簡易水道ですけれども、近隣の市町村に問い合わせました。出水は、旧出水市範囲で4ですね、簡易水道。それから高尾野が2、野田が2、長島が1です。それから、伊佐市は統合してゼロになりました。ただ、水道組合というのがあるというふうにはお答えいただきました。

芦北町は、上水道以外に87カ所飲料水供給施設があるということです。芦北も今回の計画地に入っているわけなんですけれども、水俣と同じように上水道以外での飲料水が多くあります。これは、大変私は簡易水道への影響があるのではないかとというふうに心配をしているところです。

湯出のほうで女性が言われていたのですけれども、太陽光発電の建設の影響で簡易水道の水に影響が出ている。今回の風力発電が来れば、もうどうなるんでしょうねというようなことを言っておられました。

そこで1番目の質問です。

風力発電所が、この湯出は40基近くの新設予定であるが、水質や水源への影響について、どのように考えるか。

次に、御存じのとおり、今回の事業は、水俣市の水源涵養保安林に建設されます。水源涵養保安林は、森林法第25条に規定され、水源の涵養を目的とします。つまり、その意味は、水源を守る、土砂の崩壊その他災害の防備が目的です。当然、保安林を守ることができないと、今回の熊本豪雨災害のような被害が、さらに深刻になってくると思われま

す。そこで2つ目の質問ですが、この土砂災害などへの懸念については、この事業について、熊本県の知事意見書において、どのように意見を述べているのか。これが2番目の質問です。

次に、以前から疑問に思っていたことに、再生可能エネルギーとしての太陽光発電、風力発電でありますけれども、森林を伐採するということが、実はCO<sub>2</sub>は増加しております。これは見逃せないことではないでしょうか。特に風力発電の場合、今回の事業は450トンに及ぶ建設資材を運ぶんです。道路のための伐採もかなりの面積になります。さらに、130メートルもの巨大な羽根を回すには、バックアップ電気が必要です。電気は、需要と供給のバランスが崩れると停電になります。風力発電は風次第での不安定な発電なので、安定的に供給するためには、常に火力発電を調整電力として稼働させています。また、発電効率が悪く、多く建てる必要があるということも聞いております。

---

水俣市は、6月議会の杉迫議員の質問に再生可能エネルギーとして有効との答弁がありますが、この点どのような見解を持たれているのかということも2番目の質問にします。

次に、議員有志で長島町の役場を訪問しました。島内の風力発電所の建設状況を直近に見学しました。実は風車の丘というところを御存じと思いますが、風車の丘に行くつもりだったんですけれども、ちょっと道を迷いまして、林道に入り、風車が何基も建設される、ちょうど風車の谷のようなところですね、もう本当に林の中ですけれども、そこに何基か建っておりまして、そこに私どもも言って、実情を間近に、風車の音だとか、それからその周りのことを見たわけなんですけれども、そこで一番感じたのは、シャドーフリッカーというものですけれども、それは羽根が回るときに、影ができるんですね、羽根に。ちょっと表現ができないような違和感のあるものなんですけれども、10分ぐらいそこにおりますと、気分が悪くなってまいりました。あの近くで何か作業をされると言われても、とてもできないなということを感じて帰りました。

そして、町の担当課からは、担当課の方にもお会いして、風力発電のメリット・デメリットというのをお聞きしました。メリットとしては、償却資産が税収として入ってくる。それから当初、

思ってもいなかったんですけれども、風車は物すごくメンテナンスが要るらしく、電源開発のほうも、そんなメンテナンスが初めは要ると思わなかったというような感想であったようなことでしたが、そのために、事務所を構えねばならなくなって、法人税が入ってきたということも言われていました。

そして、デメリットとしては、騒音がある。出水などからも連絡があった。それから、鶴の渡来地ということで、その鶴が飛ぶところを出水の市長さんから、そこには建設しないでくれと言われるようなことがあって、やはり野鳥などへの影響は考えられるというふうな、裏返しで言うと、そういうことだと思いますけれども、そういうこと。

それと、担当の方が自分自身で経験したこととしては、夜間の航空灯ですね、飛行機にあるあの羽根のところについている明かりのようなものですね、それがずっと回るので、家に入ってきて、まぶしいというような説明がありました。その対策としては、カーテンをしなければならなくなったということでした。

それで、質問をしていきたいと思うんですけれども、以前から島内に騒音などの被害を訴える人があるとは聞いていました。私も、長島の、祖母が出でするので、その話を聞いていまして、業者のほうに直接連絡した人は、業者のほうから焼酎瓶を持って謝りに来たというような話も聞いていたんですけれども、それでは信憑性がないので、何か資料がないものだろうかと調査をしておりましたら、平成25年から27年にかけて行われた資料が見つかりました。これは、久留米大学医学部の石竹達也先生という方が調査されたものですが、これ環境省からの依頼でされたものです。島民約9,000人を対象に行われた低周波と騒音の疫学調査なんですね。環境省からの依頼でしたので、いろいろと詳しいことが書いてございますけれども、まずこの資料について、水俣市としては把握しているかということをお伺いします。

この調査の中で、風車の音が聞こえる人の比率、風車までの距離と睡眠障害について、どのように報告しているのかということをお尋ねしたいと思います。

5番目の質問は、答弁をいただいた環境省の調査したトラブル事例でも分かるように、全国2,000基以上の風力発電所は、次々に環境影響評価もなしに建てられ、その当初の建設地からは、深刻な健康被害、環境被害の報告があります。水俣市のほうで、特に、私たまたま見ていたんですが、NHKなどでも報道された事例もあるんですけれども、もし把握していることがあれば、これについて答弁をいただきたいと思います。質問は5ついたしました。

○議長（岩阪雅文君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 藤本議員の質問に順次お答えします。

まず1点目の風力発電の建設によりまして、簡易水道に影響があるのかという御質問でございました。

有害物質を使用する事業ではないため、水質には影響がないと思われませんが、森林伐採による水源涵養力の低下により、水源に使用する有水量の減少などの影響がある可能性は考えられるというふうに思っております。

2点目が、県はこの事業の意見書で土砂災害等について、どのように言っているかとお尋ねでした。

まず、大関山風力発電事業計画段階環境配慮書に対する熊本県知事意見で、風力発電の設置予定範囲のほぼ全域が水源涵養保安林または土砂流出防備保安林となっており、保安林の改変を回避することが困難である。このことから、事業による影響の回避・低減が不十分である場合は、風力発電機の設置基数の削減を含めた検討を行うことという意見がなされております。

また、当該事業に対し、本事業によって土砂災害を誘発することがないように、令和2年7月豪雨と同程度の降雨現象が発生する可能性を想定して、適切な対応を行うことという知事からの留意事項が出されております。

肥薩ウインドファーム計画段階環境配慮書においても、知事から同様の留意事項が出されております。

3点目の風力発電は、森林伐採でございますとか、不安定な風で火力発電が必要になるが、CO<sub>2</sub>削減に有効かというふうなお尋ねでした。

風力発電は化石燃料を必要としないことから、CO<sub>2</sub>排出量削減には十分に効果的であると考えております。

次は、4点目の長島町における久留米大学の調査を把握しているのか、騒音睡眠障害についてどのような結果が出ているのかというふうなお尋ねでした。

議員がおっしゃられている調査というのは、2018年に日本衛生学雑誌に掲載された久留米大学医学部の石竹達也氏によって書かれた風力発電施設による超低周波音・騒音の健康影響という論文であると思われま。これは、風車から住居へ距離と騒音及び睡眠障害の件数との関係を調査したのですが、風車からの距離が近いほど騒音及び睡眠障害が発生する比率が高いという結果となっております。ただし、この論文の考察において、アンケートの回答率の低さや、騒音測定地点の距離を推定で算出しているなど、妥当性が十分に確認されておらず、風車と騒音及び睡眠障害の関連性の可能性は示せても、その因果関係に言及することはできず、これを証明するには横断的研究が必要であると結論されております。

5点目の全国の風力発電による健康被害や環境破壊などの事例を把握しているかということでございます。

騒音やバードストライク、景観等の理由で全国の風力発電による環境紛争が多発していることは承知をしております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 藤本議員。

○藤本壽子君 長島町の、この調査によれば、500メートルから1,000メートルが87人の母数ですけれども、風車からの音が聞こえるという人が63%、54人、睡眠障害があるとされる人が41%、35人。1キロから1,500メートル、これは母数は187人ですが、風車から音が聞こえるか、44%、82人、睡眠障害があるとされる人、37%、69人。1,500メートルから2,000メートル、364人母数、29%、105人、これは風車からの音が聞こえるという人ですね、それから睡眠障害があるとされる人、22%、252人ということが出ております。調査の結果について、疑問があるというふうな感想でございますけれども、しかしですね、これは風力発電の健康被害ということで疫学調査をしているわけですから、島民としては、もちろんそのことを意識して答えてるはずですので、私はやはりこの調査については、懸念というのではなく、被害の一端を見ることができる有力な資料ではないかというふうに見ております。

それで、次に質問をしていきたいと思うんですけれども、担当課の方に、この調査報告を御存じですかというふうにお聞きしましたら、返事はありませんでした。

また、今後、発電機が老朽化した場合、建て替えるのかという質問には、事業は継続しないということでした。シンボリックに置いておくと建築法違反になるので撤去してもらうしかないというようなお答えだったと思います。

そして、償却資産が年間5,000万円ほど入るということでしたので、そのとき、こちらから普通交付税で出ていくお金があるようですがというふうにお聞きしましたら、そのことにもお答えはありませんでした。

そこで、水俣の場合は、国有林なので固定資産税が減少するんですけれども、それでも固定資産税は入ってきます。仮に、水俣市の固定資産税が1億円増えた場合、普通交付税も合わせた一般財源はどれぐらいになるのかということを一歩目の質問にしたいと思います。

それから、2番目の質問です。

風力発電による羽根の速度は、時速300キロほどになると言われています。ゆっくり回っているようなんですけれども、その羽根に巻き込まれると、自然界にない風ですので、野鳥が多く巻き込まれ、あるところでは、コウモリが複雑骨折をして、ばらばらになっていたという報告もありました。

これにちなみに言いますと、昨日私に連絡があったんですが、函館では、バードストライクと景観に風力発電は悪いということで建設が中止になったということも聞きました。

クマタカをはじめとする希少動物・生物の命と居場所をなくすことになるのではないかと、私は懸念しております。



さらに、現在、水俣市のどの地域でもイノシシ、鹿の被害で悲鳴が上がっています。畑をする意欲がなくなってくるという声も聞きます。この風力発電所の建設で、ますます鳥獣被害が増えるのではないかと思います。このことについてはどう思われますか。これが2番目の質問です。

それから最後になります。先日、11月22日に湯出の温泉センターで、風力発電のことで、勉強会と懇談会をされました。地域住民が二十数名集まられましたけれども、そのとき、御存じかと思いますが、湯出のほうは、建設予定ということで、配慮書に出ているのを見ると、500メートルから1キロメートル地点に52戸家があります。それから、1キロメートルから1.5キロメートルに104戸あるわけですね。ちょっと、あとは申しませんが、そのように大変近いところに風力発電ができるので、大変心配をしているということを意見が出ておりました。

そして、開口一番、その会の中では男性の方が発言され、湯出の山には、市の方から聞かれたとおっしゃっていたんですが、前から亀裂があると聞いていた。台湾の村で大雨のとき、山が崩れ、村が丸ごと埋まってしまったというのをテレビで見て心配している。ある女性からは、簡易水道に太陽光発電で汚水が出たということがあり、心配をしている。温泉の原水がかれるのではないと思う。その他いろいろ心配事や質問がありました。勉強会の前にお話をした大森の方は、今、自分の家の上のところ、お茶園の近くで太陽光発電の建設が進められていて、これが自分たちの水に影響しないかと心配していると言われ、今度は、風力発電と、もう正直、もう何もせんでくれ、静かに暮らしたかというふうに、その方は言われていました。

その地域に住んで、直面しないと分からないことだと私はそのとき感じました。水俣市は、9月議会の杉迫議員への答弁でも答えているように、水俣市民の皆さんの不安などに必要な調査を行うと答弁をされておられます。方法書が提出された場合、市民の暮らしを守ることを第一に、9月議会でも答弁いただきましたように、市民の皆さんが不安に感じていることについては、必要な調査、丁寧な説明を求めるといふ、ぜひ、方法書が出た段階で、市民との協議の上、調査事項を議論してもらいたいと思います。これが、3つ目の質問です。

最後に付け加えます。先日、もう12月に入ってからでしたけれども、出水でJパワー、電源開発の住民説明会がありました。水源、水脈、水質、全てにおいて住民の納得いく説明はありませんでした。水俣市は徹底して住民の命・暮らしを守る立場で、きちんとした調査を業者に対し求めていく必要があると思います。そして、全国には、既に2,300基もの風力発電が建設され、そのことによる被害がたくさん出ています。低周波の被害、そしてまた建設を断念したところには、新潟、鳥取、函館、出羽三山、たくさんの方で自分の地域を、自分の山を守りたい、そういう動きが続いております。

私たちは大切な自然を壊し、健康をむしばまれてまで電力をつくる必要はないと考えます。それが水俣病を教訓に環境都市を目指す水俣市のあるべき姿ではないかと考え、3つの質問をいた

しました。

以上、私の質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 藤本議員の3回目の御質問に順次お答えします。

まず、仮に固定資産税が1億円増えた場合に、普通交付税も合わせた一般財源はどうなるのかというお尋ねでした。

ほかの要素を全て除いた理論上の計算になりますけれども、固定資産税の収入が1億円増加した場合、普通交付税は7,500万円減額となりますので、合わせて一般財源は2,500万円の増となります。

2点目の風力発電所の建設により、ますます鳥獣による被害が増える可能性があるのではないかというお尋ねでした。

風力発電所の建設と有害鳥獣被害の増加との因果関係の有無につきましては、不明でございます。

3点目の方法書が提出された場合に、きちんとした調査をしていただきたいと思うが、いかがかというお尋ねでした。

9月議会において、杉迫議員にお答えしましたとおり、環境影響評価方法書を通して、必要な調査、丁寧な説明を市長意見として事業者に求めてまいります。

以上でございます。

○議長（岩阪雅文君） 以上で藤本壽子議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午後2時41分 休憩

---

午後2時53分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、桑原一知議員に許します。

（桑原一知君登壇）

○桑原一知君 皆さん、こんにちは。真志会の桑原一知です。1年ぶりの登壇となりました。あの人は今と、忘れられていないか心配ですが、しっかりと務めたいと思います。

国内外では、新型コロナウイルス感染症の収束が見えない中、7月豪雨災害が起これ、浸水被害、河川損壊、田畑の崩落、本市でも多数発生しました。私は消防団として地域で活動中に、津奈木町や芦北町、八代市、そして人吉球磨地域で甚大な被害が発生していることを知りました。実家や親戚、友人達が心配でしたが、携帯電話が繋がらず、結局その日の夜に両親が営む人吉

市内の店舗も約1.8メートル浸水し、被災していることが分かりました。今、再開に向け準備しているところであります。

被災した家族の一人として、豪雨災害で救助・復旧支援等に尽力された自衛隊、警察、消防署の方々やコロナ禍で制限がある中、本市を含め、県内の多くの方々、そして多くの高校生の皆さんがボランティアで、きめ細かく被災地の復旧のため活動していただいていることに、心から敬意と感謝を申し上げます。

また、豪雨災害で亡くなられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、一日も早い復興をお祈りいたします。

私は、この災害で早めの避難の必要性や河川整備などが重要であると改めて実感いたしました。本来なら、10月3日は人吉の青井神社で「おくんち祭り」が始まり、にぎやかになるはずでしたが、神賑行事は中止に、ですが半纏おろしの神事は行われました。その際に宮司が今年の文字は「一」と発表されました。「前向きな一歩は一抹の不安を一筋の希望に変える」この言葉には、とても励まされました。災害やコロナ禍で不安や気持ちが落ち込むことが多い1年ではありましたが、何事にも前を向き、しっかりと進むことで希望が見えてくるものと信じ、以下通告に従い質問に入ります。

#### 1、防災・減災について。

①、7月豪雨災害の復旧作業の進捗状況はどのようになっているか、お尋ねします。

②、平成15年の豪雨災害やその後の台風・豪雨などで、主要河川の堤防損壊・土砂堆積など、状況はどのようになっているか、お尋ねします。

③、令和2年度水俣市総合防災訓練が実施されたが、成果と課題について、お尋ねします。

④、災害が発生した場合、停電時の市民への情報伝達について、どのように考えているか、お尋ねします。

⑤、災害が発生した場合、行政と自主防災組織との連携はどのように行われるのか、お尋ねします。

⑥、避難行動要支援者対策計画の進捗状況はどうなっているか、お尋ねします。

#### 大きい2番、農業振興について。

①、7月豪雨災害の農地等の被災状況と復旧の進捗状況について、お尋ねします。

②、コロナ禍の中、本市基幹作物などの影響について、お尋ねします。

③、ほ場整備など農地の基盤整備及び農地集積の推進はどのようになっているか、お尋ねします。

④、兼業農家の支援について、どのように考えているか、お尋ねします。

#### 大きい3番、GIGAスクール構想と学校ICT化について。

①、G I G Aスクール構想に向けて今後どのように取り組んでいくのか、お尋ねします。

②、高速通信が未整備地区内にある小中学校での通信手段はどのように考えているか、お尋ねします。

③、教職員のI C T分野での指導力向上はどのように取り組んでいくのか、お尋ねします。

④、I C T支援員の配置についてどのように考えているか、お尋ねします。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 桑原議員の御質問に順次お答えします。

まず、防災・減災については私から、農業振興については産業建設部長から、G I G Aスクール構想と学校I C T化については教育長から、それぞれお答えします。

初めに、防災・減災について、順次お答えします。

まず、7月豪雨災害後の復旧作業の進捗状況はどのようになっているかとの御質問にお答えします。

7月豪雨により、崩土や倒木等で車両が通行できなくなった市道につきましては、豪雨直後から直営や業者による応急復旧作業を行い、おおむね1週間後には平町7号線を除く全ての路線で、規制解除を行いました。

また、市が管理する普通河川において、河川内に堆積した土砂により、近隣家屋や公共施設へ被害を及ぼすおそれがあった箇所7件につきましても、7月中に撤去を完了しております。

道路が流出し、現在も通行止めとなっております平町7号線につきましては、国・県と協議を行い、災害査定の日程を早めていただき、8月に災害査定を受け、復旧工事に着手しておりますが、その他の公共土木施設災害箇所につきましては、現在まで49件の災害査定を終え、年内に1件の査定を残すのみとなっております。

なお、復旧工事につきましては、現在、入札の準備中でありますので、準備が整い次第、逐次、発注を行いたいと考えております。

次に、平成15年の豪雨災害や、その後の台風・豪雨などで、主要河川の堤防損壊・土砂堆積などの状況はどのようになっているのかとの御質問にお答えします。

平成15年の豪雨災害におきましては、市内の河川被害は甚大で、被災前の河川形状すら分からないほど、護岸が被災した集川や丸石川など、市が管理している河川だけでも、117件の河川災害復旧工事を実施いたしました。主要河川である水俣川、湯出川、久木野川においても護岸が崩壊した箇所が多く、管理者である熊本県が災害復旧工事を実施しております。また、平成18年にお

きましても、河川護岸の損壊や河床の洗掘等の被害が多く発生し、今回の7月豪雨においても河川被害等が発生しております。主要河川の土砂堆積などにつきましては、例年、河川管理者である熊本県と定期的な巡視を行っており、土砂堆積が見られる場合は、その都度撤去を要望しておりますが、今回の7月の豪雨により堆積が見られる箇所については、来年の梅雨時期までに県のほうで撤去を行っていただく予定です。

次に、令和2年度水俣市総合防災訓練が実施されたが、成果と課題について、との御質問にお答えします。

令和2年11月15日に、水俣市地域防災計画に基づき、水俣市、防災関係機関、関係団体、自主防災組織、地域住民等約500人が一体となって総合的な防災訓練を実施いたしました。まず、成果につきましては、警察、消防、自衛隊などの関係機関や、災害協定を締結しています関係団体等との平素からの顔の見える関係構築を図られたことや、災害発生時における、これら関係機関等との調整事項や連携要領を確認できたことです。特に、市主催の総合防災訓練としては、今回初めて熊本県消防防災ヘリコプター、陸上自衛隊及び海上自衛隊ヘリコプターの合計3機のヘリコプターの参加により、一人も取り残さないという防災意識のもと、要救助者のホイスト救助訓練、湯出地区の孤立者救助訓練、物資輸送調整訓練を実戦しながらに訓練できたことです。今回初めて、国土交通省熊本河川国道事務所、海上保安庁八代海上保安署、九州電力送配電株式会社八代配電事業所、株式会社アクティオ、人吉警察犬訓練所の参加も得まして、30にも及ぶ関係機関、関係団体等の御理解と御支援のたまものだと感謝しております。

次に、課題につきましては、湯出小学校会場及び県立水俣高校会場に比べ、水俣第一小学校会場の避難所運営訓練などへの地域住民の方の参加が少なかったことです。市報や市ホームページには掲載しておりましたが、訓練内容の事前の周知がまだまだ足りなかったことが原因だと考えております。

次に、災害が発生した場合、停電時の市民への情報伝達についてどのように考えているか、との御質問にお答えします。

災害等で停電が発生した場合でも、災害用発電装置により、72時間は防災行政無線で市民への情報伝達を行うことができます。また、配電設備の復旧に長時間を要する場合は、九州電力送配電株式会社八代配電事業所との協定により、九州電力送配電株式会社の発電機車から送電が行われることとなっております。仮に、大規模災害で防災行政無線設備が使用できなくなった場合は、消防団の車両での広報や自主防災組織と連携し、情報の伝達を行ってまいりたいと考えております。

次に、災害が発生した場合、行政と自主防災組織との連携はどのように行われるのか、との御質問にお答えします。

災害発生のおそれがある場合や災害発生時、市は国や県、関係団体と協力して公助を行うとともに、自主防災組織に気象情報や市の警戒体制、市の管理する避難所の開設状況など連絡網を活用して伝え、地域避難所の開設を依頼しております。また、自主防災組織は、地域防災計画に基づき、情報収集及び市への伝達、地域住民の安否確認並びに避難誘導などの共助の役割を担うとともに、地域管理の避難所を自主的に、または行政からの依頼を受け開設し、開設及び避難状況を市へ報告しております。

今後も平時から、水俣市自主防災組織連絡協議会や役員会の開催時、防災訓練、先進地の視察研修や防災講演会などを通じ、互いの役割の確認を行うなど、連携を強化していきたいと考えております。

次に、避難行動要支援者対策計画の進捗状況はどのようなかについてお答えします。

避難行動要支援者対策計画は、災害発生時における避難行動要支援者の円滑な避難を推進していくために対象者の名簿の作成、名簿の活用、避難支援等関係者との連携等支援体制を整備していくための計画であり、特に名簿の作成につきましては、平成25年の災害対策基本法の改正によって、その作成が市町村に義務づけられています。本市におきましては、水俣市地域防災計画に避難行動要支援者対策計画を盛り込み、平成29年度において、自主防災組織や民生委員など地域での避難支援等の関係者へ情報を提供することに同意を得られた291人の方の名簿及び個別計画をそれぞれの支援関係者へ配布し、地域での助け合いによる避難体制づくりを推進しました。

その後、登録された名簿の情報は、出生・死亡、介護認定、身体障害者手帳等登録の際に更新し、市が保有するデータとしては最新の状態を保つようにしていますが、名簿情報提供への同意者の掘り起こしを、これまで積極的に行ってこなかったこともあり、同意者の増加数が少数にとどまっており、地域の支援関係者への名簿情報の更新は行っておりませんでした。

そこで現在、年内に自主防災組織や民生委員へお渡しした名簿の差し替え更新を行う予定としております。また、11月から各自治会を順次回らせていただき、関係者へ避難行動要支援者対策計画の説明及び個別計画の策定への御協力をお願いしているところであります。現在、11地区を回らせていただき、残り15地区についても3月末までに行う予定となっております。

○議長（岩阪雅文君） 桑原議員。

○桑原一知君 進捗状況については、復旧工事に着手した平町7号線をはじめ、入札の準備が整い次第、発注を行うということであり、査定業務など迅速丁寧な対応であったと感じております。今後も市民生活の安心・安全が保たれるよう、スピード感を持って業務に専念していただきたいをお願いをしておきます。

また、災害直後から応急復旧作業では直営、業者の方々、地域で活動された消防団には感謝を申し上げておきたいと思っております。

今回、7月豪雨で人吉での作業を行う中で、見聞きしたこと、また感じたことを踏まえながら質問をしていきたいと思えます。

私の実家は、約300から400メートルで球磨川です。子どもの頃から見えてきていますが、明らかに川の流れ方、あと河原の高さが違ってきます。また、土砂堆積で竹もしくは木々が生い茂るなど、姿は全く昔と変わってきていました。最近、木とか、そういうのは伐採されて、土砂などもしゅんせつを少しされてますけども、まだまだ残っている状況であります。

本市は平成15年の豪雨災害や、その後の豪雨や台風、そして今回の7月豪雨でも主要河川や市の管理する河川では被害等が発生してきたということでした。今までの災害で損壊した護岸等は復旧工事が実施されており、また今回の災害で損壊した箇所は順次、工事が進んでいくということでありました。

また、土砂堆積も来年の梅雨時期までにはしゅんせつを県が行っていただくということでありましたので安心をしたところです。

最近では、豪雨・台風・地震が各地で発生しており、かつ激甚化しております。国でもたび重なる大規模な自然災害などに備えるためにハード面とソフト面のバランスが取れた国土強靱化を進めています。また、従来の取り組みに加えて、防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策を進められており、最終年度となります。多くの自治体で取り組みが行われていますが、本市の活用状況はどうなっているのか、お尋ねします。1点目の質問です。

水俣市総合防災訓練は、私も消防団員として、第一小学校で土のう積みとチェーンソーの取り扱いの訓練を行いました。この防災訓練は、前は天候不良のために全てできなかったのですが、今回やっとできるということで、私たちも団員皆そろって参加したところです。チェーンソーは使い慣れてたと思うんですけど、自分では九州電力の方々の安全に使うための作業方法、また配電設備ですね、その付近での作業について、大変役に立ちました。また、土のう積みも、これも何回もやっているんですけども、忘れることがあり、やはり訓練は継続が大切であると改めて感じたところです。

今回の成果では、警察・消防・自衛隊、様々な団体との関係構築が図られた点、あと関係機関などと連携要綱を確認できたという点、実践さながらの訓練ができた点、また30にも及ぶ関係機関・団体の参加が実現できた点など、収穫が多い防災訓練であったと感じています。

課題については、市報やホームページには載せていたけど、第一小学校会場の、私も言いましたけど、地域住民の参加がやはりちょっと少なかったなということを感じたところです。今回の課題も踏まえ、次回どのような防災訓練を考えておられるのか、お尋ねいたします。2点目です。

停電時は災害用の発電装置によって72時間電源確保ができると、また配電設備の復旧が長時間続く場合には九州電力との協定により発電機車からの送電が行われ、防災無線が使えるというこ

とでありました。仮に、大規模災害により防災行政無線が使用できない場合は消防団の車両や自主防災組織と連携し、情報伝達を考えているということでした。

人吉市でも、作業をしている間に、消防団の車両がよく通ってました。広報活動を行っていたんですけども、災害後すぐは、そういった情報が全く聞けなかったのが、災害ごみのごみ捨て場の場所や、あと受入れの時間ですね、あとごみの出し方、また災害ごみを持っていくとに、証明書が必要なのか要らないのか、あと土砂の捨て方ですね、土のうに詰めて出すのか、そういう情報が錯綜して、いろんな方の人伝えでなって、少し迷うところがありましたので、電源確保というのも大事なんですけども、そういった情報を、災害があったとき、どのような情報を最優先で伝えるかなどをあらかじめ検討しておくことも必要ではないかと感じたところです。

そして、情報を正確に市民に伝えるためには、自主防災組織との連携も重要であります。災害時の地域管理の避難所開設・安否確認・避難誘導など、災害時にはスムーズな連携が取れるよう、明確な役割分担、役割の確認も含め、連携強化をお願いしておきたいと思います。

避難行動要支援者対策計画の進捗ですが、目的は災害発生時には要支援者が円滑に避難するための計画であります。そのためには先ほど答弁にもありました対象者の名簿作成、名簿の活用、避難支援等関係者との連携の支援体制を整備することということでありました。まずは、しっかりと名簿を作成すること、そして管理していくことが重要であると思います。

平成29年度に291人の方が同意され、支援関係者へ配布されたということでした。ある支援関係者から、この名簿について亡くなられた方等がまだ名前が名簿に残っているということをお聞きしたので、こういった質問をさせていただきました。

これまで名簿情報提供への同意者の掘り起こし、要は積極的にここを行って行ってなかったのが更新することがなかったと。なので、関係者への名簿情報の更新がされてなかったということだと思います。この避難行動要支援者名簿は、私は最新の情報が望ましいと考えますが、どのタイミングで更新を行うのかお尋ねいたします。以上、3点質問です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 桑原議員2回目の御質問にお答えをいたします。

まず1点目が防災・減災、国土強靱化の3カ年計画、これが平成30年12月14日に閣議決定をされましたが、それについて、本市での活用状況はどうかという御質問でございます。

平成30年12月14日に防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策が閣議決定をされまして、本市におきましては、この緊急対策費を活用して、安全・安心な暮らしを実現する道路整備として、築地・丸島町線の道路補修事業を、また地域生活圏の機能の充実強化や拠点アクセス向上のための道路整備として、牧ノ内・大迫線の道路改良事業を、また通学路等の生活空間における危険箇所の交通安全対策として、堤防2号線や、一小取付線の歩道整備事業等を行っております。



す。

また、熊本県が行う本市に関する事業につきましても、人吉水俣線を含む県道改良事業や水俣川を含む県管理河川のしゅんせつ、湯の児海岸等の海岸保全、急傾斜地崩壊対策事業、砂防事業等に活用され、本市の防災・減災に役立てております。

2点目の、今回行われました総合防災訓練のことに关しまして、次回の防災訓練をどのように考えているかという御質問でございました。

今月の18日に総合防災訓練に参加していただいた関係機関等をと呼びいたしまして、訓練の検証会を行います。その中で得られた反省点などを踏まえまして、次年度におきましても、今年度同様、関係機関、災害協定締結団体等との調整及び共同連携要領の向上を目的として、市としては、公助に重点を置いた総合防災訓練を行おうと考えております。ただし、先ほど答弁をいたしましたように、総合防災訓練の事前の周知を市報、ホームページの掲載、防災行政無線による前日のお知らせにとどまらず、早めに自治会や各地域の自主防災組織を通じまして、チラシの配布等をお願いし、より多くの市民の方が本訓練に参加できるように創意工夫を図っていきたいというふうに考えております。ここにおられる議会の皆様方におかれましても、今回の防災訓練、参加者がちょっと少なかったのは残念かなというふうに思っております。豪雨災害の検証等での一般質問もしていただくのも結構なんですが、そういった現場を実際に経験していただくということも大事ですので、できれば、来年は多くの方に参加をいただければというふうに思っております。

次に、3点目は、避難行動要支援者の名簿、これは最新じゃないと意味がないのではないかと、どのタイミングで更新するのかという御質問でございました。

地域の支援関係者への提供名簿情報の更新のタイミングにつきましては、御指摘のとおり、最新の情報を提供することが望ましいというふうに考えております。今後、地域やお一人お一人の危機管理意識の維持のためにも、全地域におきまして、原則的に、この3月末から4月にかけて、年に1回の更新は行っていきたいと考えております。また、必要性が生じた地区へは、個別に更新を行っていききたいと考えております。個別支援計画は、内容の充実を図っていかなければいけません。家族関係や、病気や障害等の詳細な内容、支援をする人の氏名や連絡先などの個人情報にはあまり知られたくないというような課題もございまして、そういったものを含めて、今後継続的な努力が必要と考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 桑原議員。

○桑原一知君 ありがとうございます。この防災・減災、国土強靱化のための3カ年緊急対策を活用して、道路整備、また交通安全対策、河川整備、砂防事業など、防災・減災に非常に役立て

られていると再確認しました。

また、昨日の松本議員が話されたように、この計画は5カ年延長ということで、今後も市民の生命と財産が守られるよう、国・県との連携をお願いしたいと思います。

防災訓練の件ですが、18日に関係機関との検証会を行うということで、またその内容も含めて、次回質問をしていきたいと思います。

次年度も今年度同様の防災訓練を考えるとということでした。私も今回参加し、いろいろ学ばせていただきました。先ほど市長が言われたように、議員の参加が少なかったという点は、私は今言われてそうだなと思いましたので、来年はぜひ議員の皆さんでもこういう防災訓練に参加していただきたいと、私もそう思いました。

また、特に今回は人吉の警察犬訓練所の方の話というか、実践的な訓練のやり方、また避難、人を捜す、そういうことをされている場面をちょっと見ることで、お話をさせていただいたんですけども、土砂災害時に警察犬が現場に来た際の注意点、また情報の連携、これが非常に重要であることが勉強になりました。私たちも、平成15年に宝川内の災害のときに消防団で捜索に当たったときに、最後ぐらいにもう警察犬が来るんですけど、言われてたのは、ここで昨日遺体が出たとか、もしくは1週間前にこちらで御遺体が出たとか、そういうことをぜひ教えてくださいと、その情報が非常に役に立つと、要は、犬が捜すときに間違っただけで吠える場合があるってということで、そういう点が非常に勉強になったところです。

また、グリーンスポーツみなまたでの訓練場所提供ということで、これは非常に行政に対して感謝をされておりましたので、お伝えしておきたいと思います。

前日に入られて、また帰り、防災訓練が終わった後も訓練をして帰られたということをお聞きしましたので、また今後とも連携のほう、御協力、ぜひしていただきたいと思います。

あと、事前の周知は必要と感じます。ぜひ次回は、チラシの配布をお願いしたいと思いますし、私も皆さんにお知らせしたいと思います。

先ほど、要支援者の名簿の更新のタイミングですけども、全地区においては原則1年の更新を行うと、必要が生じた地区へは個別に更新を行うということで、死亡、転出などのタイミングで更新をされるのか、確認の意味で1点質問をして終わりたいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 桑原議員3回目の御質問にお答えいたします。

名簿の更新につきましては、今おっしゃられたように、死亡や転出のタイミングで更新ができないかということの御確認でございます。

死亡や転出等によりまして、更新の必要性が生じた場合には、先ほど述べさせていただきましたとおり、随時更新を行っていきたくと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、農業振興について、答弁を求めます。

城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 次に、農業振興について、順次お答えします。

まず、7月豪雨災害の農地等の被災状況と復旧の進捗状況について、との御質問にお答えします。

農地、農業用施設の被災状況につきましては、11月30日までに本市に寄せられました被災報告の件数は、農地に関するものが61件、農業用施設に関するものが48件で合計109件となっています。そのうち、現地調査の結果、国の補助災害の要件に該当するものが27件、市の単独災害が15件、その他、災害対象とならなかったものや、受益者等での自力復旧となったものなどが67件となっております。

次に、復旧の進捗状況につきましては、耕作などに影響が出る緊急性のあった8件は、既に工事を完了させております。

また、国の補助災害に関する工事につきましては、先週の12月4日までに全ての災害査定が完了いたしましたので、今後は市の単独災害工事も含めて、工事の発注準備が整い次第、逐次発注を行い、復旧工事に着手してまいります。

次に、コロナ禍の中、本市基幹作物などの影響について、との御質問にお答えします。

今年の初めから、新型コロナウイルス感染症が、国内外で猛威を振るい、全国の農林漁業者に多大な影響を及ぼしております。本市におきましても例外ではなく、基幹作物である、サラダタマネギ、かんきつ類、お茶などをはじめとする各生産者に、多大な影響を及ぼしているところでございます。特に、全国に緊急事態宣言が出されました4月前後に、出荷時期が重なりましたサラダタマネギやお茶につきましては、外食需要の低迷等による市場価格の低下や、販売イベントの中止などもあり、生産者の売上げが減少し、大きな影響が出ております。

J Aあしきたの試算によりますと、サラダタマネギにつきましては、売上額が前年の約40%の減、お茶の売上額につきましては、前年の約26%の減と、生産者にとって非常に厳しい現状となっております。

次に、ほ場整備など農地の基盤整備及び農地集積の推進はどのようになっているか、との御質問にお答えします。

本市では、受益者からの申請に基づき、地形的に不利な条件となっている中山間地域の営農環境の改善などを目的として、平成27年度からは中山間地域総合整備事業におきまして、南袋、中小場、仁王木、桜野上場の4地区及び令和元年度から農業競争力強化基盤整備事業としまして、

一本木、大川、市渡瀬元向、久木野山上の4地区の合計8地区で、熊本県が事業主体となり、農地の区画整理や農道、用排水路の整備を進めていただいております。また、今年度は基盤整備を検討されている地区につきまして、熊本県と共同で事業概要説明会を実施しております。

農地の基盤整備の進捗状況につきましては、熊本県にお聞きいたしましたところ、平成27年度から事業に着手いたしました南袋、中小場、仁王木地区につきましては、現在、工事を実施しておりますが、南袋と中小場地区では部分的に工事が完了し、新しい区画で耕作を開始されている受益者もおられます。桜野上場地区につきましては、現在、設計中であり、令和3年度から工事に着手できる予定となっております。

次に、令和元年度から事業に着手いたしました一本木、大川、市渡瀬元向地区につきましても、現在、設計中ございまして、令和3年度から順次工事に着手する予定となっております。久木野山上地区につきましては、現在、設計を進めながら、文化財の本調査を並行して進めており、令和4年度には工事に着手できるよう調整しております。

なお、工事完了後は、全ての地区におきまして、工事前の区画と全く異なる新しい区画になりますので、換地という事務手続を進めていくことになり、その手続が完了することで、約28ヘクタールの生まれ変わった農地が個人に返されることとなります。また、この事業に併せまして中山間地域農地集積促進事業計画などを策定し、地区の中心となる農家、いわゆる担い手へ農地の集積を進めることとしております。

今後も関係機関とも連携しながら可能な限り農地の集積を推進してまいりたいと考えております。

次に、兼業農家の支援についてどのように考えているか、との御質問にお答えします。

2015年の農林業センサスによりますと、本市の販売農家389戸のうち、半数以上の203戸は兼業農家ございまして、本市にとりましては、重要な農業の担い手であると認識しております。現在、各集落で中山間地域等直接支払交付金、及び多面的機能支払交付金の取り組みを行っておりますが、その取り組み集落の構成員には、多くの兼業農家も含まれておるほか、国・県の各種補助事業や、本市が実施しております導入初期の種苗代金、農業用機械導入の一部補助、及び農作業委託料の一部補助などにつきましても支援しているところでございます。

また、現在、道の駅みなまた周辺で整備を進めている新たな物産館の完成に向けて、市内各地区の農林水産物を物産館に集荷・販売できるよう、現在、関係者と協議を進めております。これにより、農業収入が増加することで、耕作意欲も向上し、兼業農家を含む生産者の支援につなげてまいりたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 桑原議員。

○桑原一知君 2回目の質問をしたいと思います。今回の豪雨災害では、農地や農業用施設も多く

の被害が発生し、私もあちこち現場にお電話をいただいて出向き、また担当課の市の職員さんも来られまして、大変お世話になったところです。

復旧の進捗ですが、緊急性があるものについては、既に工事が完了しているところや、国の補助災害に関するものも、12月4日で災害査定が完了し、市の単独災害も含め、準備が整い次第、逐次工事を発注していただくということでしたので、安心しました。今後ともスピード感を持って対応をお願いしたいと思います。

今年は災害だけでなく、新型コロナウイルス感染症の影響により、農業者にとっても苦難な年、そしてしれんとき、そして私はチャンスときだとも感じています。本市基幹作物の影響も、外食需要の低迷などにより、売り上げも先ほど言われたサラダタマネギが40%減、お茶が26%減ということでした。先が見えない分、非常に厳しい状況だとは思いますが。だからこそ、自助・共助・公助という、こういったものもバランスよくしていけないといけないのかなと私は感じているところです。

そこで、コロナ禍の中で影響を受けた基幹作物の生産者に対し、行政でしかできない支援策等は何かお尋ねします。

次に、農地基盤・農地集積の推進ですが、私は今までも高齢化と担い手不足で農家数の減少で耕作放棄地も増えていると、このことは、水俣市だけでなく、日本の農業全体の問題でもあるということをお話してきたところです。やはり耕作しやすい、作業しやすい農地でないと貸し借りということもできませんし、効率化という面でも、そういったことも図れません。ただ、土壌改良とか、整備した後の土壌改良とか、何を作るかとか、またその質の向上については、そこは自助努力、また手伝いが必要であれば、共助ということが重要であると考えています。

先ほどの進捗状況ですが、おおむね計画どおりに進んでいるということでしたので、また新たに基盤整備を考えて、検討している地区もあるということですので、今後も県と連携しながら進めていただきたいと思います。

本市の販売農家389戸のうち203戸と、半数以上が兼業農家であるということで、兼業農家が本市の重要な担い手であるというふうに思っております。

支援についても、国・県の補助金もしくは本市独自の支援もあるということで、私は補助金も必要だとは思いますが、同じく自助で頑張る、そういったところと、あと販路、これも重要であると考えています。

今後、先ほどのチャンスという部分は、新たな物産館ができるということで、兼業農家を含め、農業者にとってはチャンスであると考えています。

そこで、現在新たな物産館での集荷・販売に向けて、関係者と協議を進めているということですが、どのような関係者と、こういった協議を進めているのか、2点お尋ねいたします。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 桑原議員の2回目の御質問にお答えいたします。

まず1点目ですが、コロナ禍で影響を受けた基幹作物の生産者に対して、行政でしかできない支援策は何かということでございますけれども、コロナ禍で影響を受けました農業生産者等に対しましては、国・県・市など多くの支援策がございます。国・県におきましては、農林漁業者の経営の継続を支援する経営継続補助金、事業収入が減少した各種事業者を支援する持続化給付金や事業継続支援金、野菜、花き、果樹、お茶などの高収益作物の次期作に取り組む支援者を支援する高収益作物次期作支援交付金など各種の支援策がございます。

本市におきましても、事業収入が著しく減少した市内農林漁業事業者に対し、一律10万円を支援する水俣市新型コロナウイルス感染症対策農林漁業事業者支援金の交付を行いましたほか、農作物などの各種販売促進活動にかかる経費の一部を支援する農水産物販売促進活動支援補助金、影響の大きかったサラダタマネギや、水俣茶の次期策に向けました生産経費の一部を補助する農産物次期策支援補助金など、国の地方創生臨時交付金を財源といたしまして、市独自の支援金を行っているところでございます。

2つ目の御質問ですけれども、新しい物産館で農林水産物の集荷・販売できるよう、どのような関係者とどういった協議を進めているのかという御質問でございました。

新たな物産館への農林水産物の集荷・販売につきましては、これまで協議を行ってきた関係者は、観光物産館まつぼっくりを運営する株式会社みなまたの関係者、東部かつさい市場の出荷者、J Aあしきた及び水俣市漁業協同組合の関係者などです。

協議内容につきましては、まず、農産物等に関して集出荷の可能な地域、生産者の洗い出し、農産物の出荷時期や品目の検討、具体的な出荷方法などで、水産物に関しましては、出荷可能な鮮魚、水産加工品などの検討、水産物を加工する人材の確保などで、今後も引き続き協議を進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 桑原議員。

○桑原一知君 ありがとうございます。

いろいろな支援策もありますので、農業、もしくは林業、漁業者にとっては、非常に助かっていると思います。また、新たな物産館での販売では、各協議を団体としていただいているということで、今後ともぜひよろしく申し上げます。

先ほども私は、農業は今後は自助・共助・公助のバランスがとても重要だと言いました。公助での支援というのは限界があります。自助・共助で本市農業を今まで以上に盛り上げていくことが私は発展につながると思います。私も物産館で出そうと思って、カライモを作りましたが、イ

ノシシにやられてしまいました、大変大きくおいしかったものと思っております。ちょっと、自信にもなりました。ぜひ、物産館で見たときには、私のカライモを買ってみてください。

以上で質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、G I G Aスクール構想と学校 I C T化について、答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、G I G Aスクール構想と学校 I C T化について、順次お答えします。

まず、G I G Aスクール構想に向けて今後どのように取り組んでいくのか、との御質問にお答えします。

令和元年12月に、文部科学省よりG I G Aスクール構想、児童・生徒1人1台の教育用端末の段階的な整備方針が示されました。本市では構想の実現のため、昨年度から校内ネットワークの整備に着手し、進めておりましたが、その後の新型コロナウイルス感染症等の社会情勢により、国の方針が前倒しとなり、構想のさらなる加速による学びの保障として、G I G Aスクール構想の早期実現が示されました。

このことを受けて、本市では国庫補助事業や新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、児童・生徒1人1台端末の全学年前倒しによる今年度中の整備を進めているところです。

1人1台端末の環境となることで、児童・生徒の個々の習熟度に応じた学習や複式学級における間接指導の時間でのデジタル教材の活用など、より一人一人の理解度に応じた学習を進めることも可能になると考えています。

また、パソコンやソフトの基本操作の習得はもちろん、プレゼンテーション、動画視聴・編集、音楽演奏・録音、文書や資料の作成などを授業で活用することができ、調べ学習やプログラミング教育での活用も考えられます。

授業の中では、教師の端末から児童・生徒の画面が確認できるほか、教師及び児童・生徒間で考えや意見を共有するなど、双方向型のやり取りが可能になります。将来的には、家庭での持ち帰り学習やオンライン授業での活用も想定しているところです。

このように、児童・生徒一人一人の資質や能力を一層確実に育成できる I C T教育環境の実現に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、高速通信が未整備地区内にある小・中学校での通信手段はどのように考えているか、との御質問にお答えします。

高速通信が未整備地区内にある学校での通信手段については、光インターネット回線に代わる

高速通信手段として、通信事業者の電波通信回線（LTE）を利用した通信を予定しております。ただし、本年度から高速通信の未整備地区に光インターネット回線の整備が進められることとなりましたので、現在、高速通信が未整備の地区にある小・中学校についても、校内ネットワークの整備に着手しております。

次に、教職員のICT分野での指導力向上はどのように取り組んでいくのか、との御質問にお答えします。

今後、各学校の情報教育担当教員を対象とした研修等を計画しているほか、ICT機器保守サポート業者が各学校を回り、全職員を対象に研修やサポートを行っていく予定としております。

次に、ICT支援員の配置についてどのように考えているのか、との御質問にお答えします。

学校へのICT支援について、ICT支援員の配置は予定しておりませんが、ICT機器保守サポート業者による支援を行ってまいりたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 桑原議員。

○桑原一知君 ありがとうございます。熊本県では、昭和61年からマイタッチ・ニュータッチ・モアタッチ計画と、全国的にも多分早い段階でこういった取り組みを進めてきていたと思います。主にハードの環境整備が主だったと思いますけども、今回のGIGAスクール構想の取り組みですが、より一人一人の理解度に応じた学習を進めること、調べ学習、あとプログラミング教育、そういったところへの活用、教師及び児童間での考え方や意見の共有など、双方向のやり取り、そして家庭での、持ち帰りの学習やオンライン授業ということで、いろいろ幅広く活用が今後できていくのかなというふうに思ったところです。

また、高速通信が未整備地区の通信手段ですが、光回線の整備が整うまではLTEの利用をしていくということでありました。

このように、学校でのICT化が進む中で、先生の指導力向上も重要になってきます。ICT支援員の配置について、予定はないということでしたが、機器の保守サポートは業者のほうをサポートをするということでありました。このように、ハード面が整いつつある中で、逆に使用する教材ソフトの運用っていうものはもっと重要だと思います。これ、どのように活用し、何を目的に進めていく考えかを1点お尋ねします。

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 桑原議員の2回目の御質問にお答えします。

ハード面も大切ですけども、使用する教材ソフトの運用面はもっと重要であると、どのように活用して、何を目的に進めていくのかという御質問でした。

機器の導入に合わせまして、デジタル教材の活用や、授業支援ソフトの導入など、運営面にも十分考慮して導入する必要があると考えております。



教育委員会といたしましては、ハードの整備や機器の導入が目的ではなく、ICT機器を活用し、児童・生徒の学びを深め、学力向上につなげることが大きな目的であると考えており、併せて教職員の働き方改革につながるよう進めていく必要があると考えております。そのためにも、教職員に対する研修等を計画的に実施する必要があると考えているところです。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 桑原議員。

○桑原一知君 ありがとうございます。子どもたちの学力向上につなげること、また先生方の働き方改革につながることで、この目的が達成できるよう、教材や授業支援ソフトの選定、もしくは先生方の研修には、ぜひ全力を尽くしていただきたいと思います。

今からの取り組みですので、今後も見させていたがきまして、また質問を行いたいと思います。

また、学校現場では、エアコンの設置、またトイレの洋式化率58.4%と全国平均を上回っています。また、高速通信も光に整備され、学びの情報格差もなくなりました。厳しい財源の中ですが、今まで先延ばしになっていた、子どもたちの学びの環境が改善されてきています。高岡市長はじめ、執行部の皆さんには、大変感謝をしたいと思います。今後とも、子どもたちの健やかな成長、そしてまたこのGIGAスクールの事業、全国の先進地となるよう期待しまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（岩阪雅文君） 以上で桑原一知議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終了します。

次の本会議は明10日に開き、一般質問並びに提出議案の質疑を行います。

なお、議事の都合により、明日の本会議は午前9時30分に繰り上げて開きます。

本日はこれで散会します。

午後3時51分 散会

令和2年12月10日

令和2年12月第6回水俣市議会定例会会議録  
(第4号)

一般質問・質疑

# 令和2年12月第6回水俣市議会定例会会議録（第4号）

令和2年12月10日（木曜日）

午前9時30分 開議

午後2時50分 散会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 睦 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	淵 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長 （坂 本 禎 一 君）	主 幹 （関 洋 一 君）
議 事 係 長 （中 村 亮 彦 君）	参 事 （前 垣 由 紀 君）
主 事 （岩 本 伊 代 君）	

（説明のため出席した者） 17人

市 長 （高 岡 利 治 君）	副 市 長 （小 林 信 也 君）
総務企画部長 （堀 内 敏 彦 君）	福祉環境部長 （一期崎 充 君）
産業建設部長 （城 山 浩 和 君）	教 育 長 （小 島 泰 治 君）
病院事業管理者 （坂 本 不 出 夫 君）	総合医療センター事務部長 （松 木 幸 蔵 君）
産業建設部次長 （本 田 聖 治 君）	教 育 次 長 （前 田 裕 美 君）
上下水道局長 （岩 井 昭 洋 君）	総務企画部市長公室長 （永 田 久 美 子 君）
総務企画部総務課長 （梅 下 俊 克 君）	総務企画部企画課長 （設 楽 聡 君）
総務企画部財政課長 （岡 本 夫 美 代 君）	教育委員会教育総務課長 （赤 司 和 弘 君）
教育委員会生涯学習課長 （梅 下 彰 君）	



○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前 9 時30分 開議

○議長（岩阪雅文君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（岩阪雅文君） 日程に先立ちまして、諸般の報告をします。

教育委員会から教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価について提出があり、事務局に備えつけてありますから、御閲覧願います。

次に、本日の会議に、地方自治法第121条の規定により、坂本病院事業管理者、赤司教育総務課長、梅下生涯学習課長の出席を要求しました。

次に、本日の議事は議席に配付の議事日程第4号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

日程第1 一般質問

○議長（岩阪雅文君） 日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

順次質問を許します。

なお、質問時間は、答弁を含め1人70分となっておりますので、そのように御承知願います。

初めに、杉迫一樹議員に許します。

（杉迫一樹君登壇）

○杉迫一樹君 おはようございます。無限21の杉迫一樹です。

私事ですが、今年は40歳という節目の年になりました。年を取るのも、年がたつのも、年々早く感じるようになり、気づけば40歳。教育委員会の席に、前田次長がおりますけれども、私が中学生の頃の保健室の先生でした。この議場に、私が車椅子になる前、元気に走り回っている姿を知っているのは、前田次長だけかと思います。やんちゃな生徒だったと思いますが、あの頃がとても懐かしく思えます。

40歳になりましたが、周りを見渡せば、独身の友人は、ほとんどいなくなりました。毎年届く年賀状には、幸せそうな友人の家族写真が多くなり、頑張ってるなと思うと同時に、羨ましさを感じることもあります。去年同様に、独身継続中ということで、今年のクリスマスも、どうやらシングルベルとなりそうです。

任期中に、よい報告ができればと思いますが、こればかりは出会い、縁によるところでありますので、これから先、どんな出会いがあるのか楽しみにしながら、焦らず自分らしく頑張ろう

と思っています。

さて、今年は、新型コロナウイルス感染症から、7月豪雨と、類いまれな1年でありました。ですので、例年とは違った、特殊な年越しになるのではと思います。

医療従事者の皆様をはじめ、介護従事者の皆様、ボランティアの方々など、それぞれの対応に追われている関係者、皆様には、頭の下がる思いでいます。

一方で、様々なアーティストによるオンライン配信でのライブコンサートや、最近では、鬼滅の刃が大流行しており、これらのエンターテインメントにて元気づけられた方も多いのではないのでしょうか。

しかしながら、それぞれ、いまだ夜明けが見えない状況の中ではありますが、来年度は、いつもどおりの生活に戻れることを願っています。

今回、ユニバーサルデザインの質問をしますが、質問の前に、ユニバーサルデザインとバリアフリーという2つの言葉について、それぞれで微妙な認識の違いはあるかと思いますが、少し紹介したいと思います。

アメリカの建築家、そしてプロダクトデザイナー、そして教育者であったロナルド・メイスという方が、障害の有無・度合いにかかわらず、できるだけ多くの人が利用できるようにデザインすることとしてユニバーサルデザインを提唱し、その後、定義されました。比較的新しい言葉です。彼自身にもポリオという障害がありましたので、きっかけをつくったのは障害のある当事者であったということです。

ユニバーサルデザインは、性別、人種、年齢、高齢者や障害者、LGBTなどにかかわらず、全ての人が対象となっています。全ての人が使いやすいものを、あらかじめ考え、つくったり、配慮することで、製品やサービス、生活環境や、そのプロセスをデザインすることです。

例えば、駅の改札口が、初めから幅の広い改札口であれば、車イスや松葉づえ・ベビーカーを利用している人から、荷物がたくさんあるという人まで、誰もが余裕を持って通過することができます。また、ドラム式洗濯機なども、背の高い人、背の低い人や高齢者、車椅子ユーザー、子どもなど、幅広い人が利用できる1つの例です。どちらかといえば、障害者を特別視しない考え方、思想に近いものです。

一方、バリアフリーは、高齢者や障害者などが対象者です。対象者に対しての配慮が主として、段差の解消や合理的配慮など、気づいたときにその都度バリアを排除し、障害のない人と共に、平等に生活できるようにすることで、どちらかといえば限定的だと思います。

発想の出発点に多少の違いはありますが、どちらも全ての人が使いやすいものを提供するという考えであり、着地点・結果としては、同じことになります。ユニバーサルデザインという、広い考え方の中にもバリアフリーがあるというのが一般的な考え方かと思います。

ただ、バリアフリーという言葉の方が、なじみのある言葉かと思います。

私としましては、障害者の人権を守る法律などにも関わるバリアフリーは、ユニバーサルデザインの枠の中にすっぽりはまっているというよりも、かぶる部分がある、隣り合っているものという認識でいます。

これらを踏まえまして、以下、通告に従いまして質問をいたします。

1、新庁舎のユニバーサルデザインについて。

(1) 基本構想、基本設計について。

①、水俣市新庁舎建設基本構想の基本理念・5つの基本方針は何であったか。

②、検討会議は、これまでどんなメンバーで構成され、何回行ったか。

(2) 利便性について

①、高齢者、妊婦さんや、小さな子ども連れの保護者、そして外国人に配慮した設備・対応は、どのようなものを予定しているか。

②、車椅子利用者、視覚障害者、聴覚障害者などに配慮した設備・対応は、どのようなものを予定しているか。

③、各階の職員側スペース（執務室や職員通用口等）は全てバリアフリーであるか。

(3) 新庁舎に関わる対応について。

①、新庁舎のバス停へ運行するバスの運行予定はどうか。車椅子で利用できる低床タイプのみなくバス運行は何台を予定しているか。そして、バス停から庁舎内、各課窓口までの移動動線は、誰もがバリアなく移動できるか。

②、新庁舎の駐車場収容台数は何台か。その中で障害者優先（専用）駐車場は何台あるか。また、迷惑駐車を防ぐために、どのような対策を考えているか。

③、職員への車椅子研修は再開したのか。

2、教育現場でのICT機器活用について。

①、今年度中、導入を予定しているタブレット端末を活用した授業や運用方法など、今後の展開は、具体的にどのようなことを考えているか。

②、ICT支援員は本市にいるのか。また、教員・生徒・保護者に向けたタブレット端末の操作方法などの講座の予定はどうか。

③、タブレット端末を取り入れることで考えられるメリット及びデメリットはどのようなことがあるのか。

④、導入されるタブレット端末は、身体的障害のある子どもたちも使用可能な端末か。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 暫時休憩します。

午前 9 時 39 分 休憩

---

午前 9 時 41 分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 杉迫一樹議員の御質問に順次お答えします。

まず、新庁舎のユニバーサルデザインについての基本構想、基本設計については私から、利便性について、新庁舎に関わる対応については産業建設部長から、教育現場での ICT 機器活用については教育長から、それぞれお答えします。

初めに、基本構想、基本設計について、順次お答えします。

まず、水俣市新庁舎建設基本構想の基本理念・5つの基本方針は何であったか、との御質問にお答えします。

新庁舎の基本理念については「市民の安全・安心を確保し、誰もが使いやすい、環境に配慮した庁舎」とし、この基本理念の実現に向け、1、災害に対する安全性の確保、2、市民サービスの向上、3、誰もが使いやすく、市民に親しまれる庁舎、4、維持管理しやすい庁舎、5、環境への配慮の5つを基本方針としたところです。

次に、検討会議はこれまでどんなメンバーで構成され、何回行ったか、との御質問にお答えします。

平成28年に設置した水俣市本庁舎建替検討委員会は、市内の公共的団体等からの推薦者10名、市民公募2名、学識経験者1名で構成し、基本構想（案）について計6回検討を行っております。平成29年に設置した水俣市新庁舎庁内検討会議は、市役所の各部署から代表選出した市職員で構成し、基本設計についての各部署の知見に基づく検討を行い、現在までに計10回検討を行っております。平成30年に実施した基本設計市民ワークショップは、市内の公共的団体等からの推薦者12名、市民公募4名、学識経験者4名で構成し、基本設計について、計3回検討を行い、また、同年に行った高校生ワークショップでは熊本県立水俣高等学校電気建築システム課の1年生から3年生に御協力をいただき、基本設計について1回検討を行っております。また、そのほかにも市職員で構成された検討の場として、設備機器や什器、セキュリティについて検討する設備機器運用管理チーム、防災対策について検討する危機管理検討チーム、窓口やユニバーサルデザインについて検討した基幹系システム機器更新及び新庁舎建設に伴う合同検討部会などがあり、それぞれが複数回にわたり適宜検討を行っているところです。



○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

（産業建設部長 城山浩和君登壇）

○産業建設部長（城山浩和君） 次に、利便性についてお答えします。

まず、高齢者、妊婦さんや、小さな子ども連れの保護者、そして外国人に配慮した設備・対応はどのようなものを予定しているか、との御質問にお答えします。

先ほど基本構想で説明いたしました5つの方針の1つである、「誰もが使いやすく、市民に親しまれる庁舎」に基づき高齢者、妊婦さんや、小さな子ども連れの保護者、そして外国人に配慮した設計を行っております。子ども同伴者の方々には、2階におむつ交換室、授乳室にベビーベッドを設置し、温水対応の水回りを計画しております。多目的トイレにベビーチェア、フィッティングボード、折り畳み式のユニバーサルシートなどの設置を計画しています。外国人には多目的トイレに多機能多言語、英語、中国語、台湾語、韓国語、タイ語の5カ国語に対応する音声案内装置、併せて視覚障害者に対応する音声案内の設置を計画しています。

また、案内サインにつきましては、目的の場所が分かりやすいよう、高齢者にも判別しやすいサインの色の組合せにも配慮するよう計画しております。

次に、車椅子利用者、視覚障害者、聴覚障害者などに配慮した設備・対応はどのようなものを予定しているか、との御質問にお答えします。

まず、全般的に各トイレ及び授乳室内に呼び出し装置、多目的トイレには、折り畳み式ユニバーサルシート、玄関及びエレベーターにオートアナウンス機能付きの音声案内、議会の傍聴エリアに磁気ループアンテナ設備の設置を計画しています。また、視覚障害者用に、県道側敷地境界線から屋根の下を通り、1階の総合案内までの区間と、1階屋内駐車場の各横断歩道部分に視覚障害者誘導用ブロックの設置、エレベーターには、階数表示のボタンに点字の対応、監視カメラに視覚障害者の白いつえを自動認識する音声案内システムを計画しています。聴覚障害者には、火災時の警報音が聞こえない点を考慮し、各階の避難階段前に点滅フラッシュ対応の誘導灯の設置を計画しています。車椅子使用者及びオストメイト使用者には、庁内各階の多目的トイレに便器の両サイドに手すりの設置、オストメイトの設置などを計画しています。

次に、各階の職員側スペース（執務室や職員通用口等）は全てバリアフリーであるか、との御質問にお答えします。

新庁舎内の職員側スペースにつきましては、全てバリアフリーとなっております。

次に、新庁舎に関わる対応について、順次お答えします。

まず、新庁舎のバス停へ運行するバスの運行予定はどうか。車椅子で利用できる低床タイプのみなくるバスの運行は何台を予定しているか。そして、バス停から庁舎内、各課窓口までの移動動線は、誰もがバリアなく移動できるか、との御質問にお答えします。

令和2年3月に策定いたしました第2期水俣市地域公共交通網形成計画に基づき、新庁舎完成に合わせた運行ダイヤや路線の見直しについて、利用者の需要に合ったものとなるよう、新庁舎停留所も含め、運行内容の改善を検討しております。また、現在、みなくるバスは7台で運行しておりますが、そのうちの4台が車椅子で御利用いただける低床タイプの仕様となっており、引き続き、この4台での運行を予定しております。

バス停から庁舎内、各課窓口までの移動動線につきましては、基本設計のユニバーサルデザイン計画に基づき設計をしております。バス停から主出入口まで屋根を設置し、雨にぬれず安全に通行することができ、庁舎内ではエレベーターなどを使い、誰もが目的の場所まで迷うことなくアクセスができる動線を計画しているところです。

次に、新庁舎の駐車場収容台数は何台か、その中で障害者優先（専用）駐車場は何台あるか、また、迷惑駐車を防ぐためにどのような対策を考えているか、との御質問にお答えします。

新庁舎建設敷地内の駐車場の台数は、現時点で100台程度を計画しています。その中で、障害者の方をはじめ、高齢者など、体が不自由な方が利用できる、思いやり駐車場として2台分のスペースを正面エントランス付近に設計しているところです。思いやり駐車場への迷惑駐車を防ぐために、壁にサイン表示を設置し、車椅子マークを駐車場の地面に着色する計画ですが、配色につきましては今後検討し、決定する予定です。また、広報紙、ホームページを活用して、迷惑駐車の防止を呼びかけたいと考えております。

次に、職員への車椅子研修は再開したのか、との御質問にお答えします。

車椅子研修につきましては、研修内容上、人との接触を避けられないため、新型コロナウイルス感染症の感染リスクが高まること、それに加え、研修講師の確保が難しいことから、一時中断しております。現在におきましても、こうした状況に変化がないため、再開に至っておりません。

○議長（岩阪雅文君） 杉迫議員。

○杉迫一樹君 本来ならば、新庁舎に関しては、3月、6月、9月と、数回に分けて質問するつもりでしたが、新型コロナウイルス感染対策のため、一般質問の中止や時間短縮になりましたので、このタイミングになりましたけども、いろんな角度からまとめて取り上げます。

過去の庁舎建替等対策特別委員会の議事録はありませんでしたが、日誌がありましたので、目を通してみました。その中で、バリアフリー関係の発言をされた方は、当時議員で委員長であった高岡市長でした。ですので、市長も、このユニバーサルデザインに関しては、関心があると感じています。

さて、新庁舎は皆さん御存じのとおり、既に建設が始まっております。

どんな建物でも、100%バリアフリーであることが理想ではありますが、難しい部分もあると理解しています。特に市役所といった、人の往来や、利用が多い建物については、少しでも100%に

近づけるよう、考えることは重要なことだと思います。

どうすれば、全ての人が不便なく利用できるのか、それを調べたり、意見を聞いたり、想像したりして、気づき、考える。できるかどうか検討し、見直し、実施するということは大切なことです。

先日の進捗状況報告では、什器や内装部分については、これからのものもあるとお聞きしていました。また、先日の各党派からの意見要望の回答と、不安を感じている市民の皆様との情報共有も考え、新庁舎に関わる、ハード面、ソフト面での合理的配慮や対応の工夫、今からでも間に合うのではないかとと思われる部分、少し工夫すればできることなどがありました。

車椅子ユーザー当事者でもある私が気づいた部分、また、再確認の意味も含め、進めたいと思います。

答弁にありましたとおり、基本理念には、市民の安全・安心を確保し、誰もが使いやすい、環境に配慮した庁舎とされています。これは、ユニバーサルデザインの考え方に準じた、すばらしいスローガンであると感じます。

ただ、このようなバリアフリー、ユニバーサルデザインは業者任せであったり、基準やマニュアルどおりにさえすれば十分であるとは言い切れないものです。

例えば、公営住宅のように、バリアフリーとして建設したはずの建物でも、当事者が実際に使用すると、住めない、住みにくいといった意見が出ることも多々あります。

また、仮庁舎のように、誰も気づかなかった状況の中で、建ててしまった後では対応が難しくなる部分もあると分かりました。

やはり様々な方々の意見を、その都度拾い上げ、マイノリティの方が、本市にいるかいなかではなく、いようがいまいが、誰もが使用できる、利便性の高い環境を、最初から整備することがユニバーサルデザインの本来の考え方だと思っています。

一方で、各種検討会議や、ワークショップなど、それぞれ複数回行ったとありました。各種検討会議資料を拝見しましたが、様々な意見が出ており、当時、きちんと検討されたものであることも確認しました。

また、それぞれの対象となる人への利便性についても、答弁いただきましたが、それについては、全てを聞くと、とても多いので、特に気になることをお聞きしたいと思います。

それでは、2回目の質問に入ります。

まず、視覚障害者への対応ですが、音声案内装置は、移動動線の中の分かりやすい部分に設置する予定とのことでした。

この音声案内装置は、視覚障害者だけでなく、初めて来庁された方や高齢者にも重宝する設備だと思っています。そして、対人衝突などの事故を防ぐ効果も期待されます。

音声案内装置の中には外国人のために、多言語で案内ができるものがあり、多言語対応を予定しているということで考えられているなと思いました。

今後ですが、この案内装置を、取り付ける際に、ぜひ、どのように聞こえるか、角度や高さなども踏まえて、臨機応変な微調整をしていただければと思います。

一方で、この視覚障害者の中には、盲導犬を利用される方もおります。この点について質問します。

庁舎内への盲導犬の乗り入れは可能であるか。また、盲導犬との接し方についての職員の対応はどうするのか。そして、犬が苦手な、ほかの来客者に対しては、どのような配慮をするのか。これが1点目です。

次に、聴覚障害者への対応ですが、最近テレビでは記者会見などでも手話通訳者を映している状況をよく見かけるようになりました。

また、インターネット配信や周知動画などにも、この手話通訳を、希望者からの事前連絡や、申し込みを経た上で取り入れていたり、テロップ表記を多く差し込んだりした配慮を行っている自治体もあるようです。

市民サービスについては、一般的には筆談にて対応されるものと思いますけども、筆談ですと、お互いがペンで対応することになります。そこで、さらなる円滑な対応のために、手話通訳ができる職員がいた方がよいと思うけども、採用もしくは、育成をしないか。これが2つ目です。

次に、多機能トイレについてです。

多機能トイレについても、具体的な答弁をいただきましたが、先日の要望の回答にてトイレのドアは、自動ドアではなく、一般的な引き戸で予定をしているとの回答がありました。

車椅子ユーザーからすると、車椅子に乗ったまま引き戸を開けるという動作は、難しい部分も多く、手が不自由な方や、ドアを開ける力が、非常に弱い方もいます。鍵をかけるという動作も難しい方もおります。介助者がいた場合も、本人が入るまでドアを開けっ放しにしなければならず、使い勝手がいいとは言えません。

現在の新型コロナウイルスのような、感染症が今後も流行する可能性も考えますと、やはりトイレのドアは、非接触型のもので、センサーに手をかざすと自動で開閉し、施錠も自動で行うドアが望ましいと思います。

また、便座カバーですが、これも開けることができなかつたり難しい方もおります。自動で開閉する便座カバーありますけども、準備をしている間に、勝手に閉まってしまいます。背もたれは必要ですけども、障害当事者からすると不便な部分でもあります。

このトイレに関しての質問です。

利用が多いと考えられる1階、2階の多機能トイレには、利便性や衛生面などを考え、センサー

式自動ドアが望ましいが、センサー式もしくはタッチボタン式自動ドアへの変更を検討できないのか。便座カバーは、もともとない状況のほうが望ましいので、便座カバーなしの便器を選択できないのか。

次に、みなくるバスについてですが、供用開始に合わせた運行ダイヤの見直しと改善を行う。これは事前アンケートを基にしたものだともお聞きしています。また、7台中4台が車椅子で利用できるバスで、バス停からの移動導線もバリアなく移動できる計画をしているとのことでしたので、意見を反映しながら進めていただきたいと思います。

先日、実際にバスに乗れるか体験してみました。乗ることができました。気になったところは、車椅子で乗れないバスに、車椅子マークがついていることでした。

車椅子ユーザーにとって、車椅子マークのある・なしで、乗れるか乗れないかを判断することが多く、マークがあるのに乗れないと困惑してしまいます。

最近では、手助けをしますという意思表示の、サポートヘルプマークというのがありますので、そちらの利用の方が適切かと思います。また、多少、角度のついた斜面になるにしても、スロープの検討もしてみてもはどうでしょうか。

次に、駐車場です。

どこの障害者優先専用駐車場でも、迷惑駐車が非常に多いのが現状です。警備員などの人が見張る、見回ることが一番効果的かと思いますが、効率的ではないのかなと思います。

対策として私が思いつくのは、センサー式の音声案内での注意喚起であります。この音声での注意喚起は、ほかの人にも聞こえることから、良心に訴え、なかなか効果があるのではと感じますので、音声での注意喚起も候補に入れていただけたらと思います。

あとは、答弁のとおり、大きな看板などで「この場所を必要としている人がいる」などの表示、駐車場の地面に着色加工をするぐらいです。

一方で、カラーコーンを置く、チェーン施錠する施設も見受けられますけども、当事者の利便性がなくなることから、対策には当たりませんので、これはやめていただきたいと思います。着色加工については、ぜひ、目立つ色をお願いします。

現段階では、思いやり駐車場という名前のようにですけども、実際には、思いやりに欠ける方がいるのも残念ですが、います。

また、駐車場の数は100台程度だとありましたけども、市役所として、100台中2台しか、思いやり駐車場がないというのは、非常に少ない印象を受けました。知り合いの介護福祉関係者や当事者数名に、この話をお聞きしましたところ、全員それでは少ないという答えでした。これは、当時の検討会議に参加した方も含まれますが、検討結果を知らなかったようです。

道の駅みなまたには74台中9台、エコパーク水俣全体では692台中148台、もやい館には75台中

4台、障害者駐車場が確保されています。仮庁舎でさえ、玄関前の車椅子マークがある駐車場は1台ですが、ほかの駐車スペース3台分、全部で4台分が障害者優先駐車場であると伺っています。これは、気づかない方もおられますけども、看板での表示もしています。

これらの施設に照らし合わせてみても、なぜ新庁舎には100台中2台しかないのか。仮庁舎より少なくなったということがよく分かりません。

そこで、迷惑駐車があることを前提に考え、思いやり駐車場をあと少なくとも一、二台分ほど増やすことはできないか。これが4点目です。

また、思いやり駐車場を効率よく利用するために、介護車両やタクシー、一般の方でも、送り迎えの乗り降りするスペースも必要かと考えます。新庁舎1階駐車場の平面図を拝見しましたが、どこが乗降スペースなのか記載がありませんでしたので、これについて、一般的な送り迎えや介護福祉車両、タクシーなどからの乗降スペースは確保してあるのか。これが5点目です。

最後に車椅子研修ですけども、新庁舎が完成する前に一通り終了しておいたほうがよいかと思えます。なぜなら、国、地方自治体、民間企業ともに、障害者雇用率が来年の3月より引き上げになります。現在、水俣市役所は障害者の雇用率を満たしておりませんが、障害者が職を探す場合、大前提としては、給料とか、福祉、福利厚生とかではありません。自分が働ける環境であるかどうかには尽きます。

一般企業で採用に至った障害者の中では、退職される方も多くおられ、その理由として、障害を理解してもらえなかった。職場がバリアフリーでなかったなどがあります。これは私も経験があります。

このことから、新庁舎がユニバーサルデザインとした施設となった場合には、これまでと違って、障害者の応募も増えるのではないかと考えております。

最初に、職員側スペースはバリアフリーなのかどうかを質問したのは、これを心配していたからです。

そのことを考えますと、職員が高齢者への理解を深めること、新しく採用された障害のある職員への理解など、庁舎を利用する全ての方へのユニバーサルデザインの考えの中で、今後、必ず役に立つ研修、経験になると思えます。

答弁では、新型コロナウイルス感染対策のため、一時中断しているとのことでしたが、感染対策である、体温チェック、手指消毒、マスク着用、備品の消毒などと、人数を減らしながら、コンパクトにさえすれば十分再開できるものと考えておりましたけども、ただ、感染リスクが高まるという心配も、確かにあると思えますので致し方ないかなと思えます。

今後ですが、社会の動きを見つつ、再開できるタイミングを検討しながら、できれば新庁舎完成までに実施していただければと思えますが、これについて1つ質問します。

この車椅子研修は全職員が対象の研修なのか、終了のめどはどうか。

以上、6点質問します。

○議長（岩阪雅文君） 堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 杉迫議員の2回目の御質問にお答えします。6点ございましたが、1番目と2番目、及び6番目について、私のほうからお答えいたします。

まず1点目の、庁舎内への盲導犬の同伴が可能か、またこの盲導犬との接し方について、職員の対応はどうか、また、犬が苦手な他の来客者に対してどのような配慮をするのかという御質問でした。

まず、盲導犬は特別な訓練を受け、身体障害者補助犬法の定める基準で認定を受けた特殊な犬ですので、通常、庁舎内へ障害のある人と同伴して入ること、これは可能であり、全く問題ないと考えております。

職員の盲導犬への接し方につきましては、来庁者と一心同体のものとして、その特殊性を尊重して接することとし、盲導犬を同伴された来庁者が不快に感じないように対応してまいります。

犬が苦手な来客者に対しましては、盲導犬の特殊性、関係法の趣旨を説明して御理解と御協力をお願いいたしますが、場合によっては応対場所や順番の変更をするなど、周囲の状況に応じ、できるだけ皆様が不快に感じないように対応したいと考えております。

次に、2番目の円滑な対応のために手話通訳ができる職員がいたほうが良いと思う。採用もしくは育成をしないかとの御質問ですが、手話通訳については、現状として手話を必要とされる来庁者が少ないということ、また筆談でも対応できるということから、手話通訳ができる職員の採用等については、現時点では考えておりません。ただ、手話通訳ができる職員がいたほうがよいとは思いますが、職員採用の際の選考における判断材料の一つとすることはできると考えております。

次に、6点目の車椅子研修についてです。

全職員が対象の研修か、また終了のめどはどうかとの質問ですが、まず、この研修の対象は本庁に勤務する部長級以下の常勤職員を対象と考えております。また、状況にもよりますが、新庁舎へ移転する頃までには、ほぼ全ての職員の受講が完了するよう、努めたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 私のほうから、残りの3つについてお答えさせていただきます。

まず、3番目の1、2階の多機能トイレにおける引き戸をセンサー式もしくはタッチボタン式の自動ドアへ変更できないかという御質問でございます。

それと併せまして、多機能トイレの便座カバーなしの便器を選択できないかということござ

いますけれども、平成30年3月27日付で消費者庁が自動ドアでの事故防止に関する注意喚起を行っておりまして、コスト面、事故防止の観点から、総合的に判断いたしまして、自動ドアの設置を見送ったところでございます。

また、多機能トイレ内の便座カバーにつきましては、便座カバーなしのものを採用いたしております。

続きまして、4点目でございますが、障害者駐車を一、二台ほど増やすことはできないかという御質問でございました。

高齢者、障害者等が円滑に利用できるようにするために、誘導すべき建築物特定施設の構造及び配置に関する基準を定める省令により算定した台数を計画しております。増やすことは考えておりませんが、注意喚起を行うなど、運用の面で対応したいと考えております。

5つ目でございますけれども、介護福祉車両やタクシーなどからの乗降スペースは確保してあるかという御質問でございました。

1階の屋内駐車場に2台分の乗降用スペースを確保しているため、雨にぬれず乗降できます。

以上でございます。

○議長（岩阪雅文君） 杉迫議員。

○杉迫一樹君 6点答弁いただきました。盲導犬については、なかなか見かけることが少ないために、対応が分からない方もいらっしゃると思います。訓練されているから、盲導犬として共に生活ができるわけですが、珍しいがために、お菓子などの餌をあげようとしたり、なでようとしたりする方がいると、集中力を欠き、安全な誘導ができなくなってしまうこともあるようです。今は見かけることがなくても、事前に対応しておく必要があると思います。

手話通訳ですけども、答弁のとおり、いたほうがいいという発想であってほしいです。そして、手話通訳ができることで、職員採用の選考判断基準にもなれば、試験を受ける方々の中に手話通訳ができる方が現われることも期待できますし、その方が聴覚障害者本人かもしれず、障害者採用としてもよいかと思います。

乗降スペースについては、2台分のスペースがあるとのことで、十分確保できていると思われました。

自動ドアですが、自動ドアでの事故防止の観点と、コスト面から見送っているとおっしゃいましたが、事故に関しては、どこの場所の、どんな自動ドアなのか等、よく分かりませんでしたので、答弁にありました消費者庁の自動ドア事故の例を拝見しました。

事例のほとんどは玄関などの一般的な自動ドアで、ドアが閉まりそうなのに無理に通過しようとしてぶつかる。開き切っていないドアにぶつかるなど、どちらかといえば、人の不注意で起こった事故が多いようです。



もちろん事故はないほうがいいですけども、これは事故防止の注意喚起さえすれば、ある程度、防げる話ではないでしょうか。事故に重きを置くのであれば1階玄関の自動ドアも手動への見直しが必要になってしまいます。

最近の多機能トイレの自動ドアであれば、開閉が比較的ゆっくりです。人が触れることに反応して開くといった、事故防止機能がついた自動ドアもあり、事故は起きにくいと感ずます。どちらかといえば、手動のドアの方が事故が起こりやすい印象があります。

コスト面に関しては、予算内で収めなければいけないのは分かりますけども、私が質問しましたのは、1階及び2階の多機能トイレの話です。全ての多機能トイレを自動ドアにという話ではありません。コスト的に厳しいのであれば、一番利用が多いと予想される2階の多機能トイレ1カ所のみでも十分だと思います。1階と3階、4階が手動ドアで、2階のみの1カ所が自動ドアという配置にすれば、選択することもできて、多様性も生まれ、総体的に使いやすいトイレになるものだと思います。

後々、やっぱり自動ドアがよかったという意見が出た際には、余計にコストがかかるものと思えますし、追加で費用がかかったという印象にもなり得ます。予算の補正もできるはずですし、今のうちの再検討が必要ではないかと思えます。

そして、思いやり駐車場ですけども、答弁にありましたこの省令は、第1条に、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に省令が定めており、これは通称バリアフリー法のことだと思いますけども、駐車場では第12条のことです。それにのっとり算定した数であり、増やすことは考えていないとのことでしたけども、第12条の基準を見れば、算定した数以上の台数なら可能であると解釈できます。

何より、この基準は、最低限こうしなさいというものです。ですので、3台でも4台でもよいはずで、2台以上にするかどうかは、思いやり次第では対応ができるものと思います。コスト面を考えても、ラインを追加するくらいしか思いつきませんが、さほど大きな金額には当たらないのかなと思います。

冒頭、申し上げましたとおり、基準やマニュアルどおりにしたから十分であるということではなく、基準を満たした上でどうするかが焦点だと思います。ヒアリングでは、駐車場には車止めがないので、通常の駐車スペースでも広いスペースはあるとお聞きしています。仮に、思いやり駐車場を増やすことが不可能であるならば、通常の広いスペースの駐車スペースを、多目的駐車場として活用することもできるのではないのでしょうか。

障害者専用駐車場もある。多目的駐車場もある。一般駐車場もある。そして、多機能トイレのドア同様に、利用者が選べるということ。これこそユニバーサルデザインではないのでしょうか。

新庁舎の設備内容を知らない市民も多々おり、心配に感じている方もおります。今回のような

新しい気づきに対して、利用する市民のために、どうすればできるかという前向きな検討が必要かと思います。

このような新しい計画を考える際には、自分たちが住むまちがどのようなまちなのかを考え、まちの特性に合わせた庁舎づくりをする必要があると思います。

水俣市であれば、環境のまちとして世界的にも認知されていると思います。総合計画など、多岐にわたる計画にも「水俣病の教訓を生かし」という文言が出ています。この教訓を笑う人はいないと思います。

また、本市は最新の情報だと、市民の9.3%が障害者手帳などを保持しており、高齢化率39.8%、数人かぶっている方もいるかと思いますが、あわせて49.1%。つまり、水俣市民の人口の約半数もの市民が、高齢者と障害者で占めているまちであり、高齢者も将来的に増える傾向にあります。これで考えると、思いやり駐車場が100台中2台というのは、やはり少ないと感じますし、多機能トイレの全てのドアが手動というのも、どう感じるでしょうか。

新庁舎はこれから50年、60年と使用していくと思います。水俣市がどんなまちか、これからどうなっていくのか、今と未来の市民が幸せになるのか。基準は守りつつ、そういうことを踏まえて、ユニバーサルデザインとしての新庁舎を考えるべきだと私は考えます。

これらを踏まえて3回目の質問です。

多機能トイレのドア、思いやり駐車場に関して、利便性や、必要かどうかも含め、再検討が必要だと考えるがどうか。いま一度、障害者当事者や福祉、介護関係者などとの意見交換会をしたほうが、希望する市民との納得のいく落としどころ、結果が出ると思うが、どうか。

現時点で計画されている、新庁舎ユニバーサルデザイン基本設計の内容は、先ほどのトイレの自動ドアと、思いやり駐車場の数以外では、問題がないように私は思います。ただ、完成して、利用してみて初めて気づくことも今後出てくると思います。これに関して、2つ目です。

供用開始後に、ハード面、ソフト面において、何かしらの不備・不具合が生じた場合や、改善の要望などがあった場合、対応する準備はあるか。

続けて3つ目です。検討会議などは、その時々でチームを組んで、計画が終われば解散という流れになるかと思います。それもいいと思いますけども、今後、新庁舎建設のようなユニバーサルデザインやバリアフリーを考えるに当たって、ざっくばらんな意見を常日頃から言い合えるような、継続的なグループがあればと考えておりました。

そこで、今後、市が管理する新庁舎や公共施設などに対して、幅広い意見や改善策を話し合えるような、市職員と市民から成るグループを設置することはできないでしょうか。これが3つ目です。

そして最後に、市長に1つお聞きしたいと思います。

市長は、この新庁舎に対してどのような思いがあるでしょうか。また、供用開始後、市民の皆様からの、どのような反応を期待していますか。一言いただければと思います。

以上、私は以前から申し上げていますように、本市がほかの自治体の見本になってほしいと思っています。新庁舎にしても、もしほかの自治体の新庁舎建設を計画されている際に、参考になる新庁舎であってほしいと思います。また、新庁舎がグッドデザイン賞にでもなることがあれば、アピールにもなると思います。ユニバーサルデザインの新庁舎として、全ての人たちに使いやすい庁舎となりますよう、そして、これからの対応も期待しましてこの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 城山産業建設部長。

○産業建設部長（城山浩和君） 私のほうからは、まず1点目の質問にお答えさせていただきます。

多機能トイレのドアや思いやり駐車場に関しましては、これまで何度も検討した結果でございますので、先ほどお答えいたしましたとおりでございます。

なお、今年9月に市議会庁舎建替等対策特別委員会から同様の御要望をいただいておりますけれども、自動ドアではなく、引き戸で計画していますとの回答を差し上げているところでございます。

また、意見交換につきましても、これまで水俣市身体障害者福祉協議会連合会、水俣市老人クラブ連合会、水俣市社会福祉協議会などの市内の公共団体からも意見をいただいて設計を行い、工事に至ったとの認識でございますので、また今後意見交換の予定はございません。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 堀内総務企画部長。

○総務企画部長（堀内敏彦君） 杉迫議員の3回目の質問、2点目と3点目についてお答えいたします。

供用開始後にハード面、ソフト面において何かしらの不備、不具合が生じた場合、改善の要望があった場合の対応についてですが、新庁舎の供用開始後、ハード面において不備、不具合が発見された場合は、関係する契約及び法令に基づき、建物の施工や機器類の納入等を担当した事業者に必要な改修等を求めることとなります。

なお、ソフト面の不具合や改善要望については、その内容により、個別具体的に判断をしております。

3点目の、今後市が管理する新庁舎、公共施設などに対して幅広い意見、改善策を話し合えるような市の職員と市民から成るグループを設置できないかということにつきましては、各公共施設の在り方については、施設の新設、廃止等に当たって行われるパブリックコメントの制度、また各種ヒアリング、各地域で開催される懇談会等の機会を御活用いただけますので、新たなグルー

プの設置は考えてはおりません。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 杉迫議員の3回目の質問ということで、私にこの新庁舎に関しての期待、そして市民からの反応ということで御質問がございました。

昨日の共産党の高岡議員からもありましたけれども、この新庁舎建設場所に当たっては、市街と、そして今、現庁舎が建てられるところ、その2つに対しての議論があったという話があって、私が市会議員時代に、その市街地を選択したことを忘れてはならないんだというような御指摘も受けましたけれども、その件に関しては、私はその選択は今でも間違っていたとは思っておりません。それは、その後の小路議員の質問の中でもありましたように、今建ててる場所の川に近いところ、そういった水害等、いろいろある中で、今でも私としては一抹の不安を持っているところでございます。ただし、もう議会のほうで決まったことですから、それはそれとして……（発言する者あり）

分かってます。そういったことを踏まえて申し上げております。

そういう中で、今、新庁舎が建ててる、これに期待することといたしますと、やはり市民の方々が安全に、そしていつでも気軽に来ていただけるような、そういった市民に親しまれる1つの建物として利用していただきたいというふうに思っております。

そして、市民の方の反応というのは、先ほどもありましたように、1階をピロティー形式にしまして、市民の皆様方が親子連れでも、高齢者の方でも、いろんな方が、子連れの方でも集まっていたような場所として、1階の設計もしておりますので、いつでも御利用いただけるような、本当に今まで以上に市民の方に親しまれるような庁舎を建てるということを目指して、考えて今やっております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、教育現場でのICT機器活用について、答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、教育現場でのICT機器活用について、順次お答えします。

まず、今年度中、導入を予定しているタブレット端末を活用した授業や運用方法など、今後の展開は具体的にどのようなことを考えているか、との御質問にお答えします。

先日の桑原議員の御質問にお答えしましたとおり、1人1台端末の環境となることで、児童・生徒の個々の習熟度に応じた学習や複式学級における間接指導の時間でのデジタル教材の活用など、より一人一人の理解度に応じた学習を進めることも可能になると考えています。

また、パソコンやソフトの基本操作の習得はもちろん、プレゼンテーション、動画視聴・編集、音楽演奏・録音、文書や資料の作成などを授業で活用することができ、調べ学習やプログラミング教育での活用も考えられます。

授業の中では、教師の端末から児童・生徒の画面が確認できるほか、教師及び児童・生徒間で考えや意見を共有するなど双方向型のやり取りが可能になります。将来的には、家庭での持ち帰り学習やオンライン授業での活用も想定しているところです。

このように、児童・生徒一人一人の資質や能力を一層確実に育成できるICT教育環境の実現に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

次に、ICT支援員は本市にいるのか。また、教員・生徒・保護者に向けたタブレット端末の操作方法などの講座の予定はどうか、との御質問にお答えします。

学校へのICT支援について、ICT支援員の配置は予定しておりませんが、ICT機器保守サポート業者による支援を行ってまいりたいと考えております。タブレット端末の操作方法などの講座につきましては、まずは各学校の情報教育担当教員をはじめ、教職員を対象に研修やサポートを行う予定としており、本格的な運用の前には児童・生徒を対象に行う予定です。保護者については端末導入の周知等を考えております。講座については現時点では考えておりませんが、必要に応じて対応してまいりたいと考えております。

次に、タブレット端末を取り入れることで考えられるメリット及びデメリットは、どのようなことがあるのかとの御質問にお答えします。

メリットとして考えられる主な点として、児童・生徒については、テキストによる文字情報だけでなく、画像や動画等を使った情報を使用し、より効果的な学習を進めることができるほか、児童・生徒の興味や関心を高め、学習意欲を高めることがあげられます。また、教職員については、黒板への板書時間やプリントを用意する時間が削減できるほか、電子データを教員間で共有できることなどがあげられます。

一方で、デメリットとして考えられる主な点として、児童・生徒については、ICT機器の活用により迅速に調べ学習等が可能になる反面、想像力の低下につながる懸念があげられます。また、教職員については、ICT機器に苦手意識を持つ職員の負担感や機器の管理面での負担が増えることがあげられます。

次に、導入するタブレット端末は、身体的障害のある子どもたちも使用可能か、との御質問にお答えします。

障害のある児童・生徒がタブレット端末を使用する際には、その障害の特性に合わせて、視覚情報の点字化、音声の文字化などの入出力支援装置が必要になる場合があります。障害のある児童・生徒もタブレット端末を活用できるよう、その障害の特性に応じて、表示を大きくする

など、端末の設定やアプリ機能で工夫したり、支援装置を用いるなど、合理的配慮に基づいた対応を行ってまいりたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 杉迫議員。

○杉迫一樹君 ありがとうございます。

ICT教育については、実際に授業を拝見したことがありませんので、想像の域を出ない話になるかもしれませんが、1つ知識が深まればと思います。

最初の質問では、特にタブレット端末についてお聞きしました。様々な方面での活用を考えると、特に、プログラミングや、動画編集、音楽演奏といった、多岐にわたる授業も予定しているとのことでした。

最近では、子どもがなりたい職業ランキングに、ユーチューバーといった職業もランクインしており、インターネットを介しての職業も多くなっています。このICT教育によって、水俣の子どもたちが、将来、多岐にわたる活躍ができるのではないかと期待しているところです。

ICT支援については、サポート業者による支援ということで、これは、ICT支援員と変わらないサポートができる方であると考えています。

メリットとしても、ペーパーレスになる。授業の準備時間や、プリント配布がスムーズにできる。また情報の共有などもタイムリーにできるという、特に時間削減が一番のメリットではないかと感じます。

児童・生徒側も、視覚情報などで感覚的に学べ、ICTの授業が楽しいと感じる児童・生徒も、出てくるのではないかと思います。

デメリットとして、想像力の低下につながる懸念があるとのことでしたけども、私としては、簡単に知りたいことなどが調べられるようになることで、辞書を引くといった行動力が低下するのではと想像しています。また、インターネット上には、ゴシップなど間違った情報も多々ありますが、ネット情報だけを信じてしまうという懸念もあるのではないかと思います。

教職員のICT機器の苦手意識については、子どものためですから努力してもらうしかないかなと思います。一方で、ICT機器の操作が得意な子どもから教えてもらうというコミュニケーションも見られるかもしれません。

そして、このタブレット端末は、身体的な障害がある子どもたちにとっては、できないことの代替え手段になり得そうです。また、答弁にあったような配慮によって、できなかったことができるようになることで、自信がつく子どもも出てくるのではないかと思います。

今は特にいないかもしれませんが、将来、そのような児童・生徒が入学された場合は、その子に合った合理的配慮を考えていただきたいと思うと同時に、人と違う操作方法や、自助具などを使用しますので、それを指した、いじめにつながらないように、その部分の配慮も気をつけて

いただければと思います。

タブレット端末を使用するに当たって、やはり懸念されることは、セキュリティ管理だと思います。特にデータの管理は、プライバシーにも関係してくることもあるかと思います。

データの保存場所と管理場所として、タブレット端末そのものに保存するのか、それとも、各学校に管理サーバーを置いて保存するのか、クラウドサービス上で保存するのかで、安全性と手間や時間、効率化やコストも変わってくると思います。

そこで、セキュリティ管理などを考え、データの保存方法はどのように行うのか。また、持ち主それぞれにパスワードが設定されるのか。これが1つ目です。

このタブレットは、1,908台購入されるとのことですが、授業が進んだりする中で、新しい教材やソフトウェアのバージョンアップなどが必要になると思います。

1,908台ものタブレット端末ですので、それぞれ個人で行うのか、先生が行うのか、業者が行うのか、いろんな方法があるかと思いますが、同じタイミングで行わなければ、同時に授業を行えない状況も出てくるのではと思います。

2つ目の質問ですが、1,908台ものタブレット端末のソフトウェアのアップグレードやバージョンアップは、どのように行うのか。

続けて、タブレット端末が故障した際についても気になっていましたので、タブレット端末が故障、不具合があった場合の予備端末は何台あるのか。これが3つ目です。

将来的には、家庭に持ち帰って使用することもあるとのことでしたが、現在の新型コロナウイルスのような感染症で、オンライン学習を余儀なくされた場合など、幅広い利用ができると思います。自宅学習ができるようになれば、自習として、様々なAI教材アプリを使用した学習もできると考えます。

そこで、将来的にAI教材アプリを使用した学習はできるのか。これが4点目です。

次に、最近よく耳にするんですけども、高校生や大学生の中に、先生が黒板に板書した内容を、ノートに取らずに、書き写したりせずに、スマートフォンやタブレットのカメラで黒板の写真を撮って、持ち帰るということが多くあると聞きます。

高校生や、大学生であれば、自分なりのやり方があるかと思いますが、効率を考えたらそれでもいい部分があるかもしれません。

今回導入されるタブレットには、カメラがついていてお聞きしています。これが、もし、小・中学生でも起こってしまうと、特に小学生の時期にはとても大切な学習である、文字の読み書き、書いて覚える、鉛筆を持って手を動かすということがなくなってしまう可能性があるのは、成長期の脳の発育なども踏まえて、いかがなものかと懸念しています。

これは1つの例でしたけども、小学生は想像力が豊かですので、操作に慣れてくると、大人が

思いも寄らない使い方を、自分たちで発見したりするものだと思います。

それが、身になることであればよいのですが、悪い使い方に向かってしまわないよう、先生や大人が気づいてあげることも重要だと思います。

そこで、想定していなかった使い方をした際の対応はどう考えているか。

以上、5点質問します。

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 杉迫議員の2回目の御質問にお答えします。5点ございました。

まず1点目ですが、セキュリティ対策につきましては、文部科学省から示されている教育情報セキュリティポリシーに関するガイドラインにのっとりまして、端末ごとにIDとパスワードを設定して対応を行う予定です。

また、データの保存法につきましては、現時点では授業支援ソフトのクラウド上にデータを保存することを考えております。保存データについては、授業支援ソフト上でIDとパスワードを入力しないと閲覧できないように、セキュリティを設定する予定です。

2点目ですが、ソフトウェアのアップデートやバージョンアップはどのように行うのかという御質問でした。

現在、市内小・中学校ICT機器保守サポート業務の契約を行っており、その業務を行っている業者がソフトウェアのアップデートやバージョンアップを行います。

3点目ですが、予備の端末も用意するのかという御質問でした。

予備の端末につきましては、調達を予定しております1,908台の中に40台が含まれております。

4点目は、端末でAI学習もできるのかという御質問でした。端末でAI学習も可能ではありますが、ソフトの導入が必要となります。今年度につきましては、ソフトの導入については予定はしておりません。

5点目ですが、想定しない使い方をする児童・生徒への対応をどう考えているのかということですが、各学校の実際の運用では、端末は鍵付き充電保管庫で保管の上、授業等で使用する際に持ち出し、使用後は保管庫に保管することになっておりますので、議員がおっしゃるような黒板をカメラで写し、ノートには記入しなくてよいなどといった使い方はできないと考えております。児童・生徒が想定外の不適切な使い方をしないよう、事前の研修や日々の指導を徹底してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 杉迫議員。

○杉迫一樹君 ありがとうございます。

データの保存は、クラウド上で行うということで、クラウドサービス事業者側のサーバーに保



管されるものと思います。クラウド上であれば、インターネットを介してデータ共有ができるので、使い勝手はよくなりますが、十分な情報セキュリティ対策が施されたクラウドサービスの選択も大事かなと思います。また、パスワードの入力なしでは使用できないとのことでしたので、セキュリティ面でも今のところ大丈夫で、十分であるように思いました。

バージョンアップについては業者が行うとのこと、先生などの手間も省け、効率がいいものと思えました。

予備端末も40台ですので、十分対応可能な数だと感じます。

また、AI学習は、今年度はまだ導入したばかりで、探りながらの授業かと思えます。慣れてきた際には、様々なAI学習アプリの導入もされると思いますので、児童・生徒が楽しんで学習できるよう、少しずつ導入していただけたらと思います。

オンライン授業については、入院中の子供たちにも応用ができそうだと感じました。一方で、きちんとできるのか、トライアルという形でも試してみるのもいいのかなと、いざというときにスムーズなのかなとも考えます。

想定外の使い方については、今後、ICTの授業だけでなく、ほかの授業にもタブレット端末が活躍する授業が増えてくるものと思いますので、ほかの自治体での事例なども踏まえての指導をお願いいたします。

3回目の質問です。

このICT教育、タブレット端末での授業は、特別支援学級の子どもたちも、このタブレットを使用した授業を行うとお聞きしました。

そこで、ふと気づいたのですが、このICT教育は、インクルーシブ教育にも応用ができるのではないかと思います。これまでの授業ではできなかったことが、タブレットなどを使用することでできるようになることは多々あると思います。

障害のある子どもの特性によっては、操作のスピードや覚えの速さなどは、それぞれですけども、ある程度使えるようになったときには、例えば、これは私が思いつく簡単な例なんですけども、障害のある子どもが使用している自助具を使って、ほかの子どもがタブレット操作を試みたり、障害のある子ども用に配慮されたタブレットと、取り替えっこをして使ってみたり、また楽器アプリを導入すれば、みんなと一緒に楽しい楽器演奏もできるかもしれません。

また、マル・バツクイズ形式の教材アプリがあれば、一緒にクイズをやったりなど、障害のある子どもと、ない子供との新しいコミュニケーションツールにもなり得るのではないかと感じています。

最後、3回目の質問です。

このICT機器を使用した教育の中で、将来、様々な面でインクルーシブ教育に応用できそう

ですが、今後の展望はどうか。

以上、最後に1点だけ質問して、この質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 杉迫議員の3回目の御質問にお答えします。

I C T機器を使用した教育というのは、このインクルーシブ教育に応用できそうだけでも、今後の展望はいかがかというような御質問でした。

インクルーシブ教育とは、包括的な教育とも訳されますが、障害のある子どもと、ない子どもが共に学ぶことを通して、共生社会の実現に貢献しようという考え方の必要性は認識しております。タブレット端末の導入は、新たな取り組みになりますので、インクルーシブ教育への応用も視野に入れながら、I C T教育環境の充実に向け、着実に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で杉迫一樹議員の質問は終わりました。

この際、15分間休憩します。

午前10時41分 休憩

---

午前10時55分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、牧下恭之議員に許します。

（牧下恭之君登壇）

○牧下恭之君 皆さま、こんにちは。公明党の牧下恭之でございます。時間がたっぷりありますので、ゆっくりとやりたいと思いますので、よろしくお願いします。

それでは、通告に従い、順次質問いたします。

初めに、地球温暖化対策について。

7月の豪雨災害による、多くの人命が亡くなり、多くの被害が発生いたしました。また、世界各地で今まで経験したことのない異常気象が多発しており、気候危機への対応は待ったなしの状況です。

新型コロナウイルスの影響により、今年のC O P 26は来年に持ち越しとなりましたが、世界的な自然災害の動向を考えれば、温室効果ガス削減へ流れを止めるわけにはいきません。

また、ウィズコロナ・アフターコロナを見据え、元の社会に戻すのではなく、このたびの自公連立政権合意に盛り込んだように、思い切って持続可能で強靱な脱炭素社会に向け、変革を促すことが必要です。

公明党は、2050年を視野に温室効果ガス排出実質ゼロを目指すことを本年1月の通常国会で提案し、菅首相は2050年までに我が国の温室効果ガス排出量を実質ゼロにすると宣言をされました。

その上で、大事なことは具体的な取り組みです。徹底した省エネや、再エネの主力電源化の推進、石炭火力発電の段階的に縮小や技術革新の創出など、政策を総動員して、脱炭素社会への取り組みを加速化させなければなりません。そのためには、政府、地方自治体、経済界などオールジャパンで推し進めることが不可欠です。

2050年までに二酸化炭素排出実質ゼロを表明した自治体、いわゆるゼロカーボンシティは、今や23都道府県、144市町村を数え、人口規模では約8,000万人に達します。

そこで、2点お尋ねいたします。

現在の水俣市の温暖化対策の取り組みと現状についてどうなっているか。

水俣市も、2050年に向けて二酸化炭素排出実質ゼロを表明してはどうかと思うが、いかがかお尋ねいたします。

次に、不妊治療支援について。

菅政権が様々な重点政策に取り組んでいます。その1つ、不妊治療の保険適用拡大にも期待が高まっています。

国内では、不妊治療の件数は過去最高を更新しています。治療費として総額300万円以上払っている人も多くなっているそうであります。負担も大きく、若い世代ほど、経済的な理由で、治療を諦めていることも明らかになっています。

日本産科婦人学会の調査では、2018年に不妊治療の1つである体外受精で生まれた子どもは5万6,979人で過去最多となりました。16人に1人が体外受精で生まれたこととなります。治療件数も約45万件と過去最高を更新しています。

公明党は1998年に保険適用の実現を盛り込んだ基本政策大綱を採択し、以来、国会質問などでも粘り強く主張してきました。

2000年には、党の女性委員会が署名活動を実施し、その声が国を動かし、2004年に年1回10万円を限度に助成を行う特定不妊治療助成事業が創設されました。

その以降も助成金の増額や所得制限の緩和など段階的に拡充してきています。しかし、保険適用外の体外受精や顕微授精は1回当たりの費用が数十万円かかり、繰り返すと負担はかなり重くなります。

現在、特定不妊治療については、夫婦合算の年間所得が730万円未満であれば、1回15万円、初回は30万円までを上限に、治療開始時の妻の年齢が40歳未満なら通算6回、40歳以上43歳未満ならば同3回まで助成しています。

各地の自治体独自の助成拡充を推進しているところもあります。東京都の所得制限の緩和、京都府の交通費助成です。

厚生労働省は、不妊治療の実施件数や費用などの実態調査を10月から始めています。保険適用の拡大及び所得制限の撤廃も含めた助成制度の拡充は、早急に解決すべき喫緊の課題です。

そこで、3点質問いたします。

不妊治療助成事業の熊本県及び水俣市民の利用状況をお尋ねいたします。

不妊治療費助成事業の必要性についてお尋ねいたします。

水俣市独自の不妊治療費助成事業を実施する考えがないかお尋ねをいたします。

次に、水俣市立図書館について。

水俣市は日本一の読書のまちづくり宣言をしております。図書館は、市民に広く情報を提供することのできる、キーステーションでなければならないと私は考えています。市民のより高い要望に応え、さらに活用度の高い図書館を目指すべきと考えます。

そこで、お尋ねいたします。

新型コロナウイルスでの対策はどうされているのかお尋ねいたします。

書籍貸し出し状況についてお尋ねいたします。

私は8年前の平成28年12月議会で書籍消毒器の設置を提案をいたしました。そのときの答弁は、図書館の本は、不特定多数の方々の手に触れることから、いろいろな感染症への不安や、髪の毛が挟まっていたり、たばこなどの臭いがついていて嫌だなど感じておられる方も、少なからずおられるのではないかと思います。

そこで、そのような不安や不快感の解消のため、消臭抗菌機能を持つ書籍消毒器を導入した図書館も全国で340施設あり、県内では熊本市立図書館と八代市立図書館で導入をされています。この消毒器の設置につきましては、意見が分かれており、感染症などの不安等を解消するという意見がある一方で、過剰に心配する必要はないと指摘する専門家の意見もあります。

今後できるだけ清潔に保つよう努め、書籍消毒器の導入につきましては、他の図書館の導入後の状況を参考にして、引き続き研究させていただきたいと考えておりますとのことでありました。現在、コロナ禍で世界中の認識が変わりました。

今こそ、市民の安全・安心のために、図書館に書籍消毒器を設置するときだと思っておりますが、いかがかお尋ねいたします。

これにて、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 牧下議員の御質問に順次お答えします。

まず、地球温暖化対策については私から、不妊治療支援については福祉環境部長から、水俣市立図書館については副市長から、それぞれお答えします。

初めに、地球温暖化対策について、順次、お答えします。

まず、現在の水俣市の温暖化対策の取り組みと現状はどのようになっているか、との御質問にお答えします。

本市は、2008年に環境モデル都市として国の認定を受け、温室効果ガス削減の取り組みとして、ごみの高度分別による可燃ごみの削減をはじめ、家庭版・学校版環境ISOの普及、住宅への環境に配慮した設備・機器の導入支援、公共施設への再生可能エネルギーの導入、みなくるバスをはじめとする公共交通の利用促進など、様々な施策に取り組んできました。これらの取り組みにより、基準年度である2005年度推計の温室効果ガス排出量約17.6万トンに対し、基準年度と同じ排出係数を用いて推計した2017年度の温室効果ガス排出量は約11.7万トンであり、約34%の削減を達成しております。

次に、水俣市も、2050年に向けて二酸化炭素排出実質ゼロを表明してはどうか、との御質問にお答えします。

現在、本市は2005年度比で、2020年度には二酸化炭素を含む温室効果ガス排出量を32%削減、2050年度に50%削減という目標を掲げています。二酸化炭素排出実質ゼロの表明につきましては、これまでの環境モデル都市づくりの取り組みに加え、SDGs未来都市の視点を取り入れた施策の展開により、さらなる削減を進める中で、検討してまいりたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 牧下議員。

○牧下恭之君 まず初めに、基準年度である2005年度の温室効果ガス排出量17.6万トン及び近年の温室効果ガス排出量の内訳はどうなっているのかお尋ねをいたします。

本市におきましては、これまで公共施設への太陽光発電システムの導入、LED化の推進、住宅への太陽光発電・太陽熱利用システムの導入支援や家庭内LED化支援、地域防犯灯LED化支援、学校・家庭版ISOの普及啓発等に取り組んできました。

環境省は、温室効果ガスの国内排出量の約6割は住宅や移動など、ライフスタイルに起因すると警告しています。その上で、ライフスタイルの転換や新たな地域の在り方を創造する観点から、脱炭素の需要を創出していく取り組みが必要です。

また、山に手を入れ、間伐や植林を行うことで、二酸化炭素を大きく削減することができます。農作物の鳥獣被害の軽減や森林に関わる雇用の創出、地域経済の活性化にもつながります。

そこで、国の再生可能エネルギー固定価格買取制度では、住宅用太陽光発電の余剰電力の買い取り期間を10年間としており、買取期間満了を迎える発電設備が順次発生しています。

市では、住宅用太陽光発電システム設置に対する補助をしていますが、蓄電池設置に対する補助状況はどうなっているのかお尋ねをいたします。

温室効果ガス排出量の実質ゼロは、自動車や工場などの人為的な排出量から、植物が光合成などを通じて吸収した量を差し引いて算出する仕組みで、両者が釣り合った状態を指し、カーボンニュートラルとも呼ばれています。

環境省は、50年までにカーボンニュートラルを宣言する国が121カ国に上ることを紹介しています。

脱炭素社会の実現に向けた取り組みを、欧州連合EUや中国などが成長戦略の1つとして捉え、コロナ禍からの復興対策としても重視しています。世界中が、そして日本の各自治体が一丸となって取り組む脱炭素社会実質ゼロを宣言して加速させることが、異常気象の頻発で多くの災害を少なくするためにも、取り組んでいただきたいと思います。

温室効果ガス排出量から、植物が光合成などを通じて吸収した量を差し引いて算出した場合はどのようになるかお尋ねをいたします。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 牧下議員2回目の御質問にお答えいたします。

まず1点目が温室効果ガス排出量の内訳がどうなっているかということです。

温室効果ガス排出量の17.6万トンの内訳といたしましては、二酸化炭素の排出量が製造業、工業などの産業部門では約6.6万トン、小売店や飲食店、病院などの業務部門では約2.9万トン、家庭部門では約3.2万トン、自家用車や運送旅客など運送部門が約4.2万トンであり、そのほか、メタンや一酸化二窒素、代替フロン等の排出量が約0.7万トンとなっております。

また、基準年度と同じ排出係数を用いて推計しました2017年度の温室効果ガス排出量は約11.7万トンであり、内訳といたしましては、二酸化炭素の排出量が産業部門は約3.4万トン、業務部門は約3.1万トン、家庭部門が約2.8万トン、運送部門が約2.0万トンであり、そのほか、メタンや一酸化二窒素、代替フロン等の排出量が約0.4万トンとなっております。

2つ目の引取価格が、買取りが10年を迎える、そういう中で、本市としても蓄電池の設置に対する補助状況はどうなっているかという御質問でございますが、本市では、平成29年度から

定置用リチウムイオン蓄電池の設置に対する補助を実施いたしており、蓄電池の蓄電容量に1キロワットアワー当たり3万円を乗じて得た額で上限20万円までを補助として行っております。

補助を開始した平成29年度から現在までの間に2件の補助実績がございます。

3点目の温室効果ガスの排出量について、森林等の吸収量含めるとどれだけあるかということでございます。

水俣市における温室効果ガスの森林吸収量につきましては、現在用いている手法では十分な推

計値が得られないために、森林吸収量を含めた温室効果ガスの排出量の推計はできておりません。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 牧下議員。

○牧下恭之君 2017年度で、温室効果ガス排出量を約34%削減できました。これはすごいことだと思います。2020年度の削減目標が32%削減でしたので、4年も早く、2%を上乗せして達成したことになります。

しかしながら、小売店・飲食店・病院の業務部門で基準年度より0.2万トン増加しました。増加した状況及び改善策は考えているのか、お尋ねをいたします。

今後、どのような取り組みにより地球温暖化対策を推進していくのかお尋ねして、この質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 牧下議員3回目の御質問にお答えをいたします。

まず1点目が、業務部門の温室効果ガスの排出量が0.2万トン増加しているが、どういう理由か、また対策はあるのかという御質問でございます。

業務部門の増加原因といたしましては、2016年の4月から始まりました電力小売の全面自由化により、温室効果ガスの排出係数が高い新電力へ移行した事業所が増加をしており、そのことが推定値に影響したものと考えております。

また、対策といたしまして、再生可能エネルギー由来の電力会社への転換をはじめ、省エネ設備の導入等が考えられます。

2点目の今後どのような取り組みによって地球温暖化対策を推進をしていくのかという御質問でございます。

本市の地球温暖化対策といたしましては、公共施設における温室効果ガス排出量の削減に向けた取り組みとしては、平成29年2月から平成31年3月にかけて、市役所仮庁舎において行った再生可能エネルギーを中心とした電力の導入可能性調査の結果を踏まえまして、令和2年8月から順次、図書館、公民館本館、学校給食センターや市内小・中学校など、全14施設に対しまして、再生可能エネルギーを中心とした電力の導入を行ったところです。

この取り組みにより、基準年度であります2005年度と同じ排出係数を用いた推計で約230トンの温室効果ガス排出量の削減を見込んでおります。

今後は、ごみの高度分別化徹底による減量化や、施設等への再生可能エネルギー導入の推進、自転車や公共交通利用の促進、森林適正管理によります二酸化炭素吸収機能の維持・向上等の取り組みをさらに進めまして、地球温暖化対策を推進してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、不妊治療支援について、答弁を求めます。

一期崎福祉環境部長。

（福祉環境部長 一期崎充君登壇）

○福祉環境部長（一期崎充君） 次に不妊治療支援について、順次お答えします。

初めに、不妊治療費助成事業の熊本県及び水俣市民の利用状況はどうなっているか、との御質問にお答えします。

熊本県では、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため、特定不妊治療いわゆる体外受精及び顕微授精の費用の一部を助成しており、県にその申請件数を確認しましたところ、本市在住の方は、平成29年度が12件、平成30年度が7件、令和元年度が23件、令和2年度は11月末現在5件となっております。また、本市においては、今年1月から一般不妊治療のうち、人工授精の費用の一部について助成を開始しており、その申請件数は、令和元年度が2件、今年度が11月末現在で3件となっております。

次に、不妊治療費助成事業の必要性についてどう考えるか、との御質問にお答えします。

国や県より少子高齢化が進んでいる本市において、妊娠の可能性のある方たちへの不妊治療費助成事業の必要性はあると考えております。

次に、水俣市独自の不妊治療費助成事業を実施する考えはないか、との御質問にお答えします。

国においては、11月26日、不妊治療助成制度の拡充についての具体策をまとめ、発表しました。しかし、現時点では、国や県から制度拡充の内容について正式な通知はありませんので、御質問の水俣市独自の不妊治療費助成事業については、国の動向を見極めて判断してまいりたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 牧下議員。

○牧下恭之君 厚生労働省は26日に不妊治療を受ける人への費用助成制度で、2回目以降は1回当たり15万円となっている現在の助成額を、30万円に増額する方向で調整に入りました。

年齢に応じて最大で通算6回までの回数制限も、子ども1人につき最大6回に緩和する。

2020年度の第3次補正予算案に関連費用を計上、不妊治療の公的医療保険の適用拡大を22年度に実施を目指しています。それまでの措置として、助成制度の拡充を20年度中に実施する方向であります。

妊娠して、流産や死産を繰り返す不育症があります。厚生労働省によると患者数は約140万人に上るそうです。

適切な治療を行えば8割以上の患者が出産できるとの研究結果もあります。ただ、患者の半数以上が原因不明な上に、治療法については、安全性や有効性に関するデータが不十分なものが多



く、保険適用外となるケースが大半で、患者の経済的な負担は非常に重い状態です。

患者や家族が抱える悲しみに対する心理面のケアの充実と、繰り返される流産や死産によって絶望や自責、無力感を抱き、不安障害や鬱病に陥る女性は少なくありません。

医療機関や自治体との連携が不十分なため、患者らに必要な支援が届いていません。

ケアの周知強化と併せて、関係団体と医療機関、行政との連携強化に向けた対策が取れないか、さらに相談体制を検討できないかお尋ねいたします。

○議長（岩阪雅文君） 一期崎福祉環境部長。

○福祉環境部長（一期崎充君） 牧下議員の2回目の御質問にお答えします。

不妊治療及び不育症に関するケアの周知強化と併せて、関係団体と医療機関、行政との連携強化に向けた対策が取れないか、さらには相談体制を検討できないかという御質問だったと思います。

本市では、不妊治療を行っている方に対する支援と同様に、不育症の悩みを抱えている方に対しましても、妊娠届時や、その他相談があった際、悩みを傾聴し、精神面の支援を行っております。併せて、不妊や不育症の相談を専門とする熊本県女性相談センターや県内の専門医療機関などの相談先の紹介も行っております。

また、不育症の診断を受けていなくても、流産や死産を経験した方は、次の妊娠や出産について不安や悩みが多い状況ですので、今後も引き続き不安を傾聴し、必要に応じて医療機関等と連携した支援を実施します。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 牧下議員。

○牧下恭之君 岡山大学の中塚教授は、政府の不育症支援には検査の助成制度の創設などが盛り込まれ、大きな一歩と評価できる。ただ、助成を行う自治体を補助する仕組みになっている。現在、助成制度を設けていない自治体もあり、どう全国に広げるかが課題となる。新たな治療法への保険適用も急ぐべきだ。不育症の患者は、鬱病や不安障害、心的外傷後ストレス障害などの発症リスクが高い。専門職によるカウンセリングや、経験者同士による相談支援の体制整備が支援策に明記されたことは、非常に的を射た政策だ。今後、悲しみを癒やすグリーフケアなどの費用への保険適用の検討にもつなげてもらいたい。グリーフケアには傾聴や共感の姿勢が大事だが、医療機関やスタッフごとに対応の差が大きい。ケアを担う人材の質・量ともに底上げを図るための育成にも力を注ぐべきだと言われています。

不育症に対する国の助成制度の創設はこれからであります。水俣市として精神的なサポートや相談窓口の拡充は必要です。強く取り組んでいくことを希望しまして、質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、水俣市立図書館について、答弁を求めます。

小林副市長。

(副市長 小林信也君登壇)

○副市長(小林信也君) 次に、水俣市立図書館について、順次、お答えします。

まず、新型コロナウイルス対策はどうしているのかとの御質問にお答えします。

図書館では、本年春に新型コロナウイルス感染症が流行し始めた時点で、利用できるサービスを貸出し、返却のみに限定しました。それに伴い、利用者や職員の感染防止のため、3つの対策を行っております。

1つ目は、3密を防ぐために、密閉防止については、入り口ドアの開放や窓を開けて換気を行い、密集・密接の防止については、児童、閲覧、学習の各コーナーを、当面の間、使用を控える対応を行っております。

2つ目は、返却された本については、アルコールによる消毒作業を行い、感染防止に努めています。

3つ目は、図書館の利用者については、入館時に入館者シートへの記入、マスク着用、アルコールによる手指の消毒、15分程度の利用をお願いしているところです。

次に、書籍貸出し状況はどうなっているのか、との御質問にお答えします。

本年度4月から11月までの8カ月間の貸出冊数は5万1,690冊でした。昨年度の同月、同期間の貸出冊数は、7万168冊でしたので、本年度は、1万8,478冊、約26%の減少になっております。これは、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を図るため、期間中2回の臨時休館を行ったことや、利用者自身が新型コロナウイルス感染症の心配等のため、図書館の利用を控えたことによるものと考えております。

次に、市民の安全・安心のために、図書館に書籍消毒器を設置する考えはないか、との御質問にお答えします。

本年度、図書館利用者が新型コロナウイルス感染症を心配せずに、安心して本を借りていただくため、今月中に書籍消毒器を設置することとしております。この書籍消毒器の機能といたしましては、本を開いた状態で紫外線を照射する殺菌消毒機能、消臭抗菌剤を循環させて、不快な臭いを除去する消臭機能、本の下から風を当てて、ページ間のほこり等を除去する清掃機能の以上3点がございます。

○議長(岩阪雅文君) 以上で、牧下恭之議員の質問は終わりました。

この際、午後1時30分まで休憩します。

午前11時29分 休憩

---

午後1時30分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、木戸理江議員に許します。

（木戸理江君登壇）

○木戸理江君 皆さん、こんにちは。真志会の木戸理江です。

先日、エコパーク水俣のバラ園ではローズフェスタが開催され、県内外からのたくさんのお客様に楽しんでいただきました。同時開催で道の駅みなまた、みなまた観光物産館まつぼっくり前では秋バラ物産市も開催、その中のイベントでは、アコースティックのライブやダンスパフォーマンスが行われ、その主体となったのは、この春に結成された水俣市アーバンスポーツ協会のメンバーです。

彼らは休日にスケートボードやダンスを楽しんでいる仲間たちで、コロナ禍でイベントが減っている中で、仲間たちの発表の場として、このイベントを企画・運営しました。

水俣を元気で明るいまちにしたいという共通の思いの下に結成され、幅広い会員の年齢層の中で、共に勉強し、励まし合いながら頑張っています。夏のスケボーの安全教室や、定期的なエコパークの清掃活動など、みんなが社会のルールを守って楽しめるように、まず自分たちがお手本になろうと、試行錯誤しながら会を運営しています。

彼らの若いキラキラした目や、望みを高く持ち、夢の実現に努力している姿に接すると、年齢層高めな私も何とかして応援したいという気持ちにさせられ、教えられることも随分あります。

彼らのお手本となるべき私たち上の世代は、このような若者たちに恥ずかしくないような行動が必要だと、改めて思います。

どうすれば水俣の将来に有効か、正しい考察と冷静な判断の下に、しっかり考えるべき瞬間が度々あると思います。そして、その考察の1つとして、この2カ月ほどの間に、長島・南大隅・穎娃・響灘、そして串間の風力発電所を見学・視察に行っていました。この近辺やルート上にある地域に共通しているのが、観光施設につながり、そのための動線や環境整備がなされており、建設前の反対運動も、建設後のトラブルもないというものでした。

1カ所、おばあさんが、工事中は大きな車が行き交い、恐かったけど、できてしまったら静かになって何も構わんとおっしゃいました。

響灘では海岸沿いに風車が並び、その足元が公園整備され、仕事中の休憩や、釣り人がたくさん訪れていました。

風車から50メートルの所で説明を聞きましたが、風車の回転音より自分たちの話し声や打ち寄せる波の音のほうが大きく、羽根がつくる影もお日様が動くのと一緒に動いていってしまいました。

先日訪れた串間の風力発電所は、このコロナ禍において修学旅行ができなくなった学校や地域

の子どもたちの遠足の場として活用されていました。

この海まで一望できる景観は風車のために道が整備されたことで生まれたもので、私はここで2時間、鳥の声を聞きながら、日没まで景色を楽しむことができました。

夜になると、ナセルという風車の胴体部分に付けられた赤色灯、いわゆる航空障害灯がとまります。皆さん御存じのように、送電塔に付けられている、夜間飛行の航空機に対して存在を示すためのライトで、パチンコ屋さんなどによくある回転するサーチライトとは全く別物です。これらの発電所では動画も撮ってきていますので、音や周囲の様子など気になる方はぜひ御覧になってください。

そして、気になるといえば、先日の質問の中で、私の地元、湯の鶴地区での集会の話がありましたが、私も含めて20名の地元住民の参加の中には、反対ではないけれど、何を話されるか様子を見に来られた方が数名おられたことも申し添えておきます。

そして、温泉センターの後ろの山に亀裂が入っていることを市の方から聞いたという住民の話がありましたが、あれはそもそも前自治会長がセンターの管理をしているときの勝手な自己判断によるやりとりの一こまで、市のハザードマップでは温泉センターはレッドゾーンどころかイエローゾーンにも入っていません。少なくとも、市の方がそれを言われたのではありません。実際にあの会場で進行役が参加者に問われたとき、その話を知っているという人は誰もいなかったことは覚えておられると思います。

---

---

---

---

---

---

---

---

---

---

今回、一般質問の大トリを務めさせていただいて、全ての皆さんの質問・答弁を聞いてから発言できていることを幸せに思います。

多くの質疑の中で、必要な調査、丁寧な説明をとという言葉が何度も行き交いました。言葉で、あれは無能だ、これは危険だと言いたいならば、その実情を徹底的に調べ、メリットもデメリットも全てオープンにする覚悟が必要だと思います。少なくとも、何も知らない相手に、一方的に自分の都合のよいことだけを訴え、その後ろにある膨大な量の現実を隠し続けることは、私はし

たくないと思っています。広い視野で調べ上げた検証に勝るものはないと思います。

うそ偽りのない真っ直ぐな道を歩き、よりよい水俣の将来に向かって全力で進んで行きたいものです。毎日全力で歩いて、半年で健康とスリムな体を手に入れ、ポスターのときのすてきな輪郭に戻った人もおります。論より証拠、百聞は一見にしかず、行動あるのみという基本理念の下に、今回は子どもたちや地域に関係するものなど、以下通告に従い質問いたします。

1、医療センターの効果的運用と利用向上対策について。

- ①、先日AMI株式会社との協定締結が行われたが、どのような内容なのか。
- ②、過去5年間の水俣市の出生数と、医療センター産婦人科の入院利用者数はどうか。
- ③、国立水俣病総合研究センターのメグ（MEG）センターが医療センター内に設置された経緯と、その利用状況はどうか。

2、学校の現状について。

- ①、久木野小学校における小規模特認校の現状と、利用するための条件はどのようなものか。
- ②、学用品や制服について、現状は全て新品購入となっているのか。また、小学校の制服着用率はどの程度か。
- ③、文部科学省の調査で、2019年度のいじめの認知件数が過去最多を更新したそうだが、水俣での現状はどうか。

3、湯の鶴地域の観光振興策について。

- ①、第6次総合計画、第1章、施策区分3、湯の鶴の癒しのむらづくりの目的に対し、具体的にどのような取り組みがなされているか。

4、水俣市の防災と安全対策について。

- ①、水俣川の氾濫警戒について、警戒水位を超えそうな場合の市民への通知や対策はどのようなものか。
- ②、避難所について、男女別のスペースや防犯対策、設備面の改良などの策はあるか。

以上、本壇からの質問を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 木戸議員の御質問に順次お答えします。

まず、医療センターの効果的運用と利用向上対策については病院事業管理者から、学校の現状については教育長から、湯の鶴地域の観光振興策については副市長から、水俣市の防災と安全対策については私から、それぞれお答えします。

○議長（岩阪雅文君） 医療センターの効果的運用と利用向上対策について、答弁を求めます。

坂本病院事業管理者。

(病院事業管理者 坂本不出夫君登壇)

○病院事業管理者(坂本不出夫君) 初めに、医療センターの効果的運用と利用向上対策について、順次、お答えします。

まず、先日AMI株式会社との協定締結が行われたが、どのような内容なのか、との御質問にお答えします。

AMI株式会社につきましては、水俣市が誘致し、水俣産業団地のみなまた環境テクノセンター内に拠点を置く、医療機器開発等に取り組むベンチャー企業でございます。去る10月13日に、水俣市とAMI株式会社、そして当センターの三者で包括的連携・協力に関する協定を締結したところでございます。

協定の内容は、AMI株式会社が有する遠隔医療に関する技術及び知見を用いて、それらの効果、課題等を検証するため、当センターと久木野診療所をインターネット回線で結び、実際に遠隔による診療を行いながら、今後のICTの導入や、その活用の可能性などを検証し、僻地をはじめとする地域医療の充実、ひいては地域住民の安心した暮らしの実現につなげていくこととなっております。

次に、過去5年間の水俣市の出生数と医療センター産婦人科の入院利用者数はどうか、との御質問にお答えします。

過去5年間の水俣市の出生数については、平成27年度が168人、平成28年度が175人、平成29年度が171人、平成30年度が135人、令和元年度が136人となっており、減少傾向となっております。そのうち、医療センターで取り扱った出産件数は、平成27年度が79人、平成28年度が83人、平成29年度が81人、平成30年度が61人、令和元年度が48人となっており、水俣市の出生数同様、減少傾向にあります。

次に、産婦人科の入院利用者数につきましては、平成27年度が290人、平成28年度が247人、平成29年度が202人、平成30年度が200人、令和元年度が175人となっており、出産件数同様、減少傾向にあります。

次に、国立水俣病総合研究センターのメグセンターが医療センターに設置された経緯と、その利用状況はどうか、との御質問にお答えします。

まず、メグセンターが医療センターに設置された経緯につきましては、平成21年に国立水俣病総合研究センターがメチル水銀中毒の客観的な診断法を検討するため、脳磁計を導入することとなった際に、当センターに設置することで多くの市民に利用していただくことが期待できること、また当センターのMRIでの検査も併せて実施が必要であったことから、協力要請があり、設置された経緯となっております。

次に、利用状況につきましては、国立水俣病総合研究センターに確認したところ、これまでに水俣市民492人が検査を受けられているとのことであります。

○議長（岩阪雅文君） 木戸議員。

○木戸理江君 久木野をはじめとする僻地の地域医療は課題が多く、ICTを活用した診療が身近なものになっていくことは、高齢者が増えていく地域にとっても、より安心なものになることが期待できます。

実際に、先日、久木野診療所で開催されたオンライン診療の体験会を見学に行ったのですが、急遽体験することになり、一気に血圧が上がってしまいました。

同じように、オンライン診療では高齢者は機械を相手にすると、緊張や不安も大きいのではないかと思います。それについてのケアはどのように計画してありますか。これがまず1つ目の質問です。

続けます。今回は久木野でスタートする事業ですが、山間部はもちろん、外出が困難な患者に対しても有効な方法で、その対象が広がれば当然機器の数も増えるでしょうし、患者さんの負担軽減を考えると、コンパクトで性能の良い機器になると期待できます。同時に導入費用もかかりますが、既に同様の取り組みをされているところの先進事例を参考に、ぜひ取り組んでいただきたいと思っていますが、現時点で医療センターではどの程度まで計画があるのか、お聞きします。これが2つ目の質問です。

続けます。水俣市の出生数に対して医療センターでの出産件数は約半分、しかも減少傾向にあります。なぜ医療センターで出産をしないのか、それを考察したいと思います。

テレビに取り上げられる産院や、世間の情報も影響しているのではないかと推測されますが、隣の出水市などで出産をするケースも聞きます。ほかの医院を選ぶ理由は何だと思えますか。まず1つ。

また、それについて、利用者を増やす取り組みや努力をしていますか、産婦人科のことについては2つお尋ねします。

続けます。メグセンターのパンフレットによれば、リハビリや治療もできると記載してあります。そこで質問です。メグセンターでの診察結果で気になる点が出た場合に、引き続き医療センターで受診できれば安心だと思えますが、受診者の状態などの情報共有は可能なのでしょうか。もし可能であれば、そのまま次の診察に移れ、病院の移動や検査を重複することもなくなり、市民にとっては便利だと思います。

また、検査で使っているMRIは九州に何台かしかないような、能力の高いものだと聞きました。どれほどの能力を持ったものなのでしょうか。さらに、このMRIはメグセンターの所有だと聞きましたが、利用するのはメグセンターの受診者だけなのでしょうか。市民のために利用す

ることはできないのでしょうか。

以上、オンライン診察について2件、産婦人科について2件、メグセンターについて3件、お尋ねします。

○議長（岩阪雅文君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 木戸議員の2回目の御質問にお答えします。

まず1点目は、オンライン診療では、高齢者は機械を相手にすると、緊張や不安が大きいので、そのケアの方法はどのように計画しているのかとの御質問ですが、多くのオンライン診療では、医師と患者が1対1で画面を通して行われますが、今回の実証試験では、看護師が付き添って、高齢者が苦手なパソコンなど、機器の操作や、患者さんと医師の間で診察のサポートを行いながら、緊張や不安を軽減するようにしております。

2点目は、導入費用もかかるので、先進事例を参考にして取り組んでほしいが、医療センターはどの程度までの計画があるのかとの御質問ですが、新型コロナウイルスにより、国はオンライン診療に関して、急速にその設備を進める方針を打ち出しております。将来的には、オンラインの診療の必要性やメリットは感じながらも、医療の質の確保の観点から、急速なオンライン診療の進展には不安の声も聞かれます。

当センターとしましては、今回の実証事業では、オンライン診療の効果や課題の拾い出しをはじめ、熊本メディカルネットワークによる診療情報の共有など、今後の運用に備えるためとしておりますので、実証の結果を整理して、医療の質を低下させない、患者さんが安心して受診できるオンライン診療に向けて、まずはできるところから進めてまいりたいと考えております。

次に、隣の出水市などで出産するケースをよく聞く。他の医院を選ぶ理由は何だと思ふのかとの御質問ですが、当センターでは麻酔による合併症のリスクもあるため、実施していない無痛分娩を選択するケースが多いのではないかと考えております。

また、部屋の内装などのホスピタリティー面などで、民間のクリニックを希望する場合も多いのではないかと考えております。

2点目は、利用者を増やす取り組みや努力をしているのかとの御質問ですが、周産期医療を担う地域の中核病院の役割として、若い世代が定着し、安心して産み育てられる環境を維持するため、利用者を増やすことは大変重要なことと認識しております。

当センターでは、母親学級や、親子すこやか外来など、多職種による妊娠、出産、育児支援を実施することで、出産後のフォローも含めた体制を提供できるよう努めており、今後も利用者数の増加に向けて取り組んでまいりたいと考えております。

次に、メグセンターでの診察結果で、気になる点が出た場合に、引き続き医療センターで受診できれば安心かと思うが、受診者の状態などの情報共有は可能なのだろうかとの御質問ですが、



これは、メグセンターでの脳磁計や、MRIの検査で疾患につながる所見があった場合は、メグセンターから紹介があり、当センターを受診いただく場合もあります。また逆に、当センターの患者さんで、神経疾患などの症状がメグセンターでの検査に適用する場合は、紹介し、必要な検査を受けていただくこともあります。

2点目は、検査で使っているMRIは能力の高いものだと言ったが、どれほどのものかとの御質問ですが、このMRIは、平成25年に国水研が導入したもので、大学病院や最先端の研究機関など大規模施設で使用されている最上位の機種であり、高速・高画質撮影を可能とする能力を有しております。

3点目は、このMRIは、メグセンターだけでしか使用できないのか、市民のために使用することはできないのかとの御質問ですが、MRIにつきましては、午前は当センター、午後は国水研が使用するなど、共同利用を実施しており、広く市民の医療に活用されているところであります。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 木戸議員。

○木戸理江君 出産に際しての、無痛分娩はニーズはあるけれどリスク回避も必要であるということですね。申し訳ありません、私の娘は他の医院で無痛分娩で出産をしましたが、産む瞬間まで痛みや不安に襲われることなく、リラックスした状態で出産することができました。出産の痛みやつらさ、精神的な不安や恐さなど、多くの大きな山を越えなければいけないというのは、この医療が進歩していく中で、なかなか改良されないもどかしさもある中で、痛み、苦しみというのが安全に軽減されるような、医療のさらなる進歩に期待しています。

産婦人科の入院利用者数は例年200人前後、多少の減少傾向にはあるようですが、婦人科の入院と出産に伴う入院では、日中の時間の過ごし方や状況も違うと思いますし、出産だけに限っても、状況次第では各個人への配慮も必要となってくると思います。

その際、複数人の病室では難しいケースもあると思いますが、個室を整備するような改善はできないでしょうか。また、医療センターを選ばない意見の中に、母子同室でないというのも聞いたことがあります。個室の病室であれば、それも可能となり、利用者の増加が期待できるのではないかと思います。いかがでしょうか。

以上、2点お尋ねします。

○議長（岩阪雅文君） 坂本病院事業管理者。

○病院事業管理者（坂本不出夫君） 木戸議員の3回目の御質問にお答えします。

婦人科の入院患者と出産に伴う入院、また出産時の状況次第では配慮も必要となり、複数人の病室では難しいケースもあると思うが、個室を整備するような改善はできないかとの御質問です。

が、当センターの産婦人科病棟の西3病棟は、平成25年に新西館に移転し、療養環境の改善を行っております。産婦人科の病室は14床あり、その内訳は個室が6室、4床室が2室となっております。特室料は必要となりますが、6室ある個室を利用することが可能であり、出産予定日前から個室を確保するよう配慮しております。

なお、当センターでは、以前より原則母子同室を実施しております。また、分娩室の1室を陣痛、出産、回復まで同じ部屋で行うことで、移動もなく、体への負担も少ない環境を整備しており、利用者のニーズに応えるよう配慮しております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、学校の現状について、答弁を求めます。

小島教育長。

（教育長 小島泰治君登壇）

○教育長（小島泰治君） 次に、学校の現状について、順次お答えします。

まず、久木野小学校における小規模特認校の現状と、利用するための条件はどのようなものか、との御質問にお答えします。

小規模特認校の現状につきましては、これまで令和2年度、令和3年度の就学について2回申請を受け付けましたが、いまだ申請はない状況です。利用するための条件につきましては、水俣第一小学校及び水俣第二小学校の児童であって、1つ目に小規模特認校の教育活動方針に賛同すること、2つ目に、通学に当たっては、児童の保護者の負担と責任において行うこと、3つ目に、児童の保護者は、PTA活動等について、十分理解し、積極的に協力することとしております。

次に、学用品や制服について、現状は全て新品購入となっているのか、また小学校の標準服着用率はどの程度か、との御質問にお答えします。

各小・中学校におきましては、一部の学用品を除き、譲り受けや、お下がりの使用も認めており、学校によっては、保護者への文書等にその点を明記して周知しております。

小学校の標準服につきましては、7校中5校に標準服があり、そのうち4校は標準服を常時着用し、1校は年間50日程度着用しております。

次に、文部科学省の調査で、2019年度のいじめ認知件数が過去最高を更新したそうだが、水俣での現状はどうか、との御質問にお答えします。

本市におけるいじめの認知件数は、文部科学省の児童・生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸問題に関する調査によると、小・中学校全体で、平成27年度5件、平成28年度17件、平成29年度11件、平成30年度28件、令和元年度43件となっており、ここ数年は増加傾向にあります。

○議長（岩阪雅文君） 木戸議員。

○木戸理江君 小規模特認校の2つ目の条件、通学に当たっては、児童の保護者の負担と責任にお

いて行くこと、というものが気になります。市内から久木野までは、車でおよそ30分かかります。準備や出発をしてから、非常に時間が、少なくとも30分前には家を出る必要があるということですね。また、保護者が仕事をしていれば、子どもを久木野に送ってからでは始業時間に間に合わないかもしれません。このようなことでも条件が合わず、申請を見合わせている家庭もあるのではないかと考えます。

このような、入学者がいない理由を分析し、対策を取っているか、そこに条件の緩和など検討されていないかをまず1つ目の質問とします。

小規模特認校は学校の希望によりその後認定されると聞いています。例えば、湯出小学校などが申請をしますと、第一中学校への送迎バスが毎朝上ってきます。最初上ってくる時は無人で来るわけですから、もし湯出小学校への通学者ができれば、そのバスをうまく利用できるのではないかと思います。

このように、うまく条件をクリアして子どもを受け入れているほかの地域の成功事例があれば教えてください。併せて、その方法を水俣に当てはめることができないのか、これを2つ目の質問とします。

続けます。学用品や制服が、譲り受けやお下がりを活用できると聞いて安心しました。家計の負担をなるべく抑え、安心して子どもを学校へ送り出せることができるように、行政でも常に状況把握や改良を進めていただきたいと思います。

いじめの認知件数、平成29年度に少し下がったものの、ほかが毎年上がっていることに、心配であるのと残念な気持ちが否めません。個人的に思うことですが、いじめというものは、その時々状況に変化はあっても、無くなるということはないと感じています。教職員をはじめ、周りの大人たちに認知されないように、巧妙に行ういじめがまだまだあり、実際に悩みを持つ子どもの話も毎年のように聞いています。

今回、約120人の小・中・高校生にアンケートを取りました。そのうち27人がいじめをした、いじめを受けた、いじめを見たなどの回答をしました。いじめと認識している子供がおよそ20%いることになります。

さらに、それが解決したという回答もありますが、今でも続いている、悩んでいるという回答もありました。この、当事者が声をあげられずにいる実情をどう思われますか。

そして、それを取り組んでいる学校の悩みや問題点などはないのでしょうか。まずここをお尋ねします。

同様に、全国でも様々な対策が行われていると思いますが、参考にできそうなものや、すぐにも取り入れられるような、調査などは行っていますか、お尋ねします。

今回、いじめについての市の動向を調査していましたら、教育委員会重要政策実施状況評価一

覧というものがホームページ上にありました。この内容について、過去10年間においての実績や成果に大きな変化が見られず、文言の表現が少し変わっただけだなという印象です。これは子どもたちの問題に直結している課題としては、型にはまったものの印象が拭えません。この中で重要だと思える課題の部分などの、あと一歩進んだアクションが必要ではないかと考えますが、どう思われますか。

以上、お尋ねします。

○議長（岩阪雅文君） 小島教育長。

○教育長（小島泰治君） 木戸議員の2回目の御質問にお答えいたします。

5点ございました。1点目は、小規模特認校への通学者がいない理由を分析して、対策を取っているのか、条件の緩和など検討されていないのかということでした。

2点目が、うまく条件をクリアして子どもを受け入れている他地域の成功事例があるのか、あれば、その方法を水俣に当てはめることはできないのかという御質問でした。併せてお答えいたします。

通学の希望がないことについて、水俣一小校区及び水俣二小校区の保護者の声を直接お聞きするなどの分析やその対策は行っておりません。また、制度の条件の緩和についても、今のところ考えておりません。

他地域におきましては、小規模特認校までの通学に路線バスやスクールバス等を活用して子どもを受け入れている事例もありますけども、本市の場合は、規則において通学に当たっては、児童の保護者の負担と責任において行うことと規定して、保護者送迎を原則としつつ、親族等の送迎や公共交通機関の利用も認めることとしております。

ただし、スクールバスの利用につきましては、現在のルートや台数などの運行状況や、他の遠距離通学児童との公平性などから、利用は困難であると考えております。

なお、通学距離が片道4キロメートル以上の児童は、水俣市立小・中学校通学費助成事業の対象になると考えております。

3つ目ですけども、いじめについて、当事者が声をあげられずにいる実情をどう思うか、それに取り組んでいる学校の悩みや問題点などはないかという御質問でした。

当事者が声をあげられずにいる実情があれば、大きな問題であり、学校はもちろん、多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができる体制づくりが重要であると考えています。

現在、各学校においては、いじめ防止のための取り組みに加え、引き続き定期的な教育相談や、随時のアンケートなどを行い、児童・生徒のささいな心の変化に気づく機会を設け、早い段階からの確かつ積極的な対応をするよう取り組んでおります。

また、心理や福祉の専門家として、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、そ

の他関係機関との連携などを図り、対応しております。

それでも、解決に向けて、医療や法律の専門家である医師や弁護士など、より専門的な支援を要するケースもあり、学校では解決が困難な場合であることが、悩みや問題点であると考えています。

4点目なんですけども、全国での様々な対策において、参考になるものとか、取り入れられそうなものの調査を行っているのかという御質問でした。全国の様々ないじめ対応に関する対策については、詳細な調査を行っておりませんが、参考となる事例もあり、例えば学校や教育委員会に外部の専門家を加えて、いじめの対応に当たる組織を設ける例や、いじめ問題に関する相談窓口を設けている自治体もあるようです。

5点目ですけども、あと一歩進んだアクションが必要ではないかという御質問につきましては、改めて本市のいじめ対応の課題等を検証し、他自治体の事例も参考にしながら、より有効な取り組みを引き続き検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 木戸議員。

○木戸理江君 定期的な教育相談や随時のアンケート調査はとても大切だと思います。しかし、校内で行う相談やアンケートの記入を、いじめられている当事者が不安なく行うことができるかと言えば、必ずしもそうとは限りません。おっしゃるように、専門的な支援も必要だと思いますし、解決に向けてよりスピーディーで的確な方法を探ることも1つの方法です。

先日、大阪府寝屋川市に視察に行っていました。ここでは行政の中に市長直轄のいじめ専門の担当課があり、いじめに関する全ての情報をまず受理し、学校ではなく、行政の中で問題に直接取り組むというシステムになっています。

通常、学校だけで行ういじめ問題の対処、いわゆる教育的アプローチには限界があると捉え、行政的アプローチを新たに導入しています。

行政的アプローチは市役所の監察課職員にて、いじめの被害者・加害者・保護者・教員に直接関与します。ここでは、いじめの被害者がいじめられていると感じた時点でいじめが成立するとうたっています。その情報収集の中心となるのが、全ての小・中学生に配布してあるチラシです。

内容は、いじめが悪であることを強く示し、担当課が直接話を聞きに行くので情報をくださいと訴え、ハガキで通報ができるようになっています。約1万7,000枚、小学校低学年・高学年・中学生向けの3パターン、内容や紙質などは議会でも質問・提案がなされ、更新しています。

これを毎月子供たちに配布するための予算も確保されています。担当課ができてから2カ月後には、子どもたちをいじめから守るための条例が制定されました。

内容で特徴的なものが、保護者及び地域住民は、いじめに関する情報提供を行う責務を負うと

いうものや、市長の権限で、学校や市の機関に対して、児童の見守りや環境整備をはじめ、加害者に対して訓告や別室指導・懲戒、出席停止、学級替え、転校など、かなり強い措置を講ずべく勧告できるなどがあります。

ストレートでかなり強い取り組みなのですが、施行されてから2年間で344件のいじめ認知となり、その全てがいじめの終結、いわゆる解決と判断されたものになっています。

そして、もしいじめが解決できないケースに至った場合は、法的アプローチとして、民事訴訟や警察への告訴の支援まで監察課が行うよう整えられ、そのための予算確保もされています。

大人たちが見えていないいじめに悩んでいる子どもたちにとっては、日々直面している問題であり、できることを一日でも早く取り組むのが、救いの一歩になると思います。

組織作りや予算の確保など、難しいものはたくさんあると思いますが、早急に取り組めるものを精査し、対策を取るべきだと考えます。

寝屋川市のように、いじめ問題解決に向けた直接的な取り組みを行政が行っている事例について、水俣市でも参考にできるものがあるのではないかと思います。いかがでしょうか、市長にお尋ねします。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 木戸議員の3回目の御質問にお答えをいたします。

今、木戸議員が御紹介されました寝屋川市のように、いじめ問題の解決に向けて、直接行政が行っている事例について、参考にできるものがあるのではないかとというような御質問かと思えます。

木戸議員御紹介の寝屋川市では、2012年にいじめ加害者の中学生が傷害罪で逮捕される重大事案が発生するなど、いじめの問題に長年心を痛められてきた経緯があるということを伺っております。

そのような中、2019年に就任された広瀬市長が、いじめは人権侵害であるという認識の下、いじめの解決に行政が直接関与して、いじめに悩む子どもの声をいち早く聞き取る仕組みをつくられ、強い意思を持っていじめの根絶に取り組んでおられるというところでございます。

本市におきまして、現在のところ、寝屋川市のような部署の設置は考えてはおりませんが、2013年に成立したいじめ防止対策推進法におきまして、いじめに対して教育委員会、学校現場などの対応に加え、市長への報告義務、市長の判断による再調査のプロセスなど、市長部局の関与が想定をされているところであり、何よりいじめを人権問題と捉える視点は市長部局での対応に当たっても、大いに参考にすべきものだというふうに考えております。

本市におきましても、いじめ認知件数が増加傾向にある中、いじめ対策防止推進法の趣旨に照らしまして、何よりも子どもの命を守るという視点から、対応に努めてまいりたいというふうに

考えております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 次に、湯の鶴地域の観光振興について、答弁を求めます。

小林副市長。

（副市長 小林信也君登壇）

○副市長（小林信也君） 次に、湯の鶴地域の観光振興策について、順次、お答えします。

まず、第6次水俣市総合計画、第1章、施策区分3、湯の鶴の癒しのむらづくりの目的に対し、具体的にどのような取り組みがなされているかとの御質問にお答えします。

昨年3月に策定した第6次水俣市総合計画に、湯の鶴癒しのむらづくりとして掲げている湯の鶴温泉への観光入込客の増加に向け、湯の鶴観光物産館鶴の屋及び湯の鶴温泉保健センターの運営や、鈴虫まつりなどのイベント開催支援、湯出七滝や矢筈岳へのトレッキングなどのアクティビティ開発を行うとともに、温泉街の魅力について情報を発信することで観光客誘致に取り組んでいるところでございます。

○議長（岩阪雅文君） 木戸議員。

○木戸理江君 答弁のとおり、湯出七滝や矢筈岳というのは、初級者や上級者にもレベルに合わせた楽しみ方ができるすばらしい場所だと思います。

地元の水道管理組合は毎年2回、大滝のタンク周辺の掃除と、水道配管点検に入りますが、目につくのは、台風や大雨などによる倒木や路面の崩壊です。

仮にも、観光資源として水俣市でも発信している場所が、このような状態では、お客様にお勧めすることもできませんし、パンフレットだけ見て、うっかり軽装でお客様が行ってしまい、けがや事故につながる可能性があります。ほとんどの滝周辺で柵や足元が崩れたり、倒木が流れ込んで引っかけたりと、観光客を呼べる状態ではありませんが、整備をすれば、相応の予算が必要かと思えます。

そこで1つ目の質問です。コロナ禍において国の地方創生臨時交付金などを活用され、観光の分野でも支援事業がいろいろ展開され、人を呼ぶための予算は広く活用されたと思いますが、今後の持続的かつ発展的な観光客誘致を考えたときに、湯出七滝や矢筈岳などの環境整備及び観光客誘致に向けた計画は具体的にどのようなになっているのかお尋ねします。

実際に崩落箇所の補修を終えれば、あえて悪路を楽しむようなトレイルランなどの商品化も可能だと思います。市民は日々観光客の増加を望んでいますし、情報発信も大切ですが、その前にフィールドを整えることが必須ではないでしょうか。

これからしばらくは季節柄、またコロナの影響もあり、観光客の増加を見込むことは難しいかもしれませんが、この時期だからこそ準備のために使えるのではないかと思います。

気候がよくなってからの観光客の入込みのタイミングを考えると、すぐにでも着手していただきたいと思っています。

海だけでなく山の魅力も発信することで、滞在型の水俣観光のアイテムが増え、強固なものになると思いますが、すぐに計画の実行に着手することはできないのでしょうか、お尋ねします。

質問は、以上2点です。

○議長（岩阪雅文君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 木戸議員の2回目の御質問についてお答えします。

まず1点目の、今後の湯出七滝や矢筈岳などの環境整備や観光客誘致に向けた計画は、具体的にどのようなになっているかとお尋ねでした。

湯の鶴地域のすぐれた観光資源であります湯出七滝及び矢筈岳の誘客促進に向け、これまでトレッキングなどのアクティビティプランの開発及び情報発信に取り組んできたところでございます。なお、湯出七滝への遊歩道や案内看板の老朽化や、7月豪雨による一部倒木や土砂の流入等が確認されていることから、今年度中に可能な範囲での応急的な対応を行うとともに、湯出七滝や矢筈岳のルート整備など、必要となる工事費を積算し、活用できる国等の支援策を調査することとしております。

2点目の山の魅力についても発信することで、水俣観光が強固なものになると思うが、すぐに計画の実行に着手することはできないのかというお尋ねでした。

矢筈岳へのトレッキングなど、山の魅力につきましては、既に情報を発信して、観光客の誘致に取り組んでいるところでございますけれども、先ほどの答弁でもお答えしましたとおり、老朽化への対応など、湯出七滝等の各種整備には多額の予算を伴うことが予想されております。本市の厳しい財政状況の下では、単独財源での整備は困難であることから、まずは国等の支援策が活用できないか、調査をすることとしております。湯出七滝及び矢筈岳の環境整備は、湯の鶴温泉街の観光振興にとって重要な役割を果たすものと認識しておりますので、着手可能なものから、順次環境整備に取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 木戸議員。

○木戸理江君 プランの開発、情報発信というのもしっかり必要であり、大切です。しかし、まずはフィールドの整備ではないでしょうか。コケのついた表示板、壊れたカーブミラー、草や枝が生い茂った駐車場に誰が喜んで足を踏み入れるでしょうか。

きれいな写真のパフレットを見て、期待を込めて向かった先で、落胆して帰るお客様があれば、その落差を生み出す責任は大きいと思います。次にまたそのお客様が、今度こそという思いで再び足を運ばれるでしょうか。それはないと思います。



だからこそ、早急に最低限のケアが必要だと思っています。

最近、湯の鶴温泉の入り口に風力発電に反対する看板が立ちました。

さあ、これから温泉や山を楽しむぞという観光客の皆さんの目に必ず止まるであろう道路の脇にです。この看板を見たお客様が、何の陰りもなく、この地で気持ちよく時間を過ごしていただけるでしょうか。私はとても心配しています。もしかしたら、お客様の中には、風車の立ち並ぶまちに暮らしている方もあるかもしれません。風力発電で地域振興をしている方もあるかもしれません。串間の風力発電所のように、風車に愛称を付けたことのある子どもが来てくれているかもしれません。風車とともに協同組合を起し、それを生業にしている団体の方もいるかもしれません。

湯の鶴を観光に来られた方々が、湯の鶴に入る真っ先にこの看板を見たときに、イメージダウンにならないか心配です。

これを設置された方は、お客様の気持ちまで考えて立てられたのでしょうか。同じように心を痛めている地域住民がたくさんいます。毎日通勤や通学で通る地域住民の心は、観光で来てくださるお客様のことを憂いながら、この看板を見ている人も少なくありません。

せつかく地域と行政が力を合わせて観光客誘致を努力しているところに、心が痛んでなりません。湯の鶴の観光のことばかり訴えるわけにはいきませんが、厳しい状況の中でうまく予算を運用するのも大切な業務です。大規模な工事や整備など国の支援を模索するのを同時進行で、市が持つ予算の使い方を再検討する努力も必要ではないかと思います。

ポスターやチラシやのぼり、他紙への広告宣伝などの媒体は、成果品として形は残りますが、それはあくまで呼ぶためのアイテムにすぎず、大事なものは、それを使って入る人の数を増やすことではないかと私は考えます。既に水俣に入っている観光客に、チラシを見せて満足するだけでなく、まだ水俣へ来ようと思っていない人の気持ちを水俣に向ける、積極的な取り組みを強化させ、入込客の確保を狙うのも大切です。

情報発信はSNSの普及などで、上手に活用すればそれほど時間を要さなくても広告宣伝ができると思います。地元の魅力をネット上で発信し、成功している自治体がたくさんあります。しかし、情報が早い分、観光客の動きも速いと予測されます。

そのためにも、まずは受け入れの環境整備を確実にやる必要があるのではないかと思います、いかがでしょうか、まず1つ目の質問です。

温泉街にある憩いの広場の運用についても同様です。決算でも電気代が計上されていましたが、1年前に答弁のあった憩いの広場の散策や竹あかりなどの活用は、コロナ禍において活動が狭められたことを差し引いても、活用とは程遠い現状だと感じています。

仮にコロナが収束し、何かを起こすとしても、今年の計画で述べられた竹あかりなどは、現物

確認すればそれは不可能に近いと思います。夜遅くまで電気がついているだけで、何も利用されていない広場をどのように活用できるのか、条件が整わない場所のために予算を投入するのには、地元も一緒に丁寧に検討していく必要があると思います。

現在、管理は行政にあると聞きましたが、例えば、これを自治会に委託され、地元自治会を中心に活用法を検討してもらうような仕組みづくりはできないのか、また、今後この場所を観光地としてどのように扱う考えであられるのかをお尋ねします。

質問は以上です。

○議長（岩阪雅文君） 小林副市長。

○副市長（小林信也君） 木戸議員の3回目の御質問にお答えします。

まず1点目のパンフレット等の作成をするよりも先に、受け入れ体制の環境整備を確実にを行う必要があるのではないかとこの御質問でした。

議員御指摘のとおり、本市を訪れる観光客が安全・安心かつ満足していただくためにも、観光地における受け入れ環境の整備は極めて重要であるというふうに考えております。

本市への誘客促進による観光消費額の増加を目指す観点から、観光客誘致を目的とした紙媒体等による広報宣伝と併せまして、受け入れ環境の整備は両輪で取り組む必要があるというふうに考えております。

次の湯の鶴温泉憩いの広場につきまして、自治会に委託し、活用方法を検討してもらうような仕組みはできないのか、また、この場所を観光地としてどのように取り扱う考えがあるかというお尋ねでした。

この湯の鶴温泉憩いの広場につきましては、令和元年度に完成したところでございます。この整備の目的といいますのは、湯の鶴地区の良好な景観維持を目的として整備をされているところでございます。広場の維持管理を外部に委託する場合は、確実に管理・活用を継続できることが求められておりますので、慎重に判断していきたいというふうに考えております。

なお、維持管理委託に関係なく、地元自治会からこの広場を活用したいという御要望がありましたら、必要な協力等を行ってまいりたいというふうに考えております。

また、この広場を観光地として、より効果的に活用できるように、地元自治会等とも協議をしてまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（岩阪雅文君） 次に、水俣市の防災と安全対策について、答弁を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 次に、水俣市の防災と安全対策について、順次お答えします。

まず、水俣川の氾濫警戒について、警戒水位を超えそうな場合の市民への通知や対策はどのようなものか、との御質問にお答えします。

市民への通知につきましては、熊本県防災情報メールサービスに登録した市民には、水位の上昇に伴い、水防団待機水位、氾濫注意水位、避難判断水位、氾濫危険水位に達したことが、段階的に通知されます。これは、熊本県が水位観測所を水俣川に2カ所、湯出川に1カ所設置し、常時水位の観測を行っており、水位情報がリアルタイムで提供されています。また、防災行政無線、市のホームページで、避難勧告や避難指示を発令するときに、避難判断水位または氾濫危険水位に達したことを通知しております。

本市の対策としては、災害対策本部を開催し、雨量の増加や河川の水位の上昇から判断し、避難勧告や避難指示の発令を行います。

次に、避難所について、男女別のスペースや防犯対策、設備面の改良などの策はあるか、との御質問にお答えします。

男女別のスペースや防犯対策として、テント型のパーティションや間仕切りパーティションを整備しております。また、設備面の改良につきましては、避難者に、より過ごしやすい環境を整えるために、防災マット、空気清浄機、段ボールベッド等の備品を整備しております。平成25年8月に内閣府が策定した、避難所における良好な生活環境の確保に向けた取組指針では、避難所の長期化が見込まれる場合は、施設の設備や備品等を整備し、プライバシーの確保等、生活環境の改善対策を講じることとされておりますので、今後も避難所の環境改善に向け取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（岩阪雅文君） 木戸議員。

○木戸理江君 熊本県の水位観測所が2カ所あり、常時観測してあるとのことですが、それは熊本県の防災情報メールサービスに登録した市民だけが知り得る情報ということになりますね。水俣市内に流れる防災無線でも感じていることですが、放送の最後に、詳しくは水俣市のホームページを御確認くださいとアナウンスされます。ネット環境が整っている、もしくはパソコンやスマートフォンを使いこなしている市民はそれでいいかもしれませんが、それらを使えない高齢者などにとってはどうでしょう。少々荒い言葉ですが、水俣弁で言うと「ホームページば、見いきりばしすごつ」というのが本音で飛び出します。

大雨のときは地域のスピーカーも雨音にかき消されたりもします。いち早く現況を知りたい市民に、もう一步寄り添う方法を考察する必要があるのではないかと考えます。

防災無線の活用に限度があるとすれば、せめて避難を誘導する立場の市民が情報収集ができるような、新たな取り組みができないだろうかとも思います。

例えば、避難所の開設や利用状況、雨の降り方、土砂崩れなど、道路の被災状況などをリアル

タイムで発信できないでしょうか。最近では、行政独自のツイッターやLINEを発信している自治体もあります。水俣市でもSNSでの情報発信をすることは検討できないか、まず1点お尋ねします。

続いて避難所の改良について。防災士の教本の避難所運営についての項目では、避難所開設時に配慮すべきものとして、17の直ちに設置すべきものが表記されてあります。その中に、女性就寝スペースとはっきり明記してあります。

第15区自治会・湯出地区では、自治会主体でその環境整備に向け第一歩を踏み出しました。この春に、自治会の予算で取り急ぎ簡単なパーティションを手作りしました。材料は段ボールで、予算は1万円弱。実際に避難所が開設した折には、家族連れや旅館のお客さんなど、一定スペースの確保が必要な人達が利用しました。

パーティションを製作するに当たり男女200人にアンケートを取りましたが、回答者の半数以上が異性と同じ部屋で過ごすことの抵抗感を訴えました。たかが避難所、されど避難所です。

今回15区自治会で安くて良いものを作ったのですから、参考にされてはいかがかと思っています。

さらに市民に寄り添った避難所の準備に向け、改良を進めることも必要かと思いますが、その中で必ず出てくる意見が地域によって避難所の格差があるという部分です。例えば、同じ地区の中でも、避難所開設されたときに、日常的に使っている公民館機能を持つ温泉センターと、ふだん使っていない湯出中学校では、開設のときから状態が変わります。

場所によっては、距離や動線などで学校を使ったほうが良い住民もいます。だからといって、避難所だけのために、自治会で常時手入れをしておくというのも負担が大きいものであります。

2つ目の質問です。湯出中学校のように、現在学校として使っていない避難所は、その整備を自治会で賄うのは負担が大きいと感じます。行政でケアができないでしょうか。

また、逆に、久木野小学校や湯出小学校では、現在学校として使っていますが、校舎や体育館などを避難所として利用することができないのか、お尋ねします。

質問は以上3点です。

○議長（岩阪雅文君） 高岡市長。

○市長（高岡利治君） 木戸議員の2回目の御質問にお答えをいたします。

まず、1点目ですが、災害に対する情報の発信で行政独自のツイッターやLINEを発信する自治体もあるということで、本市でも同様にSNSの情報を発信できないかと、検討できないかという御質問でございますが、本市では気象情報や避難所開設などの災害情報は防災行政無線や、熊本県防災情報メールのほかに、今年度からヤフーの防災速報アプリで情報発信を行っているところでございます。

議員御指摘のSNSでの災害情報発信は、災害発生または災害が発生するおそれがあるときに、市民にいち早く情報を伝える重要なツールと考えておりますので、メリット・デメリットを検証しながら、今後検討していきたいというふうに考えております。

次の2点目ですけれども、旧湯出中学校は、通常は使っていないけれども、避難所で、これを自治会で維持管理するのは非常に負担があるけれども、行政のほうでケアができないかという御質問でございます。

旧湯出中学校におきましては、今年度避難者用にスポットクーラーを配備をしたところであります。地域で管理する避難所の整備につきましては、先ほども答弁をさせていただきましたが、可能な限り環境改善に向け、取り組んでまいりたいと考えております。

3点目の久木野小学校や湯出小学校、こういったところは現在、避難所としての機能を有していないということで、そこが使えないかという御質問でございます。

久木野小学校、湯出小学校の校舎及び体育館は、土砂災害警戒区域内にこれが存在をしております。災害対策基本法の基準によると、避難所としての指定を行っておりませんので、利用はできないということになっております。

以上です。

○議長（岩阪雅文君） 以上で、木戸理江議員の質問は終わりました。

これで本日の一般質問の日程を終わり、今期定例会の一般質問を終結します。

この際、15分間休憩します。

午後2時43分 休憩

---

午後2時54分 開議

○議長（岩阪雅文君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これから提出議案の質疑に入ります。

---

日程第2 議第105号 専決処分の報告及び承認について

専第18号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第2、議第105号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

---

日程第3 議第106号 専決処分の報告及び承認について

専第20号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第12号）

○議長（岩阪雅文君） 日程第3、議第106号専決処分の報告及び承認についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

---

日程第4 議第108号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第4、議第108号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

---

日程第5 議第109号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第13号）

○議長（岩阪雅文君） 日程第5、議第109号令和2年度水俣市一般会計補正予算第13号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

---

日程第6 議第110号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

○議長（岩阪雅文君） 日程第6、議第110号令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

---

日程第7 議第111号 令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）

○議長（岩阪雅文君） 日程第7、議第111号令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

---

日程第8 議第112号 令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）

○議長（岩阪雅文君） 日程第8、議第112号令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

---

日程第9 議第113号 令和2年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）

○議長（岩阪雅文君） 日程第9、議第113号令和2年度水俣市病院事業会計補正予算第1号を議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

---

日程第10 議第114号 工事請負契約の変更について

○議長（岩阪雅文君） 日程第10、議第114号工事請負契約の変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

---

日程第11 議第115号 工事請負契約の変更について

○議長（岩阪雅文君） 日程第11、議第115号工事請負契約の変更についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

---

日程第12 議第117号 市道の路線認定について

○議長（岩阪雅文君） 日程第12、議第117号市道の路線認定についてを議題とします。

本件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

ただいま質疑を終わりました議第105号から議第117号までの議案11件は、議席に配付の議事日程記載のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託します。

---

日程第13 陳情の取り下げについて（陳第3号「風力発電計画に対する水俣市長の慎重な審査、検討を求める」陳情について）

○議長（岩阪雅文君） 日程第13、陳情の取り下げについてを議題とします。

---

陳情の取り下げについて

令和2年9月1日提出しました陳第3号「風力発電計画に対する水俣市長の慎重な調査、検討を求める」陳情についてを取り下げます。

令和2年12月1日

陳情者 住所 水俣市石坂川石飛326-132

氏名 「ちょっと待った！水俣風力発電」

代表者 道家 哲實

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

---

○議長（岩阪雅文君） お諮りします。

ただいま議題となっております陳第3号の取り下げについては、これを承認することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認めます。

したがって、陳第3号の取り下げについては、これを承認することに決定しました。

---

○議長（岩阪雅文君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は、17日午前10時から開き、議案の採決を行います。

討論の通告は、16日正午までに通告願います。

本日はこれで散会します。

午後2時50分 散会



令和2年12月17日

令和2年12月第6回水俣市議会定例会会議録  
(第5号)

表 決

# 令和2年12月第6回水俣市議会定例会会議録（第5号）

令和2年12月17日（木曜日）

午前10時0分 開議

午前10時59分 閉会

（出席議員） 16人

岩 阪 雅 文 君	田 中 睦 君	平 岡 朱 君
高 岡 朱 美 君	淵 上 茂 樹 君	木 戸 理 江 君
小 路 貴 紀 君	桑 原 一 知 君	杉 迫 一 樹 君
藤 本 壽 子 君	岩 村 龍 男 君	田 口 憲 雄 君
谷 口 明 弘 君	真 野 頼 隆 君	牧 下 恭 之 君
松 本 和 幸 君		

（欠席議員） なし

（職務のため出席した事務局職員） 5人

事 務 局 長 （坂 本 禎 一 君）	主 幹 （関 洋 一 君）
議 事 係 長 （中 村 亮 彦 君）	参 事 （前 垣 由 紀 君）
主 事 （岩 本 伊 代 君）	

（説明のため出席した者） 13人

市 長 （高 岡 利 治 君）	副 市 長 （小 林 信 也 君）
総務企画部長 （堀 内 敏 彦 君）	福祉環境部長 （一期崎 充 君）
産業建設部長 （城 山 浩 和 君）	教 育 長 （小 島 泰 治 君）
総合医療センター事務部長 （松 木 幸 蔵 君）	産業建設部次長 （本 田 聖 治 君）
教 育 次 長 （前 田 裕 美 君）	総務企画部市長公室長 （永 田 久 美 子 君）
総務企画部総務課長 （梅 下 俊 克 君）	総務企画部企画課長 （設 楽 聡 君）
総務企画部財政課長 （岡 本 夫 美 代 君）	

---

○議事日程 第5号

令和2年12月17日 午前10時開議

- 第1 議第105号 専決処分の報告及び承認について  
専第18号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について
- 第2 議第106号 専決処分の報告及び承認について  
専第20号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第12号）
- 第3 議第108号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について
- 第4 議第109号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第13号）
- 第5 議第110号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）
- 第6 議第111号 令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 第7 議第112号 令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 第8 議第113号 令和2年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）
- 第9 議第114号 工事請負契約の変更について
- 第10 議第115号 工事請負契約の変更について
- 第11 議第117号 市道の路線認定について
- 第12 陳第5号 安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情について
- 第13 陳第2号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情について
- 第14 陳第4号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める陳情について
- 第15 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について
- 総務産業委員会
- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について
- 厚生文教委員会
- 1 陳第3号 国、熊本県へ「不知火海沿岸住民（山間部含む）の健康調査の実施を求める」意見書提出の陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について
- 議会運営委員会
- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について
- 第16 議第118号 教育委員会委員の任命について
- 第17 議第119号 人権擁護委員候補者の推薦について

第18 議第120号 人権擁護委員候補者の推薦について

第19 意見第12号 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定に関する意見書について

第20 意見第13号 医療・介護の一部負担金・利用料の免除等に対する国の財政支援の延長を求める意見書について

第21 意見第14号 安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める意見書について

第22 議員派遣について

---

○本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

---

午前10時0分 開議

○議長（岩阪雅文君） ただいまから本日の会議を開きます。

---

○議長（岩阪雅文君） 日程に先立ちまして諸般の報告をします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、委員会審査報告書、閉会中継続審査・調査申出書の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日、市長から、人事案3件の提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、藤本壽子議員、木戸理江議員から発言取消申出書が提出されましたので、議席に配付しておきました。

次に、議員派遣について提出がありましたので、議席に配付しておきました。

次に、本日の議事は、議席に配付の議事日程第5号をもって進めます。

以上で報告を終わります。

---

○議長（岩阪雅文君） この際、お諮りします。

藤本壽子議員から、さる12月9日の本会議における発言の中で、不適當な発言があったので、水俣市議会会議規則第65条の規定により、発言取消申出書に記載した部分を取り消したい旨の申し出がありました。

この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって、藤本壽子議員からの発言の取り消し申し出を許可することに決定しました。

---

### 発 言 取 消 申 出 書

令和2年12月9日の本会議における私の発言の中で、不適當な発言があったので取り消したいから、議会の許可を得たく、水俣市議会会議規則第65条の規定により申し出ます。

記

取り消すべき発言 別紙のとおり（別紙省略）

令和2年12月10日

水俣市議会議員 藤 本 壽 子

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

---

○議長（岩阪雅文君） 続けて、お諮りします。

木戸理江議員から、さる12月10日の本会議における発言の中で、先ほどの発言取り消しに関連する発言があったので、水俣市議会会議規則第65条の規定により、発言取消申出書に記載した部分を取り消したい旨の申し出がありました。

この取り消し申し出を許可することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって、木戸理江議員からの発言の取り消し申し出を許可することに決定しました。

---

### 発 言 取 消 申 出 書

令和2年12月10日の本会議における私の発言の中で、発言取消に関連する発言があったので取り消したいから、議会の許可を得たく、水俣市議会会議規則第65条の規定により申し出ます。

記

取り消すべき発言 別紙のとおり（別紙省略）

令和2年12月14日

水俣市議会議員 木 戸 理 江

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

---

日程第1 議第105号 専決処分の報告及び承認について

専第18号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について

日程第2 議第106号 専決処分の報告及び承認について

専第20号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第12号）

日程第3 議第108号 水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について

日程第4 議第109号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第13号）

日程第5 議第110号 令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）

- 日程第6 議第111号 令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議第112号 令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）
- 日程第8 議第113号 令和2年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）
- 日程第9 議第114号 工事請負契約の変更について
- 日程第10 議第115号 工事請負契約の変更について
- 日程第11 議第117号 市道の路線認定について
- 日程第12 陳第5号 安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情について
- 日程第13 陳第2号 国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情について
- 日程第14 陳第4号 日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出を求める陳情について

○議長（岩阪雅文君） 日程第1、議第105号専決処分の報告についてから、日程第14、陳第4号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出の陳情についてまで、14件を一括して議題とします。

順次委員長の報告を求めます。

初めに、総務産業委員長岩村龍男議員。

（総務産業委員長 岩村龍男君登壇）

○総務産業委員長（岩村龍男君） 皆さん、おはようございます。

ただいま議題となりました案件のうち、総務産業委員会に付託されました案件について、委員会における審査の経過並びに結果について御報告いたします。

まず、専決処分されました議第105号水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、「中小企業の事業承継の促進のための中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律等の一部を改正する法律」が10月1日から施行されたことに伴い、条例の施行に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

改正の内容としては、条例中に引用している「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」の第25条が第26条に改正されたため、条ずれを改めるものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員意義なく、承認すべきものと決定しました。

次に、専決処分されました議第106号令和2年度水俣市一般会計補正予算第12号について申し上げます。

本案は、新型コロナウイルス感染症対策に伴い、予算措置に急施を要したため、専決処分を行ったものである。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ4,782万1,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ214億5,553万8,000円とするものである。

補正の内容としては、第6款商工費に、新型コロナウイルス感染症経営安定化緊急支援事業を計上している。

この財源としては、第13款国庫支出金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく、承認すべきものと決定しました。

次に、議第108号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について申し上げます。

本案は、国民健康保険税の減額に係る所得の基準について、地方税法施行令が改正されたことに伴い、制定しようとするものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第109号令和2年度水俣市一般会計補正予算第13号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第2款総務費に、ふるさと大好き寄附金事業、第5款農林水産業費に、農業競争力強化基盤整備事業、第10款災害復旧費に、公共土木施設災害復旧費等を計上している。

これらの財源としては、第1款市税、第11款分担金及び負担金、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第17款繰入金、第18款繰越金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費の補正として、道路台帳作成委託経費ほか7件の追加を計上している。

債務負担行為の補正として、固定資産現況調査事業業務及び固定資産土地鑑定評価業務委託料ほか6件の追加、固定資産現況調査事業業務委託料ほか1件の廃止を計上している。

地方債の補正として、公共事業等債ほか2件の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、7月の豪雨災害における肥薩おれんじ鉄道の被害総額と、復旧に要する費用の負担割合、算出方法等をただしたのに対し、被害総額は7億円である。負担割合は、鉄道軌道整備法に基づき、国と地方が4分の1ずつ、鉄道事業者2分の1が基本となるが、今回は、被害が熊本県側に集中していたことや、その他の情勢が勘案され、出資割合に応じ算出がなされ、本市による補助額は、845万4,000円になる旨の答弁がありました。

また、ふるさと納税に係る業務委託について、前年度の業者から変更等があったかとただしたのに対し、寄附額の増加を図るため、プロポーザルを行い、9月に新しい業者を導入したとの答

弁がありました。

さらに、委託業者の変更に伴い、地元事業者から、返礼品登録に不適切な対応があったと聞いている。12月の書き入れ時の機会を逸しているのではないかとただしたのに対し、委託業者を変更した後、早急に返礼品の登録数を増加させているが、その作業過程において、地元事業者に負担が生じないよう、地元事業者の要望等を正確に委託業者に届け、適切に対応させるとの答弁がありました。

また、国有資産等所在市町村交付金の内容をただしたのに対し、対象資産は、水俣港湾に係る分になり、県からの交付金になる。

平成24年度まで交付されていたが、県の解釈の誤りにより、平成25年度から交付されなくなっていた。令和2年度に、県において過去分を見直し、調査していただいたところ、交付漏れになっていたことが判明したため、県と市と協議のうえ、時効が成立した平成25年度と、平成26年度を除く平成27年度以降の5年分について、遡って追加交付を受けることになったとの答弁がありました。

また、新型コロナウイルス感染症の影響により、事業収入等が著しく減少した農林漁業者に、一律10万円で交付された支援金の最終的な交付件数についてただしたのに対し、当初予算では、5年前の農林業センサスの数字を用い、217件の交付を見込んでいた。しかし、農家数の減少等もあり、最終的には77件の支援金の交付となったとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第114号工事請負契約の変更について申し上げます。

本案は、生態系に配慮した渚造成整備（護岸）工事請負契約について、鋼矢板設置工事の数量の変更等が生じたため、提案するものであるとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、数量変更の内容についてただしたのに対し、枚数の変更はないが、矢板に用いる耐食性を増すための重防食処理の範囲が、若干、変更となったとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第117号市道の路線認定について申し上げます。

本案は、汐見町1丁目地内において、道路用地の寄附の申出があり、市道汐見町11号線として認定するため、道路法第8条第2項の規定に基づき、提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、陳第4号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出の陳情について申し上げます。

本陳情については、核兵器を持たない日本政府がアメリカの「核の傘」に入ることにより、安



全が保障されている現実を、私たちが認識する必要があるため、陳情の趣旨を理解し難いとの意見や、陳情項目中、日本政府に核兵器禁止条約への参加・批准を求める署名の提出を、職員や家族、全住民等へ協力を求めている点について、本来、署名は個人個人の判断、意思にもとづいて行うものであり、やや強制的なものとして受けとられかねないため、反対であるとの意見がありました。

一方、陳情者の意思を汲み取り、自治体として、意見書をあげることが重要であり、継続審査を求める意見もあったため、まず、継続審査についての採決をとり、賛成少数で否決となりました。その後、陳情について、採決を行った結果、賛成者がなく、不採択とすべきものと決定しました。

なお、本陳情については、陳情者より委員会審査当日、陳情文書の内容について、差し替えの依頼がありましたが、簡易な修正ではなく、陳情項目が削除されていたことから、本会議における委員会付託後であり、差し替えは認められないことを確認し、当初の陳情書について審査を行ったことを、申し添えます。

以上で、総務産業委員会の審査報告を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、厚生文教委員長谷口明弘議員。

（厚生文教委員長 谷口明弘君登壇）

○厚生文教委員長（谷口明弘君） ただいま議題となりました案件のうち、厚生文教委員会に付託されました案件について、委員会での審査の経過並びに結果について、ご報告いたします。

まず、議第109号令和2年度水俣市一般会計補正予算第13号中付託分について申し上げます。

補正の主な内容としては、第3款民生費に、障害児通所給付費、第4款衛生費に、病院事業会計負担金、水俣病資料館整備事業、第9款教育費に、体育施設管理運営費、公立小中学校ICT整備事業、埋蔵文化財発掘調査事業を計上している。

これらの財源としては、第13款国庫支出金、第14款県支出金、第17款繰入金、第18款繰越金、第19款諸収入、第20款市債をもって調整している。

このほか、繰越明許費の補正として、埋蔵文化財発掘調査事業ほか2件の追加を計上している。

債務負担行為の補正として、検便検査手数料の追加を計上している。

地方債の補正として、過疎対策事業の限度額の変更を計上しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、修学旅行キャンセル料等追加費用補助金の補助対象についてただしたのに対し、新型コロナウイルスの感染拡大などで旅行全体が中止となるものが対象であるが、現状では、中止に至った学校はないとの答弁がありました。

また、薩摩街道発掘調査業務委託の財源が一般財源である理由についてただしたのに対し、調

査場所が南九州西回り自動車道の道路改良工事にかかっており、来年の7月もしくは8月から行われる工事の前に、急いで発掘調査を行う必要があり、一般財源になったとの答弁がありました。

また、総合体育館空調設備更新工事費用について、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の対象にならなかったのかとただしたのに対し、臨時交付金対象の事業が多く、事業費が確定していないので、地方債を財源として計上している。各事業が確定して、交付金の充当残をこの事業に充てる予定であるとの答弁がありました。

さらに、空調設備更新工事が行われる体育館内の場所をただしたのに対し、会議室やキッズルーム、トレーニングルームなど既に空調設備がある場所であるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第110号令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ228万6,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ36億8,959万7,000円とするものである。

補正の内容としては、第1款総務費に、電算システム改修委託料、第3款国民健康保険事業費納付金に、退職医療給付費負担金、第8款諸支出金に、国県支出金等返還金を計上している。

これらの財源としては、第4款県支出金、第6款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第111号令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算第2号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ81万4,000円を増額し、補正後の予算総額を歳入歳出それぞれ4億5,145万5,000円とするものです。

補正の内容としては、第1款総務費に、後期高齢者医療システム改修委託料を計上している。

この財源としては、第3款繰入金、第6款国庫支出金をもって調整しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、税法改正などでシステム改修を行う際、改修委託料を抑えるために入札や業者の見直しなどは行わないのかとただしたのに対し、現在使用しているシステムは、住基及び税と一体となったシステムで、改修はそのシステム業者に委託することになっている。業者の見直しなどは、システム更新時に行う予定であるとの答弁がありました。

なお、本市は財政難のため、システム改修費用や導入費用を安価にできるよう、さらに努力してほしいとの意見を申し添えました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第112号令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算第3号について申し上げます。

今回の補正は、歳入歳出それぞれ115万5,000円を増額し、補正後の予算総額を、歳入歳出それぞれ37億5,119万6,000円とするものである。

補正の主な内容としては、第1款総務費において、介護保険システム改修委託料等を計上している。

これらの財源としては、第1款保険料、第4款国庫支出金、第7款繰入金をもって調整しているとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第113号令和2年度水俣市病院事業会計補正予算第1号について申し上げます。

今回の補正は、令和2年度水俣市病院事業会計予算第3条に定める収益的収入の額を1,680万円増額し、補正後の収益的収入の額を78億9,941万8,000円とするものである。

また、予算第4条に定める資本的収入の額を6,501万円増額し、補正後の資本的収入の額を12億511万6,000円とするものである。

補正の内容としては、収益的収入及び資本的収入に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に係る一般会計繰入金を計上するものである。

このほか、債務負担行為として米購入業務のほか16件を追加しているとの説明を受け、質疑を行いました。

質疑の中で、医療従事者に対する慰労金支給の有無についてただしたのに対し、職員への支給はまだ行われていないが、委託業者含め全職員を対象に約700名分の申請を県へ行っているところであるとの答弁がありました。

特に討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、議第115号工事請負契約の変更について申し上げます。

本案は、水俣市文化会館外壁等改修工事請負契約について、外壁改修工事、内壁改修工事、防水改修工事の施工数量等に変更が生じたため、本案のように提案するものであるとの説明を受けました。

特に質疑、討論もなく、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決定しました。

次に、陳第2号国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情について申し上げます。

本陳情については、国の方でも少人数による指導体制の計画的な整備を検討しているため賛成

であるという意見が出た一方で、少人数にすると教員数や財源の増加が必要になるので難しいのではないかという意見や、20人を妥当とする根拠が明らかではなく、40人学級でも一生懸命やっているのに反対であるとの意見もあり、採決の結果、賛成少数で不採択とすべきものと決定しました。

最後に、陳第5号安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情について申し上げます。

本陳情については、経営者側と労働者側で見方が異なり、労働者側の待遇改善で見ると賛成であるが、経営者側から見ると大幅増員というのは経営を圧迫することが懸念されるため、非常に悩ましい問題であるという意見もあったが、労働者、経営者、利用者などのバランスを考えるのも国の仕事であるとの意見もあり、採決の結果、全員異議なく採択すべきものと決定しました。

以上で厚生文教委員会の審査報告を終わります。

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和2年12月11日

総務産業常任委員長 岩村 龍 男

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

#### 記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第105号	専決処分の報告及び承認について 専第18号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について	承 認	全員賛成
議第106号	専決処分の報告及び承認について 専第20号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第12号）	承 認	全員賛成
議第108号	水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決	全員賛成
議第109号	令和2年度水俣市一般会計補正予算（第13号）中付託分	原案可決	全員賛成
議第114号	工事請負契約の変更について	原案可決	全員賛成
議第117号	市道の路線認定について	原案可決	全員賛成
陳第4号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出の陳情について	不 採 択	賛成なし

### 委員会審査報告書

本委員会に付託の事件は、審査の結果、次のとおり決定したから、水俣市議会会議規則第110条の規定により報告します。

令和2年12月11日

厚生文教常任委員長 谷 口 明 弘

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

#### 記

事件の番号	件 名	議決の結果	備 考
議第109号	令和2年度水俣市一般会計補正予算（第13号）中付託分	原案可決	全員賛成
議第110号	令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成

議第111号	令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	原案可決	全員賛成
議第112号	令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	原案可決	全員賛成
議第113号	令和2年度水俣市病院事業特別会計補正予算（第1号）	原案可決	全員賛成
議第115号	工事請負契約の変更について	原案可決	全員賛成
陳第2号	国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情について	不採択	賛成少数
陳第5号	安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情について	採 択	全員賛成

○議長（岩阪雅文君） 以上で委員長の審査報告は終わりました。

これから委員長の審査報告に対する質疑に入ります。

ただいまの委員長の審査報告について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認め、これで委員長報告に対する質疑を終わります。

これから討論に入ります。

議第114号、陳第2号については、討論の通告があります。

これから順次発言を許します。

初めに、議第114号について、藤本壽子議員。

○藤本壽子君 おはようございます。無限21の藤本壽子です。私は、議第114号工事請負契約の変更について反対の立場で討論いたします。

水俣市は、コロナウイルス感染症並びに7月豪雨の災害などのため、ますます市民生活は困窮、不安な中にあります。12月議会においても、水俣市の財政状況に対する質問が多くありました。6月議会の私のこの財政改善の質問に対し、水俣川河口臨海部事業も含め、全事業を見直すとの市長の答弁でありました。しかるに、今議会においては、見直さないとの答弁。どのように考えても費用対効果が10年先と考えるこの事業については、地震など安全対策を優先し、私は従来の主張どおり見直す必要があると考えています。

また、義務的経費、法定経費などの削減できない経費を除き、80%のシーリングを設定すると答弁でありました。何よりも市民の生活、暮らしにかかる費用の削減は、市民生活をますます疲弊させることになるのではないのでしょうか。

よって、私は、議第114号工事請負契約の変更について反対いたします。

議員の皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（岩阪雅文君） 次に、陳第2号について、真野頼隆議員。

○真野頼隆君 真志会の真野頼隆です。陳第2号国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情について反対の立場で討論いたします。

陳情趣旨の中に、現行の40人学級では子どもたちの命と健康を守ることができませんとありますが、学校現場では、コロナ禍にあって現行の学級編成の中で工夫しながら懸命に感染防止に努めておられます。

また、コロナ禍の中で「20人学級」を展望した少人数学級の前進は圧倒的多数の父母、保護者と教職員、地域住民の強い願いですとありますが、圧倒的多数の根拠、引用データ等が明らかではありません。

それと、記の2に、「20人学級」を展望し、少人数学級を実現することとありますが、20人という数の根拠が明らかでないと考えます。現在、熊本県の小中学校では、国の措置により小学校1年生を35人学級に、さらに、熊本県の措置により小学校2年生を35人学級としています。まずはこの35人学級を小学3年、4年と段階的に引き上げていくことが必要ではないかと考えます。

なお、教育関係団体等の意見は、30人または35人に見直すべきとの意見が大勢を占めていることや国においても政府の教育再生実行会議や文部科学省中央教育審議会特別部会で、少人数学級の検討が進められていることから、このような意見や動向を注視すべきと考えます。

よって、この陳情を採択し、国に意見書をあげることには反対であります。

以上で反対討論を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 次に、平岡朱議員。

○平岡 朱君 日本共産党の平岡朱です。私は、陳第2号国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情について賛成の立場から討論いたします。

コロナ禍で、少人数学級を求める声が、全国的に広がりました。1クラスの規模を小さくする少人数学級について、その導入を求める署名は、18万人を超えています。また、国に少人数学級の実現を求める意見書は、10月15日現在、全国228の自治体で採択されています。

全国に先駆けて19年前から少人数学級を導入している秋田県では、ひとりひとりが学級の中で存在感が生まれ自信を持てるようになり、子どもの自己肯定感は、全国平均を、大きく上回っているといいます。教員からは、子どもの学習状況、理解度が把握しやすくなり、指導をきめ細かくできる、心にゆとりが生まれたという声もあげられています。

また、18年前から少人数学級を導入している山形県では、不登校と欠席率が減少したといいます。そして、人数が少なければ、先生たちが子ども一人にかかる時間が、十分に確保でき、また、子どもたちも授業で発言する機会も増え、両県ともに学力の向上にもつながっているといいます。

20人学級を展望した少人数学級であれば、子どもたち一人一人とゆっくり向き合うことができ、また、感染対策として、身体的な距離の確保も可能となります。

文部科学大臣は、一昨日の会見で少人数学級のニーズは、極めて高い。財政当局に必要性を訴

え、何とか実現にこぎつけたいと発言。また、教育再生実行会議のワーキンググループでもGIGAスクール構想と一体に少人数学級によって、一人一人に寄り添ったきめ細かな指導、学習機会を充実させるとしています。

このように、所管する省庁が努力している中で本陳情を採択することは、時機を得て後押しすることになり、とりもなおさず、子どもたちの可能性を伸ばしてあげたいと願う保護者、先生たちに寄り添う行為です。

今議会が、18万の署名に込められた願いをかなえる応援団になることを切に願い、すべての議員の皆様の賛同を期待いたしまして、討論を終わります。

○議長（岩阪雅文君） 以上で通告による討論は終わりました。

ほかに討論はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第105号専決処分の報告について及び議第106号専決処分の報告についてを一括して採決します。

本2件に対する委員会の審査報告はいずれも承認であります。

本2件は、いずれも委員会の審査報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本2件は、いずれも委員会の審査報告のとおり承認しました。

---

○議長（岩阪雅文君） 次に、議第108号水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてから、議第113号令和2年度水俣市病院事業会計補正予算第1号についてまで、6件を一括して採決します。

本6件に対する委員会の審査報告はいずれも可決であります。

本6件は、委員会審査報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本6件は、いずれも委員会審査報告のとおり可決しました。

---

○議長（岩阪雅文君） 次に、議第114号工事請負契約の変更についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、挙手により採決しま

す。

本件に対する委員会の審査報告は可決であります。

したがって、原案についてお諮りします。

本件は原案のとおり決定することに賛成の議員の挙手を求めます

(賛成者挙手)

○議長(岩阪雅文君) 挙手多数であります。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

---

○議長(岩阪雅文君) 次に、議第115号工事請負契約の変更について及び議第117号市道の路線認定についてを一括して採決します。

本2件に対する委員会の審査報告はいずれも可決であります。

本2件は、委員会審査報告のとおり決定することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本2件は、いずれも委員会審査報告のとおり可決しました。

---

○議長(岩阪雅文君) 次に、陳第5号安全・安心の医療・介護実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は、採択であります。

本件は、委員長報告のとおり採択することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、いずれも委員会審査報告のとおり可決しました。

---

○議長(岩阪雅文君) 次に、陳第2号国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情についてを採決します。

本件に対しては、先ほど討論がありましたように御異議がありますので、挙手により採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)



○議長（岩阪雅文君） 挙手少数であります。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

---

○議長（岩阪雅文君） 次に、陳第4号日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出の陳情についてを採決します。

本件に対する委員長の報告は不採択であります。

したがって、陳情本件についてお諮りします。

本件は、採択することに賛成の議員の挙手を求めます。

（挙手する者なし）

○議長（岩阪雅文君） 挙手はありません。

したがって本件は、不採択とすることに決定しました。

---

日程第15 委員会の閉会中の継続審査並びに調査について

総務産業委員会

- 1 一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について

厚生文教委員会

- 1 陳第3号 国、熊本県へ「不知火沿岸住民（山間部含む）の健康調査の実施を求める」意見書提出の陳情について
- 1 環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について

議会運営委員会

- 1 議会運営等に関する諸問題の調査について
- 1 議会の情報公開に関する調査について

○議長（岩阪雅文君） 日程第15、委員会の閉会中の継続審査並びに調査についてを議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、目下委員会において審査中の事件並びに所管事務の調査について、閉会中の継続審査・調査の申し出がありました。

お諮りします。

各常任委員会及び議会運営委員会から申し出のとおり、閉会中の継続審査並びに調査に付することに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがってそのように決定しました。

---

#### 閉会中継続審査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和2年12月11日

総務産業常任委員長 岩村 龍 男

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

---

#### 閉会中継続審査・調査申出書

本委員会は審査・調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続審査・調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和2年12月11日

厚生文教常任委員長 谷 口 明 弘

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

記

事件の番号	件 名	理 由
陳第3号	国、熊本県へ「不知火海沿岸住民（山間部含む）の健康調査の実施を求める」意見書提出の陳情について	慎重審査を要するため
	環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため

---

#### 閉会中継続審査申出書

本委員会は調査中の事件について、次のとおり閉会中もお継続調査を要するものと決定したから、水俣市議会会議規則第111条の規定により申し出ます。

令和2年12月10日

議会運営委員長 松 本 和 幸

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

記

事件の番号	件 名	理 由
	議会運営等に関する諸問題の調査について	実情を調査する必要があるため
	議会の情報公開に関する調査について	実情を調査する必要があるため

---

日程第16 議第118号 教育委員会委員の任命について

日程第17 議第119号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第18 議第120号 人権擁護委員候補者の推薦について

日程第19 意見第12号 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定に関する意見書について

日程第20 意見第13号 医療・介護の一部負担金・利用料の免除等に対する国の財政支援の延長を求める意見書について

日程第21 意見第14号 安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める意見書について

○議長（岩阪雅文君） 日程第16、議第118号教育委員会委員の任命についてから、日程第21、意見第14号安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める意見書についてまで、6件を一括して議題とします。

---

#### 議第118号

##### 教育委員会委員の任命について

本市の教育委員会の委員に次の者を任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第4条第2項の規定に基づき、市議会の同意を求める。

令和2年12月17日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市袋1403番地59

氏 名 山田 誠次

生年月日 昭和34年6月20日

（提案理由）

本市の教育委員会委員として、本案のように任命しようとするものである。

---

#### 議第119号

##### 人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求める。

令和2年12月17日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市牧ノ内5番1号

氏 名 井上 信二

生年月日 昭和26年11月14日

（提案理由）

人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。

---

#### 議第120号

##### 人権擁護委員候補者の推薦について

本市の人権擁護委員の候補者として次の者を推薦したいので、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、市議会の意見を求める。

令和2年12月17日提出

水俣市長 高岡利治

住 所 水俣市牧ノ内3番14号  
氏 名 和田 恭子  
生年月日 昭和30年8月31日

(提案理由)

人権擁護委員の候補者として、本案のように推薦しようとするものである。

## 意見第12号

過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定に関する意見書について  
上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年12月17日

提出者  
総務産業常任委員会  
委員長 岩村 龍男

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

(別紙)

### 過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定に関する意見書

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における産業の振興や生活基盤の整備などに一定の成果を上げたところである。

しかしながら、著しい人口減少や高齢化の進行、農林水産業の衰退、維持が危ぶまれる集落の発生など、依然として過疎地域は極めて深刻な問題に直面している。

特に、熊本県においては、熊本地震の影響で過疎市町村の財政について大変厳しい状況が続いている中、令和2年7月豪雨により、県内の多くの過疎市町村が甚大な被害を受け、さらに厳しい財政状況となることが予想される。

よって、総合的な過疎対策を充実・強化し、過疎地域の振興・持続的発展が図られるよう、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

#### 記

- 1 新たな過疎対策法においては、現行法に規定されているいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」も含めた現行の過疎地域を引き続き対象とするとともに、地方の実態に即した地域の指定を行うこと。  
特に、自然災害で激甚災害指定を受けた市町村や、財政力指数が極端に低く財政基盤が脆弱な市町村については、地域の実情を踏まえた特段の配慮をすること。
- 2 過疎地域市町村が取り組む事業が円滑に実施でき、過疎地域の振興が図られるよう、地方債計画額の総額を十分確保するとともに、過疎対策事業債をはじめとする各種支援制度の充実・強化を図ること。
- 3 仮に、現行の過疎地域の継続指定ができず、指定から外れる「卒業団体」が出る場合は、市町村財政への急激な影響を緩和するための経過措置について、人口減少の動向や財政規模、財政力指数などの状況を考慮した上で、地域の実態に合わせて、現過疎法における経過措置よりも措置期間の延長や過疎債発行額の上限額の上乗せを行うなど、経過措置に更なる充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月17日

水 俣 市 議 会

衆議院議長 大島 理 森 様  
参議院議長 山東 昭 子 様  
内閣総理大臣 菅 義 偉 様  
総務大臣 武田 良 太 様

財務大臣 麻生太郎様  
農林水産大臣 野上浩太郎様  
国土交通大臣 赤羽一嘉様

---

意見第13号

医療・介護の一部負担金・利用料の免除等に対する国の財政支援の延長を求める意見書について

上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第2項の規定により提出します。

令和2年12月17日

提出者  
厚生文教常任委員会  
委員長 谷口明弘

水俣市議会議長 岩阪雅文様

(別紙)

医療・介護の一部負担金・利用料の免除等に対する国の財政支援の延長を求める意見書

熊本県において甚大な被害が発生した令和2年7月豪雨災害から約5カ月が経過したが、未だに多くの被災者が日常生活を取り戻すことができない状況が続いている。

今般の豪雨災害により住家の全半壊等の被害を受けた被保険者に対して、国民健康保険及び後期高齢者医療制度、介護保険制度における一部負担金・利用料等を市町村等の保険者が免除した場合、国において免除額に対する財政支援を講じていただいている。

しかしながら、当該財政支援は、一部負担金・利用料の免除に関しては令和2年12月末まで、保険料（税）の減免に関しては令和3年3月末までとなっている。

平成28年熊本地震の際は、約18カ月間（平成28年4月14日から平成29年9月30日まで）一部負担金・利用料の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援が実施され、早期の被災者の生活再建にもつなげることができ、大変感謝しているところである。

今回の令和2年7月豪雨災害についても、甚大な被害を受けた市町村が、円滑な生活再建に向け、引き続き様々な取り組みを進めるには、更なる財政支援の期間の延長が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

記

- 1 被災した被保険者に対する国民健康保険及び後期高齢者医療制度の一部負担金免除、介護保険制度のサービス利用料免除に係る財政支援について、熊本地震と同等の期間まで延長すること。
- 2 被災した被保険者に対する国民健康保険及び後期高齢者医療制度、介護保険制度の保険料（税）減免に係る財政支援について、熊本地震と同等の期間まで延長すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月17日

水俣市議会

衆議院議長 大島理森様  
参議院議長 山東昭子様  
内閣総理大臣 菅義偉様  
総務大臣 武田良太様  
財務大臣 麻生太郎様  
厚生労働大臣 田村憲久様

---

意見第14号

安全・安心の医療介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める意見書について  
上記の議案を別紙のとおり水俣市議会会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和2年12月17日

提出者議員 藤 本 壽 子  
岩 阪 雅 文  
平 岡 朱  
湊 上 茂 樹  
木 戸 理 江  
田 口 憲 雄  
谷 口 明 弘  
真 野 頼 隆

水俣市議会議長 岩 阪 雅 文 様

(別紙)

安全・安心の医療介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める意見書

医療や介護現場での人手不足は深刻な状態にあります。人手不足により一人一人の過重労働がすすみ、過酷な夜勤や長時間労働などが解消されずに、医師や看護師の過労死を引き起こす事態が続いています。厚生労働省も、医療職場や介護職場の勤務環境改善の必要性を明らかにし、手だてを講じてはいますが、具体的な労働環境の改善には至っていません。

看護師の夜勤実態調査（2017年日本医労連調査）では、2交替勤務のうち16時間以上の長時間夜勤の割合は4割を超え、勤務と勤務の間隔が極端に短い8時間未満の割合が約5割でした。このような過酷な夜勤実態も背景に、慢性疲労を抱えている看護師は7割を超え、健康不安の訴えも約7割、4人に3人の看護師が仕事を辞めたいと思いつながら働いている状態（日本医労連2017年看護職員の労働実態調査）であり、問題の根底には慢性的な人手不足があります。また介護現場では長時間夜勤の割合は9割に及び、小規模施設では1人体制の夜勤が恒常的に行われています（2017年日本医労連介護夜勤実態調査）。

労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。2007年に国会で採択された請願内容（夜間は患者10人に1人以上、昼間は患者4人に1人以上など看護職員配置基準の抜本改善、夜勤の月8日以内の規制など）の早期実施を行い、そのために必要な人員の確保を国の責任で実行されることを強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減が必要です。

安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師・看護師、介護職員の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について国・熊本県に要望します。

記

- 1 医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。
  - (1) 1日且つ1勤務の労働時間8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数制限など、労働環境改善のための規制を設けること。
  - (2) 夜勤交替制労働者の過労働時間を短縮すること。
  - (3) 介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
- 2 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。
- 3 患者・利用者の負担軽減をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年12月17日

水 俣 市 議 会

衆議院議長	大島理森様
参議院議長	山東昭子様
内閣総理大臣	菅義偉様
総務大臣	武田良太様
財務大臣	麻生太郎様
文部科学大臣	萩生田光一様
厚生労働大臣	田村憲久様
熊本県知事	蒲島郁夫様

---

○議長（岩阪雅文君） 順次、提案理由の説明を求めます。

高岡市長。

（市長 高岡利治君登壇）

○市長（高岡利治君） 本定例市議会に追加提案いたしました議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まず、議第118号教育委員会委員の任命について申し上げます。

このたび、本市教育委員会の山田誠次委員の任期が12月19日をもって満了となりますが、引き続き同氏を任命いたしたく、御提案申し上げる次第であります。

山田氏につきましては、人格高潔で、教育、学術及び文化に関し、識見に優れ、教育委員会委員として適任であると存じます。

次に、議第119号人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

このたび、山下泰生委員が令和3年3月31日をもって退任となりますが、後任として井上信二氏を推薦いたしたく御提案申し上げる次第であります。

井上氏につきましては、本市の市民相談員として相談業務に従事されており、人格、識見ともに優れた方で、人権擁護委員としてまことに適任であると存じます。

次に、議第120号人権擁護委員候補者の推薦について申し上げます。

このたび、和田恭子委員の任期が令和3年3月31日をもって満了となりますが、引き続き推薦いたしたく御提案申し上げる次第であります。

和田氏につきましては、人権相談や人権啓発などに熱意を持って積極的に取り組まれており、人格、識見ともに優れた方で、人権擁護委員としてまことに適任であると存じます。

以上、本定例市議会に追加提案いたしました議第118号から議第120号まで、順次提案理由の御説明を申し上げましたが、慎重審議を賜り、速やかに御同意くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（岩阪雅文君） 次に、意見第12号について、総務産業委員長岩村龍男議員。

○総務産業委員長（岩村龍男君） 意見書について申し上げます。

過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定に関する意見書について、案文を読み上げ、提案理由の説明といたします。

過疎対策については、昭和45年の「過疎地域対策緊急措置法」制定以来、総合的な過疎対策事業が実施され、過疎地域における産業の振興や生活基盤の整備などに一定の成果を上げたところである。

しかしながら、著しい人口減少や高齢化の進行、農林水産業の衰退、維持が危ぶまれる集落の発生など、依然として過疎地域は極めて深刻な問題に直面している。

特に、熊本県においては、熊本地震の影響で過疎市町村の財政について大変厳しい状況が続いている中、令和2年7月豪雨により、県内の多くの過疎市町村が甚大な被害を受け、さらに厳しい財政状況となることが予想される。

よって、総合的な過疎対策を充実・強化し、過疎地域の振興・持続的発展が図られるよう、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

1 新たな過疎対策法においては、現行法に規定されているいわゆる「みなし過疎」と「一部過疎」も含めた現行の過疎地域を引き続き対象とするとともに、地方の実態に即した地域の指定を行うこと。

特に、自然災害で激甚災害指定を受けた市町村や、財政力指数が極端に低く財政基盤が脆弱な市町村については、地域の実情を踏まえた特段の配慮をすること。

2 過疎地域市町村が取り組む事業が円滑に実施でき、過疎地域の振興が図られるよう、地方債計画額の総額を十分確保するとともに、過疎対策事業債をはじめとする各種支援制度の充実・強化を図ること。

3 仮に、現行の過疎地域の継続指定ができず、指定から外れる「卒業団体」が出る場合は、市町村財政への急激な影響を緩和するための経過措置について、人口減少の動向や財政規模、財政力指数などの状況を考慮した上で、地域の実態に合わせて、現過疎法における経過措置よりも措置期間の延長や過疎債発行額の上限額の上乗せを行うなど、経過措置に更なる充実を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

全会一致の御賛同、よろしくお願いいたします。

○議長（岩阪雅文君） 次に、意見第13号について、厚生文教委員長谷口明弘議員。

○厚生文教委員長（谷口明弘君） 医療・介護の一部負担金・利用料の免除等に対する国の財政支援の延長を求める意見書について、案文を読み上げ、提案理由の説明といたします。

熊本県において甚大な被害が発生した令和2年7月豪雨災害から約5カ月が経過したが、未だ



に多くの被災者が日常生活を取り戻すことができない状況が続いている。

今般の豪雨災害により住家の全半壊等の被害を受けた被保険者に対して、国民健康保険及び後期高齢者医療制度、介護保険制度における一部負担金・利用料等を市町村等の保険者が免除した場合、国において免除額に対する財政支援を講じていただいている。

しかしながら、当該財政支援は、一部負担金・利用料の免除に関しては令和2年12月末まで、保険料（税）の減免に関しては令和3年3月末までとなっている。

平成28年熊本地震の際は、約18カ月間（平成28年4月14日から平成29年9月30日まで）一部負担金・利用料の免除及び保険料（税）の減免に対する財政支援が実施され、早期の被災者の生活再建にもつなげることができ、大変感謝しているところである。

今回の令和2年7月豪雨災害についても、甚大な被害を受けた市町村が、円滑な生活再建に向け、引き続き様々な取り組みを進めるには、更なる財政支援の期間の延長が必要である。

よって、国におかれては、下記の事項について措置されるよう強く要望する。

- 1 被災した被保険者に対する国民健康保険及び後期高齢者医療制度の一部負担金免除、介護保険制度のサービス利用料免除に係る財政支援について、熊本地震と同等の期間まで延長すること。
- 2 被災した被保険者に対する国民健康保険及び後期高齢者医療制度、介護保険制度の保険料（税）減免に係る財政支援について、熊本地震と同等の期間まで延長すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

全会一致の御賛同、よろしく申し上げます。

○議長（岩阪雅文君） 次に、意見第14号について、提出者代表藤本壽子議員。

○藤本壽子君 意見書の提案理由を説明いたします。安全・安心の医療介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める意見書について案文を読み上げ、提案理由の説明といたします。

医療や介護現場での人手不足は深刻な状態にあります。人手不足により一人一人の過重労働がすすみ、過酷な夜勤や長時間労働などが解消されずに、医師や看護師の過労死を引き起こす事態が続いています。厚生労働省も、医療職場や介護職場の勤務環境改善の必要性を明らかにし、手だてを講じてはいますが、具体的な労働環境の改善には至っていません。

看護師の夜勤実態調査（2017年日本医労連調査）では、2交替勤務のうち16時間以上の長時間夜勤の割合は4割を超え、勤務と勤務の間隔が極端に短い8時間未満の割合が約5割でした。このような過酷な夜勤実態も背景に、慢性疲労を抱えている看護師は7割を超え、健康不安の訴えも約7割、4人に3人の看護師が仕事を辞めたいと思いながら働いている状態（日本医労連2017年看護職員の労働実態調査）であり、問題の根底には慢性的な人手不足があります。また介護現場では長時間夜勤の割合は9割に及び、小規模施設では1人体制の夜勤が恒常的に行われていま

す（2017年日本医労連介護夜勤実態調査）。

労働時間規制を含めた実効ある対策は、猶予できない喫緊の課題です。2007年に国会で採択された請願内容（夜間は患者10人に1人以上、昼間は患者4人に1人以上など看護職員配置基準の抜本改善、夜勤の月8日以内の規制など）の早期実施を行い、そのために必要な人員の確保を国の責任で実行されることを強く求めます。そして国民誰もが安心して医療・介護を利用できるよう、保険料や一部負担金の負担軽減が必要です。

安全・安心の医療・介護を実現するためにも、医師・看護師、介護職員の大幅増員・夜勤改善を図る対策を講じられるよう、下記の事項について国・熊本県に要望します。

- 1 医師・看護師・医療技術職・介護職などの夜勤交替制労働における労働環境を改善すること。
  - (1) 1日且つ1勤務の労働時間8時間以内を基本に、労働時間の上限規制や勤務間のインターバル確保、夜勤回数の制限など、労働環境改善のための規制を設けること。
  - (2) 夜勤交替制労働者の週労働時間を短縮すること。
  - (3) 介護施設や有床診療所などで行われている「1人夜勤体制」をなくし、複数夜勤体制とすること。
- 2 安全・安心の医療・介護を実現するため、医師・看護師・医療技術職・介護職を増員すること。
- 3 患者・利用者の負担軽減をはかること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

全会一致の御賛同、よろしく願いいたします。

○議長（岩阪雅文君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これから質疑に入ります。

ただいま提案理由の説明がありました本6件について質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 質疑なしと認め、これで質疑を終わります。

お諮りします。

ただいま質疑を終わりました本6件は、委員会の付託を省略したいと思います。

これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（岩阪雅文君） 異議なしと認めます。

したがって本6件は、委員会の付託を省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

本6件について討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 討論なしと認め、これで討論を終わります。

これから採決します。

議第118号教育委員会委員の任命についてを採決します。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、同意することに決定しました。

議第119号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案による者を適任と認めることに決定しました。

議第120号人権擁護委員候補者の推薦についてを採決します。

本件は、原案による者を適任と認めることに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案による者を適任と認めることに決定しました。

次に、意見第12号過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定に関する意見書についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

次に、意見第13号医療・介護の一部負担金・利用料の免除等に対する国の財政支援の延長を求める意見書についてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

次に、意見第14号安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める意見書に

ついてを採決します。

本件は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって本件は、原案のとおり可決しました。

---

日程第22 議員派遣について

○議長(岩阪雅文君) 日程第22、議員派遣についてを議題とします。

---

#### 議員派遣について

第28回熊本県市議会議員研修会出席

地方自治法第100条第13項及び水俣市議会会議規則第167条の規定により下記のとおり議員を派遣する。

#### 記

派遣目的	今後の議会活動に資するため
派遣場所	熊本市
派遣期間	令和3年2月8日(月曜日) 1日間
派遣議員	15人以内
経費	既決予算の中から支出

---

○議長(岩阪雅文君) お諮りします。

議席に配付のとおり、議員を派遣したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岩阪雅文君) 異議なしと認めます。

したがって議席に配付のとおり、議員を派遣することに決定しました。

---

○議長(岩阪雅文君) 以上で本日の日程は全部終わり、今期定例会の全日程を終了します。

これで令和2年第6回水俣市議会定例会を閉会します。

午前10時59分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

水俣市議会 議長 岩 阪 雅 文

署名議員 高 岡 朱 美

署名議員 牧 下 恭 之

## 令和2年12月第6回水俣市議会定例会（11月27日～12月17日）

〔議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第105号	専決処分の報告及び承認について 専第18号 水俣市企業立地条例の一部を改正する条例の制定について	11月27日	総務産業	12月17日 承認	
議第106号	専決処分の報告及び承認について 専第20号 令和2年度水俣市一般会計補正予算（第12号）	11月27日	総務産業	12月17日 承認	
議第107号	水俣市長等の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について	11月27日	総務産業	11月27日 原案可決	
議第108号	水俣市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	11月27日	総務産業	12月17日 原案可決	
議第109号	令和2年度水俣市一般会計補正予算（第13号）	11月27日	各 委	12月17日 原案可決	
議第110号	令和2年度水俣市国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）	11月27日	厚生文教	12月17日 原案可決	
議第111号	令和2年度水俣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）	11月27日	厚生文教	12月17日 原案可決	
議第112号	令和2年度水俣市介護保険特別会計補正予算（第3号）	11月27日	厚生文教	12月17日 原案可決	
議第113号	令和2年度水俣市病院事業会計補正予算（第1号）	11月27日	厚生文教	12月17日 原案可決	
議第114号	工事請負契約の変更について	11月27日	総務産業	12月17日 原案可決	
議第115号	工事請負契約の変更について	11月27日	厚生文教	12月17日 原案可決	
議第116号	財産の取得について	11月27日	厚生文教	11月27日 原案可決	
議第117号	市道の路線認定について	11月27日	総務産業	12月17日 原案可決	
議第118号	教育委員会委員の任命について （山田誠次君）	12月17日	省 略	12月17日 同意	
議第119号	人権擁護委員候補者の推薦について （井上信二君）	12月17日	省 略	12月17日 適任	
議第120号	人権擁護委員候補者の推薦について （和田恭子君）	12月17日	省 略	12月17日 適任	

## 〔前回から継続審査となっている議案〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
議第93号	令和元年度水俣市病院事業会計決算認定及び剰余金処分について	8月28日	厚生文教	11月27日 認定及び原案可決	
議第94号	令和元年度水俣市水道事業会計決算認定及び剰余金処分について	8月28日	総務産業	11月27日 認定及び原案可決	
議第96号	令和元年度水俣市一般会計決算認定について	9月10日	一般会計 決算特別	11月27日 認 定	
議第97号	令和元年度水俣市国民健康保険事業特別会計決算認定について	9月10日	厚生文教	11月27日 認 定	
議第98号	令和元年度水俣市後期高齢者医療特別会計決算認定について	9月10日	厚生文教	11月27日 認 定	
議第99号	令和元年度水俣市介護保険特別会計決算認定について	9月10日	厚生文教	11月27日 認 定	
議第100号	令和元年度水俣市公共下水道事業特別会計決算認定について	9月10日	総務産業	11月27日 認 定	

## 〔意見書〕

番 号	件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
意見第12号	過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定に関する意見書について	12月17日	省 略	12月17日 原案可決	
意見第13号	医療・介護の一部負担金・利用料の免除等に対する国の財政支援の延長を求める意見書について	12月17日	省 略	12月17日 原案可決	
意見第14号	安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める意見書について	12月17日	省 略	12月17日 原案可決	

## 〔報 告〕

番 号	件 名	報告月日
報告第14号	専決処分の報告について	11月27日

## 〔継続調査〕

件 名	提案月日	付託委員会	結 末	備 考
一般行財政並びに経済観光、農林水産、都市計画、上下水道等に関する諸問題の調査について	12月17日	総務産業	12月17日 継続調査	
環境、福祉、総合医療センター並びに教育等に関する諸問題の調査について	12月17日	厚生文教	12月17日 継続調査	
議会運営等に関する諸問題の調査について	12月17日	議会運営	12月17日 継続調査	
議会の情報公開に関する調査について				

## 〔陳 情〕

受理番号	件 名	代 表 者 の 住 所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第4号	日本政府に核兵器禁止条約の参加・調印・批准を求める意見書提出の陳情について	水俣市築地10-13 松岡 正夫	総務産業	12月8日	12月17日 不採択
陳第2号	国の責任による「20人学級」を展望した少人数学級の前進を求める陳情について	水俣市葛渡 260-2 久木田 尚子	厚生文教	8月28日	12月17日 不採択
陳第3号	風力発電計画に対する水俣市長の慎重な調査、検討を求める陳情について	水俣市石坂川石飛 326-132 道家 哲實	厚生文教	9月10日	12月10日 撤回承認
陳第5号	安全・安心の医療・介護の実現のため夜勤改善と大幅増員を求める陳情について	熊本市中央区神水 1-20-15 一二三 美香	厚生文教	令和元年 11月29日	12月17日 採 択

## 〔前回から継続審査となっている陳情〕

受理番号	件 名	代 表 者 の 住 所 及 び 氏 名	付託委員会	提案月日	結 末
陳第3号	国、熊本県へ「不知火海沿岸住民（山間部含む）の健康調査の実施を求める」意見書提出の陳情について	水俣市桜井町 2-2-20 上村 好男	厚生文教	9月12日	12月17日 継続審査